

学 生 便 覧

令 和 7 年 度



東京家政学院大学

目 次

令和7年度学年暦	5
本学の使命・校章・校歌	9
沿革	13
学則	
東京家政学院大学学則	19
3つのポリシー	39
履修案内	
履修方法	49
卒業要件	55
授業科目概要	
専門科目	
現代生活学部現代家政学科	59
人間栄養学部人間栄養学科	66
生活共創学部生活共創学科	72
生活共創学部こども教育学科	82
共通教育科目	89
資格科目	93
履修規程等	
東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程	101
東京家政学院大学 GPA 制度に関する細則	113
資格取得規程等	
東京家政学院大学資格取得規程	119
取得できる資格・受験資格一覧	123
資格別履修方法	124
学内諸規程	
東京家政学院大学学位規程	159
東京家政学院大学科目等履修生規程	162
東京家政学院大学研究生規程	164
東京家政学院大学転学部・転学科に関する取扱い内規	166
東京家政学院大学休学期間中の授業料等の取扱い内規	168
東京家政学院大学再入学取扱い内規	169
東京家政学院大学入学前の既修得単位の認定に関する内規	170
東京家政学院大学学生交流規程	171
東京家政学院大学学生懲戒手続規程	173
東京家政学院大学学生表彰規程	177
キャンパス案内	
町田キャンパス案内図	182
千代田三番町キャンパス案内図	193

令和7年度 学年曆

令和7年度 学年暦

前期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行 事
7 年 4 月			1	2	3	4	5	1	1日 学年開始 3日 入学式 4・7・8日 オリエンテーション 9日 オリエンテーションミーティング 10日 前期授業開始
	6	7	8	9	10	11	12	2	
	13	14	15	16	17	18	19	3	
	20	21	22	23	24	25	26	4	
	27	28	29	30				5	
5 月				1	2	3		5	1日 火曜日の振替授業日
	4	5	6	7	8	9	10	6	
	11	12	13	14	15	16	17	7	
	18	19	20	21	22	23	24	8	21日 創立記念日
	25	26	27	28	29	30	31	9	
6 月	1	2	3	4	5	6	7	10	
	8	9	10	11	12	13	14	11	
	15	16	17	18	19	20	21	12	15日 千代田KVA祭 (ローズ祭)
	22	23	24	25	26	27	28	13	
	29	30						14	
7 月			1	2	3	4	5	14	
	6	7	8	9	10	11	12	15	10日・11日 補講日
	13	14	15	16	17	18	19	16	19日 月曜日の振替授業日
	20	21	22	23	24	25	26	17	23日 前期授業終了 25日・28～31日 前期定期試験
	27	28	29	30	31			18	
8 月					1	2			8月1日～9月20日 夏季休業
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		27日～29日 前期追・再試験
9 月		1	2	3	4	5	6		
	7	8	9	10	11	12	13		13日 学内入構禁止
	14	15	16	17	18	19	20		19日 後期オリエンテーション 20日 9月卒業式

後期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行 事
9 月	21	22	23	24	25	26	27	1	21日 後期開始 22日 後期授業開始
	28	29	30					2	
10 月				1	2	3	4	2	
	5	6	7	8	9	10	11	3	11日 学内入構禁止
	12	13	14	15	16	17	18	4	
	19	20	21	22	23	24	25	5	
	26	27	28	29	30	31		6	
11 月						1		6	1日 月曜日の振替授業日 5日 補講日
	2	3	4	5	6	7	8	7	8・9日 大学祭(KVA祭) (6・7日 準備のため通常授業休業)
	9	10	11	12	13	14	15	8	15日 学内入構禁止
	16	17	18	19	20	21	22	9	22日 学内入構禁止
	23	24	25	26	27	28	29	10	
12 月									
	7	8	9	10	11	12	13	11	13日 学内入構禁止
	14	15	16	17	18	19	20	12	20日 学内入構禁止
	21	22	23	24	25	26	27	13	25日～1月7日 冬季休業
	28	29	30	31				14	
8 年 1 月					1	2	3		
	4	5	6	7	8	9	10	15	10日 月曜日の振替授業日
	11	12	13	14	15	16	17	16	13日～16日 補講日 17・18日 学内入構禁止 (町田キャンパス)
	18	19	20	21	22	23	24	17	23日 後期授業終了 24日 学内入構禁止 26日～31日 後期定期試験
	25	26	27	28	29	30	31	18	
2 月	1	2	3	4	5	6	7		1日 学内入構禁止 4日 学内入構禁止 11日 学内入構禁止
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		24日～26日 後期追・再試験 27日 学内入構禁止
3 月	1	2	3	4	5	6	7		6日 学内入構禁止
	8	9	10	11	12	13	14		12日 学内入構禁止
	15	16	17	18	19	20	21		19日 大学卒業式・ 大学院修了式
	22	23	24	25	26	27	28		25日～31日 春季休業
	29	30	31						

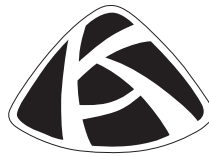
- ・ 国民の祝日及び休日は、通常授業は行いません。
- ・ は、定期試験期間をあらわす。
- ・ は、授業休業期間をあらわす。
- ・ は、補講日をあらわす。
- ・ は、振替授業日をあらわす。
- ・ 土曜日は補講並びに行事等を行う。

本学の使命・校章・校歌

本 学 の 使 命

東京家政学院大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、一般教育との密接な関連において、高度の専門教育を授け、知徳を磨き、応用能力を伸ばし、もって新時代にふさわしい心身ともに健全な良き社会人・家庭人としての女性を育成することを使命とする。

校 章



校章は、創立者故大江スミが選ばれたもので、その意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に次の三語の頭文字を組み合わせたものであります。

K Knowledge

V Virtue

A Art

これは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したもので、これを体得させて、良き社会人・家庭人を育成することが本学の建学精神であることを示しています。

なお、VがK・Aを囲んでいます、これは徳性の涵養が根本をなすことを意味しています。

校 歌

一、我等のときこそ 近くきぬれ 心と業とを いざやみがかん いざや磨かん いざく磨かん	二、新たに開けし 道はおおし 正しく選びて いざやすすまん いざや進まん いざく進まん	三、教は毎日に うまず受けぬ 御国と家とに いざやつくさん いざや尽くさん いざく尽くさん
--	--	--

治 革

治
革

沿革

本学院は、大正 12 年 2 月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に創まる。

大正14年 2 月	麹町区 3 丁目に校舎を新築して、東京府より東京家政学院の設立認可を受け、大江スミ学院長に就任。
5 月	創立記念祝賀会を催し、この日 21 日を創立記念日とする。
大正15年 4 月	鉄筋コンクリート 4 階建の校舎を同所に新築し、組織を財団法人に改め、大江スミ理事長に就任。
昭和 2 年 7 月	文部省より東京家政専門学校設置認可を受け、大江スミ校長に就任。
昭和11年 1 月	麹町区三番町の現位置に鉄骨コンクリート 6 階建（2 号館）の校舎を新築移転。
昭和13年 4 月	世田谷区船橋町の本校農場所在地に寄宿舍（千歳寮）を新築。
昭和14年 3 月	東京家政学院高等女学校（後に新制中学校、新制高等学校となる）を併設し、大江スミ校長を兼任。
昭和20年 3 月	全校舎戦災に罹り、千歳寮を臨時校舎とする。
昭和23年 1 月	創立者大江スミ逝去。
	戸田貞三校長に就任。
2 月	世田谷区船橋町千歳寮の臨時校舎から現位置に復帰。
8 月	田代穰理事長に就任。
昭和25年 3 月	校長戸田貞三退職。
	学制改革により東京家政学院短期大学の設置認可を受け、4 月 1 日開学。
	財団法人理事大江博学長事務取扱となる。
昭和26年 3 月	武部欽一学長に就任。
	財団法人東京家政学院の組織を改め、学校法人東京家政学院と改称、田代穰理事長に就任。
12 月	田代穰に代わり武部欽一理事長に就任。
昭和28年10月	創立 30 周年記念式典を挙げる。
12 月	武部欽一に代わり広瀬久忠理事長に就任。
昭和29年 4 月	短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
9 月	広瀬久忠に代わり児玉政介理事長に就任。
昭和30年 4 月	学長武部欽一退職し、藤本萬治学長に就任。
昭和31年 4 月	短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
昭和32年 4 月	短期大学に栄養士養成施設の指定を受ける。
5 月	創立者大江スミの 10 年祭を挙げる。
昭和33年 5 月	同窓会が大江スミの胸像を建設。
10 月	創立 35 周年記念式典を挙げる。
昭和35年 1 月	児玉政介に代わり柴沼直理事長に就任。
昭和37年 4 月	大学附属図書館及び木造 2 階建教室を移転し、長野県蓼科高原に「山の家」を建設 8 月開所。
昭和38年 1 月	東京家政学院大学家政学部家政学科の設置認可を受け同年 4 月より開学。
	東京家政学院（各種学校）を 3 月 31 日限り廃止。
2 月	家政学部家政学科に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認可を受ける。
3 月	学長藤本萬治退職。
4 月	関口勲学長に就任。
10 月	創立 40 周年記念式典を挙げる。
昭和39年 3 月	家政学部家政学科に栄養士養成施設の指定を受ける。
	世田谷区船橋町に鉄筋コンクリート 4 階建の学生寮（千歳寮）西寮を新築。
12 月	鉄筋コンクリート 3 階建の KVA 会館及び鉄筋コンクリート地下 1 階地上 5 階の校舎（6 号館）を新築。
昭和40年 3 月	千歳寮に鉄筋コンクリート 3 階建の学生寮（東寮）を増築。
昭和42年10月	鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建の体育館を新築。
12 月	家政学部家政学科に、家政学専攻と管理栄養士専攻を置き、昭和 39 年 3 月に指定された栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設として指定替えされ昭和 41 年度入学者から適用。
昭和46年 3 月	家政学部家政学科管理栄養士専攻に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の指定を受ける。
昭和48年 3 月	柴沼直理事長逝去。
4 月	大学学則を改正し、学芸員の資格を得るための科目を加える。
5 月	江戸英雄理事長に就任。
昭和50年 4 月	1 号館（地下 1 階、地上 8 階）竣工。
11 月	創立 50 周年記念式典を挙げる。
昭和51年 3 月	学長関口勲退職。
4 月	理事長江戸英雄後任学長が選任されるまで兼務。
	有光次郎学長に就任。
	家政学部家政学科家政学専攻に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認定を受ける。
昭和52年 4 月	大学に保健管理センター設置。
昭和55年 4 月	新校舎開発準備室を置き、新校舎の開発に関する準備を開始。
昭和58年12月	大学家政学部住居学科の設置認可を受ける。
	短期大学英語科（位置 東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。

	大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可を受ける。
昭和59年 2月	短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
3月	学長有光次郎退職。
	世田谷区船橋の学生寮（千歳寮）を廃止。
4月	大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地に変更。
	小林行雄学長に就任。
5月	創立 60 周年記念式典を挙行。
昭和60年12月	家政学部家政学科・短期大学英語科に限って（平成 12 年 3 月 31 日）入学定員増募の認可を受ける。
昭和62年 4月	短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
12月	大学人文学部（位置 東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
昭和63年 3月	学長小林行雄退職。
4月	大学人文学部日本文化学科及び工芸文化学科を開学。
	大学人文学部日本文化学科に中学校、高等学校国語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
	芳賀登学長代行に就任。
昭和64年 1月	鶴澤昌和学長に就任。
平成元年12月	東京家政学院筑波短期大学（位置 茨城県つくば市吾妻 3－1）の設置認可を受ける。
	同学長に柴沼晋就任。
平成 2 年 4月	東京家政学院筑波短期大学（国際教養科・情報処理科）を開学。
平成 3 年 3月	東京家政学院生活文化博物館 博物館に相当する施設の指定（東京都）を受ける。
12月	東京家政学院筑波短期大学国際教養科の臨時定員増の認可を受ける。
平成 4 年12月	東京家政学院短期大学生活科学科に生活科学専攻及び食物栄養専攻の設置が認められる。
	学長鶴澤昌和退職。
平成 5 年 1月	河野重男学長に就任。
4月	東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更。
5月	江戸英雄に代わり阿部充夫理事長に就任。
10月	三番町キャンパス体育館（地下 2 階、地上 3 階）落成記念式典を挙行。
平成 7 年 3月	東京家政学院大学大学院（修士課程）の設置認可を受ける。
4月	東京家政学院大学大学院人間生活学研究科（修士課程）を開学。
12月	東京家政学院筑波女子大学（位置 茨城県つくば市吾妻 3－1）の設置認可を受ける。
	同大学学長に柴沼晋就任。
平成 8 年 1月	東京家政学院筑波短期大学国際教養科学生募集停止。
3月	東京家政学院筑波女子大学学長柴沼晋退職。
4月	東京家政学院筑波女子大学（国際学部）を開学。
	同大学学長に渡邊浩就任。
	東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更。
平成 9 年 1月	河野重男学長に再任。
6月	理事長阿部充夫退職。
7月	河野重男理事長就任。
平成10年 6月	東京家政学院筑波女子大学短期大学部国際教養科廃止。
12月	東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科の設置認可を受ける。
平成11年 1月	東京家政学院短期大学英語科学生募集停止。
3月	東京家政学院大学人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に介護福祉士養成施設の指定認可を受ける。
4月	東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科を開学。
平成12年 3月	東京家政学院筑波女子大学学長渡邊浩退職
4月	同学長に草薙裕就任
12月	東京家政学院大学人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻に高等学校教諭一種「福祉」並びに人文学部文化情報学科文化情報専攻に高等学校教諭一種「情報」の教育職員養成課程の認定を受ける。
	理事長河野重男退職。
	学長河野重男退職。
平成13年 1月	芳賀登理事長に就任。
	田辺員人学長に就任。
3月	東京家政学院短期大学別科生活科学専修廃止。
5月	東京家政学院短期大学英語科廃止。
平成14年 3月	東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に中学校教諭専修「家庭」及び高等学校教諭専修「家庭」の教育職員養成課程の認定を受ける。
平成15年 6月	創立 80 周年記念式典を挙行。
平成16年 3月	東京家政学院筑波女子大学学長草薙裕退職
4月	東京家政学院短期大学生活科学科食品バイオ専攻を開学。
	東京家政学院大学収容定員関係学則変更届出（含、平成 17 年度から文化情報学科の専攻制廃止）が受理される。
	東京家政学院筑波女子大学・同短期大学部学長に門脇厚司就任。
7月	東京家政学院大学家政学部児童学科設置届出の受理通知を受ける。
10月	東京家政学院筑波女子大学国際学部・同短期大学部情報処理科学生募集停止。
12月	学長田辺員人退職。

平成17年 1 月	伊東薫一学長代行に就任。
3 月	東京家政学院大学家政学部児童学科に指定保育士養成施設の指定認可を受ける。 東京家政学院大学家政学部児童学科及び住居学科に中学校、高等学校教諭一種「家庭」並びに家政学部家政学科管理栄養士専攻に栄養教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。 東京家政学院短期大学生活科学科食物栄養専攻及び食品バイオ専攻に中学校教諭二種「家庭」並びに同食物栄養専攻に栄養教諭二種の教育職員養成課程の認定を受ける。
4 月	東京家政学院大学家政学部児童学科を開学。 利谷信義学長に就任。 東京家政学院筑波女子大学を筑波学院大学に名称変更し、情報コミュニケーション学部を開学。(男女共学) 同学長に門脇厚司就任。
平成18年 3 月	東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に栄養教諭専修免許の教育職員養成課程の認定を受ける。
12 月	理事長芳賀登退職。
平成19年 1 月	利谷信義理事長代行に就任。 利谷信義理事長に就任。
2 月	東京家政学院筑波女子大学短期大学部情報処理科廃止。
3 月	東京家政学院大学家政学部児童学科に幼稚園教諭一種並びに小学校教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
4 月	東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化とする。
平成20年 3 月	筑波学院大学学長門脇厚司退職。
4 月	同学長に三石善吉就任。
5 月	利谷信義に代わり山口孝理事長に就任。 東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科設置届出(含、平成 21 年度から家政学科家政学専攻及び管理栄養士専攻の学生募集停止)が受理される。 東京家政学院大学収容定員変更関係学則変更届出が受理される。 東京家政学院大学学則の変更届出(平成 21 年度入学生から人間福祉学科の専攻制廃止)が受理される。
7 月	東京家政学院短期大学生活科学科学生募集停止。
平成21年 3 月	学長利谷信義退職。
4 月	東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科を開学。 天野正子学長に就任。
5 月	東京家政学院大学現代生活学部設置届出(含、平成 22 年度から家政学部及び人文学部の学生募集停止)が受理される。 筑波学院大学経営情報学部設置届出(含、平成 22 年度から情報コミュニケーション学部の学生募集停止)が受理される。
平成22年 1 月	東京家政学院大学現代生活学部児童学科に幼稚園、小学校一種、現代家政学科及び生活デザイン学科に中学校、高等学校一種「家庭」、人間福祉学科に「福祉」、健康栄養学科に栄養教諭一種の教員職員養成課程の認定を受ける。
4 月	東京家政学院大学現代生活学部を開学。 筑波学院大学経営情報学部を開学。
平成23年 1 月	東京家政学院短期大学生活科学科廃止。
3 月	千代田三番町キャンパス 1 号館耐震補強及び改修工事完了
4 月	大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地及び東京都千代田区三番町 22 番地に変更し、2 キャンパス体制となる。 東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科及び健康栄養学科の 2 学科が千代田三番町キャンパスへ移転。
平成24年 3 月	筑波学院大学学長三石善吉退職。
4 月	同学長に大島慎子就任。
平成25年 5 月	東京家政学院大学人文学部廃止。
6 月	創立 90 周年記念式典を举行。
平成26年 5 月	東京家政学院大学家政学部家政学科及び健康栄養学科廃止。
6 月	山口孝に代わり沖吉和祐理事長に就任。
10 月	東京家政学院大学家政学部児童学科廃止。
11 月	筑波学院大学情報コミュニケーション学部廃止。
平成27年 3 月	東京家政学院大学家政学部廃止。 学長天野正子退職。
4 月	廣江彰学長に就任。
平成28年 4 月	筑波学院大学経営情報学部経営情報学科をビジネスデザイン学科に名称変更。
平成29年 4 月	東京家政学院大学人間栄養学部設置届出及び現代生活学部食物学科設置届出(含、平成 30 年度から現代生活学部健康栄養学科及び人間福祉学科の学生募集停止)が受理される。
平成30年 3 月	東京家政学院大学現代生活学部食物学科に栄養士養成施設の指定認可を受ける。
4 月	東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科及び現代生活学部食物学科を開学。
平成30年 8 月	筑波学院大学設置者変更の認可を受ける。
平成31年 4 月	筑波学院大学設置者変更。
令和 2 年 4 月	東京家政学院大学大学院人間生活学研究科家政学専攻・栄養学専攻設置、生活文化専攻募集停止。
令和 2 年 7 月	沖吉和祐に代わり吉武博通理事長に就任。

令和 3 年 3 月 学長廣江彰退職。
4 月 鷹野景子学長に就任。
東京家政学院大学現代生活学部人間福祉学科廃止。
9 月 東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科廃止。
令和 4 年 4 月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻廃止。
令和 6 年 6 月 東京家政学院大学生活共創学部生活共創学科・こども教育学科設置届出。
東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科募集停止。
令和 7 年 4 月 東京家政学院大学生活共創学部生活共創学科・こども教育学科開学。

學 則

學
則

東京家政学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もって人々の生活の向上に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(名称及び位置)

第2条 本学は、東京家政学院大学と称する。

2 本学の位置は、東京都町田市相原町2600番地及び東京都千代田区三番町22番地とする。

(自己点検及び評価等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第39条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第37条又は第39条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 5月21日

(4) 夏季休業 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月25日から3月31日まで

2 学長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第3章 学部・学科

(学部・学科の入学及び収容定員)

第8条 本学に次の学部及び学科を置き、その入学及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	130名	10名	530名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名		560名
生活共創学部	生活共創学科	197名		788名
	こども教育学科	50名		200名
計		517名	10名	2,078名

※生活共創学科には、食科学コース（入学定員70名、収容定員280名）がある。

(大学院)

第9条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	家政学専攻	6名	12名
		栄養学専攻	4名	8名

3 大学院に関する規則は、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第10条 本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。

2 資格取得に関する事項は、別に定める。

3 教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程（以下「履修規程」という。）による。

(授業科目の区分)

第11条 授業科目は、専門科目、共通教育科目及び資格科目に分ける。

2 授業科目及びその単位数は別表第2のとおりとする。その他必要な事項は、履修規程に定める。

(授業科目の担当)

第12条 本学は各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2 本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、又、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

(単位の修得)

第13条 学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規程に定める単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算することについては、別に定める。

(各授業科目の授業期間)

第15条 各授業科目の授業は、原則として各学期15週にわたる期間を単位として行う。

(授業の方法)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(試験)

第17条 試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。

2 各授業科目とも学則に定める授業時間の3分の2に達しない者は、試験を受けることができない。

3 試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。

4 試験の成績評価及び表記については、別に定める。

第5章 課程の修了、卒業及び学位

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第16条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は第43条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第22条 4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て学部長が課程の修了を認定する。

2 卒業必要単位数は、別表第3のとおりとする。

(卒業の認定)

第23条 前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第24条 3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第4条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、教授会の審議を経て、学部長が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業の延期)

第25条 第23条の特例として、第22条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。

2 前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第26条 学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）
生活共創学部	生活共創学科	学士（生活共創学）
	こども教育学科	学士（こども教育学）

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 職員組織

(教職員)

第27条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。

(学長)

第28条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第29条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

(学部長)

第30条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

第7章 教授会

(教授会)

第31条 本学に教授会を置く。

2 本学における教授会は次の通りとする。

(1) 全学教授会

(2) 学部教授会

3 教授会については、別に定める。

第8章 入学、編入学、学士入学、再入学、退学、除籍、転学、留学、休学、復学、転学部・転学科

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第33条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 修業年限が3年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- （入学の出願）

第34条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第35条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第36条 合格者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、本学則第47条第1項に定める納付金を納め、入学の手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第37条 第8条に基づく第3年次編入学者の選考は、別に定める選考により行う。

2 前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長が決定する。

3 前2項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (3) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

（学士入学）

第38条 修業年限4年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第3年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長が決定する。

（再入学）

第39条 本学を願い出により中途退学した者又は除籍（学則第41条第1号の場合に限る。）された者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

（退学）

第40条 本学を退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第44条第3項に定める休学期間を超えなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

（転学）

第42条 他の大学への入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

（休学）

第44条 疾病その他の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、

1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学の期間は、第4条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第45条 休学者が復学しようとするときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学部・転学科)

第46条 本学の学生で、他の学部へ転学部又は、他の学科への転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長が転学部・転学科を許可する。

2 転学部・転学科に関する事項は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

(納入金の額)

第47条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第4のとおりとする。

2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

4 学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。

5 学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。

6 児童養護施設等に在籍する者については、別に定めるところにより、入学金を免除し、授業料及び施設設備資金の半額を減免する。

(入学時納入金の納入期日)

第48条 入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。

(授業料の納入期日)

第49条 授業料、施設設備資金及び実習料（以下この章において「授業料等」という。）は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日とする。

前期分 4月末日

後期分 9月末日

(既納の納入金の返戻)

第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。

(授業料等未納者の受験)

第51条 授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。

(退学等の場合の授業料等)

第52条 学期の途中で退学、転学した者又は除籍（第41条第1号による場合を除く。）された者についても、その期の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学期間中の授業料等)

第53条 休学を許可された者は、別に定めるところにより休学在籍料を納めなければならない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第54条 学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを表彰する。

(懲戒)

第55条 学生が、本学の諸規則に違反する等、学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に

支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 学長は、他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第59条 学長は、在留資格「留学」を有する者もしくは入学時まで在留資格「留学」を取得見込みの者が本学に入学を志願する場合は別に定める選考で行い、また短期留学については教授会において選考の上、入学を許可することがある。なお、入学後は、在留資格「留学」を有する者を「外国人留学生」とする。

2 前項の外国人留学生に対しては、第11条第2項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用)

第60条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

第12章 公開講座及び各種講習会等

(公開講座)

第61条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(各種講習会等)

第62条 本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。

2 講習会等に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館・博物館・センター

(附属図書館)

第63条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(博物館)

第64条 本学に博物館を置く。

2 博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。

3 博物館に関する事項は、別に定める。

(情報処理センター)

第65条 本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

2 情報処理センターに関する事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第66条 本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(学生支援センター)

第67条 本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

2 学生支援センターに関する事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第68条 本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

(社会連携センター)

第69条 本学に東京家政学院大学社会連携センター（以下「社会連携センター」という。）を置く。

2 社会連携センターに関する事項は、別に定める。

(アドミッションセンター)

第70条 本学に東京家政学院大学アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）を置く。

2 アドミッションセンターに関する事項は、別に定める。

(教育開発・IRセンター)

第71条 本学に東京家政学院大学教育開発・IRセンター（以下「教育開発・IRセンター」という。）を置く。

2 教育開発・IRセンターに関する事項は、別に定める。
（キャリア支援センター）

第72条 本学に東京家政学院大学キャリア支援センター（以下「キャリア支援センター」という。）を置く。

2 キャリア支援センターに関する事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 家政学部家政学科家政学専攻の平成12年度から平成15年度までの入学定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

3 家政学部家政学科家政学専攻の平成12年度から平成18年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第44条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成13年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日に在籍する者及び平成16年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第26条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から施行する。

3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科		50名	100名	150名
	住居学科		385名	410名	430名
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
	文化情報学科		80名	160名	250名
計			2,657名	2,654名	2,625名

4 第44条の規定に基づく別表第1に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成17年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第42条の2の規定は、平成18年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第44条の4の規程は、平成21年度から入学する者に適用する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政学専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成21年4月31日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から施行する。

なお、家政学部家政学科家政学専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第3年次編入学に係る学生募集は、平成23年度から停止する。

- 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名
	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
	文化情報学科		310名	280名	250名
計			2,585名	2,570名	2,555名

- 第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成21年度から入学する者に適用する。ただし、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

- 第40条の2の規定については、平成21年3月31日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附 則

この学則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から施行する。

なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第3年次編入学に係る学生募集は、平成24年度から停止する。

- 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科		110名	120名	120名
	健康栄養学科		105名	105名	105名
	児童学科		180名	130名	80名

	住居学科		310名	200名	85名
人文学部	日本文化学科		220名	140名	55名
	工芸文化学科		180名	120名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
	文化情報学科		230名	150名	60名
現代生活学部	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名
	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名
計			2,460名	2,335名	2,200名

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年9月25日から施行する。ただし、第44条第6項の規定は、平成25年度から入学する者に適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	25年度	26年度	27年度
現代生活学部	現代家政学科	510名	520名	530名
	児童学科	340名	350名	360名
	人間福祉学科	310名	290名	270名

附 則

この学則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第43条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成25年10月29日から施行する。ただし、第54条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年7月26日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1に掲げる表の規定は、現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科については、平成26年度入学者から、人間福祉学科については、平成28年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部健康栄養学科、人間福祉学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科の規定は、平成32年4月1日から施行する。

4 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	30年度	31年度	32年度
現代生活学部	現代家政学科	540名	540名	535名
	健康栄養学科	315名	210名	105名
	生活デザイン学科	460名	420名	380名

	食物学科	70名	140名	210名
	人間福祉学科	185名	120名	60名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	280名	420名

5 改正後の学則第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度及び平成31年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

6 改正後の学則第44条第3項の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度及び平成31年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第4条第2項、第29条の2及び第37条第2項の規定については、令和2年4月1日から適用する。

3 改正後の第4条第2項に掲げる表の規定にかかわらず、生活文化専攻は、施行日の前日において当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 改正後の第4条の第2項に掲げる表の収容定員は、同条の規定に関わらず、令和2年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	令和2年度
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名
		家政学専攻	6名
		栄養学専攻	4名

附 則

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年7月28日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1及び第11条第2項別表第2は、令和5年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1及び第11条第2項別表第2は、令和6年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1、第11条第2項別表第2、第22条第2項別表第3及び第47条第1項別表第4は、令和7年度第1年次入学者から適用する。

2 改正後の学則第8条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。なお、現代生活学部生活デザイン学科、児童学科の3年次編入学に係る学生募集は、令和9年度4月から停止する。

3 改正後の学則第8条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までは、次表の通りとする。

学 部	学 科	7年度	8年度	9年度
現代生活学部	現代家政学科	530名	530名	530名
	生活デザイン学科	260名	180名	90名
	食物学科	210名	140名	70名
	児童学科	280名	190名	95名
人間栄養学部	人間栄養学科	560名	560名	560名
生活共創学部	生活共創学科	197名	394名	591名
	こども教育学科	50名	100名	150名

※生活共創学科には、食科学コース（7年度70名、8年度140名、9年度210名）を含む。

別表第1（第1条第2項関係）

現代生活学部	
現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、家庭科教育を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
現代家政学科	現代家政学科は、「生活者と社会」「食生活」「ハウジング」「ファッション」の4領域において、家族、消費者、社会、企業、環境、衣、食、住に関わる家政学の専門的な知識・技術に関連付けて習得させ、他者と協働し、生活者の視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。
人間栄養学部	
人間栄養学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、「人々の生活の質（quality of life）を豊かにするために、人間、食物、そして地域・環境の相互関係から『人間の栄養』を学際的な視野で包括的に探究し、乳幼児から高齢者にいたるさまざまな人々の望ましい栄養・食生活が創造できる科学的素養を備えた人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
人間栄養学科	人間栄養学科は、個々人の身体面の栄養状況や食物・食品に含まれる栄養素に関する学問を発展させ、組織・集団・地域等の社会環境に及ぶ総合的な視点の下で人間の栄養状態を改善する「人間栄養学（Human Nutrition）」に立脚した研究・教育を行い、社会貢献ができる管理栄養士を育成する。
生活共創学部	
生活共創学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、共感力、協働力、達成力を柱として、共感力では①感じ取る力、②寄り添う力、③相互尊重力を、協働力では①実行する力、②マネジメント力、③牽引する力を、達成力では①面白がる力、②考え抜く力、③やり遂げる力を身に付けさせ、各学科の専門的知識・技能を身に付け、広く地域・社会の発展に貢献できる人材育成を目的とする。	
生活共創学科	生活共創学科は、生活者の視点から、自らの生き方、地域・社会のあり方を主体性を持って考え、周囲と協働して、人々が快適に生活できる社会を「共に創り上げる」ことができる。また、多面的な知識・経験から将来的な地域や社会の需要を予測し、新しい衣食住のあり方を企画・提案・推進できる人材育成を目的とする。
こども教育学科	こども教育学科は、こどものウェルビーイング向上に寄与する専門的知識・技能を身に付け、こどもを取り巻く社会における問題を見つけ、論理的・多角的に考え、解決していくことができる。また、地域社会に参画・貢献する主体性・協働性・共感力を持ち、こどもが心豊かに生きていくための学習環境を創造することができる人材育成を目的とする。

別表第2(第11条第2項関係)

現代生活学部 現代家政学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考	科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
学科共通	現代家政演習	1	○		ハウジング	住居学概論	2		
	基礎ゼミ	1	○			住生活論	2		
	現代生活論	2	○			住居設備	2		
	現代家政ゼミA	1	○			住居計画	2		
	現代家政ゼミB	1	○			インテリア材料	2		
	卒業研究A	4	○			建築計画	2		
生活者 と 社会	卒業研究B	4	○			建築設計論	2		
	生活経済学概論	2				建築CAD演習	2		
	コミュニティ論	2				福祉住環境	2		
	生活文化論	2				建築環境学A	2		
	日本語コミュニケーション	2				建築構法	2		
	ことばと生活	2				構造力学A	2		
	情報伝達と表現	2				構造力学B	2		
	生活文化演習	1				構造計画A	2		
	伝統文化の継承と発信	2				住宅施工	2		
	家族論	2				建築法規	2		
	家族の文化	2				建築史A	2		
	ジェンダーと生活	2				建築史B	2		
	家族の心理学	2				設計製図演習Ⅰ	2		
	コミュニケーションの心理学	2				設計製図演習Ⅱ	2		
	インターンシップ	2				設計製図演習Ⅲ	2		
	社会福祉概論	2				設計製図演習Ⅳ	2		
	情報処理演習	2				設計製図演習Ⅴ	2		
	企業と会計	2				設計製図演習Ⅵ	2		
	ファイナンシャルプランニング入門	2				建築調査	2		
	消費経済論	2				都市計画	2		
	消費者教育	2				エコロジー	2		
	消費者政策と法	2				環境保護論	2		
	社会調査法	2			ファッション	衣生活学概論	2		
	消費者教育演習	2				ファッション造形学	2		
	総合家政と地域生活	2				ファッション造形実習A	2		
	コミュニティ福祉論	2				ファッション造形実習B	2		
	社会福祉方法論	2				現代衣生活論	2		
家庭科教育	家政学原論	2				世界の服飾	2		
	児童学概論	2				日本の服飾	2		
	保育学	2				西洋服飾文化史	2		
	家族関係論	2				ファッションテキスタイル	2		
	家族支援論	2				ファッションカラー演習	1		
	家庭経営学概論	2				ファッションコーディネート	1		
	生活設計論	2				美と健康	2		
	家族と法	2				若者ファッション論	2		
	家庭経済学	2				日本の服飾演習	1		
	消費者教育	2							
食生活	フードスペシャリスト論	2							
	栄養学概論	2							
	食品学概論	2							
	食品学	2							
	調理学	2							
	栄養学	2							
	食生活論	2							
	調理学実習	2							
	健康・食発達心理学	2							
	食料経済	2							
	食品の官能評価・鑑別演習	2							
	食品学実験	2							
	食品衛生学	2							
	フードコーディネート論	2							
	食文化論	2							
	食文化演習	2							
	食と環境	2							

人間栄養学部 人間栄養学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
専門導入科目	人間栄養学原論	2	○	
	管理栄養士のための基礎演習	1	○	
	管理栄養士のための英語A	1		
	管理栄養士のための英語B	1		
	管理栄養士の早期体験実習	1		
	基礎サイエンス実験	1	○	
	栄養情報統計演習	1		
専門基礎科目	社会・健康環境			
	公衆衛生学Ⅰ	2	○	
	公衆衛生学Ⅱ	2	○	
	公衆衛生学実習	1	○	
	疫学・社会調査法	2	○	
	人体の構造と機能 疾病の成り立ち	有機化学	2	○
		生化学	2	○
		生化学実験	1	○
		分子栄養学	2	○
		解剖生理学Ⅰ	2	○
		解剖生理学Ⅱ	2	○
		解剖生理学実習	1	○
		運動生理学	2	○
		微生物学	2	○
		臨床病態栄養学	2	○
	食べ物と健康	基礎食品学	2	○
		基礎食品学実験	1	○
		応用食品学	2	○
		応用食品学実験(食品の鑑別を含む)	1	○
		調理学	2	○
		調理学実験(官能評価を含む)	1	○
		基礎調理学実習	1	○
		応用調理学実習	1	○
		食事計画論実習	1	○
		食品衛生学	2	○
		食品衛生学実験	1	○
専門基幹科目	栄養基礎学	基礎栄養学Ⅰ	2	○
		基礎栄養学Ⅱ	2	○
		基礎栄養学実験	1	○
	応用栄養学	食事摂取基準論	2	○
		ライフステージ別栄養学Ⅰ	2	○
		ライフステージ別栄養学Ⅱ	2	○
	栄養教育論	応用栄養学実習	1	○
		栄養教育総論	2	○
		栄養教育方法論	2	○
		実践栄養教育論	2	○
		栄養教育実習Ⅰ	1	○
	臨床栄養学	栄養教育実習Ⅱ	1	○
		臨床栄養学基礎	2	○
		臨床栄養学応用	2	○
		臨床栄養アセスメント論	2	○
		臨床栄養ケアマネジメント論	2	○
	栄養公衆学	臨床栄養アセスメント実習	1	○
		臨床栄養ケアマネジメント実習	1	○
		公衆栄養学	2	○
	給食経営管理論	地域栄養活動論	2	○
		公衆栄養学実習	1	○
		給食経営管理論	2	○
		給食経営管理実習	1	○
	演習総合	健康フードマネジメント論	2	○
		健康フードマネジメント実習	1	○
		総合演習Ⅰ	1	○
		総合演習Ⅱ	1	○
	臨地実習	給食運営臨地実習	1	○
		臨床栄養Ⅰ臨地実習※	2	※1
		臨床栄養Ⅱ臨地実習※1	1	※2
		公衆栄養臨地実習※2	1	※2

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
専門発展科目	栄養臨床系	栄養治療学	2	
		臨床栄養カンファレンス論	2	
		カウンセリング論	2	
	栄養食育・地域系	健康・食発達心理学	2	
		児童福祉・食育論	2	
		在宅地域栄養ケア論	2	
	スポーツ栄養系	スポーツ栄養学	2	
		スポーツ栄養マネジメント論	2	
		スポーツ栄養学実習	1	
	食品開発系	食文化論	2	
		食・空間プロデュース論	2	
		フードシステム論	2	
	共通科目	食品開発論	2	
		インターンシップ	1	
		実践栄養プロデュース実習A	2	
		実践栄養プロデュース実習B	2	
		海外専門研修(栄養学)	1	
		食物・栄養演習Ⅰ	1	※1
		食物・栄養演習Ⅱ	2	※1
		食物・栄養演習Ⅲ	1	

必修欄※1 管理栄養士国家試験受験資格を得るための必修科目

必修欄※2 管理栄養士国家試験受験資格を得るためにはいずれか1単位必修

生活共創学部 生活共創学科 専門科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	○	
		食科学概論	2		
		住環境デザイン概論	2		
		被服学概論	2		
		こども学概論	2		
		生活イノベーション概論	2		
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2		
		リーダーシップ基礎	2		
		マーケティング基礎	2		
		データサイエンス基礎(生活とデータ)	2		
		ロジカルシンキングとデザイン思考	2		
	ゼミナール	初年次ゼミA	2	○	
		初年次ゼミB	2	○	
		共創プロジェクトゼミA	2	○	
		共創プロジェクトゼミB	2		
専門教育科目	食科学	食の創造	フードビジネス概論	2	
			比較食文化・食生活論	2	
		食の科学	有機化学	2	
			こどもの食とアレルギー	2	
		人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ(解剖学)	2	*
			解剖生理学Ⅱ(生理学)	2	*
		食品と衛生	食品学総論	2	*
			食品学各論	2	*
		食品と衛生	食品学実験	1	*
			基礎栄養学	2	*
		給食の運営	基礎調理学実習	2	*
			調理学	2	*
		強化科目	栄養士論	2	
			被服学演習	2	
		教職教科科目	家庭経営学概論	2	
			保育学	2	
	専門基礎	建築設計	住居デザイン演習A	2	
			住居デザイン演習B	2	
			住居デザイン演習C	2	
			住居デザイン演習D	2	
			建築史A	2	
		建築計画・環境	建築史B	2	
			住環境マネジメント論	2	
			住居計画	2	
			福祉住環境	2	
			構造力学A	2	
		建築構造・施工	住宅設計論	2	
			構法計画	2	
			インテリア材料	2	
		園芸	ガーデニング概論	2	
			園芸論	2	
			ガーデニング実習Ⅰ	2	
	生活イノベーション	ライフウェルネス	多感覚感受とデジタルデトックス	2	
			ダイエット&フィットネス	2	
			マネーフローの世界とくらし	2	
		フューチャーライフ	生活イノベーション最前線	2	
			Society 5.0論	2	
			ビジネスイノベーション	2	
		知的財産権を学ぶ	知的財産権を学ぶ	2	
			ビジネストレンドキーワードを読み解く	2	

* 食科学コースの学生のみ必修

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	食科学	食の創造	食生産体験演習A	1	
			食生産体験演習B	1	
			応用調理学実習	2	
			食品の企画と設計	2	
			食空間コーディネート論	2	
		食の科学	食品機能学	2	
			食科学総合演習	2	
			公衆衛生学Ⅰ(総論)	2	*
			公衆衛生学Ⅱ(各論)	2	*
			生化学(総論)	2	*
		社会生活と健康	代謝栄養学(生化学各論)	2	*
			栄養学・生化学実験	1	*
		人体の構造と機能	食品衛生学	2	*
			食品衛生学実験	1	*
	食科学	食品と衛生	応用栄養学	2	*
			栄養学各論実習	1	*
		栄養と健康	臨床栄養学総論	2	*
			臨床栄養学各論	2	*
			臨床栄養学実習	1	*
			栄養学実習	1	*
			栄養指導論	2	*
		栄養の指導	栄養指導実習	1	*
			栄養カウンセリング論	2	*
			栄養カウンセリング実習	1	*
			公衆栄養学	2	*
			公衆栄養学実習	1	*
		給食の運営	給食管理学	2	*
			校内給食管理実習	1	*
			校外給食管理実習	1	*
			調理科学実験	1	*
		強化科目	栄養士総合演習	1	
	専門発展	建築設計	建築デザイン演習A	2	
			建築デザイン演習B	2	
			住居CAD演習	2	
			建築CAD演習	2	
			建築総合演習	2	
		建築計画・環境	建築計画	2	
			インテリアデザイン論	2	
			地域デザイン論	2	
			建築環境学A	2	
			建築環境学B	2	
			住居設備	2	
			建築環境システム	2	
			建築法規	2	
		建築構造・施工	構造力学B	2	
			構造力学C	2	
			構造計画	2	
		園芸	建築材料学	2	
			建築施工	2	
			ガーデニング実習Ⅱ	2	
			ガーデンマテリアルズ	2	
			インテリアグリーン	2	
	生活イノベーション	フューチャーライフ	エクステリア演習	2	
			社会園芸	2	
			ランドスケープデザイン論	2	
		ライフウェルネス	社会現象と哲学	2	
			ミュージッキング	2	
			サステナブルファッション	2	
			クールジャパン(日本文化とテクノロジーの融合)	2	
		ビジネスイノベーション	ユニバーサルデザインⅠ(生活)	2	
			ユニバーサルデザインⅡ(環境)	2	
			アジスティブ・テクノロジー	2	
			アントレ・イントレプレナーシップ	2	
			SNSプロモーションとマーケティング	2	
		地域イノベーション	感性デザイン	2	
			イノベーションデザイン演習	2	
			ドローン活用とビジネス	2	
			ビジネスイノベーション研究(ケーススタディⅠ)	2	
			起業・創業プロジェクト	2	
卒業研究・卒業論文	卒業研究・卒業論文	地域イノベーション	地域課題を考える	2	
			社会起業と非営利組織	2	
			地域イノベーション研究(ケーススタディⅡ)	2	
			地域イノベーション演習(PBL)	2	
			国際貢献活動	2	
	卒業研究・卒業論文	卒業研究・卒業論文	アドバンストゼミA	2	○
			アドバンストゼミB	2	○
			卒業研究A	2	○
			卒業研究B	2	○
			卒業論文・卒業制作	4	○

生活共創学部 こども教育学科 専門科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	○	
		食科学概論	2		
		住環境デザイン概論	2		
		被服学概論	2		
		こども学概論	2		
		生活イノベーション概論	2		
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2		
		リーダーシップ基礎	2		
		マーケティング基礎	2		
		データサイエンス基礎(生活とデータ)	2		
		ロジカルシンキングとデザイン思考	2		
専門教育科目	ゼミナール	初年次ゼミA	2	○	
		初年次ゼミB	2	○	
		共創プロジェクトゼミA	2	○	
		共創プロジェクトゼミB	2		
	STEAM	森を学ぶ・森から学ぶ	2		
		音感受の世界	1		
		ヴォーカルレッスン	1		
		ものづくりと教育	1		
		ヴァジュアルコミュニケーション	1		
		数学ボックス	1		
	保育の本質と目的	保育原理	2		
		児童福祉論	2		
		社会福祉	2		
		社会的養護Ⅰ	2		
		発達心理学	2		
	保育の内容と方法	こどもの理解と援助	1		
		乳児保育Ⅰ	2		
		乳児保育Ⅱ	1		
		児童文化	2		
		こどもと健康	1		
		こどもと人間関係	1		
		こどもと環境	1		
		こどもと言葉	1		
		こどもと表現	1		
	教育課程と教科指導	国語科研究(書写を含む)	2		
		社会科研究	2		
		算数科研究	2		
		理科研究	2		
		生活科研究	2		
		家庭科研究	2		
		外国語科研究	2		
		音楽科研究	2		
		図画工作科研究	2		
		体育科研究	2		
	教育の理念と方法	教育原理	2		
		教育心理学	2		
		ICT活用の理論と実践	2		
	特別支援教育の基礎と応用	教師・保育者論	2		
		障害の基礎的理解	2		
		特別支援教育総論	2		
		知的障害者の心理・生理・病理	2		
		特別支援学校教育課程論	2		
		視覚障害の理解と支援	1		
		聴覚障害の理解と支援	1		
		発達障害の理解と支援	2		
	保育・教育実習	こども教育インターンシップ(演習)	1		

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
専門教育科目	STEAM	こどもとアート	2		
		ピアノのテクニック	1		
		人工知能と教育	1		
		科学する心	1		
	保育の本質と目的	こども家庭支援論	2		
		保育方法論	2		
		こころの臨床	2		
	保育の内容と方法	こども家庭支援の心理学	2		
		こどもの保健	2		
		こどもの食と栄養	2		
		保育の計画と評価	2		
		保育内容総論	2		
		健康の指導法	2		
		人間関係の指導法	2		
		環境の指導法	2		
		言葉の指導法	2		
		表現の指導法	2		
		小児保健演習	1		
		障害児保育	2		
		社会的養護Ⅱ	1		
		子育て支援	1		
		保育・教職実践演習	2		
		多文化教育・保育	2		
		発達臨床心理学	2		
	教育課程と教科指導	子育て支援実践演習A	2		
		子育て支援実践演習B	2		
		自然体験活動実践演習A	2		
		自然体験活動実践演習B	2		
		国語科教育法(書写を含む)	2		
		社会科教育法	2		
		算数科教育法	2		
		理科教育法	2		
		生活科教育法	2		
		音楽科教育法	2		
	教育の理念と方法	図画工作科教育法	2		
		家庭科教育法	2		
		体育科教育法	2		
		外国語科教育法	2		
		初等教育演習	2		
	特別支援教育の基礎と応用	カリキュラム論	2		
		重複障害の理解と支援	2		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2		
		病弱者の心理・生理・病理	2		
		知的障害者の教育	2		
	卒業研究・卒業論文	肢体不自由者の教育	2		
		病弱者の教育	2		
		アドバンストゼミA	2	○	
		アドバンストゼミB	2	○	
		卒業研究A	2	○	
		卒業研究B	2	○	
		卒業論文・卒業制作	4	○	

共通教育科目

科目区分		授業科目名	単位数	必修	備考
共通教育科目	リテラシー	リテラシー演習	1	○	
		データサイエンス入門	2		
		デジタル&AI 基礎	2		
		情報リテラシー基礎	2		
		コンピュータ演習a	1		
		コンピュータ演習b	1		
	教養教育	哲学入門	2		
		心理学	2		
		世界の歴史	2		
		ジェンダー論	2		
		人権と平和	2		
		法学入門(日本国憲法)	2		
		法と暮らし	2		
		経済学入門	2		
		基礎数学	2		
		基礎統計学	2		
		基礎化学	2		
		基礎生物学	2		
		環境と資源	2		
		自然科学に親しむ	2		
		現代社会と家政学	2		
		色彩論	2		
	グローバルスタディズ	英語コミュニケーション1	2		
		英語コミュニケーション2	2		
		英語セミナー	2		
		韓国語コミュニケーション1	2		
		韓国語コミュニケーション2	2		
		中国語コミュニケーション1	2		
		中国語コミュニケーション2	2		
		異文化コミュニケーション	2		
		異文化交流a	2		
		異文化交流b	2		
	日本語・日本事情科目 ※留学生科目	アカデミック・ジャパニーズ1	2	○	
		アカデミック・ジャパニーズ2	2	○	
		日本の歴史と文化	2	○	
		社会人としての日本語	2		
	キャリア	キャリア形成概論	2		
		キャリア実践演習1	2		
		キャリア実践演習2	2		
		キャリアアドバンストゼミa	2		
		キャリアアドバンストゼミb	2		
	ウェルネス	心と身体の健康	2		
		健康スポーツ演習a	1		
		健康スポーツ演習b	1		
		健康スポーツ演習c	2		
		体育講義	1		
		体育実技	1		
		森の体験活動	2		

※ 日本語・日本事情科目は学則第59条に定める外国人留学生のみ履修できる。

資格科目

この授業科目の単位は、卒業要件単位数には含まれない。
必修選択の別は、当該資格を取得するための必修・選択をあらわす。

教育の基礎的理解に関する科目

(中学校一種、高等学校一種、栄養教諭一種、栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教師論	2	○	
	教育原理	2	○	
	教育心理学	2	○	
	特別支援教育論	1	○	
	教育制度論	2	○	
	教育課程論	1	○	
	道徳教育論	2	○	高一種免を除く
	特別活動論	2	○	
	総合的な学習の指導法	1	○	
	教育方法・技術論	1	○	
	ICT活用の理論と実践	1	○	栄免を除く
	生徒指導論	1	○	
	教育相談論	2	○	
	進路指導論	1	○	栄免を除く
	教職実践演習(中等)	2	○	栄免を除く
	教職実践演習(栄養)	2	※3	※3 欄外参照
	教育実習指導	1	○	栄免を除く
	教育実習A	4	※1	※1 欄外参照
	教育実習B	2	※2	※2 欄外参照
	栄養教育実習指導	1	※3	※3 欄外参照
	栄養教育実習	1	※3	※3 欄外参照

※1 中一種免のみ又は中一種免及び高一種免取得希望者必修

※2 高一種免のみ取得希望者必修

※3 栄免のみ取得希望者必修

教科及び教科の指導法に関する科目(中学校一種、高等学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教科の指導法	家庭科教育法A	2	○	
	家庭科教育法B	2	○	
	家庭科教育法C	2	○	
	家庭科教育法D	2	○	

教育の基礎的理解に関する科目(幼稚園一種、小学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目等	教育・保育制度論	2	○	
	特別支援教育論	1	○	
	道徳教育論	2	○	小免のみ適用
	特別活動論	2	○	小免のみ適用
	総合的な学習の指導法	1	○	小免のみ適用
	教育方法・技術論	1	○	
	生徒指導論	1	○	小免のみ適用
	教育相談論	2	○	
	進路指導論	1	○	小免のみ適用
	小学校教職実践演習	2	○	小免のみ適用
	幼稚園教育実習指導	1	○	幼免のみ適用
	小学校教育実習指導	1	○	小免のみ適用
	幼稚園教育実習	4	○	幼免のみ適用
	小学校教育実習	4	○	小免のみ適用

特別支援教育に関する科目(特別支援学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育実習・実習指導	3	○	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論Ⅰ	2	○	
	学校栄養教育論Ⅱ	2	○	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	2	○	

学芸員資格認定に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
学芸員資格認定に必要な科目	生涯学習概論	2	○	
	博物館概論	2	○	
	博物館経営論	2	○	
	博物館資料論	2	○	
	博物館資料保存論	2	○	
	博物館展示論	2	○	
	博物館教育論	2	○	
	博物館情報・メディア論	2	○	
	博物館実習	3	○	

保育士に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
保育士	保育実習指導ⅠA	1	○	
	保育実習指導ⅠB	1	○	
	保育実習ⅠA	2	○	
	保育実習ⅠB	2	○	
	保育実習指導Ⅱ	1	※1	※1または※2の いずれか計3単 位必修
	保育実習Ⅱ	2		
	保育実習指導Ⅲ	1	※2	
	保育実習Ⅲ	2		

別表第3（第22条第2項関係）

現代生活学部・人間栄養学部・生活共創学部 卒業必要単位数

（数字は単位数を表す）

学部・学科	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
卒業必要最低 単位数合計	124	124	124	124

別表第4（第47条関係）

学部等 項目	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
入学検定料	3万円	3万円	3万円	3万円
入 学 金	25万円	25万円	25万円	25万円
授 業 料 (年額)	77万円	79万円	77万円	77万円
施設設備資金 (年額)	31万円	35万円	31万円	31万円
注 記 実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。				

3つのポリシー

現代生活学部

現代家政学科 3つのポリシー

ディプロマポリシー

○知識・理解

・社会の基盤としてまた社会を発展させていく礎となる「質の高い生活」とは何かを理解し、総合的な家政学の見地に立ち、現代生活の諸問題を理解できる。

○思考・判断

・生活・社会の諸問題を自ら発見し分析し、問題解決に導く考察をすることができる。

○関心・意欲・態度

・生活者の視点に立ち、生活・社会の諸問題について関心を持ち続けることができる。

○技能・表現

・生活者の問題に寄り添えるコミュニケーションができる。

・次世代につながる健やかで心豊かな生活を創造するための問題解決と提案・発信ができる。

カリキュラムポリシー

○教育課程（初年次教育・共通教育・専門・キャリア）

・広範な学問領域にわたる共通教育科目を通して、生活の諸問題に対し多面的なアプローチができる力を修得する。

・初年次から卒業年次にかけて、家政学の総合的な視点を得ることを目的とする学科共通科目(必修)を配置する。

・個々の適性に応じた学びの分野を横断的に策定していくことが可能な4領域(生活者と社会・食生活・ハウジング・ファッション)の専門科目を配置する。

・4領域で構成するカリキュラムは、『関連付けて学ぶ』ことに意義があり、生活を多角的に分析することが可能である。

○授業・学修方法・学修過程の具体的な在り方

・講義では生活の諸問題を社会及び行政、民間企業、営利・非営利団体といった多岐にわたる事業活動における観点から取り上げ、実習・演習では社会での体験的・実践的な学習を行うことで、現代生活の中で生きている学問としての家政学を学ぶ。

・少人数制ゼミナールや演習科目において、コミュニケーション力・問題発見力やプレゼンテーション力を高める。

○学修成果の評価方法

・講義を通して発見、理解した現代生活における諸問題を文章等によって表現し、実験実習・演習を通して現代生活の諸問題を発見・分析・考察した上で、問題解決し提案する能力が備わったかを筆記試験・レポート・口頭発表等により評価する。

・GPAによる客観的な評価基準を適用する。

アドミッションポリシー

○知識・理解

・高等学校で履修した教科(国語、外国語、地理歴史、公民、数学、理科、家庭など)の学習内容を理解している人

○思考・判断

・生活の諸問題に気づき、生活を向上させることの意義を理解している人

○関心・意欲・態度

・より良い生活を創造し、社会全体を発展させたいという意欲があり、生活や社会の問題を発見・理解するためにフィールドワークなど能動的な学修に関心がある人

○技能・表現

・他者と積極的に関わることができ、自分の考えを口頭・文章等によって説明することができる人
ることができる人

人間栄養学部

人間栄養学科 3つのポリシー

ディプロマポリシー

○知識・理解

・多面的なカリキュラムの履修により、人間、食物、そして地域との相互関係から「人間の栄養」を理解できる専門的知識と、それらを地域社会で応用・実践できる総合的な知識基盤を身につけている。

・管理栄養士等の専門職業人として、自己理解と他者理解につながる幅広い教養を身につけている。

○思考・判断

・学際的な学習を通じて、個人から地域コミュニティ、グローバルな観点から現代の食・栄養に関わる諸課題について探求し、その課題解決に向けて正確な情報を収集して論理的批判的に思考し、優先的な健康・栄養課題に対する戦略的な取り組みを判断できる力を身につけている。

○関心・意欲・態度

・「人間の栄養」に関心を持ち、管理栄養士として社会に貢献しようとする意思と、他者と協働するための共感力、生涯にわたって主体的に学ぶ意欲と態度、豊かな人間性を身につけている。

○技能・表現

・体系的学習を通じて、人々の生活の質の向上に寄与すべく、健康の保持増進のための栄養管理と栄養指導に関する専門的スキルと共に、他職種とのコミュニケーション能力やマネジメント、プレゼンテーション力などの表現力を身につけている。

カリキュラムポリシー

○教育課程（初年次教育・共通教育・専門・キャリア）

・広範で多様な基礎的知識と基本的学修能力を身につけるため、共通教育科目として、コア科目群、教養教育科目群、グローバルスタディズ科目群、数理・情報科目群、スポーツ科目群を配置する。

・専門科目には、人間、食物、そして地域との相互関係について、遺伝子レベル、組織・細胞レベル、生体・生理レベル、行動・活動レベル、地域レベル等の各レベルからアプローチし、人文科学・社会科学・自然科学の学際的な視点で「人間の栄養」を科学的に探求し、実践現場の課題と研究をつなげることで

るカリキュラムを編成する。

- ・管理栄養士に必要な知識と技術を段階的に修得できるよう、専門科目には、管理栄養士としての職業倫理を培い、「人間の栄養」に対する関心・意欲をもち、積極的な態度を形成していく専門導入科目群、管理栄養士国家資格の必修科目にあたる専門基礎科目群・専門基幹科目群、さらに、卒業後の進路に向けた専門発展科目群を体系的に配置する。

- ・専門発展科目群は、管理栄養士の主たる活動分野である「臨床栄養」「食育・地域栄養ケア」「スポーツ栄養」「食品開発・サービス」の4つの系統を配置する。

○授業・学修方法・学修過程の具体的な在り方

- ・学生自らが将来の進路を見い出し、生涯にわたって自律的に学び続けることができるよう、早期から実践現場で知識・技術・表現力を養うための体験学習プログラムを展開する。

- ・学外の施設等と深く関わる科目として、1年次の「管理栄養士の早期体験実習」、2年次の「インターンシップ」、3年次・4年次の「臨地実習」や、ゼミナールとして問題発見・課題解決志向学習である「実践栄養プロデュース実習」を配置する。

- ・栄養管理に必要なコンピテンシーを学生自らが考え、批判的思考と課題解決能力を身につけるために、学内外の実験・実習科目を配置する。

○学修成果の評価方法

- ・数量的に把握できる方法として、グレード・ポイント・アベレージ（GPA: Grade Point Average）による成績評価、管理栄養士国家試験により学修の到達度を評価する。

- ・質的に把握できる方法として、学内外での実験・実習への積極性や企画立案力等により学修のプロセスを評価する。

アドミッションポリシー

○知識・理解

- ・高等学校で履修した教科の基礎学力を十分に身につけている人
- ・管理栄養士として、食・栄養・健康に関する知識を身につけたい人

○思考・判断

- ・生命の大切さを理解し、健康と福祉のために役立ちたいという意欲と情熱を持つ人

○関心・意欲・態度

- ・「人間の栄養」に目を向け、社会的課題への好奇心と探究心があり、管理栄養士として社会で活躍したい人

○技能・表現

- ・「人間の栄養」に関する専門的技能と表現力を身につけたい人

生活共創学部 3つのポリシー

ディプロマポリシー

生活共創学部は、学則に定める在学期間を満たし、かつ共通教育科目・学部共通科目・専門教育基礎科目及び発展科目・資格関係科目などからなる所定の124単位を修得した学生に対し、下記に掲げる能力を獲得したと認定し、学士（生活共創学）及び学士（こども教育学）の学位を授与します。

- ・社会の諸課題に対応することができる生活科学を基点とした知識・技能
- ・他者の思いを尊重し、相互にわかりあう共感力
- ・自分が属する場においてリーダーシップを発揮し、多様な人々と共に課題に取り組む協働力
- ・身の回りの課題に自らの意思で取り組み、課題解決に向けて諦めずやり抜く達成力

生活共創学部では、上記のディプロマポリシーにある、「共感力」「協働力」「達成力」を、以下に掲げる9つの力「共創3×3」から捉え、その獲得から、「より良く生きる」こととは何かを考え、多様な人々と協働して身近な変革を起こし、地域・社会の持続的発展に寄与するとともに、成長し続ける人を目指します。

共 創 3 × 3	共感力	1 感じとる力：生活者の視点から、身の回りのひと・もの・ことに価値を見出す力 2 寄り添う力：他者の思いや立場を理解する力 3 相互尊重力：他者と自分を認め合い、相互にわかりあう力
	協働力	4 実行する力：身の回りの課題に、自らの意思で取り組む力 5 マネジメント力：多様な人々と協働し、共に創りあげる力 6 牽引する力：自分が属する場において、リーダーシップを発揮する行動力
	達成力	7 面白がる力：興味を膨らませ、物事の課題解決に取り組むことができる力 8 考え抜く力：現状を分析し、課題解決のプロセスやアイデアを考案する力 9 やり遂げる力：自分で掲げた目標や課題解決に向けて、諦めずやり抜く力

カリキュラムポリシー

生活共創学部では、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に掲げた諸能力を修得した人材を育成するため、「共通教育科目」「学部共通科目」「ゼミナール」「専門基礎科目」「専門発展科目」などから成る科目群により、教育課程を体系的に配置しています。

○教育課程の編成

- ・学部共通科目では、生活科学への視野を広げ、生活のなかに価値を見出し、生活者の視点で身近な変革（イノベーション）を起こすための考え方の基礎を学びます。
- ・専門科目には基礎科目と発展科目を配置しており、学術的専門領域の面白さに出会い、学びを重ねるなかで、分析力、思考力、判断力等を養います。

○教育課程における教育・学修方法

- ・初年次教育及びPBLを主軸としたゼミナール等の学びにより、クリティカルシンキングのスキルを養い、複雑な問題に対する解決策を見出す能力や実行力を身につけます。
- ・プロジェクトゼミ、実習、フィールドワークなどに積極的に参加し、共感力・協働力・達成力を養います。
- ・専門家や地域の人々と協働し体験を通して学びを深めるなかで、コミュニケーション力やリーダーシップを養成します。

○学修成果の評価方法

- ・学修の成果は、シラバスに記載されている成績評価の方法（試験、レポート、プレゼンテーションや参加の姿勢等）によって総合的に評価します。

アドミッションポリシー

- ① 高等学校までに学習する教科等において、基本的な概念を理解し、知識や技能を身につけている。
- ② 社会の様々な問題について、知識や情報をもとにして、多面的に考え、その結果を整理してわかりやすく伝えることができる。
- ③ 学びたい専門領域の知識や経験を社会で活かしたいという目的意識と意欲がある。

生活共創学科 3つのポリシー

ディプロマポリシー

- ・生活にかかわる知識・技能を多面的に身につけている。
- ・地域・社会に関する諸課題を自分ごととしてとらえ、適切な手法で分析することができる。
- ・人々が快適に生活できる持続可能な生活様式を企画・提案することができる。
- ・他者の視点やニーズを理解し、社会に新たな価値を見出すことができる。
- ・地域・社会の多様な人々と協働して、新しいライフスタイルを共に創り上げることができる。

カリキュラムポリシー

○教育課程の編成

学科専門科目には基礎科目と発展科目を配置しており、学術的専門領域の面白さに出会い、学びを重ねるなかで、分析力、思考力、判断力等を養います。

1. 生活イノベーションコースでは、将来の生活に焦点を当てた「ライフウェルネス科目群」、将来の地域と社会に焦点を当てた「フューチャーライフ科目群」、事業に必要な思考やスキルを身につけるビジネスに焦点を当てた「ビジネスイノベーション科目」を多面的に学び、事業を企画・提案・推進できる力を養います。
2. 住環境デザインコースでは、建築・エクステリアデザインの基礎から応用に至る知識を身につける講義科目、実践力を養う演習・実習科目を開講し、生活者の視点に立って持続可能な住環境をデザインできる力を養います。
3. 食科学コースでは、栄養士、教員、フードビジネスの専門家に必要な知識、技術、コンピテンシーを養い、食と栄養の科学に強みを持つ社会人としての基礎力を養います。

○教育課程における教育・学修方法

- ・初年次教育及びPBLを主軸としたゼミナール等の学びにより、クリティカルシンキングのスキルを養い、複雑な問題に対する解決策を見出す能力や実行力を身につけます。
- ・プロジェクトゼミ、実習、フィールドワークなどに積極的に参加し、共感力・協働力・達成力を養います。
- ・専門家や地域の人々と協働し体験を通して学びを深めるなかで、コミュニケーション力やリーダーシップを養成します。

○学修成果の評価方法

- ・学修の成果は、シラバスに記載されている成績評価の方法（試験、レポート、プレゼンテーションや参加の姿勢等）によって総合的に評価します。

アドミッションポリシー

○知識・技能

- ・高等学校までに学習する教科等において、基本的な概念を理解し、知識や技能を身につけている。

○思考力・判断力・表現力

- ・身近な生活の様々な問題について、知識や情報をもとにして、多面的に考えることができる。
- ・自分の考えたことを整理してわかりやすく伝えることができる。

○主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・身近な生活について興味があり、問いを持って自ら探究し続けることができる。
- ・リーダーシップを発揮し、他者と協調・協働して社会に貢献したいという目的意識・態度を有している。

こども教育学科 3つのポリシー

ディプロマポリシー

- ・多様なこどものウェルビーイング向上に寄与する知識・技能を身につけている。
- ・こどもを取り巻く社会における課題の解決に向けて、論理的・多角的に考えることができる。
- ・多様性に配慮して他者を尊重した表現をすることができる。
- ・地域・社会に主体的に参画・貢献できる協働力・共感力を身につけている。
- ・豊かな体験のなかで、自他を認め合いながら自らの専門性や人間性を育み続ける力を身に付けている。

カリキュラムポリシー

○教育課程の編成

学科専門科目には基礎科目と発展科目を配置しており、学術的専門領域の面白さに出会い、学びを重ねるなかで、分析力、思考力、判断力等を養います。

1. 「保育の本質と目的」「保育の方法と内容」「教育課程と教科指導」「教育の理念と方法」「特別支援教育の基礎と応用」の領域は、保育士資格や教員免許状を取得するために必要な専門科目で構成されており、保育現場や教育現場で求められる専門的知識・技能を養います。
2. 「STEAM」の領域では、科学、技術、工学、芸術、数学の要素を組み合わせ、問題解決能力、創造性、協働性を育くみ、将来の多様な課題に対応できる汎用的な能力を養います。
3. 「保育・教育実習」領域は、「こども教育インターンシップ」や、各種実習等で構成されています。入学後の早い時期から卒業に至るまで、地域のなかで体験的に学ぶ機会を設け、こどもを取り巻く社会や地域が抱える課題に気づき、仲間と協働しながら課題解決に向かう実践力を養います。
4. 「共通教育科目」や「他学科の科目」からも幅広く履修することにより、現代的な課題に対応する力を養い、地域や社会に良い変化を起こし、人々のウェルビーイングを向上するための基礎知識を養います。これにより、保育・教育の専門性をより高次なものへと高めたり、保育士や教師としての資質・能力を

有する幅広い職業人を養成します。

○教育課程における教育・学修方法

- ・初年次教育及びPBLを主軸としたゼミナール等の学びにより、クリティカルシンキングのスキルを養い、複雑な問題に対する解決策を見出す能力や実行力を身につけます。
- ・プロジェクトゼミ、実習、フィールドワークなどに積極的に参加し、共感力・協働力・達成力を養います。
- ・専門家や地域の人々と協働し体験を通して学びを深めるなかで、コミュニケーション力やリーダーシップを養成します。

○学修成果の評価方法

- ・学修の成果は、シラバスに記載されている成績評価の方法（試験、レポート、プレゼンテーションや参加の姿勢等）によって総合的に評価します。

アドミッションポリシー

○知識・技能

- ・高等学校までに学習する教科等において、基本的な概念を理解し、知識や技能を身につけている。

○思考力・判断力・表現力

- ・こどもの教育や保育の様々な問題について、知識や情報をもとにして、多面的に考えることができる。
- ・自分の考えたことを整理してわかりやすく伝えることができる。

○主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・教育・保育領域の学びに関心を持ち、問いを持って自ら探究し続けることができる。
- ・リーダーシップを発揮し、他者と協調・協働して社会に貢献したいという目的意識・態度を有している。

履修案内

履修方法

授業科目の構成

授業科目は、次の3つの授業科目区分に分けられている。

専門科目：専攻分野の高度な専門的知識・技術を修得するために開設される科目

共通教育科目：幅広く深い教養・総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために開設される科目

資格科目：特定の資格又はその受験資格を得るために開設される科目

学生は、授業科目区分ごとに定められた単位を修得しなければならない。

授業期間・授業時間

(1) 授業期間

授業期間は、1年を2期（前期・後期）に分け、授業は原則として各学期 14 週にわたる期間を単位として行う。

(2) 授業時間

本学における授業時間は次のとおりである。

時 限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
町 田	9:00～10:40	10:50～12:30	13:20～15:00	15:10～16:50	17:00～18:40
千代田三番町	9:00～10:40	10:50～12:30	13:20～15:00	15:10～16:50	17:00～18:40

単 位

(1) 単位計算基準

各授業科目の学修量は「単位」で表されており、標準として、1単位は 45 時間の学修を必要とする内容で構成され、授業の形態により次の基準で単位数が決められている。

講義：授業時間 15 時間で1単位

演習：授業時間 30 時間で1単位（特別に授業時間 15 時間で1単位の科目もある）

実験・実習・実技：授業時間 45 時間で1単位（特別に授業時間 30 時間で1単位の科目もある）

※ 本学では、100 分を1授業単位（1コマ）として授業を行っており、45 分を1時間として計算するので、1学期（前期又は後期）の授業回数を標準 14 回とすると $100 \times 14 \text{ 回} = 1,400 \text{ 分}$ となり、 $1,400 \text{ 分} \div 45 \text{ 分} > 30 \text{ 時間}$ のため、講義科目は2単位、演習科目は1単位となる。実験・実習・実技科目は、100 分+50 分の授業が14回で1単位となる。

(2) 単位の授与

授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

履修計画

学生は、学年の始めに公示する授業時間割、授業計画及び履修計画に必要な履修モデルを参考にして、各自の将来の進路を考えながら、自ら意欲的に履修計画をたてることが望ましい。その際次のことに注意すること。

- ① 授業科目は学習効果を考えて各年次に配当されているので、原則として上級年次の授業科目は履修できない。
- ② 各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めているので、履修計画をたてるに当たって十分留意すること。ただし、卒業要件単位に含まない資格科目の履修単位はこれに含めない。
- ③ 履修に当たっては、単に授業を聴くだけでなく所要の自習時間や自主的な探求をする必要もあるので、授業科目の選択については十分余裕をもった履修計画を立てること。

他学部・他学科の専門科目の履修について

- (1) 他学部・他学科の専門科目は、30 単位を限度として履修することができる。履修方法については学務室の指示に従うこと。
- (2) 他学部・他学科で修得した単位は、所属の学科で定められている授業科目区分別の必修・選択科目単位数以外の自由に選択する科目の単位として卒業に必要な単位数に含むことができる。

履 修 登 録

履修登録とは、履修する全ての授業科目を指定された方法により定められた期日に届け出る手続きのことである。履修登録をしなかった場合は受講を認めない。

学生は、次の事項に注意して履修登録を行うこと。

- ①履修登録は学期ごとに行う。学年の前期及び後期の始めに、その学期に履修しようとする全授業科目を指定された方法により定められた期日に必ず本人が提出しなければならない。
- ②学年の前期及び後期を合わせた年間履修登録単位数の上限を定めているので、履修登録する授業科目を決めるに当たっては、授業時間割等を参考に十分な履修計画を立てること。ただし、卒業要件単位に含まない資格科目の履修単位はこれに含めない。
- ③授業科目の開設年次は教育課程の学習を最も効果的に行うように設定されているので、履修することができる授業科目は、原則として、その年次に配当されているもの及びそれ以下の年次のものとする。
- ④同一時限に2つ以上の科目を履修することはできない。
- ⑤単位を修得した科目は、再履修することはできない。
- ⑥教室の収容人員の都合などにより、科目によっては担当教員が受講制限をすることがある。
- ⑦一度届け出た科目は、特別の事情のない限り原則として変更することができない。
- ⑧届け出た科目以外は聴講することはできない。
- ⑨履修登録手続きについては、別に配付する「時間割表」に手続き期間・注意事項等が掲載されている。
- ⑩手続きに当たっては、随時、学務室掲示板等に掲示されるので注意すること。

出 欠 席

- ①授業に出席しなかった者は理由の如何にかかわらず欠席とする。ただし、授業担当教員の裁量により考慮される場合があるので、授業担当教員に連絡すること。
- ②疾病または事故等により3日以上欠席する場合は、「欠席届」を提出しなければならない。1週間以上病気欠席の場合は医師の診断書を添えなければならない。
- ③長期にわたり欠席をする場合は、クラス担任及び授業担当教員と緊密な連絡をとること。
- ④出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2に満たない場合は、当該科目の受験資格を失う。

試 験

試験には次のような種類がある。

定期試験：各学期の終りに実施する試験

追試験：病気・事故その他正当な理由でやむを得ず定期試験を受けられなかった者に対して願出により行う試験

再試験：必修科目の不合格者に対して願出により行う試験

その他：授業担当者が随時実施する試験

(1) 定期試験

試験期日：

- ①当該科目の履修終了時の期末に実施する。

前期 … 7月下旬～8月上旬 後期 … 1月下旬～2月上旬

- ②試験は、原則として授業の実施時間帯で行うが、同一授業科目名で別々の曜・時限に授業を実施している場合は、授業時間帯以外で試験を実施することもあるので、掲示に注意すること。

受験資格：

- ①履修登録した者
- ②出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2以上の者
- ③授業料完納の者

受験上の注意：

- ①受験に当たっては、監督者の指示に従うこと。
- ②試験室では、指定された席で受験すること。学生証を机上に呈示すること。
- ③教科書、ノート等の持込が許可されている科目を受験する時は、必ず自分のものを使用すること。貸借した場合は、不正行為とみなす。

- ④遅刻した場合は、当該科目の試験を受験できないことがある。
- ⑤試験開始後一定時間を経過するまでは、退室できないことがある。
- ⑥一旦退室した場合は、当該科目の試験が終了するまでは、再度入室はできない。
- ⑦病気等でやむを得ず退室したい場合は、監督者に申し出ること。

(2) 追試験

試験期日：前期 … 8月下旬～9月上旬 後期 … 2月下旬～3月上旬

提出書類：

- ①追試験願（所定用紙）
- ②理由書（病気の場合は診断書、事故の場合は相当する証明書を添付）

手続方法：WEBにて申請(申請方法は適宜指示)

手続期限：定期試験成績発表後、指定された期日

成績評価：得点の9割

(3) 再試験

試験期日：前期 … 8月下旬～9月上旬 後期 … 2月下旬～3月上旬

提出書類：再試験願（所定用紙）

手続方法：WEBにて申請(申請方法は適宜指示)

手続期限：定期試験成績発表後、指定された期日

成績評価：合格の場合 60 点

(4) 追試験・再試験についての注意事項

- ①手続を期間内に完了しない場合は、受験できない。
- ②やむを得ない理由で本人が手続できない場合は、代理人でも受付けるが、その場合は記入事項に誤りがないように特に注意すること。
- ③受験する時は、学生証を机上に呈示すること。
- ④試験に欠席した場合は理由の如何にかかわらず再度試験を受けることはできない。
- ⑤試験で不合格になった場合の再試験は行わない。
- ⑥試験に欠席した場合でも、試験料は返戻しない。
- ⑦時間割その他注意事項を掲示するので注意すること。

成績評価

成績の評価は、科目担当教員が、試験の成績及び平常の出席状況等を総合して行う。各科目担当教員の評価方法については「授業計画」を参照すること。

成績評価に関する基準及びグレートポイントアベレージ（GPA）については、東京家政学院大学 GPA 制度に関する細則を参照すること。

グレートポイントアベレージ（GPA）制度は、学生の皆さんが主体的な学修を促進するための指標として活用することを主要な目的として導入するものである。主に担任等による面談など個別指導の際にも用いられる。また、教育実習参加（派遣）等の基準としても用いられている。

成績の発表は、学生 Web システムによって行う。発表の時期等については別途通知する。

成績評価に関する問い合わせ制度

成績発表後、直前の学期の成績評価に問い合わせがある場合は、次の期間内に「成績評価質問票」を学務室に提出する。

成績に関する質問受付期間：成績発表日を含む 5 日間（日曜・祝日を除く）

保証人の成績確認について

保証人が学費負担者であることを考慮し、大学での学修状況を知らせるため、保証人から求められた際は学生 Web サービスでの成績を開示すること。

卒業研究

卒業研究の履修に当っては、次に掲げるとおり各学科別に内規・履修条件等があるのでそれに従うこと。

① 現代生活学部現代家政学科卒業研究内規

第1条 現代生活学部現代家政学科の「卒業研究 A」および「卒業研究 B」（以下「卒業研究」という。）の取り扱いについては、「東京家政学院大学学則」及び「東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程」（以下「学則等」という。）に基づき、この内規の定めるところによる。

第2条 卒業研究の内容は、家政学に関する分野とする。

第3条 卒業研究の形式は、論文、制作など、とする。共同研究、共同制作のいずれでも差し支えない。

第4条 卒業研究を指導する教員（以下「指導教員」とする）は、本学科の基幹教員とする。

2 前項以外の教員を指導教員とすることが必要な場合は、学科長に申し出、指示を受けなければならない。

第5条 卒業研究の履修には、3年次終了時点で、卒業要件単位を80単位以上修得していることを条件とする。修得単位が80単位未満の場合は、80単位以上を修得した次の学期より卒業研究を履修することができる。

第6条 卒業研究の提出に関わる事項は、別途定める。

第7条 卒業研究の成績評価は、本学科基幹教員の協議により行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 第4条第1項について、学部・学科の組織変更によって本学科から他学部・他学科に異動した教員を、指導教員とすることができる。ただし、平成33年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

②生活共創学部卒業研究内規

第1条 生活共創学部の「卒業研究 A」、「卒業研究 B」及び「卒業論文・卒業制作」（以下「卒業研究」という。）の取り扱いについては、「東京家政学院大学学則」及び「東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程」（以下「学則等」という。）に基づき、この内規の定めるところによる。

第2条 卒業研究の内容は、生活共創学部の領域に関連する分野とする。

第3条 卒業研究の形式は、論文、制作（計画設計図を含む）等、いずれかの形式とし、必ず教員の指導によるものとする。

2 共同研究の場合は、各自分担を明確にすることを条件とする。

第4条 卒業研究を指導する教員（以下「指導教員」という。）は、原則として、本学部の基幹教員とする。

2 前項以外の教員を指導教員とすることが必要な場合は、本学部の基幹教員の下に指導することができる。

第5条 卒業研究の履修には、3年次終了時点で、卒業要件の必要単位のうち86単位以上修得していることを条件とする。修得単位が86単位未満の場合は、86単位以上を修得した次の学期より卒業研究を履修することができる。

第6条 卒業研究履修願は、学部において定める書式により、学科長へ提出する。但し、学部の協議により調整することがある。

第7条 卒業研究の提出に関わる事項は、別途定める。

第8条 卒業研究の可否は、本学部の基幹教員の協議により行い、成績評価は指導教員が行う。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

就職試験・資格試験・各種実習で定期試験を受験できない場合及び平常授業を欠席する場合の取り扱い

I. 定期試験の受験延期の取り扱いについて

[就職試験の場合]

定期試験と就職試験が重なる場合の措置として、次のとおり取り扱う。

1. 「定期試験受験延期願」を学務室窓口で受け取り、必要事項を記入の上、各授業科目の担当教員へ提出する。同時にそのコピーを学務室へも提出する。
※原則として、事前に提出することとするが、事情によっては事後の提出を認める場合もある。
2. 各授業科目の担当教員から、別途の方法で試験を行うか追試験を受験するか等の指示があるので、その指示を確認する。
3. 「来社証明」を学務室窓口で受け取り、就職試験を受験した会社で証明印を押してもらい、各授業科目の担当教員へ提出する。同時にそのコピーを学務室へも提出する。
4. 「定期試験受験延期願」及び「来社証明」を提出し、各授業科目の担当教員から追試験を受験するように指示された場合は、所定の追試験の受験手続きを行うこととする。ただし、この場合の追試験の手数料は徴収しない。

[資格試験・各種実習の場合]

資格試験・各種実習で、あらかじめ日程等が把握できる場合の措置として、次のとおり取り扱う。

1. 資格試験及び各種実習の場合は、担当教員又は関連する教員が事前に参加者を把握するための調査を行い、参加者名簿（日程を含む）を全教員に対し報告するので、学生は、資格試験に関連のある教員又は各種実習の担当教員の指示に従い手続きを行う。
2. 資格試験・各種実習の日程が定期試験日と重なる場合は、「定期試験受験延期願」を学務室窓口で受け取り、必要事項を記入の上、各授業科目の担当教員へ提出する。同時にそのコピーを学務室へも提出する。
3. 各授業科目の担当教員から、別途の方法で試験を行うか追試験を受験するか等の指示があるので、その指示を確認する。
4. 「定期試験受験延期願」を提出し、各授業科目の担当教員から追試験を受験するように指示された場合は、所定の追試験の受験手続きを行うこととする。ただし、この場合の追試験の手数料は徴収しない。

II. 平常授業の欠席の取り扱いについて

[就職試験で平常の授業を欠席する場合]

「授業欠席届」を学務室窓口で受け取り、必要事項を記入の上、各授業科目の担当教員へ提出する。ただし、授業の出欠の扱いについては、授業担当教員が判断して決めるので、提出する際に相談すること。

[資格試験・各種実習で平常の授業を欠席する場合]

担当教員又は関連する教員が事前に参加者を把握するための調査を行い、参加者名簿（日程を含む）を全教員に対し報告するので、学生は、資格試験に関連する教員又は各種実習の担当教員の指示に従い手続きを行う。

学生は、特に指示のない場合は、「授業欠席届」を提出する必要はない。

※ 学生通則第 10 条に該当する病気又は事故により 3 日以上欠席する場合は、「欠席届」（所定用紙）を学務室に提出する。

公認課外活動団体の定期試験期間中の学外での活動についての取り扱い

公認課外活動団体が公式大会及び発表会(その団体の加盟競技団体等が主催)が、定期試験期間中に重なった場合、「就職試験・資格試験・各種実習で定期試験を受験できない場合及び平常授業を欠席する場合の取り扱い」に準じることとする。

－平成 15 年 7 月 16 日開催 学生委員会了承－

試験の不正行為者に対する取り扱い

不正行為を行った者には、次の措置を講ずる。

1. 不正行為の疑義がある場合は、監督者及び監督補助者によりその事実を確認し、学務室へ同行して、行為の態様、時間、措置等について報告を行う。
2. 学務室は、監督者の報告に基づき、監督者立会いの上、当該学生に対して不正行為の事実を確認する。
3. 当該学生が不正行為の事実を認めた場合は、「不正行為確認書」に署名させ、処分内容【当該学期の履修登録科目は全て『F』とする】を告げる。
4. 学務室は、処分に基づき、成績通知書に該当科目を『F』と表示する。

交通機関が不通になった場合等の授業の取り扱い

交通機関がストライキ・台風・雪害・地震等により不通となるか又は不通となることが予想され、授業を実施するのに支障があると判断される場合は、授業を臨時休講とする。原則として、各時限の授業開始の2時間前までに、学内掲示及びホームページ等で通知する。

※ 対象となる交通機関及び路線

【両キャンパス】

- ・首都圏のJR各線及び私鉄の各線

【町田キャンパス】

- ・京王バス（めじろ台駅⇄東京家政学院）及び神奈川中央交通バス（相原駅⇄東京家政学院）

卒業要件

卒業して学位を得るためには、修業年限及び卒業必要単位数の要件を満たしていなければならない。

①修業年限

修業年限は4年と定められている。従って、短期間に卒業に必要な単位を修得することができても4年間在学しなければ卒業はできない。

また、休学期間は在学期間に算入されないの、休学した場合、實際上卒業時期が遅れることになる。

なお、やむを得ない事情により4年間で卒業できない者に対しては、在学期間を8年間まで延ばすことができる。

②卒業必要最低単位数

卒業に必要な最低単位数は、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程第5条により次のように定められている。

別表Ⅱ

現代生活学部・人間栄養学部 卒業必要単位数

(数字は単位数を表す)

学部・学科		現代生活学部	人間栄養学部
		現代家政学科	人間栄養学科
専門科目	必修	14	88
	選択	50	16
小計		64	104
共通教育科目	必修	1(7)	1(7)
	選択	19(13)	13(7)
小計		20	14
上記2科目区分の中から自由に選択する単位数【注】		40	6
卒業必要最低単位数合計		124	124

生活共創学部 卒業必要単位数

(数字は単位数を表す)

学部・学科			生活共創学部	
			生活共創学科	こども教育学科
共通教育科目	必修		1 (7)	1 (7)
	選択		13	13
	小計		14	14
学部共通科目	必修		2	2
	選択		6	6
	小計		8	8
専門教育科目	ゼミナール	必修	6	6
	専門基礎	必修	0	0
	専門発展	必修	0	0
	ゼミナール 専門基礎 専門発展	選択	54	54
	卒業研究・卒業論文	必修	12	12
		選択	0	0
	小計		72	72
上記 3 科目区分の中から自由に選択する単位数【注】			30	30
卒業必要最低単位数合計			124	124

() 学則第59条に定める外国人留学生(編入学、学士入学を除く)の単位数

【注】他学部他学科の専門科目で修得した単位数を含む。

別表Ⅱの1

現代生活学部・人間栄養学部・生活共創学部 共通教育科目の履修条件

共通教育科目の履修条件

(数字は単位数を表す)

学部・学科	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
リテラシー	1 リテラシー演習	1 リテラシー演習	1 リテラシー演習	1 リテラシー演習
教養教育	(注 3)	(注 3)	(注 3)	(注 3)
グローバルスタディズ	8	4	4	4
日本語・日本事情	(注 3)	(注 3)	(注 3)	(注 3)
キャリア	(注 3)	(注 3)	(注 3)	(注 3)
ウェルネス	(注 3)	(注 3)	(注 3)	(注 3)
共通教育科目の全科目区分 の中から自由に選択する 単位数	11	9	9	9

(注 1) 表中の単位数は、共通教育科目の科目区分から修得しなければならない最低単位数を示す。

その単位数は、別表Ⅱの共通教育科目の選択の単位数に含まれる。

(注 2) 表中の単位数と共に授業科目名が表示されているものは、必修単位数及び授業科目を示す。

その単位数は、別表Ⅱの共通教育科目の必修の単位数に含まれる。

(注 3) 表中の単位数が表示されていないものは、共通教育科目の全科目区分の中から自由に選択する単位数に含まれる。

(注 4) 学則第 59 条に定める外国人留学生及び共通教育部会の議を経て履修を認められた日本語を第一言語としない学生が履修し修得した共通教育科目「日本語・日本事情」科目区分の単位は、共通教育科目「グローバルスタディズ」科目区分の修得単位とする。ただし、「日本の歴史と文化」については共通教育科目「教養教育」科目区分の修得単位とみなす。

授業科目概要

授業科目概要

専門科目

現代生活学部 現代家政学科

現代家政演習

現代家政学科は、学生の興味や将来進むべき進路を見据えて、「生活者と社会」「食生活」「ハウジング」「ファッション」の各領域を横断的に学び、各領域を結びつけ、実践する総合力を養うことを特徴としている。この科目では、各領域での学びへの理解、教員や他の学生との対話、演習などを通して、現代家政学科の学びの各領域における問題の新たな発見や興味・関心の学問的深まりを得るとともに、4年間学ぶ目標を見つけることを目的とする。

基礎ゼミ

大学の学びを理解し、現代家政学科の学びの中核をなす「生活の質の向上」について考えを深めるため、少人数での基礎的な演習を行い、お互いに意見を述べあい、他者を理解し、自分の関心がどこにあるのかを発見できるようにする。この科目では、企業活動と生活、各領域の研究と生活に関する考察や、社会見学を通して、現代家政学科の学びと実社会との関わりについて実感を伴った理解を促す。そして、各自が現代家政演習で見つけた学習課題をより具体化することを目的とする。

現代生活論

21世紀を迎え、人間生活とその環境の変化は著しく、かつ、危機的様相を深めている。地球環境、民族紛争、南北問題、格差、貧困、人種問題、あるいは国際紛争、国内に眼を転じれば、住宅問題、過労死・自殺の急増、介護、いじめ、虐待、食料危機、食品安全、医療ミス、ネットフリーター問題、引きこもり、などなど。世界に起きている生活の問題や日本社会に起きている問題について、その複雑な回路を学問的につなぐ努力を行い、問題を深め、分析し、展望を語れる素養を身につけることをめざす。

現代家政ゼミ A

現代家政学科の最終学年を迎える前に、現代家政学科での学びの振り返りを行い、さらに今後の学び、卒業後のあり方を考え、展開していくための基盤を築くことを目的とする。それぞれのゼミでどのようなことを研究できるのか必要な情報を得て、卒業研究のゼミを決定するための一助とする。また、4年次で「卒業研究 A」「卒業研究 B」を履修するための基本的習得事項(情報収集、課題の把握など)を定着させる。現代家政学科において生活に関わる領域を横断的に学んだことを生かして、本学の建学の精神である「KVA」の視点から、現代社会のニーズや生活課題に対して取り組んでいく姿勢を育成したい。

現代家政ゼミ B

4年次の「卒業研究 A」「卒業研究 B」の履修に先立ち、生活の中から課題を発見し、それぞれの研究テーマを決定するために必要な情報収集、課題発見のための力を養い、研究の基礎について学ぶ。資料の講読や討議を通じて、資料の収集方法、調査方法、論文の構成や書き方等について理解を深める。学生が自主的および主体的に取り組むことが望まれる。

卒業研究 A・B

現代家政学科における4年間の学習の集大成として、自らが見出した、生活に関わる課題を研究テーマとして設定し、調査や分析を行う。自分なりの問題意識に立ち、なぜ、そのような問題が重要であるのか、深く考究していく。学生は、そのテーマにふさわしい教員を選び、教員は学生の問題意識をよく聞いて、そのテーマを追求するための方法、調査、実験、結論の出し方、発表の仕方など、適切な指導を行う。卒業研究を通して、新たな自分が発見(創造)できることをめざす。

生活経済学概論

生きる力の基盤となる衣食住や家庭経済など、日常生活や地域の暮らしに必要な知識と技術を概説する。家族・消費生活、衣食住の生活改善の知識と技術を理解し、生活の質を高める方法を習得する。家政の知と技が現代社会の中で、生活における人と人のかかわりあい、人と心の

かかわりあい、人と物とのかかわりあい、人と事からのかかわりあいをどのように支えてきたのかを生活者の視点で考える。

コミュニティ論

人間は常に何らかのコミュニティを形成し、帰属しており、コミュニティなしには生きられない。人と人とのつながりが希薄になったと言われる現代であるが、果たしてそれは本当なのか、そして地域のつながりが希薄になることは悪いことなのか、もしそうなら現代社会はなぜそうなったのか、また、そうした現代にどのようなコミュニティが出現しているのかといった切り口から、家庭、労働現場、地域社会、ネット・コミュニティなど広くとりあげる。

生活文化論

多様な自然環境を内包する日本では、各地の風土に根ざしたさまざまな生活文化が形成されてきた。同時に、現在を生きるわれわれが「当たり前」としている生活文化は普遍的なものではなく、時代ごとの社会状況や人びとが抱く価値観、技術革新などの影響を受け、常に変化し続けていることに留意すべきである。

本科目では、近現代における生活文化の変容から人間の暮らしと環境の相互作用を考え、現代社会における生活文化を相対的にとらえなおしていく。

日本語コミュニケーション

コミュニケーションは、人が他者と関わりながら生きてゆく上で必須のものであり、社会や文化を形作ってゆく基盤となるものである。コミュニケーションには様々な形があり、ことばを媒体とする言語コミュニケーションと、しぐさや表情、外見などといった要素による非言語コミュニケーションとに、大きく分けて捉えることができる。この授業では、このうちの言語コミュニケーションを主たる対象として、日本語によるコミュニケーションをめぐる諸問題を考えてゆく。また、それを通じて受講生各自のコミュニケーション能力が向上することも期待したい。

ことばと生活

言語は、それを使う人々の生活とともにある。言語を使うことなしに生活することは困難であるという点において、言語は生活の基盤のひとつであると言える。その一方で、生活の中のさまざまな要素が言語に影響を与え、個々の表現や言語行動の上に反映されているような事例もさまざま見出される。この授業では、日本語を主たる対象として、ことばと生活の相互のつながりについて考えていく。言語を切り口として生活文化を考える視点を身につけるとともに、受講生自身の言語表現力を高めることもめざしたい。

情報伝達と表現

現代社会で最も必要なのは情報とコミュニケーション能力と言える。情報を正しく理解し、伝えるのがコミュニケーションの始まりである。本授業では、情報の収集→分類→情報の再構築→情報の視覚化に流れるプロセスを理解し、如何に情報の表現を行うかを講義や事例を用いて説明を行う。また、グループワークを用いて、実際に情報を収集し、分類、情報の視覚化を体験しながらコミュニケーションを理解することを目的とする。

生活文化演習

「風景」はその土地の風土や歴史、生業や信仰などによって培われた生活文化と強く結びついたものである。われわれが何気なく風景をみるときに、例えば「ごちゃごちゃしている町」、「昔なつかしい風景」、「あの町の風景と似ている」などと感じることがあるが、そういった感覚は何に由来するのだろうか。この授業では、風景から地域の生活文化を読み取る方法を学び、実際に地域を歩いてその観察も行う。また、風景の保存や活用について、「文化的景観」や「伝統的建造物群保存地区」を通して学ぶ。

伝統文化の継承と発信

伝統文化というとき、それはずっと昔から続いてきたものであり、これからも伝えていくべきものとみなされることも多い。しかしながら、現代社会において「伝統」的な文化や制度とされるもののなかには、近

代以降にさまざまな意図によって創り上げられたものが多く含まれている。この科目では、日本における「伝統」を再考することを目指し、「伝統」なるものがどのように創られてきたのかを学ぶ。また、それが現代においていかに地域の文化資源とされ、地域振興などに活用されているかについても考える。

家族論

現代日本の家族はどこから来て、どこへ向かうのか。標準モデルとされてきた近代家族を軸に、歴史的視点、比較文化的な視点をもとに多様な家族像について解説する。家族社会学の理論や研究成果から、家族の形態や機能の変化を理解し、新しい家族のあり方を知ることで、自らの家族観や家族イメージを相対化し、これから自分が形成していく家族について考察する。

家族の文化

家族の存在意義や機能について、ドラマなどの映像資料や小説を題材に考える。家族関係学や家族社会学における理論や研究成果をもとに、夫婦、親子、きょうだい間の関係における事例研究を行い、それをふまえて様々な問題に直面する現代家族について理解を深める。調査データや歴史資料などからはうかがい知ることが難しい幼い子どもの視点、働く母や専業主婦、シングルファザーなど家族成員それぞれの視点から描かれた家族のあり様を知る。

ジェンダーと生活

現代社会においても、「女性らしさ」や「女性の仕事」というように、性別に由来する規範は根強く存在するようにみえる。しかしながら、実際には男女の役割分担や女性の暮らし方・働き方は時代や地域によって多様であり、それぞれの社会における価値観や生き方、環境のあり方などによって柔軟に選択されてきた。この科目では、さまざまな時代や地域における女性の暮らしを検討することによって女性の生き方の多様性を学ぶとともに、「女性らしさ」などといった規範がいかに形成されてきたのかについても考える。

家族の心理学

現代の家族の現象について、広い視野からその詳細を知り、原因や背景を学ぶ。その際、隣接領域である家族社会学、文化人類学等で語られる家族にも言及し、家族システム理論をベースとした、家族理解の方法論について学ぶ。また、家族心理学に隣接する心理学は、生涯発達心理学、臨床心理学である。これに社会心理学的な視点を加えて、家族プロセス、家族関係、家族力動について科学的にとらえ、自分なりの考えをまとめる力を身につける。最終的には、家族を取り巻く現代の問題に気づき、心理学の視点からの解決方法を模索できる力を醸成することを目的とする。

コミュニケーションの心理学

コミュニケーションの基礎的な理論と、現代社会におけるコミュニケーションに関する現象を、社会心理学や臨床心理学をベースとして学ぶ。家族とのかかわりをスタートとして、現代の生活においては様々なコミュニケーションが求められる。また、ICTの普及により、コミュニケーションを取り巻く状況は近年目まぐるしく変化している。コミュニケーションで用いる媒体は言葉にとどまらないということとあわせて、発達障害をはじめとする、コミュニケーションに困難を抱える状態についても理解を深め、コミュニケーションを取り巻く現代の問題に気づき、心理学の視点からの解決方法を具体的に模索できる力を醸成することを目的とする。

インターンシップ

この科目は、企業・行政・機関・団体などの現場における実務体験（夏季休暇において原則週5日以上、1日8時間×5日40時間）を通して、将来の職業選択・キャリア形成に資することを狙いとする集中講義である。前期では実習に備えて行う事前学習（6回程度）を行い、後期ではグループワークによる情報共有を行う。

社会福祉概論

社会福祉は従来のような限定された福祉から一般化された福祉へと

変化し、特にその傾向は高齢者福祉、こどもの福祉分野で顕著になっている。このため、現状の社会福祉は日常生活と大きく関わりを持ちながら、その活動を展開しているといっても良いであろう。また、近年では今まであまり関係を持ってこなかった他分野の専門職との連携が強調されている状況にある。このため、授業では社会福祉全般の制度概要と、それらの動向や課題を提示することで基本的な知識を習得するとともに、今後の社会福祉のあり方について考えていく機会を提供していきたい。

情報処理演習

多様な統計を読み解く力をつけるとともに、表計算ソフトを使い、集計表の作成、関数を使用した処理、グラフの作成などの応用操作を学習する。家計調査などの政府統計も活用しながら、情報処理の基本的な知識を理解し、演習を通して技術を身に付ける。

世の中の膨大な量の情報から有用な情報を探し出し役立てるためには、情報を収集し、必要なものを効率よく検索して見やすい形式で出力する必要がある。そのためのツールであるデータベースについて、表計算ソフトとデータベース・ソフトの両方を用いながら、基本的な考え方を学ぶとともに、操作に関する能力を高める。

企業と会計

企業のさまざまな経済取引を記録・測定し、利益・その他を報告するために必要な計算原理及び基本的な記帳技術を学び、さらにそれを前提にして、企業活動の一連にわたる会計処理の技術を、さらにレベルアップさせていく授業である。パソコン会計に関する講義や練習問題もあわせて行い、最終的に、企業で導入しているコンピュータ会計の実習にまで至ることをめざす。会計情報処理の知識を、実務的に応用・体験することを目的とする。

ファイナンシャルプランニング入門

実生活において必要となる経済関連の知識として、FP（ファイナンシャル・プランナー）資格初級レベルの知識獲得を目的とする。具体的には、「A. ライフプランニングと資金計画」「B. リスク管理」「C. 金融資産運用」「D. タックスプランニング」「E. 不動産」「F. 相続・事業承継」の6分野、そのうち特に「金融」「タックス」に重点を置く。ただし、単なる知識取得を目的とするのではなく、自身の実生活に応用可能な実践的学びの場としていくため、講義には積極的に参加・発言することが望まれる。

消費経済論

消費経済について、消費者行動の視点を中心に授業を行う。主に、①個人消費者へのマーケティング、②個人としての消費者、③社会的存在としての消費者の3点から消費経済を学ぶ。①個人消費者へのマーケティングでは企業経営、②個人としての消費者では人間の心理・認知、③社会的存在としての消費者では集団心理・文化などが関係する。これら3点から消費経済をダイナミックに見ていく。

消費者政策と法

消費者にとって安全で安心できる商品とサービスを選択し、環境に優しい生活スタイルをつくりあげるための政策や法が求められている。消費者問題について考え、その背後にある市場メカニズムや消費者施策の必要性を理解する。消費者の生活に関わる政策と法律の動向を取り上げながら、私たち消費者が自立して考え、行動するための能力を養う。

社会調査法

社会調査とは社会事象を観察して分析する過程であり、様々な目的や種類、方法がある。まずは、政府統計などを用いたデータの読み取り方を解説する。次に、量的調査のプロセスである「構想・計画」「準備」「実査」「データ入力と点検」「分析」「報告」「データの管理」について学習する。なかでも、調査票を作成する際に求められる適切な質問や選択肢の設定、調査結果の記述やグラフ化について詳説する。この授業では社会調査に関わる企画、実施、結果報告といった一連の流れについて、その知識と技術を身につける。

消費者教育演習

消費者市民社会における消費者教育をテーマに、学生をめぐる消費生活上の課題を中心にした質問紙調査やインタビュー調査を実施する。関連する研究や啓発資料、手法についての情報を収集・分析しながら消費者教育の素材を作成する。その成果は研究報告書にまとめ、連携先等に公開して地域社会に還元することを目指す。

総合家政と地域生活

主体的に生活を営むためには個人、家庭、地域社会との関わりで生活を理解し、生じる課題の解決を図る必要がある。子ども、障害者、女性といった生活者・消費者を例に、それぞれの特性を踏まえた生活課題の把握と課題解決の方向性を探る。あわせて、持続可能な地域生活のために食生活、ハウジング、ファッション、生活者と家族の4領域から構成される総合家政の学びを活かした地域貢献のあり方を考える。

コミュニティ福祉論

地域では、高齢者や子ども、さまざまな障害者に関する生活上の課題が数多く存在し、それらの多くが各地域の生活問題として取り上げられている。また、近年ではそうした課題解決を図るために、今まで社会福祉と接点を持っていなかった一般民間企業が福祉貢献活動としてさまざまな実践を展開している。そこで、生活問題の解決を図っていくために必要となる地域の特性や組織、人、財源、方法論などについて学習を進めていきたいと思う。そして、これらの学習を基に既述した一般民間企業による福祉貢献活動の傾向や、これからの可能性についても併せて考える機会を提供していきたい。

社会福祉方法論

社会福祉方法論（ソーシャルワーク）は人を支援するための方法論として、社会福祉分野で発展し、現在、数多くの方法論が示されている。しかし、これらの方法論は社会福祉分野だけでなく、さまざまな場面で援用していけるものであると考える。例えば、人間関係の構築やグループ活動、地域活動等々で援用できる場面は数多くあると思う。そこで、個人・家族を対象とした方法を主眼としつつ、グループ、地域を対象にした方法論についても講義、体験を通して学んでいくことで、社会福祉方法論（ソーシャルワーク）についての理解を深めていきたい。

家政学原論

本講義では家政学とは何か、現代社会において家政学を学ぶ意義を考え、家政学を基盤に生活問題、社会問題を捉えることを目的とする。かつては女性教育の中心であった家政学だが、現代では男女共生社会、長寿社会の問題解決に大きく関わっている。生活の諸問題を家政学のアプローチから考える。生活者の視点から、SDG sの到達目標につながる諸問題の解決につながるアイデアを考案できることを目標とする。

児童学概論

「子ども」とは何かについて探究する。私たちは「子ども」という存在についてどのように捉え、考え、関わっていったらよいのだろうか。子どもを総合的に捉える視点として、関係する各領域(心理、保育・教育、保健、社会、文化、環境、福祉等)を概観しながら、子どもを取り巻く基礎的課題(子ども観、現代社会における子どもの問題、子どもの発達、子どもと環境、子どもと教育・保育)に対する理解を進める。現実の生活や社会における子どもという存在、子ども問題へのアプローチについて実践的な視点からも検討していく。

保育学

乳幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものである。子どもとの信頼関係を築き、子どもが身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりするようになることを大切にする乳幼児期の教育や保育における見方・考え方について学ぶ。また、子どもを取り巻く社会(家庭、社会など)と乳幼児期の教育・保育との関連についても学ぶ。上記の事柄が実際の保育現場でどのように捉えられ、実践されているのかということについて理解をした上で、乳幼児期の教育や保育の今日的課題について考察できる力を身に付ける。

家族関係論

少子高齢化や価値観の多様化が進行する中で、私たちが経験する「家

族」は変化し、様々な課題が生じている。生涯発達の視点をふまえ、乳幼児期、子ども期、青年期、壮年期、高齢期のそれぞれのライフステージで生じる事柄や課題を家族関係との関わりでとらえ、解決するための方法を探る。家族関係学を学ぶにあたっての基本的な用語を解説し、現代日本における家族の現状と課題を理論や客観的なデータを使って説明する。

家族支援論

家族を取り巻いている社会的な状況の変化を理解し、それぞれの家族のニーズに応じた多様な支援を提供するため、さまざまな種類の援助活動及び関係機関との連携の在り方について解説する。虐待や貧困、仕事と子育ての両立、障害を持つ子どもと家庭、家族介護者の負担など様々な課題を確認し、それらの課題を解決するために必要な支援について事例をもとに学ぶ。

家庭経営学概論

人間が人間らしく生きる拠点が家庭であり、家庭生活を中心とした家族・コミュニティの営みが家政＝家庭経営である。現代社会における家庭経営の課題を、「家族」「消費者」をキーワードに、概説する。特に、親と子、夫と妻など家族を核とする人と人の関係や、仕事や消費といった日々の生活と生命の再生産の営みを中心に現代社会の危機的状況を生活の視点から見直し、誰もが安心してらせる、持続可能性のある社会につくりかえる方法を、自分の生活設計と重ねながら考える。

生活設計論

長寿化がすすむ時代の生活設計（ライフデザイン）には、貨幣のみならず、スキルや知識、健康、友人、変化成長するための意思と能力が必要とされており、親の世代とは異なる生活設計が求められている。教育・住宅・老後のマネープラン・フィナンシャルプランを指標として金融リテラシーを身につけるとともに、ライフステージの各段階で、生活の内的環境と社会環境の双方向の関係を視野に入れ、家族や地域コミュニティのなかで、無形の資産をどのように蓄積していくのかを考える。

家族と法

家族というもつとも身近な存在について、法的視点を通して考える。夫婦、親子、扶養、相続などの現実の家族問題を解決するための法律に関わる知識がいかに手助けとなるかを概説し、法律を切り口に個人と家族、家族と社会の関係について歴史的・社会的な背景を踏まえて考える。家族法は、私たちの家族関係を規律し方向づける指針であり、当事者の間の自由な意思決定によって市民社会を形成する基盤でもある。現行家族法についてよく理解し、家庭生活に関する紛争を防ぎ、問題点を掘り起こし変動する社会への法的対応についても検討する。

家庭経済学

少子高齢化や女性の社会進出、政府の構造改革など、生活を取りまく環境は大きく変化している。個人の生活と社会とのかかわりについて考えることを通じて、日常生活の背景にある現代社会の課題を客観的に把握し、それらの解決に向けて積極的に働きかけていく態度を養う。また、自らの生活目標を立て、その実現に向けて、氾濫する情報の中から必要な情報を選別し、意思決定できる生活者としての資質を養うことを目的とする。

消費者教育

社会経済環境が激しく変化し、消費者問題が複雑化・深刻化する現代において、消費者教育への社会的要請は一段と高まっている。消費者教育とは、商品を購入するバイマンシップのみでなく、市民としてのシティズンシップ、地球市民としてのグローバルシティズンシップを養う教育である。本授業では消費者被害防止の基礎知識を身に付けると共に、主体的に消費者が行動するための消費者教育と、消費者市民教育を発展させるために必要な要件について検討する。

フードスペシャリスト論

フードスペシャリストとはどのようなものか、その専門性や活躍分野について理解を深め、それを踏まえて、人類はどのようにして食物を獲得し、より嗜好性の高い食品を作ってきたのか、世界の食と日本の食

の歴史と特徴、現代日本の食生活、食品産業の役割、食品の品質規格と表示、食情報と消費者保護などについて幅広く知識を習得する。フードスペシャリストの専門分野としての「食」について、食文化、食生活、食産業、食の安全行政、消費者保護などの各面から総合的に学び、基礎知識を身に付けることを目的とする。

栄養学概論

本科目では栄養学について広く理解することを目的として、栄養学の歴史、各種栄養素の特性を中心に学ぶ。また、食品に含まれる栄養素以外の重要な成分として水と食物繊維についても、これらの特性やそれらが私たちの身体に与える影響について学ぶ。また、食物が摂取された後、栄養素が体内で消化、吸収、代謝を経てエネルギーとして利用される際の変換効率や身体活動との関係についても理解を深める。

食品学概論

本科目では食品の成分について広く理解することを目的とする。食品は多種多様であるが、食品の基本的な性質を決定する成分は水、炭水化物、たんぱく質、脂質などであり、またそれらは調理・加工・保存中に変化する。一方で、食品の嗜好性に深く関わる微量成分（呈味成分、香気成分、色素など）の存在も重要である。本科目では、これら食品中に含まれる成分の性質とその機能（栄養性、嗜好性、生理機能）について学ぶ。

食品学

私たちの生命と健康は、適切な食物の摂取と規則正しい食生活によって維持される。現在、食品の生産・加工などの技術革新や流通手段の発達により多種多様な食品を手に入れているが、食生活の基礎にあるのは食品であり、個々の食品の特性を知り、適切に組み合わせる利用することが重要である。本科目では、食品の分類とその特性や各種食品の成分に関する化学や成分変化などの基本的理論を学ぶとともに、食品中の三次機能成分、特定保健用食品など生理機能との関連についての基礎も解説する。

調理学

調理とは、食材の嗜好性、安全性、栄養性、衛生性を向上させ、食べ物として提供するまでの一連の過程である。そこで起こる諸現象について、食品の種類と調理性、食品の成分と調理による変化、嗜好性や安全性への影響などについて、調理科学の観点から学習する。また、食物連鎖や食文化の変遷など人間と食べ物、食生活と環境との関係を理解し、調理の技術やおいしさの向上、豊かな食生活の実践に繋げるための理論を系統的に解説する。

栄養学

本科目では、私たちが健康を維持するための科学的根拠に基づいた正しい食生活について、栄養学の観点から学ぶ。実際の食生活において、またそれぞれのライフステージにおいて、それぞれの栄養素をどのように摂取すればよいのかについて、「日本人の食事摂取基準」を踏まえて理解する。さらに、生活習慣病、食物アレルギー、ダイエット、健康づくりのための国の政策や指針など食生活に関わる様々な問題や取り組みについても考えていく。

食生活論

世界の食料生産や流通の影響、生活スタイルや食に対する嗜好などを反映して、食材料や加工食品は多様化している。また様々な食情報も氾濫している。そのような中で健康的な食生活を営むには、健康的な食生活とはどのようなものか理解した上で問題点や課題を自覚する必要がある。本科目では、自分自身の食生活を振り返りながら、健康的な食生活について学ぶ。同時に戦後から現代にかけてのライフスタイルと食生活の関係や食と環境についても学び、質の高い食生活とは何かを考える力を養う。

調理学実習

安全でおいしい食事を作るためには、確かな調理技術と調理科学の理論が必要である。ここでは、非加熱調理操作、加熱調理操作などの基礎的調理技術を習得し、日本料理と諸外国の調理法や食文化の特徴を学ぶために、日本料理・西洋料理・中国料理の調理の実習を行う。これ

により、食品の衛生的な取り扱い方、食品の調理性、調理による食品成分の変化、栄養性・嗜好性を高める調理法、調理器具や食器などの取り扱い方、食卓の演出、食事作法など調理と食生活に関する基礎総合力を養うこととする。

健康・食発達心理学

胎児期から老年期に至るまでの生涯発達の視点から、健康及び食に関する心理的側面を学ぶ。それぞれの時期での心身の発達過程とその特徴と「食の営み」の関係を考察することができるよう、実際の事例やエピソード（食に関するものなど）を交えて解説する。特に、健康な食事が発達過程の人間形成にどのように関与し、心や身体に影響を与えるのかを考察できる能力を養う。

食料経済

本科目では、食品等が消費されるまでの流れを分断して考えるのではなく、それぞれのつながりを理解することを目的としている。その結果、フードシステムの各段階の機能と課題を把握することができ、将来、食産業で活躍する学生が、時代とともにどのような「フードシステム」が望ましいかを考え、実践できるスキルを身に付けることができるよう、カリキュラムを組んでいる。受講生は「フードシステム」等への理解を習得したい初心者を対象とし、身近なテーマを題材にしながら、講義を進めていく。

食品の官能評価・鑑別演習

豊かな食生活を営むためには、食品の特性を理解し、品質を見分ける能力を身につけることは重要である。適切な食品の選択を行う時に必要とされる食品の品質には、安全性、栄養性、嗜好性、生体調節機能などが関わる。食品の品質を評価する方法として、官能評価法、化学的評価法、物理的評価法について講義および演習により学ぶ。特に嗜好性を評価するうえで重要な官能評価法について、考え方、手法、具体的な実施方法などについて、演習や発表などを取り入れながら学習する。

食品学実験

本科目では食品の加工特性をより詳しく知るために、食品の加工における成分や物性の変化について実験を通して理解を深めることを目的とする。具体的には、果実のペクチンのゲル化を利用したジャム、牛乳の乳酸発酵によるヨーグルト、砂糖の結晶化を利用した砂糖衣（菓子）などを実際に作ることによって、それぞれの製造原理や食品成分の反応について理解する。また、それぞれの加工・調理による歩留まりの計算、計測データの扱い方やレポートの書き方について学ぶ。

食品衛生学

本科目では、我が国で施行されている「食品安全基本法」に基づき、健全な食環境整備・食品の表示・食品の衛生管理という3つの視点から、食品の安全管理について概説し、「食中毒」を防止する方法を学ぶ。また、生産者・加工業者・流通業者・消費者とさまざまな食に携わる立場を考慮しつつ、消費者としてそれら食のリスクにどう立ち向かうかについても考えていく。

フードコーディネート論

栄養や食の安全性、調理の理論などを基礎として、快適な食空間を創造するために必要な具体的事項を学ぶ。食に関する文化と歴史、テーブルウェアとコーディネート、メニュープランニング、食事に関するマナーとサービス、フードサービスマネジメントなどが中心となる。フードコーディネートの実践については外部講師を招き、現場の仕事の講義を通して学ぶ。

食文化論

前半は日本食の特徴について、調理・加工、食事の形式、季節感、行事、異文化との融合を軸に、それらの形成の過程や具体的な例を学ぶ。後半は、戦後から現代の食を、家庭内の食事を中心に概観しながら、その様相や変化の要因について学ぶ。それらの学習を通して日本食の課題を理解し、豊かな食文化を維持するための施策を考察する。

食文化演習

江戸時代に編纂された代表的な料理書の中のいくつかの料理を実際

に調理して再現することなどを通し、食文化の変遷とその延長上に現代の食卓があることを理解する。また、日本各地の郷土料理にも目を向け、地域の食文化についても学ぶ。いくつかのテーマについてはグループでの実習と発表を通して、知識の定着と調理技術やプレゼンテーション力の向上を目指す。

食と環境

この講義は、「食」と「環境」という別々に考え論議される二分野の関連性を学ぶことを通して、環境問題をより日常的な関連性の中で捉え直し、地球環境に対する理解を深めることを目的とする。環境問題の切り口や講義は多様であるが、「食」の問題を切り口として環境問題について考え、「食」と「環境」がいかに繋がっているかを理解できるようにする。今後現代家政学科での学びを進めていき、環境、経済、社会の面から見て持続可能な生活・社会を実現するのに必要な考え方や価値観を持つ為の基礎的な知識の習得を目標とする。

住居学概論

住居をとりまく様々な自然的・社会的条件に対応しながら、多様な住居形態や住文化が生まれてくる。それらを時代別・地域別、または家族像の相違と関連させ比較しながら今日の住宅のありようを考え、自らの住宅や住生活の向上を目指し得るよう総合的に検討していく。

住生活論

「住まい」ならびにその計画方法に関する基本的な知識を養う。第一段階として、現代住宅を正確に理解するために、わが国の住宅の成立過程を、社会状況とからめながら概観する。次に、家族生活と社会の関係、住宅とコミュニティの関係などを検討して、住まいに求められる社会的意義に関して考察する。さらに、住宅のさまざまな機能を形態との関係から考究し、住宅を設計する際に必要不可欠となる諸問題の解決の方法を、具体的に学ぶ。

住居設備

私たちが生活する住まいは様々な設備システムを維持管理することによって成り立っている。その設備システムには、快適性、利便性、機能性、安全性、信頼性、経済性、省エネ・省資源、環境安全性、保守管理性が求められており、住居を供給する立場からも、生活者としても、それらを適切に評価できる能力を身につける必要がある。受講者が住居において使用する、給排水衛生設備、暖冷房設備、換気設備、電気・情報設備、防災設備について講義を行う。

住居計画

住居はそこに住む家族のためのものであると同時にまちの財産でもある。住宅および住宅地を計画する際に必要となるさまざまなことがらについて理解し、住居設計のための基礎知識を習得する。家族の暮らしの場である住居について、現代的な課題を踏まえたうえで、それぞれの家族にとって快適な住宅、住宅地のあり方について検討をおこなう。

インテリア材料

建築材料の中から、インテリアを中心とした仕上げ材料(壁材料、天井材料、床材料など)を取り上げて、それらの材料(せっこうボード、繊維補強系ボード、軽量気泡コンクリート、タイル、れんが、石材、ガラス、塗料、断熱材、接着剤、プラスチックなど)の基本的事項を平易に解説する。また、インテリア材料は構造材料とは異なり、安全性や耐久性以外に、機能性、快適性、美観性などの性能も要求される。そこで、各部位に要求される性能条件と材料との関連性を理解させると共に、建築仕上げ材料選定にあたっての基礎知識を養う。

建築計画

建築計画の基礎について広く学ぶ。人間の生活を支える空間が、どのように成り立っているかを理解し、それを計画するために必要な知識を習得する。具体的には寸法と単位空間、各室の機能と必要空間、空間の繋がり方、住まい計画、施設計画、これからの社会に必要な建築計画の考え方について学習する。

建築設計論

住宅を中心とした建物の設計手法を多角的に講義する。周辺環境を

配慮した建物の配置や、住まい手のライフスタイルに合わせた機能的で豊かな空間について理論と事例を提示する。また、安全で合理的な構造や、建築設備および材料等、設計する際に必要な基礎的な知識について修得する。講義は理論的な説明とともに、歴史的に著名な住宅事例を通して、具体的な建築設計の手法を修得する。

建築 CAD 演習

現在では、コンピュータの利用が一般的になり、建築・インテリア業界においても、その企画、設計の実務において、CAD(コンピュータ支援設計)の利用が必須となっている。この演習では、実社会において役立つCADの基本操作方法を身に付けることを目的とし、CADを利用した製図技術やプレゼンテーション技法を学習する。具体的には、最初に2次元CADの基本操作を学び、次にデータの扱い方を修得し、さらに画像データの取り込みなどを含めたプレゼンテーション技法へと発展させる。最後に3次元CADの操作を実践する。

福祉住環境

超高齢社会を迎えた現在、高齢者や障害者が在宅で自立した生活をおくるための住環境整備が求められている。本授業は、この福祉住環境整備分野の初歩的な知識を習得することを目的とし、高齢者や身体障害者を対象とした住環境整備についての基礎知識を学ぶとともに、在宅介護の現状と問題点、特徴、必要な視点等から、介護保険制度の対象となる住宅改修、福祉用具、特定疾病等、建築・福祉・医療などに関して体系的な幅広い知識を学ぶ。

建築環境学 A

建築環境学は建築の内外空間の環境形成を計画・評価する分野であり、建築設計において建物性能を決める重要なポイントのひとつである。この授業では、建築環境を形成する物理的要素である「熱・空気」の基本的性質を学ぶとともに、その環境を評価する我々の感覚の特性を知ることによって、建物・設備性能が居住者へ与える影響を理解する。また、それらの知識を踏まえて、居住者にとって望ましい建築環境を構築するための具体的な手法を学ぶ。

建築構法

建築の仕組みについて理解することを目的とする。鉄骨造、鉄筋コンクリート構造、木造について理解し、構造種別ごとに適した計画を習得する。また各部位に必要な性能とつくり方を理解し、適切に選択できる力を習得する。授業の後半では建物の実測を行い、構法を表現できる力を養う。

構造力学 A

構造力学の入門編として、建築(住居)における力学への興味を喚起し、新しい空間構成を創造する能力の育成を目的としている。そのために、各種建築物のかたちと強さの関係について、平易に解説すると共に、実際にそれら建築物の構造模型を制作し、簡単な実験(一点で支える力の実験、梁の変形など)と計算を行うことによって、力学を含む数学的な知識の向上を図る。また、構造形式の異なる建築物(ラーメン構造、トラス構造、アーチ構造、膜構造、折板構造など)についても紹介する。

構造力学 B

構造力学に対する基礎力をもとに静定と不静定構造の反力と応力計算、材料と断面の性質の概念が理解できることを目的としている。そのために力学の基礎を再確認した上で、ラーメン構造やトラス構造などを題材として、反力計算や応力計算の他、材料や断面の性質を通して構造力学に対する問題解決の方法を学ぶ。

構造計画 A

授業は、建築における構造デザインについて学ぶ内容とする。構造に関する歴史的変遷を通して構造デザインの基礎知識を学び、現代建築における構造デザインの実例を通して、鉄骨構造、木質構造、鉄筋コンクリート構造等の概略の知識を習得する。その他、スタジアムのような大空間やシェル構造等の空間構造、さらに、ガラスやアルミ等の建築に使われる材料にも着目して、幅広く構造について学んでいく。また、「構造デザイン」がどういったものであるかの理解を深めるために、パスタブリッジのデザイン・制作・載荷実験を通して体得する。

住宅施工

住宅生産の最終段階である施工について、住宅の主要構造形式である木構造を中心として、地業工事、主体工事（鉄筋コンクリート構造及び鋼構造を含む）、内外装仕上げ工事（タイル工事、左官工事など）、床工事（カーペット敷込み工事、畳敷き工事など）の順に施工方法を平易に解説する。また、住宅などの建築物を建設する際に必要となる敷地とその周辺並びに地盤の調査方法（スクリーウエイト貫入試験）や、施工計画書に必要な工程表（ネットワーク工程表）の見方についても学ぶ。

建築法規

建築基準法及び施行令を中心にその他の建築関係法令との関連も併せて、法令文や法令用語などの基礎知識を学び、単体規定、集団規定等の建築基準関係法令の全体像を理解する。本講義は、インテリア、住宅、建築関連の実務を行う上で必要であり、また建築士資格取得に必須である。

建築史 A

日本建築史の通史を学ぶ。堅穴住居や高床住居などの原始的な建築から最新の現代建築にいたるまで、また、住宅、社寺、公共建築など、さまざまなタイプの伝統的な日本建築に関して、写真・図面を用いて実例を詳細に検討しながら、その建築的・社会的意義に関して概観する。それにより、木構造など日本建築に特有な技術的な発展過程を学ぶと同時に、わが国の建築文化・生活様式の変化を学び、建築を通して伝統文化に対する理解を深めることを目指す。

建築史 B

西洋建築史の通史を学ぶ。ヨーロッパ大陸を中心に展開してきた西洋建築は、現代建築の根幹をなしており、その歴史の習得は、現代建築までつながる世界の建築文化の理解につながる。そこで建築史 B では、各国を代表する著名な西洋建築をひとつずつ詳細に検討することによって、世界の建築文化の系譜を学ぶと同時に、個々の建築とその建設の背景を探り、建築文化の理解をはかる。これらを通して、国際的文化人としての素養を身につけることを目指す。

設計製図演習 I

建築設計を学ぶための基礎知識である「図学及び製図」について学ぶ。基礎的な図面の表現法及び手法（技法）の修得を目指し、課題形式で授業を進めていく。本授業は、「建築士」としての建築製図分野の全般的な基礎知識の修得を目的とした導入授業で、図面作成方法ばかりでなく、建築空間の基礎的な構成や構法についても学び、また、模型製作等のプレゼンテーション能力の手法も学習していく。将来、住宅設計やインテリア設計を学んでいこうとするものにとって、必須の内容である。

設計製図演習 II

設計製図演習 II で修得した基礎知識と手法で、実際に住宅の設計に挑む。平面図、断面図、透視図、アクソノメトリック図など図面を作成しながら、住宅の平面計画はもちろんのこと、構造、構法、ディテール等の知識も修得する。はじめての建築設計であるため、住宅 1 棟全体を設計するというよりは、住宅の各部屋を、各種寸法や納まりを確認しながら個々に設計し、建築設計の基本を初歩からマスターする。

設計製図演習 III

設計製図演習 I および II で学んだ基礎知識と手法を活かし、木造住宅の設計 1 課題に取り組む。身近な生活を想定し、図面に表現することで、ものを作り上げる喜びを感じながら、技術の上達も目指す。

設計製図演習 IV

設計製図演習 I、II、III で学んだ基礎知識と手法を活かし、こども施設と地域施設の 2 課題に取り組む。地域社会に必要な施設を想定し、図面に表現することで、ものをつくる楽しさを感じながら、技術の習得を目指す。

設計製図演習 V

設計製図演習 I ～IV ならびに関連科目で学んだ知識や手法に基づき、集合住宅の設計と公園内のカフェ計画を行う。第 1 課題「集合住宅」で

は集合住宅の設計に取り組む。与えられた敷地から周辺環境を読み込み、法的条件の中でコンセプトを設定して設計する。さらに一住戸の設計及びインテリアの提案へとつなげる。プレゼンテーションを通して自らの考えを他者へ伝える手法を修得することを目的とする。第 2 課題では「公園内のカフェ」を設計する。周辺環境を読み込み、その場所、空間にふさわしい建築とインテリアを提案し、基本図面、パース、模型等で表現することを目的とする。

設計製図演習 VI

設計製図演習 I ～V ならびに関連科目で学んだ知識や手法に基づき、複合施設の設計を行う。デザインサーベイを通して周辺環境を読み込み、その場所、空間にふさわしい建築とインテリアを提案し、基本図面、パース、模型等で表現することを目的とする。

建築調査

歴史的建造物の保存・活用は、個性あるまちづくりや地域活性化といった観点から脚光を浴びている。本授業では、まずは、歴史的建造物の保存・活用について講義形式で学び、その後、実際の建築や町並み等の調査（実測調査／文献調査、等）を行う。そして、空間の歴史的特性や景観が形成されてきた背景等を明らかにするとともに、これらの保存・活用計画を検討する。さらに、みずからのアイデアを第三者に伝えるために、プレゼンテーションの技術（図面の作成、写真の撮影、資料のまとめ方、発表方法、等）を学んでいく。

都市計画

都市計画は、日々暮らすまちを支える制度であり、公平・公正で適切な土地利用や手続きを支える仕組みにもなっている。また、まちづくりは、より柔軟に多様性やゆるやかさ、地域性を包括しながらまちを動かしていくエネルギーであると考ええる。双方は、独立しているものではなく、担い手と受け手が重なったり入れ替わったりしながら、相互の仕組みを縫うように行き来しながらまちを構築している。

本講義では、都市計画・まちづくりの考え方や事例を通して、都市計画の基本的な仕組みやまちの多様な見方を知り、学生（職業）として或いは住民としてだれもがまちづくりの担い手であることを理解することを目的とする。

エコロジー

「エコロジー」とは、狭義には生物学における生態学のことを指すが、広義には生態学的な知見を反映しようとする文化的・社会的・経済的な思想や活動のことを指している。このように「エコロジー」ということばは様々な意味を持っているが、この授業では、主にくらしに関係した環境問題について解説し、人類と環境との共存について学ぶ。特に現在の環境問題を理解する上で必要不可欠な日本を含む先進各国が過去に直面した公害について解説し、生活と環境問題の密着性を理解する。このような講義に加え演習や見学などを通して「生活」と「環境」がいかに繋がっているかを理解し、持続可能な社会を実践できるような知識の修得を目標とする。

環境保護論

様々な環境問題がとりざたされている現在、人類と自然との共存が模索されている。私たちの社会システムも環境との調和に根ざしたものに変わろうとしている。この授業では、身近なくらしを見直すことから環境に関する研究までミクロ・マクロ的な視点で環境と共存するための方法について学び、自然保護や保全とは何かについて考える。様々な角度から生活と環境問題の関係を理解し、身近な環境保護を通して持続可能な生活・社会を実現する知識の修得を目標とする。

衣生活学概論

衣服に求められる機能は、社会・心理的快適性に関わる機能と、身体・生理的快適性に関わる機能から成る。したがって、衣服について学ぶには、服飾美学、被服構成学、被服材料学、被服管理学、被服衛生学等、多角的に学ぶことが必要となる。本講では、学年進行に伴う衣服に関する発展的学習に備えること、また教育の現場で求められる知識・能力を身につけることを目的として、衣生活に関する基礎的事項を概括的に学ぶ。さらに、現代そして今後の衣服に求められる課題について考える。

ファッション造形学

現代の服飾文化でスタンダードとされている洋服の構造を理解し、その設計方法と表現上の特徴について学ぶ。具体的には、先ず人体の形状を把握する。次に平面的な布帛を、人体を包み込む被服として構成するための技法について検討する。あわせて、その時に生じる立体的な造形上の表現の多様さに着目する。さらに、それらの表現が着用者または第三者にはどのような心象を与えるかを検討する。服飾が持つ造形物としての機能性及び表現性の可能性を考える。

ファッション造形実習 A

衣服によるファッション表現の基礎となる、衣服の基本的な構造及び構成方法を学ぶ。人体の形状や動作性に適合する衣服の形態、ミシン縫製の基礎的な技術、及び被服材料の造形上の特性に関する知識を修得することをめざす。実習課題としては、上・下衣(ノースリーブトップス、ハーフパンツ)の製作を行う。また、これらの内容は中学校・高等学校の家庭科教育の被服領域に対応しており、家庭科教員免許の取得を希望する学生は履修することが望ましい。

ファッション造形実習 B

本講では夏の浴衣制作を課題とし、材料に関する特徴である染色方法から、基礎的な和服の構成と縫製技術の種類を実践的に体験し習得する。さらに各自の身体を計測して制作した作品が適合しているかを、着装して確認すると共に着付けの方法も体験し着装発表を行なう。また、和の縫製技術と様々な体型の人々に可能な着装方法とその後の管理等についても合わせて理解する。最終的に日本の伝統文化である和服を継承していくことの大切さを考える。

現代衣生活論

現代社会の中で、ファッション領域における特徴のある事象を取り上げる。ファッション産業の構造と現状の課題、生産現場の人権と商品の価値、企業が取り組むべき CSR 活動、エネルギー消費の問題や地球環境に配慮をするサステナビリティなファッション商品とは何か。また少子化、超高齢化が進む中、子ども服やシニアファッション商品の開発についてなど多方面にわたる衣生活の問題について考えていく。

世界の服飾

世界各地には様々な民族服が存在する。それは歴史的背景の中で成立してきたものであるが、グローバル社会の中で服飾文化は西洋化されてしまった。今日ではその着用者は限定的となり、儀式やイベントなどに着用されることで、民族を意識させる象徴的な存在でもある。民族服の構成、色彩、装飾の特徴、現代社会における民族服飾の役割や、変わりゆく服飾文化を踏まえ、服飾文化から国家と民族との関係を見つめなおすことが目標である。

日本の服飾

服飾に限らず文化は元々あったものに他国から伝播したものが混ざり合い、伝承するものである。日本の服飾は他国から伝わった服飾を独自に進化させることで現代まで残ってきた。この講義ではどのようにそれらが愛され、伝わっていたのかを学び、次世代に受け継ぐべき服飾に関する知見と感性を持てるようになることをめざす。

西洋服飾文化史

現代の服飾文化のスタンダードである西洋式服飾文化の歴史的な背景を概観し、今日の服飾意識がどのように形成されてきたかを考える。特に、近世以降のヨーロッパでの社会的変動と服飾デザインの変化を関連付けて理解することで、服飾文化と社会的価値観との相互的作用に着目する。服飾は社会における人々の在り方を表象する装置であり、服飾への造詣を深めると同時に、服飾を切り口とした社会や人々へのアプローチについても考えていく。

ファッションテキスタイル

我々の生活に欠くことのできない衣服を構成する繊維・糸・布帛について学び、快適で機能的な着用感や審美的デザイン効果をもたらすファッションテキスタイルについて理解する。更に、持続可能性の高いテキスタイルや環境配慮への取り組みについて学び、これからのファッションテキスタイルに求められている性能について考察する力を育む

ことを目的とする。

ファッションカラー演習

色彩論で学んだ基礎知識を基に、服飾デザインのデザインイメージにあった色彩を効果的に使いこなし、的確なファッションカラーコーディネート提案を行える能力を身につけることを目的とする。ファッションの構成要素である「色・形・素材」の関係や、流行色とファッショントレンドの流れ、実市場における情報の流れにも言及したい。アパレルにおける配色技法を習得するために、カラーオーダーシステムを理解し論理的に色彩表現ができるようになることを目指す。

ファッションコーディネート

服飾デザインのデザインイメージを理解し、ファッションイメージマップの作成を通してファッションスタイリング提案することを目的とする。まず着用者の生活用途とオカージョンの分析、ライフスタイル分析。次にファッションデザインイメージの分類とデザインの要素との関連。ファッション商品のシーズン特性。ファッション雑誌の分析。さらにファッションイメージと個人の資質を学び、総合的にファッション提案を行うことができる能力を身につけることを目的とする。

美と健康

心身が健やかで、疾病等のトラブルがなく日常生活をおくることが「健康」な状態である。一方、「美しい」という概念は一通りの型にはまったものではない。それは歴史的にみても時代や社会によっても望ましい概念は異なってきた。また、多様性を認める今日の社会においては多種多様な「美」を見出すことが望まれる。本講では「美」と「健康」とのバランスを学び、衣服や装飾行動と身体メカニズムとの関連を理解し、美しく過ごすことの意義を考える。

若者ファッション論

社会の中で 10 代から 20 代にかけての若年層は、既存のルール・文化に抵抗し、あるいは迎合し、自らの価値観を示してきた。若者が発信する文化にはその時代と社会の新しい感性が潜んでいる。本講では主に第 2 次世界大戦以降平成にかけての日本のファッションの流行を取り上げ、そこに投影された若者の感覚について論じ、そこから時代ごとに作り出されてきた「若者」とは何かを論じる。

日本の服飾演習

日本の民族衣装である和服の起源と変遷を理解し、現在の基本的な知識としての決まりごとや TPO を学び、それぞれの特徴を理解する。さらにファッションカラー演習等の知識を活かして和装のスタイリングを考えてプレゼンテーションを行う。

また日本の特徴的な衣服として学生服を取り上げ、現在の自分の衣生活がどのような背景のもとになりたっているのかを学ぶ。

人間栄養学部 人間栄養学科

人間栄養学原論

健康を維持・増進するためには、食べ物からの側面（栄養・調理など）だけでなく、人からの側面（嗜好、代謝、疾病・健康状態など）を考慮した食生活を営むことが不可欠である。一方、食生活とは、個人を取り巻く地域の自然・社会・経済・文化などの条件や歴史の変遷と密接に関わって形成される。そこで、食品の生産・流通、食品の選択、調理、食文化との関連を踏まえ、人々が望ましい食生活を営むための栄養管理について理解する。

管理栄養士のための基礎演習

管理栄養士に必要な基礎的知識とともに、生涯にわたって自律的に学び続けることができる基本的学修能力を身につける。4年間の学修の基礎となる数学、生物、化学の基礎的知識を復習（確認）し、今後の学修に活用させる。

管理栄養士の早期体験実習

栄養士・管理栄養士が活躍している「臨床栄養」「食育・地域栄養ケア」「スポーツ栄養」「食品開発・サービス」など多岐にわたる現場を見学し、食・栄養とのかかわりを学ぶ。早期からの体験学習プログラムの参加を通して、課題解決能力を身につける。さらに、専門職業人として「人間の栄養」に対する知識・技術・表現力を養い、社会に貢献しようとする意思と、他者と協働するための共感力を身につける。見学終了後は報告会を実施し、見学で学んだ内容を発表するとともに、見学に行かなかった現場についても学びを深める。

基礎サイエンス実験

化学領域および生物学領域における基礎的な実験技術を修得し、自然科学的思考を身につける。実験によって得られた結果の取り扱い方についても学ぶ。化学領域では容量分析（定量分析）、無機イオン・有機化合物の性質（定性分析）などを行う。生物学領域では、顕微鏡による細胞の観察、酵素実験などを行う。これらの実験を通して、食品学・生化学・栄養学などの専門科目で行われる実験の基礎力を養う。

栄養情報統計演習

Evidence Based Nutrition（根拠に基づく栄養学）を実践するためには、まずは各種文献等の情報を有効に活用する必要がある。そのためには情報の取得方法や、統計学の理論に基づいたデータの扱いが必須である。本演習では、インターネットを用いた各種栄養情報の収集方法、さらには統計学の基礎知識を学びながら、統計処理アプリケーションソフトを用いてデータ解析の方法を習得する。特に管理栄養士として扱うことが多い国の調査データについて、数値を扱いながら理解を深める。

健康・食発達心理学

胎児期から老年期に至るまでの生涯発達の視点から、健康及び食に関する心理的側面を学ぶ。それぞれの時期での心身の発達過程とその特徴と「食の営み」の関係を考察することができるように、実際の事例やエピソード（食に関するものなど）を交えて解説する。特に、健康な食事が発達過程の人間形成にどのように関与し、心や身体に影響を与えるのかを考察できる能力を養う。

公衆衛生学 I

公衆衛生は疾病を予防し、寿命を延長させ、身体的、精神的、社会的に健康の増進を図る科学（science）と技術（art）である。19世紀英国を起源として、地域社会や国、世界の人口集団における健康問題を把握・改善する方法として発展してきた公衆衛生学の歴史と方法について学習する。プライマリー・ヘルスケアやヘルスプロモーション等の理念、統計・指標、人々を取り巻く環境と健康、フィットネスと健康などの動向を理解する。

公衆衛生学 II

公衆衛生学 I で学習したことを基礎に、グローバルな感染症対策や現在国が進めている健康づくり施策について政策・指標レベル（健康日本 21）の公衆衛生学を統合的に学ぶ。また、保健医療福祉介護の対応

策、ケアシステム、及び、わが国における労働と健康問題等、社会保障・社会保険制度、対象別の公衆衛生・保健活動を理解する。健康福祉に関する自己学習能力を高め、ヘルス・リテラシーを向上させる方法を学ぶ。

公衆衛生学実習

公衆衛生学 I で扱った公衆衛生に関する数値目標や統計データ、論文のデータの読み方を理解するために、公衆衛生学に関係する測定・調査法について、各種手法を修得し妥当性・信頼性を学習する。そして、実測値や統計データについて基礎統計を用いて分析し、解釈できるようにする。

疫学・社会調査法

「疫学（epidemiology）」は、人口集団における疾病の発生を含めた動態を分析するための方法論である。疫学の基礎的な統計手法について、具体的な事例を用いた集団のデータから理解を深める。また、社会調査に必要なアンケート用紙の作成、調査の実施、統計手法を用いた分析ができるようにする。

解剖生理学 I

管理栄養士が臨床栄養の現場で基礎知識として持つべき人体の正常な解剖学を主に器官系別に学習する。1年次後期に開講される解剖生理学 II で学ぶ正常機能（生理学）を理解するための基盤を習得する。

解剖生理学 II

解剖生理学 II では、すでに解剖生理学 I で習得した解剖学の基礎的な知識に基づいて、管理栄養士にとって重要な領域である正常機能（生理学）について理解を深め、応用栄養学、臨床栄養学などの基礎となる知識を網羅する。

解剖生理学実習

解剖生理学 I・II で学ぶ「人体の構造と機能」を、器官系別に可能な限り実体験することで理解を深める。さらに、臨床栄養の現場で、医療チームの一員として栄養サポートを実施するために必要な臨床医学の基礎を体験的に習得する。

運動生理学

身体運動を行なったときには、その運動を遂行するのに最も適した状態となるように身体が変化する。また、ある種のトレーニングを長期間継続すると、その運動を行うのに適した身体に変化する。このような、一過性または継続的な運動の身体に対する影響を、生理学的観点から捉えていく。前半は筋力、持久力、調整力の基本的な話しをする。後半は、これらのことを踏まえて、エネルギー、環境、発達、老化などについて話を進める。一般人については健康に関わる話が中心で、スポーツ選手については競技力向上に関する話が中心となる。

微生物学

微生物の種類は多く、広く自然界に分布している。微生物は人間の生活の中で有害（感染症の病原体）、有益（食品の発酵や醸造）、また食品の腐敗や変敗に関与している。本講義では、食品衛生、感染症の予防などの基礎的知識として、微生物の一般概念、微生物の利用価値などについて理解を深める。主に、微生物の分類と形態や生育条件及び物理的・化学的な滅菌方法と消毒方法、感染と発症機構及び主な感染症の病原体について講義を行う。

臨床病態栄養学

臨床栄養の現場にて管理栄養士が遭遇する主な疾患について、その疾病の成り立ちを学ぶ。1年次に履修した解剖生理学や生化学、基礎栄養学の知識をもとに、種々の疾患の発生機序や主要症状、臨床検査、治療の基本的な考え方について学習し、臨床栄養学習得に向け必要とされる医学的理解、解釈ができるようにする。

分子栄養学

栄養素の代謝は、生体を持つ巧みな分子機構により調節されている。この調節には、ホルモン、酵素タンパク質、ビタミン、微量金属などが重要な役割を担っている。本講義では、人間の健康あるいは疾病に関連する生体の代謝調節機序について分かりやすく概説し、栄養学を細胞

生物学あるいは遺伝子生物学と関連させながら、分子レベルの視点から捉えていく。

有機化学

栄養学や食品学で対象とする成分や分子は大部分が有機化合物である。このため、栄養学や食品学の学習を進める上では、予め有機化学の基礎的知識を身につけておくことが求められる。本講義では、原子、分子、化学結合等に関する基礎化学的知識について復習した後、代表的な有機化合物の種類と構造、異性体の概念、有機化学の主要反応について解説する。さらに生物に関する有機化学として、核酸の構造と機能、遺伝情報の維持と発現、遺伝子操作と解析法について学習する。これらの知識は特に、生化学、基礎栄養学、基礎食品学等の専門科目を学ぶ上で重要となる。

生化学

生化学は生体を構成する分子が行う相互作用や化学反応の理解を通して、生命現象の仕組みの解明を目指す学問であり、栄養学を学ぶための基礎として極めて重要となる。本講義では、特にエネルギー産生栄養素(糖質、脂質、たんぱく質)の代謝経路を中心とした栄養生化学に焦点を当てて解説する。まず、細胞の構造、生体反応のエネルギーについて学んだ後、糖質、脂質、アミノ酸・たんぱく質、核酸の代表的な代謝経路とその調節機構について学習する。

生化学実験

生体成分の性質やそれらが示す化学反応と生命機序への関わりについて、実験を通して理解を深める。具体的には、糖質の定性、脂質(コレステロール)の定量を行い、得られた結果からどのような結論が導けるのかを学ぶ。また、酵素実験を通して、いわゆる栄養素の代謝調節、栄養素間の相互作用の原理についても理解する。さらに、核酸の抽出・定性反応を通して、核酸の生化学的性状について確認する。

基礎食品学

食品成分(水、炭水化物、タンパク質、脂質、ミネラル、ビタミン、嗜好成分など)の化学的性質について学ぶ。また、食品の生育・生産から、調理・加工を経て、ヒトに摂取されるまでの過程で、その食品の持つ栄養特性と物性がどのように変化するかを総合的に理解する。環境負荷等の観点から食料廃棄など社会生活との関わりについても学ぶ。さらに、食品成分が健康維持・増進に及ぼす影響と疾病予防に対する役割を理解し、食品表示に係る法制度についても概説する。

基礎食品学実験

基礎食品学で学んだ知識を確実なものとするために、実際の食品検体を用いて、水分、糖質、脂質、タンパク質、無機質(食塩相当量、カルシウム)、ビタミン(L-アスコルビン酸)、嗜好成分(ポリフェノール、アミノカルボニル反応物)などの定性分析及び定量分析を行う。分析に際しては、滴定法、各種クロマトグラフィー法、分光光度法、原子吸光度法などの技術を習得する。

応用食品学

日常の食生活における食品の利用として、食品の利用・加工・貯蔵の観点から食品成分の特性を学び、個々の食品についての理解を深める。具体的には農産物、畜産物、水産物、発酵食品などについてその特徴と性質、加工方法とその利用に関する知識を習得し、様々な加工・保存条件による食品成分の変化や栄養成分の変化についても学ぶ。さらに食品鑑別についても理解を深める。

応用食品学実験(食品の鑑別を含む)

応用食品学実験を通して、食品の持つ成分(色、味、匂いなど)や感覚(形態、食感など)などが食品加工時にどう変化するのか、さらには安全性を高める貯蔵・加工法とその原理を学ぶ。特に伝統的な食品加工方法に加え、新しい食品加工技術や手法を取り入れ、食品の加工過程で起きる様々な変化(栄養価の向上、おいしさ、外観、簡便性など)について理解をし、食品の加工の原理、食品加工の意義についても理解を深める。さらに食品鑑別や官能評価についても理解を深める。

調理学

調理は、食品をより安全に、おいしくなるよう制御することである。おいしさの要因と調理過程における食品の物性、栄養成分および機能性の変化を学び、安全面、栄養面、嗜好面の各特性を高める調理法とそれを裏づける理論を理解する。実際には、人間と食べ物の歴史の変遷、食糧と環境問題、嗜好の形成要因、非加熱・加熱調理操作と栄養について、また調理操作による物性・栄養成分および機能性の変化については、米や野菜、肉、魚、卵、ゼラチン、砂糖等に関して理解を深める。

調理学実験(官能評価を含む)

調理学実験の目的は、調理の過程でなぜそのような現象が起こるのか、法則性を見出し失敗しない調理技術の修得を目指すもの、すなわち再現性のある「調理のコツ」をつかむことである。実験の基本操作の修得から各食材の性質を知る実験、調理操作の違いによる料理の出来具合や栄養成分の差を調べる実験へと進める。具体的には米、卵、小麦粉、乳製品、砂糖、ゼラチンなどを使って行う。

基礎調理学実習

調理は様々な地域の気候、風土、宗教などを背景に、その地域に最も適した食品の食べ方として、家庭や調理人らにより伝承されてきた食文化である。本実習では、非加熱調理操作、加熱調理操作、調味操作においてそれぞれ基礎的な調理操作と技術を主に日本料理を中心に修得する。また、安全・衛生的な食品の取り扱い方、食品に適した食器の選び方、食卓の演出、食事のマナーなど、調理の基礎を総合的に学び、知識を深める。

応用調理学実習

基礎調理学実習で学んだことをふまえ、諸外国の料理や行事食、郷土食の調理を通して、調理技術の向上を図る。具体的には、調理法を実践して調理操作中の現象を確認すると同時に、季節や行事を取り入れた献立や食文化についての理解を深め、食生活の担い手としての応用力、創造力、実践力を養う。

食事計画論実習

栄養管理の手順に沿って実践しながら、対象者の健康状態に応じた食事計画の立案および運営の方法を理解する。また、日本人の食事摂取基準や日本食品標準成分表を適切に活用できる力、「栄養素」、「食品」、「料理」、「食事」、「生活習慣」について必要な情報を選択できる力を養う。

食品衛生学

食品衛生の目的は飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、公衆衛生の向上や増進に寄与することである。従ってその対象は食品だけでなく食品添加物、器具、容器包装、おもちゃ、洗剤なども含まれる。食中毒の事件数・患者数・死亡者数、原因食品、病原因物質、原因施設などの状況からみた傾向について学び、細菌性、ウイルス性食中毒および自然毒による食中毒や、食品添加物、食品で起きる危害物質などについての理解を深める。また、食品での危害発生防止のための食品保存法や包装や食品表示等の規格基準などや食品で起きる危害などについても理解する。

食品衛生学実験

食品衛生の立場から、食品の安全性を確かめる物理的、化学的並びに微生物学的諸検査を、身近な食品を対象にして行う。微生物の取り扱いについて滅菌と無菌操作、培地調製法を習得し、大腸菌群の鑑別試験、食品の生菌数の測定、グラム染色と細菌の顕微鏡観察、カビ、酵母の携帯観察、顕微鏡観察を行う。さらに、紫外線や加熱による殺菌効果、微生物汚染度の測定をおこなう。また、食品添加物の着色料および発色剤の定性・定量、遺伝子組換え食品の検出を行い、GS-MSによる各種市販食品中の残留農薬の検出・同定を行う。

基礎栄養学 I

基礎栄養学 I では、栄養とは何か、その意義について理解するとともに、栄養素の消化・吸収の基本概念を修得する。人間の個体レベルでの栄養現象を、摂取した食品に含まれる栄養素の面から捉え、生体内に吸収された後、生体の構成成分として代謝変換される一連の代謝過程に

ついて体系的に講義する。また、エネルギーの消費と供給のバランスを保つ摂食行動及びそれに係る代謝調節の全体像についても概説する。

基礎栄養学Ⅱ

基礎栄養学Ⅱでは、健康の保持・増進疾病の予防・治療における栄養の役割を総合的に理解する。特に、ビタミン、無機質（ミネラル）、電解質、水分については、それぞれの栄養学的役割を概説し、欠乏または過剰がもたらす代謝変化を知る。また、基礎代謝や臓器別エネルギー代謝などエネルギー代謝の基本的概念について、その測定法を含めて学ぶ。

基礎栄養学実験

栄養素が生体にとってどのような吸収・代謝経路をたどり、生理的役割を果たしているか、またそれらが体内で利用された後、どのように排泄されているかなどについて、実験的手法を通して理解する。糖質、タンパク質の消化作用について生体サンプルを用いることによってそのメカニズムを理解し、栄養素の消化とその過程について理解する。また、栄養状態によって変化する生体成分を測定し、統計的手法を用いて、得られたデータの解釈について学ぶ。

食事摂取基準論

食事摂取基準の概念や、エネルギーおよび各栄養素の基準値設定とその根拠について学ぶ。特に国内外における基礎的研究・疫学的研究などの結果の意義や解釈をよく理解できるようにする。さらに食事摂取基準値と疾病リスクとの関連、また、ライフステージ別の特徴に対して理解を深め、種々の対象者における栄養教育・栄養管理上での活用に関する考え方、個人および集団を対象とした場合の具体的な用い方の知識・技術を深める。

ライフステージ別栄養学Ⅰ

ライフステージ別の栄養学とそれらに関連する疾患について学習する。ライフステージ別栄養学Ⅰでは妊娠期（児の側からみれば胎児期）、授乳期および、出生してから思春期に至るまでの成長期における各ライフステージの身体的特徴と栄養との関連を学ぶ。更に、各ライフステージで生じやすい栄養学的な問題や、それに対する対処法についても学習する。

ライフステージ別栄養学Ⅱ

ライフステージ別栄養学Ⅰに引き続き、成人期、更年期、高齢者などの各ライフステージの栄養学とそれに関連した疾患について学習する。また、栄養とエネルギー代謝、運動と栄養、環境ストレス（疾患、生体リズム、温度環境、高所、高圧、低圧、無重力など）といった特殊な環境の条件下における生体の反応と特殊な栄養状態や栄養的要求について理解する。

応用栄養学実習

ライフステージ別栄養学Ⅰ・Ⅱで学んだ理論を基に、乳児から高齢期に至るまでの各ライフステージの身体状況や栄養状態等を踏まえ、各ライフステージに適した献立の作成および調理を行い、具体的な食事による栄養ケアの実習を通して、栄養管理（マネジメント）の方法を学ぶ。妊娠や発育、加齢などによる人体の構造や機能の変化の特徴を十分に理解し、栄養状態の評価・判定（栄養アセスメント）に対応したケアプランニングとその評価を行う実践力を養う。

栄養教育総論

栄養教育の概念・歴史を学ぶとともに、現代の健康や栄養上の問題点について考え、栄養教育の必要性・意義・目的について理解する。さらに、教育的な手段を用いて、人の健康の保持・増進、適正な食行動への是正や食を介した人々の QOL の向上を目指すために、適切な栄養教育マネジメントについて、アセスメントから計画・実施・評価までの一連の PDCA サイクルを理解するための理論を学ぶ。また栄養教育を効果的に展開するための教材なども学び、人に寄り添った栄養教育実施者となるための心構えについても理解を深める。

栄養教育方法論

栄養教育方法の行動科学理論について学ぶ。特に対象者の特性の把握

を行い、栄養教育の実施に必要な各種行動科学の理論についてグループワークも行いながら学ぶ。特に理論に含まれる様々な行動変容技法などは詳細に学びを深める。さらにカウンセリング手法や面接手法の基礎及び展開についてもグループワークを用いて理論を学ぶ。

実践栄養教育論

学習者のライフステージ、すなわち、乳幼児期から高齢期にいたる時期の特徴や、ライフスタイル、健康状態等の特徴を十分に踏まえてアセスメントを行い、栄養教育の目的・目標を設定し、学習カリキュラムを立案して実施し、評価する実践方法を学ぶ。また、複雑化する現代社会の中で、どのようにすれば健康の維持増進ができるかを食環境との関連から捉え、実践する方法を理解する。

栄養教育実習Ⅰ

栄養教育を効果的に行うには、専門知識を教育的理論に基づいて応用できなければならない。本実習では、対象の把握から実施およびその評価にいたる教育の一連のプロセスを理解し、方法が身につくよう学習する。対象者から得られたさまざまな情報を整理し、対象者の特性を的確に把握して、問題点を見だし、栄養教育の目標を設定し、教育実施に向けた計画が立てられ、適正な栄養教育を実践することができるような基礎知識・方法について学ぶ。

栄養教育実習Ⅱ

社会の中での実践活動に参画し、栄養教育（食育）の実際的な展開方法を学ぶ。それぞれの学習者の実態に合わせ、その実現可能性を確認しつつ、栄養教育、ヘルスプロモーション等の理論をふまえた食環境づくりの視点に着目した教育の方法を学ぶ。学習者の実態把握のためのアセスメント内容の抽出、学習案の立案（ワークショップ形式型）、企画書のプレゼンテーション、評価計画、評価の実際までのプロセスをフルコースで行う。

臨床栄養学基礎

臨床における栄養マネジメントは、各方面の医療スタッフとともにチームを組んで行われる。その中で管理栄養士は多岐にわたる医学的素養を要求される。臨床栄養学基礎では、臨床病態栄養学で学んだ総論的知識を基に、各疾患の病態・症状・診断・治療について網羅的に学ぶ。

臨床栄養学応用

臨床の場において適切な栄養管理を行うためには、傷病者の病態とその栄養状態の特徴を把握することが重要である。疾患別栄養管理方法の根拠を理解し、栄養サポートの実践力を身につけることを目的として、疾患別の食事療法の実践と栄養管理方法、栄養教育の特性と技法、多職種での栄養管理の取り組みを学ぶ。

臨床栄養アセスメント論

傷病者の病態や栄養状態に基づいて適切な栄養管理を行うために、疾病治療のための栄養管理法について学ぶ。消化器系疾患・内分泌系疾患・循環器系疾患・腎疾患・血液疾患など栄養状態・栄養補給方法との関連が深い疾患のアセスメントの方法とその評価の方法などについて、栄養学的・理論的に解析できるよう学ぶ。これらの評価結果を基に栄養マネジメント・栄養サポートの立案ができるように学ぶ。

臨床栄養ケアマネジメント論

臨床栄養分野で、コメディカルスタッフの一員として、様々な形で人々の健康の保持・増進、および疾患の治療・予防に携わっている管理栄養士の仕事を理解する。症例をもとに各疾患の栄養アセスメントから栄養ケアプランを立て栄養療法、食事管理について学ぶ。栄養ケアマネジメントの一連の流れを理解する。

臨床栄養アセスメント実習

臨床栄養アセスメント論で学んだ理論をいかに実践に応用・活用するかについて、一連の方法を学ぶ。具体的には、患者を対象とした栄養管理、栄養ケアプランの作成方法、実施方法、評価方法を学ぶ。身体計測など臨床現場での管理栄養士に必要な技術を身につける。

臨床栄養ケアマネジメント実習

臨床栄養ケアマネジメント論で学んだ理論を、いかに実践に応用・活用するか、についての一連の方法を学ぶ。具体的には、エネルギーコントロール食、たんぱく質コントロール食、脂質コントロール食、減塩食、貧血予防食、各種治療用特殊食品を用いた調理、行事食など。献立作成や治療食の調理実習を行う。

公衆栄養学

住民のQOLの向上と、健康の保持・増進のために、地域・国家のような集団・社会レベルにおける栄養問題と、それを取り巻く自然や文化、経済的要因等との関連を分析し、あるいはニーズを把握することにより、適切な公衆栄養プログラムを計画・実施・モニタリング・評価・フィードバックするための知識と技能を養う。特に、わが国および諸外国の健康・栄養問題の現状、課題及びそれらに対応した公衆栄養政策についての理解を深めることを目的とする。

地域栄養活動論

地域で展開される栄養活動の実例を示し、それを通して、地域栄養マネジメントの意義、既存の理論的な枠組みを分かり易く説明することにより理解を深める。また、実際の公衆栄養プログラムの計画策定の方法や、その計画を実施する手法や技能の修得を目的とする。また、地域住民を主体とした、住民・地域社会・行政というネットワークづくりや、食環境整備などを含めた地域での公衆栄養活動の進め方について理解することを目的とする。

公衆栄養学実習

公衆栄養学で学んだ理論を基に、地域栄養活動をすすめるため、地域の栄養課題、社会ニーズを把握するための社会調査法を用いた地域診断、疫学診断、行動・環境診断、教育・生態学的診断など、対象地域・者にあわせて目的を設定して、調査設計を行い、実際に調査を実施、解析、結論を導き出すプロセスを習得する。また、グループで設定した対象地域や対象者にあわせてディスカッションを行うことにより、自分の意見を表現する力、意見をまとめる力も合わせて習得する。

給食経営管理論

特定給食施設における給食運営の理論を学ぶ。さらに食品流通や給食に関わる経営全般を総合的に判断し、栄養面、安全面、経営面全般のマネジメントを行うための基礎理論について理解する。具体的には、対象者に応じたフードサービスという視点を基本に、特定給食施設の目的・役割と管理栄養士・栄養士の位置付け、給食業務の流れ、栄養管理・栄養教育、食事計画・献立作成、食材管理、生産管理、HACCPと衛生・安全管理、人事・労務管理、原価管理などについて学ぶ。

給食経営管理実習

給食経営管理論の実践を目的とする。この実習では、特定給食施設における大量調理の生産管理をはじめ、給食経営管理のサブシステム全般を学ぶ。給食経営の理念や目標を明確にし、対象者のニーズを捉え、栄養給与目標に従った「食事」を作り実際に対象者に提供する。HACCPの概念に基づいた衛生管理による作業工程表を作成し、品質管理、経営管理（コスト、労務、食材、施設・設備、時間、顧客、危機、情報）の実践及び評価・改善活動を行う。具体的にPDCAサイクルを実践することで給食運営の理解を深める。

健康フードマネジメント論

食生活は食糧確保のあり方、生活のあり方などが極めて多様化し、要求される内容・方法などが変化しつつある。ライフステージ別に求められるニーズを的確に把握し、マネジメントが出来るよう学習する。対象者別施設分野別のフードサービスという視点から、栄養管理（栄養計画、食事計画）と給食の経営・生産（会計・財務、品質評価等）における理論を学ぶ。また各種給食施設の特徴を学び、具体的に献立管理や生産に関する理解を深める。

健康フードマネジメント実習

健康フードマネジメント論の理論の実践を目的とする。給食経営管理実習を発展させ、対象者の栄養アセスメントや食行動スタイルを踏まえた上で、栄養・食事計画を立案し給食運営のマネジメントを実践す

る。また食事の提供とともに、給食を「好ましい食べ方」の栄養教育の媒体と捉え、モデルとしての食事提案とその食事のテーマに沿った栄養情報の提供を行う。また、生産管理では特にHACCPシステムの理解と厨房設備のドライシステムの運用を修得し、さらに提供料理の品質測定を行いQC活動へと発展させる能力を養う。

総合演習Ⅰ

専門分野を横断して、栄養評価や栄養管理が行える総合的な能力を養う。病院、小学校、児童福祉施設、高齢者福祉施設、事業所、保健所等各分野で活躍している講師を招き、社会に求められる管理栄養士の役割や業務、実践している栄養評価の手法等について学ぶ。また、臨地実習前の事前準備として、給食運営臨地実習では給食運営に関わる課題、臨床栄養Ⅰ・Ⅱ臨地実習では臨床栄養に関わる課題、公衆栄養臨地実習では公衆栄養に関わる課題について具体的な説明と準備を行なう。

総合演習Ⅱ

給食運営、臨床栄養Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養臨地実習で体験した内容について情報交換を行い、テーマ別に学習する。各分野で活躍する実習先の指導者を招き、各講義を通して管理栄養士の専門性についてさらに理解を深める。実習中のまとめである実習記録や体験を基に、臨地実習の総まとめとして報告会を開催する。学生は、個人あるいはグループ毎に発表準備を進める。この報告会を通して、実習先として選択しなかった分野および施設での実習報告を聴講することで相互学習を行う。また、後輩の学生には、臨地実習の予備的知識として役立てる。

給食運営臨地実習

特定給食施設における給食の運営を学ぶとともに、施設における管理栄養士の位置づけや組織について学ぶ。また、給食業務を行うために必要な食事の計画や、調理を含めた給食サービスの提供に関する技術を修得する。具体的には、保育所・小学校・事業所・高齢者福祉施設・病院のいずれかにおける実践活動の場で、課題発見・解決を通して、給食の運営に関する管理技術及び栄養・食事計画の立案能力、給食業務に関する情報処理能力等を修得する。

臨床栄養Ⅰ 臨地実習

病院においてベットサイド、個別指導や集団指導を通して、栄養アセスメントや栄養ケアプランの作成・実施・評価を学ぶ。学内における講義や実習では学ぶことのできない病院のシステム、医療スタッフとの関わり、ベッドサイドへの訪問、実際の個別の栄養指導、集団栄養指導を通して、病態治療が臨床の場でどのように行われているのか、その実態を2週間の医療現場での実習を通して学び、実践力を養うことを目的とする。また、実習施設における事前集中講義、特別講義、直前指導、事後の報告会等も行う。

臨床栄養Ⅱ 臨地実習

給食の運営臨地実習・臨床栄養Ⅰ 臨地実習を終えた後に本実習を行う。栄養治療など疾病に関わる医療行為の具体的な実施の現場での実習である。先の臨床栄養Ⅰ 臨地実習と異なる点は、医療チームの一環として加わり、患者の栄養状態のアセスメントとその判定、それに応じた栄養ケアプランの作成、治療の実施と評価に至るまでのプロセスの詳細を学ぶことにある。実習生として、現場で具体的な課題を発見し、解決方法を検討する。

公衆栄養臨地実習

保健所・保健センターにおいて、地域診断を基に、地域住民と行政における健康サービスのあり方を理解し、地域における公衆栄養プログラムの計画やその実践・評価方法を学ぶ。実習内容としては、保健センターにおける地域住民への対人サービスのあり方を学んだり、実際に保育所などで食育を行ったりする。また、保健所での事業へ参加し、実際の公衆栄養プログラムを学ぶ。実習終了後は報告会を行い、各施設で学んできた知識についてディスカッションを行い、さらに理解を深める。

栄養治療学

医療現場において医療の一翼を担える管理栄養士を目指す。各種疾患別の症例に基づき、栄養アセスメントを実施し、疾病者の栄養状態を

把握し、栄養管理のあり方を習得する。栄養指導媒体の作成や模擬栄養食事指導など実践力が備わるように学習する。医療の倫理、患者の権利の問題など、医療人としてのあり方についても学ぶ。

臨床栄養カンファレンス論

臨床現場において、ICUをはじめとするベッドサイドでの栄養管理や、栄養サポートチーム（NST）においての管理栄養士に求められる役割は非常に重要性を増している。様々な状態の患者に対する栄養管理およびアプローチを実施するには、多様な疾患に対する理解と、多職種との連携によるケアが必要である。それらの基礎となる薬剤をはじめ、病態の捉え方、臨床検査値の読み方、治療方針の決定、栄養評価、栄養管理方法、栄養管理実施後の評価などを総合的に学習する。

カウンセリング論

カウンセリングの基本である「人が人を理解し、寄り添う」とはどういうことか、基本的なカウンセリングの理論・技法と実践を、様々な事例を通して総合的に理解していく。さらに、ここをめぐる諸問題を自分のこととして捉え、人が困難に遭遇した時、問題解決に向けて必要となるための基礎的な力を体験的に身につけていく。また、その過程で、自分に寄り添ってくれる人（援助者・支援者）の存在の大きさを感じ、他者に寄り添うことのできる人となれるような力を養う。

児童福祉・食育論

児童福祉法改正、次世代育成支援対策、認定こども園、障害者自立支援法などの新しい施策が、子どもの福祉の現場にどのような影響をもたらしているのか。子どもを主人公にした児童福祉サービスの全体像を概観する。母子保健、子育て支援、児童虐待、一人親家庭と貧困、児童養護などの視点とともに、管理栄養士として、児童の栄養管理はもとより、子どもの「食を営む力」の育成に向けた支援に向けた実践力を養う。

在宅地域栄養ケア論

管理栄養士が在宅を訪問し栄養指導を行う場合、介護保険による「居宅療養管理指導」と医療保険による「在宅患者訪問栄養指導」がある。これら在宅における管理栄養士の役割と在宅チーム医療に関わる他職種の専門性を学ぶとともに協働の重要性を理解する。症例検討により訪問栄養指導の実践力を養い、在宅の栄養ケアにおける現状と問題点を社会的要因も踏まえ把握し、今後の課題と可能性について学ぶ。

スポーツ栄養学

スポーツを行う人の年齢や身体特性、実施する目的、種目、期間、環境などによって必要とするエネルギー量や栄養素の量および種類が異なる。本授業では、アスリートや健康づくりを目的にスポーツを行う人を対象とした栄養・食事に関する基礎知識と、その知識を活用した栄養・食事管理の方法を学ぶ。

スポーツ栄養マネジメント論

アスリートの競技力向上や健康の維持・増進を目的としている対象者に、より効果的な栄養管理を実施するために必要な運動と栄養について学習する。運動やスポーツを実施している人の栄養や身体活動、社会環境の影響について理解を深め、競技別、対象特性別の栄養補給や食生活などスポーツ栄養に関わるマネジメントについて学習する。

スポーツ栄養学実習

スポーツ栄養学で学習した内容をふまえ、アスリートや健康づくりを目的にスポーツを行う人を対象とした栄養・食事管理の知識と技術を修得する。具体的には、スポーツ・身体活動に応じた栄養・食事の管理計画の立案、運動プログラムの作成と体験を通し、スポーツ・身体活動と栄養・食事をトータルにプロデュースする能力、管理運営する能力を養う。

食文化論

食文化は様々な地域における自然環境などと関連し多様に展開され、そこから食材の選択、食作法、食の禁忌などが成立してきた。本科目では、前半に日本の食文化の形成・発展について、後半に世界の食文化の形成・発展を解説する。食文化の形成要因を、自然環境、社会環境の両面から考え、食文化が現代の私たちの食生活にどのようにつながって

いるのか、さらにはどのように活かしていけるのかについて学ぶ。

食品開発論

社会構造の変化を的確に捉え、マーケティング理論に基いた新商品・メニューを開発することは、企業の経営的發展においても不可欠である。まずは、開発プロセスにおける諸問題を明確化するとともに、そのうえで、成功・失敗要因の分析と考察に焦点を当てながら、実証的なアプローチを試みる。また、生体への機能に優位性をもった商品開発や、「健康な食事」の推進のためメニュー開発について理論と実践事例をつなぎながら考え、実現できる力を養う。

フードシステム論

本講義では、食品の生産から消費までの流れを、川上の農林水産業および川中の食品製造業・食品卸売業、川下の食品小売業・外食産業を経て、最終の消費者である我々の食生活に至る、総合的なシステムとして把握する力を養うことを目的とする。消費者の健康・栄養を考える上で、グローバルという視点に立ちながら、第一次産業での食糧収穫から食卓までのフードチェーンとして捉えることの意義、また、そこでの管理栄養士の役割を考える。

食・空間プロデュース論

食や食卓、食空間の役割や演出方法を学び、より豊かで生命力ある食生活をコーディネートするための知識や技術を修得する。具体的には、日本や諸外国における食文化の成り立ちや特徴を理解し、生活における食、食卓、食空間の演出がもたらす役割について理解する。また、食卓演出にかかわるテーブルウェアやテーブルセッティング、テーブルマナー、食空間の演出にかかわるフードサービスマネジメントについての知識を得る。あわせて、これらの知識をもとに食卓演出を体験し、応用力、創造力の基礎を養う。

インターンシップ

実際の業務や働く環境の体験を通して、業務内容や働くことの理解を深めることを目的とする。学生が興味のある分野で実際に働いたり、訪問したりしながら「社会人になるとはどういうことなのか」「業種や職種による仕事内容の違いややりがいとは何か」を理解する。実際に仕事をしている人から話を聞き、仕事を体験することで自己の適正を把握する。

実践栄養プロデュース実習A

管理栄養士として必要な知識・技術・姿勢などをもとに、社会ニーズの把握、実践力向上を目標に、学内外の実験や実習を通して研究レベルまで発展させる。各研究室への配属をもって、個々あるいはグループで実習テーマを設定し、実習成果に関する発表会を行う。

実践栄養プロデュース実習B

管理栄養士として必要な知識・技術・姿勢などをもとに、社会ニーズの把握、実践力向上を目標に、学内外の実験や実習を通して研究レベルまで発展させる。各研究室への配属をもって、個々あるいはグループで実習テーマを設定し、実習成果に関する発表会を行う。

管理栄養士のための英語A

国際化が進む中、管理栄養士として仕事をしていく上で、栄養について英語で説明したり、英語で栄養指導を行うことが今後ますます求められる。本科目では、栄養指導を行う場合や医療現場でよく使われる英語の用語や表現について学ぶ。さらに、外国人対応をする際に押さえておくべき要点についても学ぶ。

管理栄養士のための英語B

国際的視野をもった管理栄養士になるために、さまざまな場面で用いられる基礎的及び実践的な英会話表現について学ぶ。キッチンや飲食店における食材をめぐる話題から、英語による栄養指導や国際会議でコミュニケーションを取るまでに必要となる基本的な表現を習得する。また、さらに様々な場面を想定して応用的会話力の向上も目指す。

海外専門研修（栄養学）

人間栄養の観点から異文化体験や現地の専門家等との交流を通し、

情報を収集し、学習することで、知識を深めるとともに日本の文化、日本の社会制度、栄養管理の国際的動向、国際貢献に関する理解を深める。また、英語によるプレゼンテーションを通じて、異文化を理解する力、創造力、発信力を養い、自ら課題に立ち向かうたくましさを獲得する。さらに学生同士が同じ体験を共有することで、自立し、協働できる能力を身につける。

食物・栄養演習Ⅰ

管理栄養士国家試験に向けて、専門基礎科目と専門基幹科目を有機的に結びつけることにより全体にわたる知識を得る。食物・栄養演習Ⅱ・Ⅲにつなげる科目として実施する。

食物・栄養演習Ⅱ

管理栄養士国家試験の専門基礎科目である社会・環境と健康、人体の構造と機能および疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論を中心に、それらを有機的に結びつけることにより総合的な知識を修得する。食物・栄養演習Ⅰで学んだ基礎的知識の上に、科目の相互の関わりについて学び、知識をより確実なものにする。また、国家試験の応用力問題に対応できるように知識を深める。国家試験で用いられる独特の文章表現になれるよう数多くの問題にあたる。

食物・栄養演習Ⅲ

食物・栄養演習Ⅰ、食物・栄養演習Ⅱを基に、国家試験の応用力問題に対応できるように知識を深める。さらに、この分野における自己の学習方法が確立できるように学習をすすめる。科目の相互の関わりについて学び、それらを有機的に結びつけることにより総合的な知識を修得する。管理栄養士としての心構え、国が期待する管理栄養士像と学生個人の像とのすり合わせを行い、国家試験を受ける心構えを整える。特に、本演習での科目は、専門職実践の上で極めて特徴的かつ即戦力につながるため、価値観や考え方に振れがないことが望まれる。

生活共創学部 学部共通科目

生活共創学概論

「生活共創学」の教育目標は、「生活」が人々のくらしの基礎であり、社会を構成する基盤であるとの認識に立って、衣、食、住、こどもを中心とする生活諸領域に関する知識・技能とともに、それらを活かして生活者の視点から、多様な人々と協働し、身近な変革や新たな価値の創出を通して地域・社会の持続的発展に寄与する能力を養うことである。本授業では、生活諸領域に関する学問の最前線、地域・社会が抱える課題、協働・変革・価値創出に必要な要素について、広く関心を持ち、「生活共創」に込めた思いや意義を共に考える。

食科学概論

「食」は健康で心豊かな生活を送る上で、最も大切な生活の要素の一つである。一方、現代では、科学が食の世界に大きな影響を与えていて、食科学を基本から理解することが生活視点においても必要になってきている。この講義では、食科学の基礎的な知識として、食品成分の種類と保存調理加工による化学変化や物理変化、食品の栄養・嗜好性・健康機能性を学んだ後、食品の分析と食の安全や、培養肉や遺伝子編集食品などの新しいテクノロジーなどの現代的課題について学ぶ。また、クラス全体で各テーマについてディスカッションし、SDGs や QOL との関連について考え、より良い生活に必要な食を科学的に考え判断・選択する力を養う。

住環境デザイン概論

住居は個人や家族の生活の拠点であり、人間生活を営むための最も基本的な場である。現代においても住居に関する様々な課題が存在している。この授業は、住居全般についての基礎的知識を習得することを目的に、個人・家族の生活の拠点である住居について、様々な角度から検討を行う講義科目である。人間にとって住まいとは何かを考え、人間らしい生活を送るための空間としての住居のあり方について検討するための基礎的知識を講義する。

被服学概論

被服に求められる機能は、社会・心理的快適性に関わる機能と、身体・生理的快適性に関わる機能とから成る。したがって、被服について学ぶには、被服材料学、被服管理学、被服衛生学、服飾デザイン、被服構成学、服装史等、多角的に学ぶことが必要となる。本講では、家庭、地域、社会、及び教育の現場で求められる知識や能力を身に付けることを目的として、被服領域全般における基礎的事項を概括的に学ぶ。さらに、現代そして今後の衣生活に求められている課題について考える力を育成する。

こども学概論

こども学の対象である「こども」とは何か。私たちは「こども」についてどのように考え、関わっていけばよいのか。ヒトの発達や人間社会における「こども期」の意味や価値、こどもと共に育つ保育・教育のあり方、おとなや社会の果たすべき責任と役割などについて問い、考えながら、基礎的かつ多面的な「こども理解」を促す。さらに、現代社会のこどもを取り巻く諸課題を現実の生活と関連して捉え、解明に向けて知識を深め、身近な生活の中で自ら実践する力の向上を目指す。

生活イノベーション概論

最先端の研究成果を私たちの生活に併せていくことによって、我々は、生活のイノベーションを思考・計画・実行していくことが可能である。本講義では、本学の教員によるオムニバスの講義を実施し、各教員の専門領域から生活をイノベーションしていくことについて学ぶ。また、最先端の研究成果を知ることで、自身がどのようにその研究成果を生活へ応用していくかを思考し、アイデアを共有し合うアクティブラーニングを実施する。

AI 時代の生活科学

急速に進化する AI（人工知能）により私たちの生活はどう変わるのだろうか。AI に関わる研究者や実務家によるゲスト講師による講義を交え、そもそも AI とは何か、これまでの情報技術と何が違うのか、私たちの暮らしにどのような恩恵をもたらすのか、その一方でいかなる

課題があるのかなどについて理解を深めた後 AI が生活を大きく変化させつつある事例を学び、AI を上手に活用することで私たちの生活をより良きものにするために何が必要かを共に考えてみたい。

リーダーシップ基礎

リーダーシップは管理者や上位者に求められるものではなく、あらゆる組織コミュニティ、地域社会など様々な場面において、立場を超えて必要とされる大切な要素である。このような考え方にに基づき、リーダーシップとは何か、どうすればそれを身に付けることができるかについて、研究で生まれた理論と具体的な事例を通して、共に学び、考えてみたい。その際の重要なキーワードは「信頼」である。信頼があるからこそ、人はその人についていきたいと考える。そして、誰もがリーダーシップを発揮できる可能性を有している。これらのことを理解し、実践につなぐ学びの場としてこの授業を活かしてほしい。

マーケティング基礎

マーケティングとは、顧客とのコミュニケーションを通して、顧客の真のニーズとは何かを理解し、顧客にとって価値あるモノやサービスを提供するための組織的な活動である。この考えは企業活動だけでなく、教育機関や医療機関、政治や行政など幅広い分野の活動において活かすことができる。経営学の分野でも日々進化・発展しつつあり、実務に役立つ学問の一つということができる。本授業の目的は、基礎的な理論と具体的な事例を学ぶことでマーケティングの本質を理解し、「顧客の視点に立ち、顧客に価値を提供する」という最も重要な考え方を身に付けることである。

データサイエンス基礎（生活とデータ）

現代の生活において、人々の様々な行動がデータとして蓄積される時代にある。例えば、私たちがスマートフォンを持ち歩く事で、1日あたりの歩数や位置情報等のデータが日々スマートフォンに蓄積されている。また、このような一人一人のデータを収集したビックデータは、私たちの社会にイノベーションを起こすヒントとなり得る。本授業では、生活に対する個人データやビックデータを活用し、より良い暮らしについて考察していく。

ロジカルシンキングとデザイン思考

私たちは生きていく上で日々様々な問題に直面する。個人だけでなく、組織や社会も多様な問題に直面し、その解決を求められる。「問題解決」は個人にとっても組織や社会にとっても大切な営みといえる。問題を解決することは新たな価値を創出することでもある。そのためには解決すべき問題を認識し、問題点を把握し、解決策を着想・検討・選択し、実行につなげることが必要である。本授業においては、そのための思考法としてロジカルシンキングとデザイン思考を取りあげ、問題解決のための考え方と基礎的な方法を学ぶ。

専門教育科目

生活共創学部 ゼミナール

初年次ゼミ A

学生が大学での学業と生活にスムーズに適応し、有意義に過ごすことができるよう、大学での学びのスタートアップを行う。大学という場、大学で学ぶということについて理解すると共に、学科を超えた少人数（20 名程度）のゼミのなかで、大学での人間関係を構築する。また、各教員が指定するテキストを講読するなかでの双方向的・協働的な学習活動を通し、能動的で自律的・自立的な学習態度への転換を図る。なお、一部の授業回は共創プロジェクトゼミに合流して協働し、学年を超えて問題解決に取り組む。

初年次ゼミ B

10～20 人の少人数で学生が教員を囲み、ある特定のテーマについてグループディスカッションやプレゼンテーションを通じて、理解を深めるとともにコミュニケーションスキルの向上を図る。協働して探究学習を行うなかで、ホスピタリティの意義と実践方法を学ぶ。また、将来の進路や目標について考える機会を提供する。

共創プロジェクトゼミ A

プロジェクトベースラーニング (PBL) を中心に据えたアプローチを用いて、学生は、教員と共に実際の問題解決に取り組む。チームで協力し、リアルな課題に対処しながら、自己指導力、チームワーク、コミュニケーション能力、プレゼンテーション力、プロジェクト管理スキルを向上

させるなかで、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を養う。なお、一部の授業回に参加する初年次ゼミの1年生と協働することを通して、共創3×3の力に繋げていく。

共創プロジェクトゼミ B

PBLの手法を活用して、学生が主体となり、地域社会の課題やニーズに対処し、持続可能な変革を促進するためのスキルを磨く。地域社会への貢献を通じて、実践的な経験を積みながら、リーダーシップ、協働力、共感力、達成力、コミュニケーション力などの能力を高める。

生活共創学科 (食科学コース)

フードビジネス概論

フードサービスビジネスは、「食に関係するサービス産業」の総称であり、その範囲は、小売業、飲食店、流通業、医療福祉、情報産業など幅広い分野におよぶ。フードサービスビジネスは、ライフスタイルの変容やグローバル化の進展など昨今の社会の変化に伴って拡大、発展してきた産業分野である。一方で、食の安全性の確保や食品ロスが増大といった諸問題とも深く関係している。本授業では、私たちの日々の生活と深く関わるフードサービスビジネスについて、その普及の経緯と現代社会における役割や諸課題等を理解するとともに、今後、持続可能な社会を目指していくに際して、同産業のあり方や方向性について考える。

比較食文化・食生活論

世界の食文化と日本の食文化が形成された要因を自然環境、社会環境の視点から考え、多様な食文化を学ぶ。さらに、各時代における日本の料理形式の特徴を知り、日本食の原点について考える。近世以降の歴史を辿ることにより現在に繋がる日本食の礎と江戸時代の特徴についても理解する。近代については、西洋文化の受容について学び、日本食が変化する様子を社会の変化から捉える。食生活に関するテーマを通して食生活の現状と諸課題について検討し、将来の食について考える。

有機化学

日々の生活には、加工食品素材やサブリ・医薬品・包装プラスチックなど、様々な有機化合物の利用が欠かせない。テクノロジーが発展した現代の生活を考える上で、有機化学の基礎を学ぶ重要性はますます高まっている。また、食と栄養の科学を理解するには、食品とからだを構成するタンパク質・多糖類・脂質などの高分子化合物の構造と機能を深く学ぶ必要がある。本授業では、原子・分子など化学の基礎的理解から始め、生活に関与する様々な有機化合物の種類と性質について学んでいく。また、食品加工や食品機能など、食科学を理解するために必要な基礎知識を修得する。

こどもの食とアレルギー

子どもに関わる者にとって、子どもの食と栄養についての正しい知識は不可欠である。子どもの栄養のみならず、幅広く食育についての知識も習得する。また、「食べる喜び」は、年齢を問わず与えられるべきものであるが、特定の食品に触れたり、吸い込んだり、摂取することにより心身に様々なアレルギー症状が起こる「食物アレルギー」について、その原因やメカニズム、対処方法等を専門的に解説する。関連するガイドラインや近年のデータ等を踏まえ、アレルギー児等の特別な配慮を要する子どもの食と栄養について理解する。

解剖生理学 I (解剖学)

解剖生理学は、人が生きていくための体のしくみを学ぶ学問である。解剖学者は人体のかたち(構造)からしくみを明らかにしようとし、生理学者は、人体のはたらき(機能)からしくみを明らかにしようとする。かたちとはたらきは、車の両輪であり、かたちを知らずしてはたらきを明らかにすることはできないし、はたらきを知らずして、かたちを明ら

かにすることはできない。しかし、かたちの一部は目に見えるため、比較的取り付きやすいように見えるが、はたらきは目に見えないため、一見難しいように見える。そこで、解剖生理学 I (解剖) では、まず人体のかたち(構造)を学び、そこから理解できる範囲のはたらき(機能)に触れることで、人体の基本的なしくみを学ぶ。

解剖生理学 II (生理学)

解剖生理学 I (解剖) で、人体のかたち(構造)を学び、そこから理解できる範囲のはたらき(機能)に触れることで、人体の基本的なしくみを学んだ知識を習得した。解剖生理学 II (生理) では、解剖生理学 I (解剖) で習得した人体のかたちに対する知識を踏まえ、より深く人体のはたらきに対しての知識を深める。「解剖生理学」は人体の構造と機能について学ぶ学問である。解剖学とは人体の構造を理解することを目的とした学問であり、それに対して生理学は人体の機能を学ぶことである。解剖生理学 I・II を通して習得する正常な(健康な)人体の構造と機能の基礎知識は、臨床栄養、病態生理などを学ぶ基礎となる。

解剖生理学実習

解剖生理学の講義で学習した内容を振り返り、実習を行うことによって生体の構造と機能について理解を深める。本実習では、ヒトの健康増進、疾病予防等に携わる者として、正常な人体の構造と生理的機能を、様々な計測手技(キャリパー等を用いた身体計測や血圧、心音、心拍数、肺活量の測定や運動機能測定等)の実習を通して具体的に学ぶ。また、細胞から成る生体について、組織標本などの顕微鏡観察とマウスの解剖によって理解を深める。

食品学総論

食品は人々にとって、基本的に毎日、何らかしら摂取している大変身近な存在である。将来的に食に携わる職に就く場合、食品成分を理解し、日常生活の維持、健康増進に役立てる知識を第三者へも提供できることが、栄養士業務以外の調理、製造、販売等の現場でも必要となる。食品が有する三つの基本的機能(一次機能; 栄養特性、二次機能; 嗜好特性、三次機能; 健康機能特性)を柱に学びを進める。そのため、食品を構成する成分を化学的に捉えられるようになる力を養いながら、食品成分を総体的に理解する知識を習得する。加えて、食品に関わる法や制度など、特に食品表示法を踏まえた知識の習得も行い、食品学各論の学びに繋がる知識も習得する。

食品学各論

多種多様な食品を利用し、ヒトは生命を維持しながら、多彩な食文化を構築し、食生活を営んでいる。数多くの食品は生産(産業)様式、原料の起源、主要栄養素や食習慣、日本食品標準成分表、国民栄養調査等々、目的に応じて分類されている。食品学総論で習得した食品が有する食品が有する三つの基本的機能(一次機能; 栄養特性、二次機能; 嗜好特性、三次機能; 健康機能特性)や食品表示に関わる知識を踏まえ、日本食品標準成分表の各分類の主要な食品(主要事例)を基に、当該食品の特性、調理・加工・貯蔵適性、ならびにそれらの具体的利用方法、利用時の各成分変化などについて、食品を扱う専門職に求められる知識を習得する。

食品学実験

健康の維持・増進に不可欠な各種食品成分の栄養特性・成分変化、性質を実践的に理解するために、食品に係わる分析法、分析技術、分析値の解析を学ぶ。実験を行うにあたり必要となる化学実験における基礎部分; 一般的注意事項や試薬・器具・機器の取り扱いについても学びながら、科学的な考え方(研究倫理)や技術を学ぶ。食品の特性を実践的に広く理解するために食品に係わる分析法、分析技術の基礎知識とその応用発展素養を体得するにあたり、可能な限り、日本食品標準成分表で用いられている手法に準拠した形で展開する。そのために食品に係わる分析法の原理と原則を理解したうえで、分析値の解釈を行える素養と能力を備える技術を習得する。

基礎栄養学

「栄養」とは、私たちが外界から食物を摂取して生命を維持することで、成長、運動、思考、健康保持などの全ての生活を営む現象である。よって、日常摂取している食物には生きていくために必要とされる成

分（栄養素）が含まれていなくてはならない。食物はどのように生体内に取り入れられ、栄養素は生体内でどのように働き、身体構成成分へと変化するのか、健康な生活をおくるにはどのように、どれくらい、いつ、食物を摂取したらよいかなど、栄養の基本概念を学ぶ。

基礎調理学実習

食材の衛生的な取り扱い方、非加熱調理操作法、加熱調理操作法、調味操作法などの基礎的な調理技術を日本料理、西洋料理、中国料理の実習を通して習得することを目的とする。また、これら食事様式を通して、季節感、食材の組み合わせの適正を学習する。また、料理と器の形状や材質・配色のバランス、盛り付けや食卓への配膳、食器やカトラリーの取扱いなど、配膳・食卓・食事マナーを習得する。各実習内容については、食品成分表を用いての栄養価計算を可能にし、実習を通して献立立案の要素を学習し、調理の基礎を総合的に学ぶ。

調理学

調理とは、そのままでは食べられないもの、食べにくいものを食べられるもの、食べやすいものへと変換するプロセスであり、さらには、それらを安全で、より美味しくすることへ制御することを目的としている。そのためには、美味しさの形成要因の理解、非加熱・加熱、調味の各操作について栄養面と食味変化の関係性やメカニズムを理解し、各調理実習と調理学実験とも関連させる必要がある。ここでは、穀類、豆類、野菜類、肉類、魚介類、卵、乳・乳製品、抽出性食品などについて、具体的な調理過程で、栄養面、物性、機能性、嗜好性の変化を科学的、理論的に学び、調理の実践力の基とする。

栄養士論

栄養士の有資格者や雇用者、行政の担当者からの講義を得ながら、栄養士として備えるべき資質や知識・技能を理解することを目的とする。具体的には、食産業・保育所・学校給食・高齢者福祉施設・病院・保健所などの栄養士、管理栄養士、これらの施設の雇用者・経営者、さらに、東京都や厚労省などの行政機関からその専門家を招き、栄養士の置かれている現状と、栄養士として何か求められているかなどについて講義を得る。職業倫理と使命感のある栄養士の養成の一基盤とする。

被服学演習

急速な社会の変化に対応する持続可能な衣生活の構築のため、現代そして未来の衣生活に潜在する課題を主体的に見出し、課題解決に向けて思考し行動することにより、将来にわたりより良い衣生活を創造することができる力を育成する。本講では、家庭、地域、社会、及び教育の現場で求められる衣生活に関する知識や技能を身に付けることを目的として、被服領域全般における基礎的事項を実践的・体験的に習得する。

家庭経営学概論

人間が人間らしく生きる拠点が家庭であり、家庭生活を中心とした家族・コミュニティの営みが家政＝家庭経営である。現代社会における家庭経営の課題を、「家族」「消費者」「ジェンダー」をキーワードに概説する。特に、親と子、夫と妻など、家族を核とする人と人の関係や、仕事や消費といった日々の生活と生命の再生産の営みを中心に現代社会の危機的状況を生活者の視点から見直し、誰もが安心してくらせる、持続可能性のある消費者市民社会につくりかえる方法を自分の生活設計と重ねながら考える。1回は外部講師をお招きし、本授業に関連するテーマでご講演頂いている。

保育学

子どもにとって大人と一緒にいることには、また、大人にとって子どもと一緒にいることはどのような意味があるのだろうか。子どもと大人が共に豊かな成長を続けていくことができる社会であるために、教育と同様に保育という営みは重要である。この授業では、子どもの発達と生活の特徴、子どもが育つ環境と家族の役割、子どもの権利、子どもにとっての遊びの意義などの家庭科の中で扱われる保育領域の課題について考究する。また、子どもとふれあい（自主実習）を通して保育の実際を体験的に学ぶ。

食生産体験演習 A

生産現場に対する関心や理解を深めるだけでなく、日本の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる多様な人々の活動に支えられていることについて理解を深めることがこれからの食の現場では重要である。体験学習型の学びとして、地域との交流、次世代や社会へ広く食に関わる事柄を発信できるように、実際に作物などを自分たちで栽培・収穫することを通し、生産の大変さ、食べ物の大切さなどを体得することを目的とする。

食生産体験演習 B

生産農家、漁業、食品メーカー、加工工場、市場、食品分析機関、食品開発研究所、行政管轄機関（空港食品衛生チェック機関、輸入・輸出関係食品衛生関連機関、食肉解体、清掃）など生産から食卓、廃棄物に至る様々な課程の見学を行い、それを通して食循環についての一端を学ぶ。

応用調理学実習

基礎調理実習で習得した調理技術をもとに、日本料理においては、行事食、精進料理、本膳料理、茶懷石料理の献立組みによる調理実習を行うとともに、これらに用いられる食材の旨味合いや調理法の適正への学び、多種多様な食材の調理技能の向上、一食材の多様な料理への展開を可能にすることを目的とする。中国料理の飲茶の実習、西洋料理・中国料理の実習から日本や諸外国の食事・食卓構成を学ぶ。また行事食の献立作成・実習を行い調理技術や献立立案についての応用力を養う。

食品の企画と設計

食品を開発する上で必要な企画と設計の知識と技術を学ぶ。企画では、ターゲットの選択と理解するためのマーケティング手法・ニーズの分析とウォンツの発掘の方法などを習得する。設計では、食品素材と加工法の選択の方法・目標とする一次機能、二次機能、三次機能を実現するための成分の設計と計算方法などを習得する。次に、以上の知識と技術を応用して、食品の試作を行い、評価方法や分析方法を習得する。また、市場で販売されている食品について、マーケティング・加工法・機能に関する科学的エビデンス・コンプライアンスなどを分析し、ディスカッションする。

食空間コーディネート論

心地よい食卓・食事空間の演出は、豊かな食生活を営む上で最も重要なことである。日常の食卓や行事に伴う様々な趣向を凝らした食卓の演出について、日本や諸外国の基本的テーブルセッティングのルールとその歴史的・文化的背景を含めて学ぶ。また、食器やカトラリー、クロスの材質、フラワーアレンジメントやこれらを総合したカラーコーディネート、食卓とイスなどテーブルを中心としたコーディネートの適正、採光や音響、温湿度などについてもその適切な条件について実演・実習を加えながら解説する。また、これらを基本とするテーブルマナーを解説する。

食品機能学

近年の栄養学や食品科学の発展は目覚ましく、食品機能に関する多くの知見が蓄積されている。また、それらの知見を利用して新しい食品素材や技術が開発・実用化されている。本講義では、まず、食品の栄養・嗜好性・健康機能を理解するために必要となる有機化学・生化学の基礎を復習する。次に、栄養・嗜好性・健康機能に関する最新の科学研究に関する文献を読み、その内容をディスカッションし、批判的に理解する力を養う。最後に、市場で販売されている健康機能性食品、培養肉や遺伝子編集食品など新しいテクノロジーから生み出される食品、加工もしくは人工的に生産される食品素材を多面的に評価し、食品の有効性と安全性をエビデンスに基づいて客観的に判断できる力を養う。

食科学総合演習

卒業研究を進めるに当たっては、進めている研究内容に関連した最新の動向を理解する一方で、それらの先行研究の内容を批判的に評価する能力を向上させる必要がある。そこで、本演習では、各自進めている卒業研究に関係する文献を検索し、その内容を要約し紹介する。その要約では、論文の信頼性・適格性等について批判的な分析を行い、もし問題点・疑問点等があればその内容を明確にする。プレゼンテーション能力向上のため、論文要約は口頭発表の形式をとる。発表された内容に

基礎栄養学の講義では、栄養学の基礎領域である五大栄養素や消化・吸収、エネルギー代謝について学んだ。本実習ではこれらの基礎知識を、各自が被験者となり実験的手法を用いて理解を深め、実験結果を論理的に考察する。

食事の違いにより、血糖値や腸内細菌叢、さらに尿中成分が変化することを確認し、さらに基本味の味覚検査をして自分の閾値を確認する。また、自分のエネルギー消費量について生活時間調査票等を用いて算出することで、対象者の必要エネルギーを理解する。

栄養指導論

栄養指導の概念、用語、歴史を学ぶとともに、現代の健康・栄養問題、食生活上の問題点を明らかにして、栄養指導の必要性・意義を理解する。具体的な指導対象者とその食環境について把握する方法や、食行動をより良い方向へ変容させるための行動科学理論・技術の基礎と理論について学ぶ。栄養指導を効果的に展開するためには対象者に適した食教材が必要であり、食生活指針や食事バランスガイド等について学ぶ。

栄養指導実習

人々の健康増進や疾病予防のため、栄養指導論で学んだ理論を基に、健康状態や栄養状態、食生活状況を把握する（アセスメント）方法について習得する。対象者のライフステージ、ライフスタイルに合わせた栄養指導や教育の方法について、個別指導と集団指導に分けて、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）サイクルに沿い、問題解決に向けて食行動の変容を図るための技法を習得する。併せて、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力も習得する。

栄養カウンセリング論

食生活や食行動は心理的な側面によっても大きく左右されるため、人々の複雑な心のあり方や心理面を理解し、栄養カウンセリングを活用する必要性について理解する。個人々に効果的な栄養指導を行うため、対象者の自発的な行動変容を促すカウンセリング理論、コーチング手法と技能を学ぶ。栄養カウンセリングの基本である傾聴とその構成要素について学び、人々の気持ちや心に寄り添う方法を理解する。

栄養カウンセリング実習

個人々へ効果的な栄養指導を行うため、栄養カウンセリング論で学んだ理論、コーチング手法等を活用する技術を身に着ける。対象者の自発的な行動変容を促すため、栄養カウンセリングの基本である傾聴や、人々の気持ちや心に寄り添う能力を身に着ける。心理面からの食生活改善のためのアプローチ方法について、ロールプレイング等を介して、これらの技法およびコミュニケーション能力を習得する。

公衆栄養学

わが国および諸外国の健康・栄養問題の現状、課題およびそれらに対応した公衆栄養政策についての理解を深めることを目的とする。人々のQOLの向上と健康の保持・増進のために、地域・国家のような集団・社会レベルにおける栄養問題と、それらを取り巻く自然や文化、経済的要因等との関連、ニーズを把握し理解する。適切な公衆栄養プログラムを計画・実施・モニタリング・評価・フィードバックするための知識と技能を学ぶ。

公衆栄養学実習

栄養改善活動をすすめるため、公衆栄養学で学んだ理論を基に、地域の栄養課題・社会ニーズを把握するための社会調査法を習得する。地域診断、疫学診断、行動・環境診断、教育・生態学的診断により、対象地域や対象者にあわせて目的を設定し、調査設計を行い、調査実施、解析、結論を導き出すプロセスを習得する。これらを総合的に表現し、プレゼンテーションする力もあわせて習得する。

給食管理学

特定給食施設および特定給食施設における栄養士の役割、給食を運営に必要な栄養・食事管理、献立管理、生産管理、品質管理、食材管理、衛生・安全管理、施設・設備管理、原価管理、危機管理等を学ぶことで、対象者の健康や栄養状態の改善・維持・増進等を目標とした給食運営全般のマネジメントを行う能力を習得する。また児童福祉施設、学校、事業所、高齢者・介護施設、病院などの給食施設ごとの利用者の特徴、給

食の目的を学ぶ。

校内給食管理実習

給食の管理・運営について、その計画・実施・販売・提供について校内実習を通して学ぶ。対象者のライフステージや目的に応じた食事計画を実施することは、栄養士にとって必要不可欠なスキルである。食事計画論や基礎および応用調理学実習で学んだ知識・技能を基に、献立作成、調理実習、献立評価などを実習することにより、適切な食事計画を実施することのできる能力を備えることを目標とする。また、その作業工程でHACCPの概念に基づいた衛生・安全管理の実践を学ぶ。

校外給食管理実習

校外の実際の給食施設（保育所、小学校、事業所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院、自衛隊において、給食を運営する栄養士の業務を実際に体験することにより、実践力を培い、栄養士としての主体的な自覚を養う。総合的なマネジメントについて理解し、給食施設における栄養士の役割と業務内容、他職種との連携方法、他職種の業務内容についても理解を深める。さらに、実習を通して、社会人としての振る舞い、マナー、令状の書き方を習得する。

調理科学実験

調理学で学んだ知識をもとに調理過程で起こる様々な諸現象について、その諸条件と科学的、物理的変化のメカニズムと嗜好性への影響について実験を通して学ぶ。ここでは、米の種類と形状・浸漬条件と吸水、小麦グルテンの形成要因、各種でんぷんの加熱特性、野菜・果物の色の変化、豆類の種類と吸水膨潤、いも類の扱い方、卵の調理特性、乳・乳製品の凝固、魚肉の調味と加熱による変化、肉類の軟化・硬化、寒天・ゼラチンの凝固特性などについて検討を行う。

栄養士総合演習

食育、健やかな食生活形成として栄養と健康に携わるエキスパートとしての栄養士としてのキャリアデザインを総合的に学習し、栄養士という有資格者としての礎を学ぶ。また、3年次の校内給食管理実習に向けて、集団給食実習室の見学、手洗い方法の確認、水道水の残留塩素濃度測定や消毒液の次亜塩素酸ナトリウム濃度測定などの衛生試験、食品の表面温度測定、適切な調理作業を行うための照度確認に加え、献立作成、試作、媒体の作成等を行う。

生活共創学科（住環境デザインコース）

住居デザイン演習 A

近い将来、建築やインテリアのプロ（専門職）として、また、本コースで学んだ知識や技術をいかした職業に就くことを目指すための初歩的かつ基礎的な建築製図手法や技術を習得するための演習授業である。住宅をはじめとする建物の基本的な図面作成方法と構成及び構法と模型制作方法を学習する。各種図面の表記記号や図面相互の関係を理解し、製図道具を正しく用いた図面表現や模型制作を通して、基本的な図面の読み書きができるよう進めていく。

住居デザイン演習 B

住居デザイン演習 A で習得した技術を踏まえ、住宅の設計・作図を通して、設計技術、作図技術、プレゼンテーション技術などの習得と上達を目指す演習科目である。提示された計画敷地より、具体的にそこに居住する家族構成を想定し、その生活をイメージした計画を行っていく。そしてそれらを踏まえ、平面図、立面図、断面図、パース（透視図）などの作図を行い、模型を作成する。さらに、図面の着彩、模型写真の写真撮影などを通して、プレゼンテーション技術の上達も目標とする。

住居デザイン演習 C

住居デザイン演習 A、住居デザイン演習 B で習得した製図の技術を踏まえ、区分所有マンション、商業施設のインテリアの設計を通して、設計製図の基本をマスターし、デザイン、プレゼンテーション技法の上達を目指す。エスキース、平面図、立面図、断面図などの作図、模型やパースなどの作成、着彩などを通じて、立体としてのインテリア、建物の構造や空間を理解し、把握できるようにする。さらに立体と図面との関連性の理解も深める。

住居デザイン演習 D

住宅、店舗付き住宅の設計演習を通じて、デザイン、設計、作図、プレゼンテーション技術の習得と上達を目的とする。木造、鉄筋コンクリート造の図面のエスキースやボリューム模型の作成、平面図、立面図、断面図などの作図を行う。作図法だけでなく、木造の在来工法における軸組み構造、鉄筋コンクリートのラーメン構造、壁構造などの構造方式の基本をマスターすることも目標とする。さらに模型の作成、パースの作成などを通して、立体としての建物を理解し、立体と図面との関連性の理解も深める。

建築史 A

日本建築史の通史を学ぶ。竪穴住居や高床住居などの原始的な建築から最新の現代建築にいたるまで、また、住宅、社寺、公共建築など、さまざまなタイプの伝統的な日本建築に関して、写真・図面を用いて実例を詳細に検討しながら、その建築的・社会的意義に関して概観する。それにより、木構造など日本建築に特有な技術的な発展過程を学ぶと同時に、わが国の建築文化・生活様式の変化を学び、建築を通して伝統文化に対する理解を深めることを目指す。

建築史 B

西洋建築史の通史を学ぶ。ヨーロッパ大陸を中心に展開してきた西洋建築は、現代建築の根幹をなしており、その歴史の習得は、現代建築までつながる世界の建築文化の理解につながる。そこで建築史 B では、各国を代表する著名な西洋建築をひとつずつ詳細に検討することによって、世界の建築文化の系譜を学ぶと同時に、個々の建築とその建設の背景を探り、建築文化の理解をはかる。これらを通して、国際的文化人としての素養を身に付けることを目指す。

住環境マネジメント論

人口減少に伴う空き家の増加、高齢化問題、都市部への人口集中など、私たちの暮らしをとりまく住環境は変化を続けている。また、地球環境や資源の有効活用の観点からは、住まいのストック活用が急務とされ、維持管理やリフォームに関する知見が求められている。良好な住宅ストックの形成と都市居住・地域活性化への対応など、住み手が住まいを適切に管理しながら豊かな生活環境・地域環境を維持していくための方策について検討する。

住居計画

住居はそこに住む家族のためのものであると同時にまちの財産でもある。家族の暮らしの場である住居について、歴史的な変遷を振り返るとともに、近年の傾向についてその背景とともに概観する。現代的な課題を踏まえたうえで、それぞれの家族にとって快適な住宅・住宅地のあり方について検討をおこない、住宅および住宅地を計画する際に必要となるさまざまなことがらについて理解し、住居設計のための基礎知識を習得することを目指す。

福祉住環境

超高齢社会を迎えた現在、高齢者や障害者が在宅で自立した生活をおくるための住環境整備が求められている。本授業は、この福祉住環境整備分野の初歩的な知識を習得することを目的とし、高齢者や身体障害者を対象とした住環境整備についての基礎知識を学ぶとともに、在宅介護の現状と問題点、特徴、必要な視点等から、介護保険制度の対象となる住宅改修、福祉用具、特定疾病等、建築・福祉・医療などに関し体系的な幅広い知識を学ぶ。

構造力学 A

建築（住居）構造力学の入門編として、その興味を喚起し、建築（住居）構造力学を学ぶ能力の育成を目的とする。そのために簡単な事例を題材に（単純梁や片持ち梁などの基本的な構造を題材に）、用語や定義といった入門的な内容から学びを始める。その後、建築（居住）構造力学で最も基本となる反力（支点に作用する力）や応力（部材内部に作用する力）の意味、考え方、計算の仕方や表現の仕方について学ぶ（建築（住居）構造力学の基礎編につながる最も基本的な内容を学ぶ）。

住宅設計論

木造住宅、木造建築の基本を学び、デザイン演習の補助とする。尺、間、坪などの日本における木造独自のモジュール、各種家具や作業などの寸法、広さ、高さ、和小屋と洋小屋の違い、在来工法とツーバイフォー工法（枠組壁工法）の違い、地盤、基礎形式、柱の大きさと配置、横材の位置と名称、各種金物、耐震壁の位置、各階の床組、小屋組、屋根形、屋根材、外装材、各種納まり、開口部の構成、断熱材などの基礎知識を学ぶ。

構法計画

建物全般の中で最も基礎的な木構造を中心にして、建物がどのようにして建てられているか、各部材の構成方法はどのようにになっているかについて、構造や構法の名称（在来軸組構法、木造枠組壁構法、木質系プレハブ構法など）、造作部材の呼び名を含めて具体的に解説する。また、建物を設計・施工し、維持管理するために必要な知識である、建物の構成要素である各部位の材料と、それらが統合された建物全体としての構成及び性能についても学ぶ。

インテリア材料

建築材料の中から、インテリアを中心とした仕上り材料（壁材料、天井材料、床材料など）を取り上げて、それらの材料（せっこうボード、繊維補強系ボード、軽量気泡コンクリート、タイル、れんが、石材、ガラス、塗料、断熱材、接着剤、プラスチックなど）の基本的事項を平易に解説する。また、インテリア材料は構造材料とは異なり、安全性や耐久性以外に、機能性、快適性、美観性などの性能も要求される。そこで、各部位に要求される性能条件と材料との関連性を理解させると共に、建築仕上り材料選定にあたっての基礎知識を養う。

ガーデニング概論

人々が様々なストレスを抱えた現代の社会では、植物に求められる機能や用途も多様化している。本講義では、園芸やガーデニングとは何かについて考え、定義する。主にガーデニングを行う際に必要な植物学や庭のデザインに関する基礎的な知識や技術について紹介する。本講義を通じ、私たちの生活の中に多く存在している植物に気づき、見る力を養う。園芸領域科目（園芸学、ガーデニング実習など）の入門編の講義である。

園芸論

近年、園芸植物やそれを扱う人々が必要とする技術は多様化している。本講義では、蔬菜（野菜）、果樹、花卉（花）の生産を主とする商業園芸と家庭菜園や庭づくりなどの家庭園芸の現状、ガーデニングなどで植物を栽培し、利用するために必要な基礎的な技術や植物生理について解説する。園芸領域科目（ガーデニング実習等）の他の科目につながる基礎的な力を養う。

ガーデニング実習 I

ガーデニング概論や園芸論などの講義で得た基礎的な知識をいかし、実際に植物の栽培管理を行う。ガーデニング実習 II と合わせて年間を通した植物の栽培管理法を解説する。季節に適した植物を用い、その栽培に必要な管理計画を検討し、実習する。安全に作業をするための知識を養う。植物を生活に取り入れ利用する様々な方法についても、文化的な年間行事と植物の関係性に着目して、工夫やその効果について実践を通して解説する。

建築デザイン演習 A

長屋、共同住宅の設計演習を通じて、設計、CAD による作図、プレゼンテーション技術の習得と上達を目的とする。鉄筋コンクリート造の長屋、共同住宅の図面のエスキースやボリューム模型の作成、平面図、立面図、断面図などの作図を行い、作図法だけでなく、鉄筋コンクリート構造の基本をマスターすることも目標とする。さらに模型の作成、パースの作成などを通して、立体としての建物を理解し、立体と図面との関連性の理解も深める。

建築デザイン演習 B

鉄筋コンクリート造の教育福祉施設、展示施設などの大型の設計課題により、大規模建築物のデザイン、基本設計、CAD による作図、プレゼンテーションを行う。平面図、立面図、断面図のエスキースと作図、

ボリューム模型、模型の制作などを通して、製図技能の習得、デザイン、計画、プレゼンテーション技法の修練、さらに鉄筋コンクリート構造や設備の基本知識の習得をも目標とする。パースや模型制作などを通して、立体と図面との関連性についての理解も深める。

住居 CAD 演習

CAD による設計製図の基本を修得することを目的とした演習科目である。本授業では、社会で広く使用されている建築汎用 CAD を使用する。コマンド毎の課題を設定し、それに繰り返し取り組むことで、基礎的操作から図面作成のテクニック、レイヤーの概念を理解し、初歩的な3次元オブジェクトの作成、レイアウト技法の習得までを目指す。また、住宅等における基礎的な設計図を適切に表現するための必要な知識と技法を設計演習を通じて指導する。

建築 CAD 演習

住居 CAD 演習で習得したスキルを基本に実社会に応用できる設計製図手法を身に付けることを目的とし、建築設計におけるプレゼンテーション技法のテクニックを教育する演習科目である。本授業では建築汎用 CAD や関連ソフトを使用し、設計作業を通しながら、2次元から3次元図面作成のテクニック、さらに効果的に視覚化できるプレゼンテーション技法の習得を目指し、建築をわかりやすく適切に表現するために必要な知識と技法を設計演習を通して指導する。

建築総合演習

住環境デザインコースにおける4年間の学修を確実なものとするために、木造軸組構法、鉄筋コンクリート造ラーメン構造の戸建て住宅を設計・作図する演習科目である。複数の課題出題に対し、定められた条件を解決するような建築図面を限られた時間で作図・表現することを目標とする。また、設計にあたっては、設計者として考慮すべき事項である、構造計画・設備計画及び周辺環境との調和を図り、総合的にまとめあげることを要求する。

建築計画

建築計画学とは、建築をつくる上での基礎となる技術であり、人間の生活(行為)と空間との対応が重視される分野である。本授業は、建築計画に関する基礎的理論を学んだ後、各種建物に共通する基礎的問題や空間性能について具体的な建築としての各種施設を概説しながら進行する。建築計画各論のみではなく、人間の心理・行動と空間の関連についても学び、建築物を計画する際に必要となるさまざまなことがらについて多角的に検討する力を付けることを目指す。

インテリアデザイン論

インテリアに関する基本的な知識を習得し、デザインや設計に生かせる実践的な技法をマスターする。インテリアの概要、西洋と日本におけるインテリアの歴史、近代建築家、デザイナーによるインテリアデザイン、合板、石膏ボードなどの基本的な材料、端部の納まり、床・壁・天井の納まり、建具の納まり、建具と金物、カーテンとブラインド、諸設備などのインテリアの基本知識をマスターする。技術的、用語的な解説だけではなく、設計、デザインに関連させて説明する。

地域デザイン論

都市や地域は、それぞれの土地の歴史、風土の中で発展してきたものである。地域の住環境がどのように形成されてきたのか、様々な課題にどう対処してきたのかについて知ることが、将来的に発生する課題に対応する力を身に付けるための第一歩となる。この講義では、都市の成り立ちについて歴史的に概観し、都市計画の仕組みについて基本的な知識を習得するとともに、植物をはじめとする地域の良好な住環境形成のために配慮すべき指標について理解する。

建築環境学 A

建築環境学は建築の内外空間の環境形成を計画・評価する分野であり、建築設計において建物性能を決める重要なポイントのひとつである。この授業では、建築環境を形成する物理的要素である「熱・空気」の基本的性質を学ぶとともに、その環境を評価する我々の感覚の特性を知ることによって、建物・設備性能が居住者へ与える影響を理解する。また、それらの知識を踏まえて、居住者にとって望ましい建築環境を構築

するための具体的な手法を学ぶ。

建築環境学 B

建築環境学は建築の内外空間の環境形成を計画・評価する分野であり、建築設計において建物性能を決める重要なポイントのひとつである。この授業では、建築環境を形成する物理的要素である「音・光」の基本的性質を学ぶとともに、その環境を評価する我々の感覚の特性を知ることによって、建物・設備性能が居住者へ与える影響を理解する。また、それらの知識を踏まえて、居住者にとって望ましい建築環境を構築するための具体的な手法を学ぶ。

住居設備

私たちが生活する住まいは様々な設備システムを維持管理することによって成り立っている。その設備システムには、快適性、利便性、機能性、安全性、信頼性、経済性、省エネ・省資源、環境保全性、保守管理性が求められており、住居を供給する立場からも、生活者としても、それらを適切に評価できる能力を身に付ける必要がある。受講者が住居において使用する、給排水衛生設備、暖冷房設備、換気設備、電気・情報設備、防災設備について講義を行う。

建築環境システム

私たちが建築物の中で生活するためには、建築設備(給排水衛生・空気調和・電気・搬送・防災)が必要不可欠である。この授業では、安全で快適な居住環境を形成するために必要な建築設備のシステムを学び、建築と設備のかかわりを理解することによって、平面・断面計画上の設備スペースについて知る。また、省エネルギー手法について、エネルギー消費性能とライフサイクルアセスメント(環境評価)及び経済性の関係についても学ぶ。

建築法規

建築基準法及び施行令を中心にその他の建築関係法令との関連も併せて、理解しにくい法令文や法令用語などを法令集とテキストを使って、マーカーとインデックスを付けながら、平易に解説する。建築関係法令の全体像を理解することで、社会活動上求められる法的知識やインテリア・住宅・建築関連の実務を行う上で必要と思われる法令及び資格取得の重要な項目である建築関係法令を修得する。

構造力学 B

建築(住居)構造力学の基礎編として、建築(住居)構造力学を学ぶ力を身に付け、自らの力で基本的な問題に対し解決できる能力の育成を目的とする。そのために、基本的な事例を題材に(ラーメン構造やトラス構造などを題材に)、反力計算、応力計算や応力図の理解の定着から学び始める。その後、建築材料や部材断面の力学的性質を通して、変形のし方(使用上の支障)や破壊のし方(許容応力度)について学ぶ(建築(住居)構造力学の応用編/建築(住居)構造計画につながる基礎的な内容を学ぶ)。

構造力学 C

建築(住居)構造力学の応用編として、建築(住居)構造力学を学ぶ力を身に付け、自らの力で応用的な問題に対し解決できる能力の育成を目的とする。そのために、応用的な事例を題材に(様々な静定構造物や不静定構造物を題材に)、反力計算、応力計算、応力図、変形のし方(使用上の支障)や破壊のし方(許容応力度)の理解の定着から学ぶを始める。その後、終局状態(崩壊の考え方や崩壊機構)に対する基本的な考え方について学ぶ(建築(住居)構造力学の応用力を身に付ける)。

構造計画

建築(住居)構造計画に対する興味を喚起し、建築(住居)構造計画を学ぶ能力の育成を目的とする。そのために、建築(住居)構造力学と建築(住居)構造計画の関わりを理解することから学びを始める。その後、木造、鉄筋コンクリート造や鉄骨造などの代表的な構造の設計事例や設計演習を題材に、構造ごとの考え方の違いや特徴について、建築(住居)構造力学の復習を踏まえつつ概論を学ぶ(建築(住居)構造分野を総合的に学び、実務の基礎力を身に付ける)。

建築材料学

現在のように次々に建築用新素材や新製品が開発されている時代には、各種の建築物の用途に応じた適正な建築材料の選択と使用方法が必要になる。そこで、建築材料の中から、建物の柱、梁などの構造材料として用いられている木材、コンクリート及び鋼材について取り上げて、それらの材料の基本的事項(種類、特徴、性能など)を平易に解説する。また、部位に要求される性能条件と材料の性質との関連性を理解させると共に、建築材料選定に当たっての基礎的知識を養う。

建築施工

建築生産の最終段階である施工について、建築物の主要構造形式である鉄筋コンクリート造と鋼構造を中心として、地業工事(地盤調査、根切り工事、山留め工事、杭工事など)、主体工事(鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、鉄骨工事など)、防水工事(アスファルト防水、改質アスファルト防水、シート防水、塗膜防水、金属シート防水、モルタル防水など)の順に施工方法を平易に解説する。また、施工する前段階として、施工・管理計画(工事契約、工程表、各種届出)などについても説明する。

ガーデニング実習Ⅱ

1、2 年次の園芸領域の講義と実習で得た基礎的な知識と経験をいかし、実際に植物の栽培管理を行う。ガーデニング実習Ⅰと合わせて年間を通した植物の栽培管理法を解説する。季節に適した植物を用い、その栽培に必要な管理計画を検討し、実習する。安全に作業をするための知識を養う。植物を生活に取り入れ利用する様々な方法についても、文化的な年間行事と植物の関係性に着目して、工夫やその効果を実践を通して解説する。また、園芸や造園の役割を理解し、植物を使った時間的、空間的なデザインを見る目、思考力、判断力の向上を目指す。

ガーデンマテリアルズ

ガーデニングやエクステリアデザインでは多種多様な植物が用いられる。植物を使った空間デザインを効果的にするためには、個々の植物の知識が不可欠である。本講義では、特にエクステリアデザインなどで用いられる一般的な樹木を同定する力を養う。熱帯花木、山野草、盆栽、ハーブ、サボテン類、洋ラン等の観賞植物の分類及び特徴と栽培方法、園芸における活用方法を解説する。観賞植物の特徴を、体系的に理解し、正しい情報を入手する力を養う。

インテリアグリーン

インテリアとして用いられる室内で栽培可能な植物について、素材、栽培法などを解説する。インテリアの概要、インテリアの歴史、近代の建築家のインテリアデザイン等について知り、合わせてそれぞれのインテリアに対し、適切で効果的な植物の種類、コーディネートを実施出来る力を養う。技術的、用語的な解説だけではなく、コーディネートや設計に応用可能なように、なるべくデザインに関連させて説明する。

エクステリア演習

建築物の設計において、内部空間のデザインと同様に外部空間のデザインもまた重要である。豊かな外部空間は、建築物全体の快適性を高めるものである。また、エクステリアは建物単体に付随するだけのものではなく、都市の景観を形成する重要な要素でもある。本授業では、植物を使った空間デザインを題材とする。設計課題を通し、玄関や庭などのプライベートな小さな空間や公園など公共性のある大きな空間のデザインについて検討する。エクステリアやガーデンデザインの基本的な力である見る力と表現力の向上を目指す。

社会園芸

園芸と人間との関わりにおける社会的役割、人々の暮らしや社会を豊かにし、心に安らぎを与える園芸の効用と可能性を学修するとともに、植物を活用するリスクマネジメントである有毒植物についても、具体的な事例を通して学ぶことを目的とする。また、人はなぜ花を愛でるのか、園芸とは何かなど基本的概念と、生活の中の植物・園芸の効用、植物・園芸による QOL の向上、療法・福祉への活用について考える力を養う。

ランドスケープデザイン論

ランドスケープデザインは、庭園から公園やまちの景観や都市計画

まで、幅広い分野である。植物をはじめとする自然環境と建築物などの人工的な要素を組み合わせる美しく機能的な屋外空間を創造するための基本的な原則と理論を、世界各国の事例を紹介しながら解説する。社会的な課題である自然と共生する都市の再生や、持続的循環型社会の実現に向けて、人々が快適で楽しく生活できる住環境のデザインを提案していくための、グローバルな視点を養う。

生活共創学科 (生活イノベーションコース)

多感覚感受とデジタルデトックス

日常の景色のなかに住まう心身を自覚し、感じたり考えたりすることが生き方の姿勢をつくっているのではないか。この科目では、身近な情景や場面に感覚を研ぎ澄ませることで、情報過多の日常、デジタルテクノロジー依存から自己を解放し、ストレス管理、感受性の向上、良好なコミュニケーションといった心身の健康を向上させるための理解とスキルを体験的に学ぶ。

ダイエット&フィットネス

健康は日常的な食事管理、運動の実施、社会的なストレスマネジメント等の影響を受けて形成される。しかしながら、現代社会においては様々な情報に溢れ、どのような食事、どのような運動、どのようなストレスマネジメントが効果的なかがわかりづらくなっている。本科目では科学的な視点から情報を精査し、健康につながる食事管理、運動の実施方法、ストレスの解消方法を解説する。加えて、運動では心拍センサーや最新のトレーニング器具等を活用した実技に取り組む。そして、最終的には食事管理、運動実践、ストレスの解消をセルフマネジメントできる力を身に付けることを目指す。

マネーフローの世界とくらし

私たちの生活に関わりがあるマネーフローについて、現在・未来の視座から考えていく。現在については、我が国の生活に関わる貯金や投資に関する制度、世界のコモディティ、為替、仮想通貨、ベーシックインカム等の現在の動向について講義し、今後どのように自身の資産を運用していくかを検討する。また未来については社会状況を踏まえて予測し、将来的な資産形成に向けた指針を自身で立てることを目指していく。

生活イノベーション最前線

私たちの生活は日々進化している。携帯電話を例にとっても、普及が始まったのはわずか 30 年前であり、その後携帯電話の多機能化を経て、現在はスマートフォン時代である。テクノロジーが進化するだけでなく、それに伴って私たちの日々の生活は大きく変わってきた。同じことは、衣・食・住はじめ生活の様々な分野で起きている。本科目では、イノベーションとは何かについて理解した上で、私たちの生活に関する分野でいまだどのような変革が起きつつあるのかについて、SDGs との関係も踏まえながら、最前線に関わる研究者や実務家の講義を通して学ぶこととする。

Society 5.0 論

現代社会は生成 AI や XR 等の技術革新によって新たなフェーズを迎えつつある。その変化は、過去に人間社会が、狩猟社会から農耕社会、工業社会、情報化社会へと進んだ段階に匹敵し、かつ急速に展開されつつある。新たな時代に向けて、生活やビジネス、教育のモデルを早急に見直し、再構築していく必要がある。本科目では、「生活」「技術」「教育」「ビジネス」「芸術」等のキーワードから、すでに実現している改革の事例を概観し、変化の方向性を探る。その経過を通じて、新たな時代を「たくましく心豊かに生きる力」を備えた Society5.0 人材について論考する。

行動経済学

これまでの伝統的な経済学では、人々が合理的な判断に基づいて最適な選択をすることを前提に経済現象を理解することを目的としていた。しかし、実際には人々は常に合理的であるとは限らず、むしろ人間は不完全であり、不合理な行動をとることが多いことを前提に、経済現象を理解することが必要との立場から「行動経済学」が発展し、経済学において最も注目される分野の一つになっている。本科目においては、

行動経済学の基礎を学ぶことで、日々のくらしや自身の行動と結びつけて経済を考える能力を養い、人々の幸せにつながる経済とは何かについて共に考える。

知的財産権を学ぶ

自分のアイデアや作品、発明等に対して、その独創性を主張し、他者による模倣や盗用から守るためには、著作権や意匠権等の知的財産に関する知識が不可欠である。また、その知識は、自分が他者の権利を侵害しないためにも必要である。特にインターネットの時代において知的財産の侵害は容易に起こり、その権利化と侵害予防の重要性が増している。本科目では、著作権、意匠権、商標権、特許権、実用新案権、育成者権、地理的表示法といった知的財産権の基本を実例から学ぶとともに、一部演習を含み、既存権利の検索プロンプト等の実用スキルを身に付ける。

ビジネストレンドキーワードを読み解く

最新のビジネス、マーケティング、テクノロジー分野で中長期的に注目すべきトレンドワードを複数取り上げる。学習ではグループワークを取り入れ、各トレンドワードについてグループで調査・発表するアクティブラーニングを実施する。具体的に、グループでの調査では、各トレンドワードの意味、話題となった背景、現在のビジネスにどのように活かされているか、将来のビジネスにどのような発展性が考えられるか等に焦点をあてる。以上の学習活動より、Society 5.0時代のビジネスについて創造的に学習していく。

社会現象と哲学

「我思う故に我あり」というデカルトの言葉に倣い、人間はそれ以外のことを全て疑うことができる。また哲学の本質は、「〇〇とは何か?」という問いであり、その答えは人間の経験的な解釈によって探求される。しかし、一人一人の経験が異なることを踏まえれば、物事に対する解釈にズレが生じてくることとなる。本科目では現象を解釈する哲学である現象学の視点を学び、社会現象の中にある「〇〇とは何か?」に焦点を当て、その多様な解釈や経験的なズレを学ぶ活動を行う。

ミュージッキング

風の声、鳥の鳴き声、人の声、車のクラクションなど、「いのち」の営みには音が存在する。それらは、私たちに何を語り、どのようなパフォーマンスを誘っているのだろうか。本科目では、ヒト・モノ・コトに感覚を研ぎ澄ませ、感じたことを音・声・身体動きで表現することの意味を学ぶ。さらに、ボディーパーカッションやボイスアンサンブルを制作し、他者との同調、非言語コミュニケーションを試みる中で、共感力、協働力、達成力を育成する。(32 吉永早苗、30 新開よしみ/第8回～14回) (共同) 「ミュージッキング」という参加型パフォーマンスの作品として、受講生によるフラッシュモブにチャレンジする。

サステナブルファッション

ファッションには、新しい価値を創造し、人々を幸せにする大きな力がある。人間の心と身体を取りまく最も身近な環境である衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であるために、衣服における技術的・文化的背景を学習し、地球環境、社会開発、経済発展の調和をどのように取るべきかを考察できる力を育成する。更に一人の生活者として、ファッションの魅力を理解しながら、サステナブルファッションの実現のための課題解決に向けた取り組みを実行できる力を習得する。

クールジャパン（日本文化とテクノロジーの融合）

日本の伝統文化や、アニメーション等のサブカルチャー、精緻な工業技術といった特色は、いずれも世界の人々を魅了し、注目を集める、有形・無形の高度な知的資源と言える。一方、これらの魅力をどのように表現し、世界に伝えていくかは、新たな発想と技術を必要とする学際研究とグローバルビジネスの開拓分野である。本科目では、クールジャパンのコンテンツとマーケティングについて、身近な地域の成功事例や、「クールジャパン・マッチングアワード」の受賞例などを通じて学び、発想力、開拓力、表現力の基盤を養う。

ユニバーサルデザインⅠ（生活）

共生社会の実現にむけて、障害の有無や、男女の性別、人種・民族の違い等によって、人々の自由な生き方の選択を妨げる様々な社会的障壁を取り除いていく必要がある。本科目では、ファッションデザインを中心として、身の周りの生活ユーティリティをユニバーサルデザインの観点から再考する。特に障害のある人のファッションを具体例として、そのコンセプト、ニーズ、デザイン、普及・啓発（ショーとモデル）、販路までのプロセスを学び、福祉からビジネスとしてのユニバーサルデザインの転換を論ずる。

ユニバーサルデザインⅡ（環境）

ユニバーサルデザインのコンセプトを、①アクセシビリティ（利用が可能）、②ユーザビリティ（効果的に利用できる）、③エンジョイビリティ（利用を楽しむことができる）の3つの段階で考え、特にエンジョイビリティの向上を目指す次世代のユニバーサルデザインの在り方を論ずる。また、学生自身の問題発見と発想、提案を重視し、公共の施設・設備等の物理的障壁だけでなく、社会の習慣やルールに潜在する問題を含めて、生活環境の課題を議論し、フィールドリサーチと企画提案のグループワークを展開する。

アシスティブ・テクノロジー

子どもや高齢者、障害のある人が利用できる、利用しやすい技術は、実は誰にとっても便利で、利用しやすい技術でもある。従来、こうした特別な技術の利用ニーズは、限られた人たちのものであり、小さな需要と考えられがちであった。しかし、例えば電話の発明者であるグラハム・ベルが、聴覚障害者教育の先駆者であったこと等はあまり知られていない。本科目では、現代の先端的な工学技術を用いたアシスティブ・テクノロジーの実際を学ぶとともに、SDGsの観点から、未来共創に向けたテクノロジーの開発と利用について講ずる。

アントレ・イントレプレナーシップ

アントレプレナーシップとイントレプレナーシップを学ぶ。前者では、自身で会社や事業を起こすことを目指す資質・能力を育むことを目指す。後者では、企業内での起業や事業創造をリードする資質・能力を育むことを目指す。また共通して、組織をまとめるリーダーシップ、マネジメント力、将来を見越した創造力、社内外のビジネスコミュニケーション、行動力、責任能力を学び、そして新規事業を興すビジネス戦略を体系的に学ぶことを目指す。

SNS プロモーションとマーケティング

商品やサービスの宣伝、イベントや観光等の宣伝に向けた媒体として、SNSは最も効果的なプロモーションとマーケティング手法の一つとして数えられ、今やSNSの戦略が大きくビジネスを左右する時代となっている。実際にSNSを活用したプロモーションとマーケティングを実施する上では、ターゲットの決定、SNSの媒体の決定、投稿時期、内容、リスク管理等、的確な戦略を立案・実行していく必要がある。本科目ではこれら基本戦略を様々な企業や自治体の事例から学ぶ。また、実際にSNSで商品やサービス、イベントや観光等の集客の宣伝に向けた活動を取り入れ、演習を通じた実践的な学びも実践する。

感性デザイン

デザインにおける人間の感性を重要視するアプローチに焦点を当てる。デザインにおいて、ユーザーの感性や体験にどのように影響を与えるかを理解し、最適なデザインを追求する。具体的には、色彩、形状、素材、ユーザーインターフェース、ストーリーテリングなどの要素を通じて、感性的な魅力を創り出す手法について学ぶ。ユーザーの心理や文化的背景に配慮し、共感を生み出す方法も取り上げる。感性デザインは、製品やサービスの成功に重要で、デザイナーにとって不可欠なスキルであり、この講義は、感性デザインの基本原則と実践的なアプローチを提供し、感情的に魅力的なデザインを生み出す能力を高めることを目指す。

イノベーションデザイン演習

創造的な問題解決と価値の創出に焦点を当てる。デザイン思考を駆使して、ユーザーのニーズを理解し、問題を定義し、アイデアを発展させ、プロトタイピングを行い、実験を通じて改善するスキルを養う。また、ユーザーセントリックなアプローチとチームワークを重要視し、異

なるバックグラウンドを持つ学生が協力して創造的な解決策を見つけ出す。継続的な改善とリスク管理に焦点を当て、失敗から学びながらイノベーションを推進する方法を学び、実践的なプロジェクトやケーススタディを通じて、現実の課題に対処し、市場での競争力を向上させるスキルを磨く。

ドローン活用とビジネス

ドローン技術と映像制作を組み合わせ、ビジネスに応用するスキルを学ぶ。本科目ではドローンの基本操作から始まり、映像制作、ビジネス機会の調査、映像編集、などを包括的に学んでいく。これにより、学生は航空映像制作ビジネスにおける実践的なスキルを習得し、新たな市場や機会を追求する準備を整える。

ビジネスイノベーション研究（ケーススタディⅠ）

企業が厳しい競争に打ち勝ち、存続し発展を続けるためにはイノベーションが必要である。イノベーションは技術革新と訳されることもあるが、例えばヤマト運輸の「宅急便（ヤマト運輸の商標）」により個人向け宅配サービスが広がり、私たちの生活を大きく変えた。これもイノベーションの一つといえる。これほどに大きなインパクトはなくとも企業は日々イノベーションを起こそうと工夫・努力を重ねている。本科目では、これまでの製品やサービスを変革することで、顧客に新たな価値を提供し、その企業自身も成長を遂げる事例（ケース）を通して、企業活動やイノベーションの実践を学ぶ。

起業・創業プロジェクト

町田市や相模原市等の地域において、創業支援センターや商工会議所が実施している創業支援事業計画とタイアップして授業を展開する。起業・創業に必要なプロセスと「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの基本知識を習得するとともに、コーディネーターの助言を受けながら事業計画作成の模擬演習を行う。受講者が自主的に希望する場合には、在学中または卒業時、卒業後における起業・創業に対して、地域からスタートアップ支援を受けられるように道をつなげる。

地域課題を考える

地域は様々な課題を抱えている。どの地域にも共通する課題もあれば、それぞれの地域に固有の課題もある。地域は実際にどのような課題を抱え、その問題解決に向けていかなる取り組みを行なっているのだろうか。本科目では、町田キャンパスが立地する町田市、近隣の八王子市、相模原市の3市の市議会議員及び市役所職員によるオムニバス講義を通して、地域が抱える課題とその解決のための取り組みの実践を学び、地域課題に対する理解を深めるとともに政治・行政への関心を養う。

社会起業と非営利組織

社会的課題を解決する方法として、政治・行政によるもののほか、社会起業（ソーシャルビジネス）と非営利組織による活動が挙げられる。前者について、経済産業省は、社会性を持ったビジネスであり、同時に利益を追求する事業であり、新しいスタイルのビジネスとして革新性があることを定義としている。一方、非営利組織は、利益のために活動するのではなく、地域や社会の課題を解決するための団体である。利益を追求するか否かの違いはあるが、どちらも地域や社会が抱える課題の解決を目指すという点で共通している。本科目では、社会起業と非営利組織について、それぞれの役割と課題について、実際の事例も交えて学ぶ。

地域イノベーション研究（ケーススタディⅡ）

企業がイノベーションを通して存続・発展を目指すのと同様に、地域も新たな発想による変革なしには存続・発展が難しい時代になりつつある。急速に進む少子高齢化や過疎化、若者の都会への流出、シャッター通りに象徴される中心市街地の衰退など、地域が抱える問題は深刻さを増しつつある。その一方で、各地でその逆境を跳ね返す取り組みが行われ、成果をあげる地域も現れている。本科目では、新たな発想による変革で地域が抱える問題の解決を目指す取り組みについて、ゲスト講師による講義を交えながら、地域課題に関する関心とイノベーションに対する理解を深める。

地域イノベーション演習（PBL）

様々な地域の公共施設や商店街、動物園や遊園地、観光施設等、大学が既存の施設やサービスと連携し、短期間で実施が可能な地域活性化のアイデアと、その具体的なプランニング、試行までを学生が地域と協働で実践する。テーマ毎にグループを編成し、連携する地域の施設や機関と協議を行いながら、グループワーク、フィールドワークを中心として授業を展開する。

国際貢献活動

国際貢献には、海外に出向いて実地で支援を行う直接的な貢献活動と、日本国内において異文化理解の啓発や在留外国人の支援、支援募金を行うような間接的な貢献活動がある。この科目では、前者の例として国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊による海外ボランティア事業の実践を学ぶ。また後者の例として、支援物資の調達や、栄養改善分野の情報整理等を行う国内事業について学ぶ。これらの経過を通じて国際協力業界のキャリアに対する関心を高め、在学中または卒業後の国際貢献へのチャレンジに道を開く。

生活共創学部 卒業研究・卒業論文

アドバンストゼミ A

卒業研究を見据えて、所属するコースでの学びを中心に、各研究室で展開されている具体的な研究課題、研究内容、研究方法を学びながら、研究室配属のための準備を行う。生活共創学科における、生活イノベーション、住環境デザイン、食科学をはじめ、こども教育も含む様々な研究領域において解決すべき現代的課題を知り、教員や学生同士の対話や先行研究に触れることを通して、自身が取り組みたい課題を発見することを目的とする。

アドバンストゼミ B

配属となった研究室でゼミを実施する。4年次に開講される卒業研究A・Bの履修に先立ち、各自が取り組みたいテーマを検討するとともに、研究活動を進めていくための基礎となる資料の収集、講読及び仮説の設定や探究したい点の絞り込み、論文の構成や書き方等について学ぶ。また、教員や学生とのディスカッションを通じて、自己を表現したり新しい知見を得たりして専門分野への知識・理解を深めていく。

卒業研究 A

所属する研究室において、先行研究を踏まえつつ自らの研究課題を設定し、研究方法を吟味し、研究計画に基づいて調査・データ収集等に取り組む。中間報告会では、それまでの研究成果をプレゼンテーションし、卒業研究Bに向けての課題を明らかにする。授業内容の詳細については各指導教員の指導によるものとする。

卒業研究 B

生活共創学として、学科やコースを超えた学びを通し、深い専門性、他の専門領域への興味関心、それらを通して培った能力を活かした研究を行う。先行研究に学び、独自の研究課題を設定し、研究計画を立て、調査などを通じてデータを収集し、データの整理、分析、考察を行い、研究の成果をまとめた研究成果の要旨を作成し発表する。卒業研究発表会では、最終的な研究成果を口頭で発表し、質疑応答を行う。

卒業論文・卒業制作

卒業研究A、Bの成果を論文にまとめる。論文は科学的かつ論理的であると同時に、研究対象への人権的な配慮など倫理的要求にも応えなければならない。このプロセスを通じて、専門知識を深めるだけでなく、データ分析のスキル、論理的思考力、文章と図表を使った表現力、計画遂行能力など、将来のキャリアに備えておくべき資質・能力を向上させることを目指す。

森を学ぶ・森から学ぶ

自然の中での様々な体験・遊びは、身体を通じて五感に働きかけ、幼児・児童期のこどもの心身の豊かな成長を促す。本授業では、園や学校などの身近な自然を活用した自然体験活動を効果的にかつ安全に指導するための知識技術を修得することを目的とし、基本的な理論や個々のプログラムの運営方法、安全管理の考え方、カンパカウンスリングなどの指導法を学ぶ。また、実際にこどもを対象とした指導を体験することを通じて、実践的な指導力を修得する。

音感受の世界

身のまわりのモノの音や人の声、音楽からその印象を感じ、共鳴し、感情が起こり、さまざまな連想を引き起こしている「音感受」のプロセスを事例を通して解説する。音は、聴覚で感じるだけではない。体の諸感覚で、音を捉え、音と戯れ、音でつながるこどもの「音感受」の世界に学びながら、こどもの頃の感性に体験を通し再会することで「いま、ここ」を実感する。その上で、音を介した感性のコミュニケーションと私たちの豊かなくらしとの関係について、具体的な事例を検討しながら考える。

ヴォーカルレッスン

歌唱スキルと音楽表現力の向上をサポートする授業である。まず、コミュニケーションにおける「声」の存在に着目し、感情と音声表現の関係について考える。また、自分の声の個性を知り、それを活かした発声法を学ぶことを通して、歌唱力の向上を目指す。さらに、こどもに親しまれている曲を、ピアノ伴奏を弾きながら歌う活動を通し、保育者や小学校教諭に求められる音楽的知識や技能の基礎を身に付けると共に、自らの感性や表現力を豊かにしていく。

ものづくりと教育

「ものづくり」は私たちの生活、社会を形作り、そしてより良い生活を営むために欠かせないものである。「ものづくり」の理念を学び、「ものづくり」が教育・保育の営みをどのように豊かなものになっているのか、実践を通して理解を深める。

ヴィジュアルコミュニケーション

こどもが身近な造形文化に親しみ、美しい生活や社会をつくる感性と態度を育む意味について、基礎的な造形活動を通して考える。こどもの造形活動に立ち合うための基礎的な知識・基本的な技能を身に付けるとともに、形や色を言葉のように使い伝え合う「ヴィジュアル・コミュニケーションの価値や喜び」を体験的に理解する。特に、多様な素材の特徴や可能性、材料・用具の適切な扱い方を確かめながら題材活動の要件を探る考察を基に、こどもの造形表現と社会文化的な芸術との関係づくり、地域の特色ある素材や伝統技法の導入、身体感覚に根ざす造形プロセスの認識、身近な生活や遊びと表現を結ぶ「場の設定」などの視点を生かす資質・能力を培う。

数学トピックス

身の回りにはたくさんの「不思議」がある。A4 サイズの紙の縦と横の長さの関係、パソコンの中身で行われている処理、複利の借金の怖さ、GPS の仕組み、規則性をもつ幾何模様、神社に奉納されている数学の問題の存在、ドレミファソラシドの起源、オンラインショッピングのレコメンド機能、囚人のジレンマなどである。高校までで学んだ数学を有機的に結合させることで「身の回りの不思議」のいくつかを解決することができる。トピック的に取り上げて、「先人たちのアイデアや知恵」や「数学のおもしろさ」を体験的に味わいながら、数学と実社会との関連について理解を深め、数学を主体的に生活や学習に生かす資質・能力を培う。

保育原理

保育の基本的概念、理念について理解する。さらにその理念に至るまでの国内外の保育の思想について、どのような歴史的変遷があったかを学ぶ。保育の環境、内容、方法や形態、計画や記録などについて学ぶ。現代の多様な保育ニーズやこれからの保育課題についても理解する。

児童福祉論

すべて児童は等しくその生活が保障され、愛護されるべきという児童福祉法の理念と意義を理解する。家庭内の問題・子どもの発達上の問題・生活上の問題など多様な問題から家庭で暮らすことができない児童への施設サービス(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等)や障害児に対する在宅・施設サービスへの理解を深める。また、すべての児童が健全な発達をするために実施されている子育て支援サービスや、少子化や児童虐待といった課題に対応するための施策について学習する。

社会福祉

社会福祉は、従来のような限定された福祉から普遍化された福祉へと変化し、とくにその傾向は高齢者福祉領域において顕著となっている。また、近年では高齢者福祉領域において、他の多くの分野との連携の必要性が強調されている状況でもある。このため、授業では、社会福祉全般の制度概要とそれら制度の近年の動向および課題を提示することと、基礎的知識を習得するとともに、今後の社会福祉のあり方についても考えていく機会を提供していく。

社会的養護 I

社会的養護について、原理、理論、援助方法、課題などの視点から総合的に教示する。特に施設養護に注目し、児童福祉施設における支援の実践例を通して、子どもの育ちとケアの方法について理解を深める。さらに児童虐待の問題など現代社会における子どもを取り巻く養護の諸問題に対して保育士としてできることを考える。

発達心理学

人は生涯を通じて発達の的に変化していく。その発達の過程を、特に心的活動の変化に焦点を当てて学習する。まず、発達心理学の考え方や研究法の基本、発達の諸理論を学ぶ。その上で、胎児期から老年期に至るまでの各時期の発達課題や発達の特徴について、具体的事例や視聴覚教材も参照しながら基本的知識を身に付ける。人の発達に関する知見を、保育・教育実践に結び付けることができるよう、事例や自分自身の体験とも関連させながら具体的に理解し、考えを深める。

こどもの理解と援助

保育者の専門性として、一人ひとりの子どもの内面を理解し、信頼関係を築き、発達に必要な経験を子ども自ら獲得していけるような援助が求められている。この授業では、こども理解が保育・幼児教育のあらゆる営みの基本となることを理解し、幼稚園、子ども園、保育所における乳幼児の生活や遊びの実態に即して、乳幼児の発達及びその過程で生じるつまづき、その要因を把握するための原理を理解し、援助の方法を考える。

乳児保育 I

乳児保育の意義・目的と歴史的変遷及び役割等について理解するとともに、保育所、乳児院等多様な保育の場における乳児保育の現状と課題について理解する。3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育の内容と運営体制について理解するとともに、乳児保育における職員間の連携・協働及び保護者や地域との関係機関との連携について理解し、豊かな保育内容を追求するための基盤づくりをする。

乳児保育 II

乳児保育の基本的な理論を、具体的な体験をしながら、その実際について理解する。子どもの発育発達を踏まえた生活と遊び、保育の方法と環境について、園見学やグループワークなどを取り入れながら、実践的に理解していく。最終的には、保育の計画についても子どもの姿をイメージしながら作成できるようにする。その際、環境構成や乳児保育における配慮の実践について、具体的に理解できるようにする。

児童文化

わが国独自の概念として成立した児童文化について、時代と共に変化する児童文化の歴史をたどり、その重要性を問い直す。そして、子どもとおとなが共につくり、共に遊び、共に楽しみ、伝え合っていく文化を創造するにはどうしたらよいかを考える。具体的には、児童文化の歩み、子どもの遊び・遊具・玩具、子どもと表現活動・造る・描く、子ど

もと文学・絵本、現代の子どもの生活と文化、児童文化を支え・育む活動について考察する。

こどもと健康

子どもの心身の健康を守り育て、生涯にわたって健康に過ごすための基本的な習慣や態度を養うことは、保育者の重要な役割の一つである。本科目は、領域「健康」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う）のねらいと内容について解説し、その実践に必要な知識・技能を学ぶ。講義に加え、グループワーク、グループ発表などの主体的な学修を通して、「健康」の概念、乳幼児期の子どもの健康課題や心身の発育発達、生活習慣や食習慣の形成、運動技能の発達や遊びの理論を学ぶ。

こどもと人間関係

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された領域「人間関係」のねらい及び内容について学び、理解を深める。現代の乳幼児を取り巻く人間関係をめぐる課題を理解し、幼児教育に求められる教育内容について理解する。乳幼児期の人と関わる力は、大人や仲間など他者との関係や集団における経験の中で育つことを理解し、保育者としての援助に関する基礎的な知識・技術を知る。

こどもと環境

子どもを取り巻く環境は、保育者、保護者、友達等の人的環境及び玩具等の物的環境、自然環境や社会環境等子どもを取り巻くすべてが相互に関連しながら構成されている。子どもを取り巻く環境の現状を踏まえ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示す領域「環境」及び乳児保育における三つの視点に示すねらい及び内容、内容の取扱いについての理解を深める。また、その指導のもととなる環境に対する感性を養い、必要な知識・技能を身に付ける。

こどもと言葉

領域「言葉」の基礎となる考え方を理解し、「言葉のもつ意義と機能」「言葉の感覚を豊かにする実践」「児童文化財の活用」の視点から、どのようにしたら乳幼児が豊かな言葉や表現を育むことができるかを考える。具体的な事例を通して、実践的をイメージしながら理解する。

こどもと表現

子どもの素朴な表現の姿、乳幼児の感性やイメージ、創造性の育ちについて学び、それらの発達の基盤となる保育者のかわりや援助、環境構成のあり方についての理解を深める。保育者には、子どもの姿・行為を「表現」としてとらえ、受け止め、共感し、応答する「感性」が求められること、また、保育者自身の感性や表現の豊かさが子どもの感性と表現を支える「環境」となることをふまえ、様々な表現を感じる・みる・聴く・つくる・楽しむ体験を通し、自らの感性を磨き、表現力・創造性を養う。

国語科研究（書写を含む）

「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成する」という小学校国語科の教科目標をふまえ、「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力」の各指導事項で整理された内容を基に、国語科学習の特色と意義について理解を深める。特に、「語彙指導」「情報の扱い方」「我が国の言語文化」に係る「知識・技能」、「話すことと聞くこと、書くこと、読むこと」の言語活動を通して育む「考えの形成」、我が国の言語文化」として示される書写や読書及び漢字指導の充実など、改善・重視される学習内容の取扱いを検討する。それにより、実社会や実生活との関わりを重視した学習課題を明確に言語活動の中に位置付けたい国語科の指導観を身に付ける。

社会科研究

小学校社会科が目指す「公民的資質・能力の育成」の目標の趣旨及び「地域や我が国の国土の地理的環境」「現代社会の仕組みや働き」「地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活の理解」などに区分される内容領域について理解を深める。児童が、社会的事象の意味や相互の関連を多角的に考え、社会に見られる課題を主体的に解決しようと

する「社会的な見方・考え方」を働かせながら、社会への関わり方を選択・判断する力を育む学習や指導の実践事例や育てたい児童の姿を検討し、よりよい社会の構成員としての人格を育む学習の価値観や指導観を形成する。

算数科研究

「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の三つの柱に基づいた「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する」という小学校算数科の目標をふまえ、「数と計算」「図形」「測定」「変化と関係」「データの活用」および「数学的活動」の教科内容の背景にある専門的な知識および技能を身に付ける。具体的には、学びの連続性の観点から小学校から高校までに学習する算数・数学のカリキュラムの系統性を理解し、教材研究を行うことで、教師に必要とされる教材観や指導観を形成する。また、就学前後の連携・接続の観点から、インフォーマル算数についても考える。

理科研究

自然に親しみ、自然の事物・現象について見出した問題を観察や実験などの手続きを通して解決する科学的な見方・考え方を育む小学校理科の目標と内容、学習活動の構成について学ぶ。知識を科学的な問題解決に生かす「理科の見方・考え方」を働かせ、自然を愛する心情を育む教科の特性を理解するとともに、教材研究や指導計画、教材・教具についての基本的な知識と基本的な技能を身に付ける。児童の発達段階に即した課題解決学習について理解を深めるとともに、各分野における観察・実験等安全指導を含めた内容の取扱いについて体験的に理解する。

生活科研究

小学校教育課程の生活科で取り扱われている基本的事項について理解を深める。身近な生活に関する見方・考え方を生かし、自立し、生活を豊かにしていく資質・能力を育成することを目標とした生活科教育の特性を理解し、幼保小の接続のあり方、「総合的な学習の時間」への接続を視野に入れながら学ぶ。そのため、可能な限り、学内や学外での踏査を通した演習を取り入れ、体験を通して小学校低学年の児童を対象とした生活科教育に役立つ知識、概念、技能を修得する。

音楽科研究

学習指導要領にある「音楽的な見方・考え方」と教科で身に付けさせる資質・能力について、体験を通して学ぶ。各学年における音楽教材の表現や鑑賞、音楽づくりを経験することを通し、学習指導要領の内容を理解し、小学校音楽教育の意義を考える。学生自身が音楽表現を楽しみ、より音楽的な表現を追求するなかで感性を磨き、音楽を通して協働することを経験すると共に、児童への指導方法について考える。

図画工作科研究

小学校図画工作科の特性を理解し、学習指導要領の目標と内容について学ぶ。A表現「造形遊びをする活動」、「絵や立体・工作に表す活動」、B鑑賞の領域における「造形的な見方・考え方・感じ方」を働かせ、身近な生活にある造形文化のよさや美しさを味わう力を育む造形活動の意味や価値について考察する。「形や色、イメージ」など、造形的な特徴に着目する美的な感性や心身の発達や地域の実態に応じた「内容の取り扱い」に関する基礎的な知識と基本的な技能を身に付け、ICT教材やビジュアル・コミュニケーションツールを含む材料や用具を活用する実践指導力を高めていく。

家庭科研究

家族・家庭、衣食住、消費や環境等について科学的な理解を図り、身近な生活問題を解決したり工夫したりする見方・考え方を育む小学校家庭科の目標と内容について学ぶとともに、実際の指導内容や教科特性について歴史的な側面を踏まえて理解する。学習指導要領や実践事例等を通して家庭科教育の現状を理解し、これからの家庭科教育の在り方等についても視野に入れながら考える。特に、①家庭科教育の変遷と今日的意義、②小学校家庭科における目標と内容、③家庭科における教材研究と授業展開、④家庭科教育における評価基準の活用等について、理論と実践を結びつけて理解を深める。

体育科研究

体育や保健の見方・考え方を働かせ、心と体を一体的に捉える学習を通して、生涯にわたってスポーツライフを営む資質・能力を育む小学校体育科の教科特性について考え、心身の成長と発達に応じた体育科学習の「目標と内容」について学ぶ。特に、様々な特性に応じた各種の運動の行い方、身近な生活における健康や安全に関する理解、基本的な運動の技能に関する知識・技能を身に付けながらスポーツに親しみ、健康や体力の向上を目指す主体的な生活態度を育てる体育科学習の役割について理解を深め、実践事例の体験などを通じて教科の指導観を形成する。

外国語科研究

社会や世界との関わりの中で物事を捉えたり、外国語やその背景にある文化を理解して場面に応じてコミュニケーションを行う見方・考え方を育む小学校中学年における外国語活動の目標や内容、教材活動や場面設定の特徴等について学ぶ。外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、「聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと」の活動を通して情報を整理したり、多様な人々と対話したりする力を育む外国語科の学習に期待される役割と特徴、指導の実際、多様な活動事例や内容の取扱いについて理解を深める。

教育原理

教育原理とは、教育を理論的に解明する根底となる原理、または教育実践の指標となる原則のことである。教育学という学問への誘いでもある。教育を歴史的な面から学び、現代の教育へといかにつながっているかを学ぶ。また、教育の意義と目的、学校の意義と目的等を学ぶことを通して、教育の基本や本質を考える。教師に求められる識見を養い、学生自身の教育観の醸成に役立てる。

教育心理学

発達段階に即応した教育を行うために必要な教育心理学の基礎的事項を学ぶことを目的とする。取り上げる主な内容は、子どもの発達を理解するために必要な基礎的概念、学習を理解するための基礎的概念、クラス集団を理解し指導する方法、教育的指導の理論と実際の方法、発達障害児を理解し指導するための基礎的概念、及び教育評価の理論と実際等である。できる限り具体的な事例を提示し、視聴覚的方法を使用したり、課題への解答を求めたりするなど、積極的な関与と深い理解が得られることを目指す。

ICT 活用の理論と実践

ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方について、社会的な背景を踏まえ、その意義や理論への理解を深める。また、保育・教育現場における ICT 活用の実際を、遊びや学習指導、園務・校務の推進、ICT 環境の整備、情報モラルの育成といった観点から学ぶ。

教師・保育者論

教師・保育者の仕事について具体的に学ぶ。

教師の指導観の基本は、「子どものためになるかどうか」である。優れた教師の実践を振り返り、教職とは何か、教職の意義とは何かを学び、理想の教師像を議論する。教師の1日や1年の仕事の具体的な内容について、教師の仕事の実態を理解させたい。反省的实践家としての教師は、日々の授業を振り返り、常に改善を図っている。職場において、若手の教師が抱える悩みや不安についてアクティブラーニングを通して、理解を深めたり改善策を考えたりして、教育実習や教職への意欲の向上を図る。

専門職としての保育者の制度的位置付けとその特徴、職業倫理等を踏まえ、様々な視点から保育者の役割・専門性について具体的に検討する。また、実習や保育経験を通して学び続け、成長していく保育者のキャリア形成について、自己の将来像と結びつけながら考える。

障害の基礎的理解

様々な障害に関する基本的な知識を学び、障害の多様性を知る。また、障害のある人における教育や生活上の困難について主体的に考える。さらに、障害のある人となない人が共に生きる社会を築く上で重要となる考え方や合理的配慮について考える。授業全体を通して、自身の障害

者観を差別や偏見の観点から見直すことを目標とする。

特別支援教育総論

全ての保育所、幼稚園、学校において実施されている特別支援教育について概説する。保育所、幼稚園、小学校等に在籍する発達障害児等も含めて、一人一人の障害の特性や状況、学習や生活上の課題に応じた適切な指導や必要な配慮について学ぶ。インクルーシブ教育、合理的配慮と基礎的環境整備、ICFによる障害の捉え方、小学校特別支援学級・通級による指導・特別支援学校における教育課程編成、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善、障害種別に応じた指導内容・方法、学習指導案作成について理解を深める。

知的障害者の心理・生理・病理

知的障害の要因となる病理面（遺伝的要因や外傷等）や、併存症・合併症（てんかん、発達障害等）について、ダウン症の発生要因や自閉スペクトラム症との併存例などを取り上げて学習する。また、言語、視覚、記憶、コミュニケーション、運動等の心理面及び、生体の機能的側面から知的障害の特徴を理解し、それらを把握する方法を知るとともに、家庭、学校、社会の生活のなかで適応行動に困難さを示す知的障害者に対して、家庭や医療機関と連携しながら支援を行うことの重要性について学ぶ。

特別支援学校教育課程論

特別支援学校学習指導要領に基づき、知的障害特別支援学校の教育課程編成を中心に教育課程編成・実施・評価・改善について概説する。知的障害の障害特性や学習・生活上の状況、教育課程編成とカリキュラム・マネジメント及び学校評価、小学部各教科の3段階ごとの目標と内容及び指導法、自立活動の指導、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、年間指導計画、週時程、学習指導案の作成についてエピソードを通して学び、教育課程編成や授業について理解を深める。

視覚障害の理解と支援

視覚機能の基礎的事項について学ぶとともに、盲や弱視といった視覚障害が発達の諸側面に及ぼす影響について理解する。また、視覚障害者における学習及び生活上の困難と支援の方法について知る。困難さの理解については、定位と運動並びに環境の把握に焦点化した疑似体験を行い、感じたことを整理することで理解を深める。さらに、学校教育における教材の工夫や教育課程の特徴について、具体例をもとに理解する。

聴覚障害の理解と支援

聴覚障害とはどのような障害かという点について、聞こえの状態、発達上の特徴や課題について学ぶと共に、特別支援学校（聾学校）や特別支援学級（難聴学級）、通級指導教室（聞こえの教室）といった各教育機関の役割や教育・指導上の特徴について講義を通じて学習する。また、学習指導要領の内容を踏まえ、自立活動および教科指導の側面を中心に教育・指導の理念や方法を巡る今日の課題について学習する。

発達障害の理解と支援

学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉スペクトラム症の特性や状態を学び、障害の程度や状態及び発達段階に応じた指導や支援方法について理解する。幼稚園・小学校（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）・特別支援学校における指導事例を取り上げ、障害が及ぼす学習面・行動面・コミュニケーション面への影響や二次障害について理解し、自立活動の視点を取り入れた具体的な指導や支援の方法を学ぶ。また、特別支援教育コーディネータを中心とした校内支援、保護者・地域関係機関との連携について、発達障害等のある幼児児童やその家族に対する支援の在り方について考える。

こども教育インターンシップ

こどもに関する職業の一部を実際の現場で経験することにより、将来の職業選択・キャリア形成に資する力を育成する。こどもや保護者との対話や、専門職員の業務補助を中心とした協働を通して、こどもに関する地域の課題に気づき、知識と経験を融合させながら課題解決の方法について考える。インターンシップ先は、幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福祉施設の他、自治体、企業、非営利団体等が行う活動の場

も含むものとし、興味や専門領域に合わせて選択することができる。こどもの視点から社会を捉え、共感し寄り添う力を高めると共に、社会参加や新しい環境での挑戦を通じて自信を高め、最後までやり遂げる力を育成する。インターンシップ先の決定や事後の振り返りに関しては、各領域を専門とする教員のもとで進める。

こどもとアート

こどもの心身の発達に伴う造形表現の変容をふまえ、表現指導の内容と方法について体験的に学ぶ。「身近な生活や遊び」「親しみやすい自然や場所」から「表したいこと」を見付ける題材、「形や色」を言葉のように用いて「表したり伝えたりする喜び」を味わう活動、子どもの「感覚や感性」が生きて働く環境づくり、共感的で形成的な言葉掛けなど、めあてと課題を明確にした実践事例を体験しながら理解を深める。また、多様な造形表現の体験を通して、素材の多面的特徴や出会い方、子どもの表現に適した「材料と用具」に関する基礎的な知識・技能を身に付け、今日的な教育課題に向かう指導者に求められる指導観と実践力を身に付ける。

ピアノのテクニック

ピアノは、鍵盤を押せば音が出る。しかし、どのように弾くかによってその音色は大きく異なり、個性や音楽性が明確に現れる。本授業では、ピアノの音の出る仕組みを理解し、音の響きを意識して演奏する技術を習得する。その上で、保育実践や小学校音楽科において、こどもとともに音楽表現を楽しむための応用力を身に付ける。

人工知能と教育

人工知能（AI）の進化が教育にもたらす変化に焦点を当て、AI を教育に活用する方法や倫理的問題について学ぶ具体的なトピックとして、個に応じてカスタマイズされた教科学習における AI 利用、教育コンテンツの個別最適化、AI による教師の業務改善の他、プライバシー保護や、情報バイアスの問題等を取り扱う。さらに、AI の教育領域への役割や潜在的な展望について議論し、倫理的観点から AI を評価し、教育分野における可能性を探るスキルを養う。

科学する心

科学とは何か、科学と私たちはどのように向き合うべきかということ、NOS（Nature of Science：科学の本質）の観点から学び、理解を深める。また、幼児期から学童期にかけての遊びと学びの中で、こども達がどのように「科学」しているのか事例等を検討し、科学の本質を見る目を養う。実際に、自ら「科学」することにより、科学の本質への理解を深める。

こども家庭支援論

現代において社会的な子育て支援が必要となった背景、子育て家庭を取りまく社会状況、子育て支援体制の現状をふまえ、保育の場における子ども家庭支援の基本について学ぶ。

保育方法論

従来の保育思想を基本に踏まえながら、現代社会とのかかわりの中で改めて保育理論を構造的に解明し、保育方法の内容を検討し、保育実践を整理・再考する。乳幼児が主体的、自発的に遊び、活動する中で、価値のある学びが生まれ、心身のすこやかな成長と発達が助成される。そのような環境を構成し、価値のある取り組みができるように援助する方法を研究する。幼稚園・保育所における保育の計画や指導方法、ならびに幼稚園教諭・保育士としての役割について学習する。

こころの臨床

人は生きていく上で、苦しみや哀しみと無縁ではいられない。時には「何がつらく苦しいのか」「何に困っているのか」すら分からないほど困難な状態に陥ってしまう場合もある。本授業では、現代を生きる私たちのこころを巡る諸問題を事例として取り上げながら、基本的なカウンセリングの理論・技法と実践を学び、自己理解と他者理解を深めていく。また、私たちが困難に遭遇した時、問題解決に向けて必要となる「自分自身と向き合う」「自分自身を理解し、受けとめる」ための基礎的な力を演習を通して養っていく。これらの学びを通し、自分に寄り添ってくれる人（援助者・支援者）の存在の大きさを感じ、自分自身も子どもや

家族に寄り添うことのできる人となれるような力を養う。

こども家庭支援の心理学

生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を習得し、初期経験の重要性、発達課題について理解する。また、家族・家庭の意義や機能を理解するとともに、親子関係や家族関係等について発達の観点から理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。その他、子育て家庭を巡る現代の社会的状況と課題について理解し、子どもの精神保健とその課題について理解する。

こどもの保健

保育は子どもの命を守り、子どもの健やかな育ちを支えることにあたる。子どもの身体的な発育・発達と保健について理解するために、具体的な心身の健康状態の把握の方法や疾病とその予防法を具体的に学ぶことにより、保健的支援を考えることを目標とする。

こどもの食と栄養

小児の健全な発育には、適切な栄養摂取と正しい食生活が不可欠である。この趣旨にしたがって、講義と実習・演習を通じて小児期の正しい食生活について学ぶ。小児期の栄養の過誤は、容易に疾病異常の発生につながる。また、食生活は、心の健全な発達とも密接な関係がある。食品の基礎知識として栄養素と体内作用、食品の種類と成分、健康な食生活における食事のとり方を学ぶ。特に乳児期、幼児期、学童期、思春期の発達段階に応じた栄養と食物摂取に伴う方法、栄養的な問題とその対応について検討する。さらに児童福祉施設における給食、栄養教育について習得する。

保育の計画と評価

保育所及び幼保連携型認定こども園における指導計画及び全体的な計画の意義やその種類と役割を理解しつつ、保育内容の充実に資する計画と評価の在り方を具体的に学ぶ。乳幼児の育ちを支えるための記録・計画・実践の関連性について理解しながら、よりよい保育のあり方を探ることが目的である。具体的な事例を通した演習や計画の作成を行うが、これらは3年次より開始する実習と関連する授業であることを踏まえて受講されたい。

保育内容総論

幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が示す内容を踏まえ、乳幼児期の発達を理解しながら、保育現場で展開されている保育の内容について総論的に学ぶ。また、わが国の保育の基本である「一人ひとりの特性に応じた援助」、「環境を通した教育」、「遊びを通した総合的な指導」について、具体的な事例を持ち寄り、討議を通して理解を深める。

健康の指導法

領域「健康」のねらいと内容及び内容の取り扱いについて理解し、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うために必要な知識・技術を身に付ける。特に運動発達とそれを促す運動遊びについて理解を深め、実際の体験と模擬指導を通じて実践的な指導力を身に付ける。

人間関係の指導法

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された領域「人間関係」のねらい及び内容について、幼児の姿と保育実践とを関連させて理解を深める。その上で、幼児の発達にふさわしい主体的・対話的で深い学びを実現する保育を具体的に構想し、実践する方法を身に付ける。事例や映像を教材として用い、グループディスカッション、事例検討を通して学びを深める。

環境の指導法

乳幼児の発達の特性や環境を通した教育の重要性を踏まえた、領域「環境」のねらい、内容、内容の取扱いに応じた指導法を修得する。乳幼児が様々な環境（人的環境・物的環境・社会環境・自然環境など）と出会い、感じ取り、関わることで深い学びへとつながる。このような乳幼児の発達の特性や園生活における「環境を通した教育・保育」の重要性を踏まえた保育内容を考案し、屋外や室内での演習やグループワーク

を通して、理解を深める。

言葉の指導法

「言葉」のねらいと内容及び内容の取り扱いについて理解する。さらに領域言葉の側面から、育みたい資質能力を具体的に理解する。乳幼児の発達に合わせた支援の方法を身に付ける。その際、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう心掛ける。保育の計画、指導、実践、振り返りの流れを理解し、実践力を高める。

表現の指導法

乳幼児期に育みたい資質・能力を理解し、領域「表現」のねらい・内容について、具体的な子どもの姿と関連させながら理解を深める。具体的には、子どもが興味・関心をもって主体的に取り組み、楽しみながら展開していく表現活動のプロセスとは具体的にどのようなものかを検討し、乳幼児の発達や実態に即した保育内容の展開や指導法について考究する。また、模擬保育やそのふりかえりを通して、さまざまな表現活動を構想、計画、指導、実践する力を身に付ける。

小児保健演習

こどもの保健において小児の心身を事故や疾患から守り、健全に発育させるための知識を習得した上で行う演習である。保育の現場で保育士として、小児の保健衛生に関する事が実践できるようにする。健康や清潔を維持するための養育技術の方法と実技・事故防止の方法を学ぶ。乳幼児保育者の中心課題たる子どもの安全と身体の変調に対して、的確な状況判断と対応ができるようにする。疾病の早期発見は早期治療に結びつき、また、事故の場合も適切な応急処置によって、傷害を最小限度に食い止められることもあり、最初にとられた応急処置の良否が重要な意味を持つ。故に保健の知識をもとに養育技術や救急処置の指導と訓練を行う。

障害児保育

障害児保育を支える理念や歴史的変遷について学び、障害児及びその保育について理解する。その上で、個々の特性や心身の発達等に応じた援助や配慮について具体的に考える。障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）及び合理的配慮についても学ぶ。さらに障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育における計画の作成や援助の具体的な方法について理解する。その際、障害児その他の特別な配慮を要する子どもの家庭への支援や関係機関との連携・協働についても理解を深めていく。後半では、小学校との連携、自治体や関係機関との連携についても具体的な事例と共に理解する。

社会的養護Ⅱ

社会的養護を必要とする子どもの状況、生活、治療、自立に向けた様々な支援内容・方法の理解、施設養護や家庭養護の実践、個別支援計画の作成と記録及び自己評価、保育や相談援助に関する実践的な専門的技術の修得、虐待等の防止と対応、今後の社会的養護の課題と展望について実践的な理解を深める。

子育て支援

保育者として、保護者や地域の子育て力を高めることが社会的に求められている。そのため、保育者は専門職として、保護者・家族支援の中核となる子育て支援の意義と必要性について理解を深め、子育ての方法を保護者に伝え、子どもの育ちを共によこすことができるように、講義・演習を通して理論と技術を修得する。事例分析、ロールプレイなどによるグループワーク演習を通して、保育者に必要な子育て支援の基本的態度・技術を学ぶ。

保育・教職実践演習

幼稚園教諭及び保育士に必要な資質能力の形成について最終的に確認するものである。学生が保育者としての自分の在り方について考え、不足する部分を補い、課題を見出し、保育者としての資質を高める。そのため、本授業では、複数の教員がかわり、模擬保育やグループ討議を積極的に取り入れる。これらを通して、保育者として求められる①使命感や責任感、教育的愛情、②社会性や対人関係能力、③幼児理解や学級経営、教職員間の連携及び外部機関との連携、④こどもや家庭への援助方法について、学ぶ。その際には、それまで身に付けた知識や技術を

省察し、あるいは活用しながら課題を見出し、問いを立て、解決・改善方法を見出す力を養う。

多文化教育・保育

現在、わが国の教育・保育現場には外国人児童の在籍が増加傾向にあり、また、「外国につながるこども」も多様化している。このような状況を見ると、益々教師・保育者の多文化共生に関する知識が必要となる。本授業では、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく社会（多文化共生社会）を実現するための教育・保育について、教育・保育現場と連携をしながら理解を深める。

発達臨床心理学

人間のライフサイクルを「生涯発達」という連続性のなかで捉え、乳児期・幼児期、学童期・思春期、青年期、成人期、老年期の各時期に生ずる様々な悩みや問題について理解を深める。また、直面する課題に即した臨床実践のあり方や支援に必要な心理臨床の基礎的理論、技法、実践を学ぶ。発達臨床心理学の意義と課題、子どもの問題のとりえ方、臨床心理学の基礎理論、発達と学習、心理的アセスメントと援助の方法、事例研究、等から理解し学ぶ。

子育て支援実践演習 A

学内で実施している近隣在住の 0 歳～3 歳の乳幼児とその保護者を対象とした親子参加型のグループ活動実習。乳幼児の発達について実践を通して学ぶとともに、保護者との交流を通じ、現代日本の子育て課程を取り巻く現状について知る。また、個と集団の相即的發展を意識し、保育者としての役割について体験的に学び、保育者としての実践力、臨床家としての資質を養成する。

子育て支援実践演習 B

学内で実施している近隣在住の 0 歳～3 歳の乳幼児とその保護者を対象とした親子参加型のグループ活動実習。参加者一人ひとりを尊重し、子育て支援のあり方について理解を深める。また、参加児・者の抱える個々の課題との取り組みを通じ、保育者としての実践力や専門性の向上をはかっていく。この他、本授業での活動体験にもとづく集団討議をおこない、実践研究の方法、論文作成上の諸問題などについても考究する。なお、学びを深めるという観点から、子育て支援実践演習 A と合わせての履修が望ましい。

自然体験活動実践演習 A

こどもの健やかな成長には、自然体験活動等の多様な体験活動の機会を充実させることが重要である。本科目では、幼児・児童を対象とした自然体験活動をチームで協働し企画・運営するサービスマネジメント型の学修を通して、こどもの育ちや自然環境、自然体験活動の実践方法など、既習の知識技術を実際の社会に適用する形で捉え直し、実際の指導体験とその振り返りを行うことでこどもを対象とした自然体験活動の意義や課題について理解を深めると同時に、実践的な指導力を身に付ける。

自然体験活動実践演習 B

こどもの健やかな成長には、自然体験活動等の多様な体験活動の機会を充実させることが重要である。本科目では、幼児・児童を対象とした自然体験活動において、そのプログラム内容の立案から人や物、環境のマネジメント、実際の運営を主導し、リーダーシップを発揮しながら他の学生達と協働してやり遂げるサービスマネジメント型の学修を通して、こどもを対象とした自然体験活動を主体的に運営する実践力を修得する。

国語科教育法（書写を含む）

小学校国語科の目標及び内容を理解し、これらを指導するための基本的な知識と技能を身に付ける。小学校の発達をふまえた系統的な学年目標や内容の取扱い、指導と評価活動の連携的な扱い、学習指導計画の作成や授業展開の要件と実践的な手立てを学ぶ。実生活で「言葉による見方・考え方」を働かせ、我が国の言語文化に関心をもち継承する態度、思考や表現の基盤となる言葉を大切に感性や情操を育むとする教科の特性と役割を理解し、「話すこと・聞くこと」「書くこと及び読

むこと」に関して言語感覚を重視した具体的な指導方法、情報機器や学校図書館を活用する読書指導、書写指導の基礎知識と基本的な技能、教材解釈や教具開発、学習形態の工夫などについて、議論や模擬授業等を通じて修得する。

社会科教育法

小学校社会科が目指す目標と内容領域の指導事項を理解し、学習活動の構成や指導と評価活動の連携的な扱いについて実践的な知識と基本的な指導力を身に付ける。社会的な見方・考え方を働かせて国家・社会を形成する公民的資質・能力の育成を目指す教科の特色を理解し、「地理的環境と人々の生活」、「歴史と人々の生活」、「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」に区分される内容について、学習指導計画や指導案の作成・実践・省察・評価の観点と方法を修得する。特に、社会的事象の特色や関連を多角的に捉えて解決に向かう主体的な思考力・判断力を育成する指導の実際、情報機器や調査資料を活かす教材の工夫、地域の歴史・文化財・産業に触れる活動の展開等について学ぶ。

算数科教育法

「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する」という小学校算数科の目標をふまえ、指導および評価に関する基礎的事項を理解し、実践的な指導力を身に付ける。具体的には、生活者の視点から日常のなかにある様々な問題を数学的に解決する教材研究や学習活動の具体的な展開方法、小学校算数科の特性に応じた ICT 機器の効果的な活用法、児童の実態に応じた学習指導計画や指導案の作成・評価方法を学び、模擬授業を通して実践的な指導力、授業改善の視点を身に付ける。

理科教育法

自然現象に働きかけ、観察・実験などを行う問題解決能力と自然を愛する心情など、科学的な見方・考え方を養う「小学校理科の目標と内容」をふまえ、学年ごとの指導方法と評価活動について基礎的な実践力を身に付ける。自然に対する関心から問題意識をもち、見通しや問いをもって観察・実験などに取り組むことを通して、素朴な好奇心を科学的な見方・考え方に変容させる学習活動の具体的な展開方法を理解するとともに、児童の学習状況の把握や教材の作成、安全な観察・実験の準備や指導、仮説や推論と結果を関連づける形成的な評価、実感を伴う理解を促す発問など、カリキュラムの系統性を意識した授業力を身に付ける。

生活科教育法

自分と身近な人々、社会や自然とのかかわりについて考え、自立への基礎を養うという小学校生活科の目標と内容をふまえ、具体的な学習指導方法と評価活動を連携的に扱う実践力を身に付ける。「自分と身近な人々や社会とのかかわり」、「自分と身近な自然とのかかわり」、「直接かわる活動や体験と表現」で構成する内容について、時間的・空間的・心理的なゆとりを重視する学習指導計画の作成、児童の発達や理解に配慮した指導、総合的な学習の時間との接続をしやに入れた活動の展開方法などについて、模擬授業や協議を通して実践的な指導力・評価力を修得する。

音楽科教育法

小学校学習指導要領をその背後にある理論的な考え方をふまえて理解し、音楽科授業について学習指導案の作成と模擬授業を通して実践的に学び、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

図画工作科教育法

小学校図画工作科の目標と内容、その指導と評価の実践方法を学ぶ。子どもと図画工作科をとりまく今日的な課題や教育観の変遷を知り、「表現と鑑賞」の題材や評価の事例から教師の役割を考える。そのうえで、「造形遊び」・「絵や立体・工作」などの表現と鑑賞の内容領域を結ぶ指導及び評価活動について協議し、基礎的な理解を深める。また、「材料・用具」の特徴や「学年目標と内容」に配慮する教材研究や題材開発を行い、学習指導案の作成と模擬授業を通して実践的な指導方法の習得と展開・活用力の修得を目指す。

家庭科教育法

小学校家庭科の目標と内容について理解し、指導と評価の具体的な方法について学ぶ。「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、よりよい生活を主体的に工夫する資質・能力の育成」を目標とする家庭科学習の特色をふまえ、家族・地域とのかかわりながら日常課題を解決する力を育む活動の展開や評価活動の指導方法を身に付ける。特に、児童が日常生活の中から課題を設定できるように自分の生活を見つめる場面の設定（主体性）、自他の考えをよりよい課題解決に生かす（対話）、生活に必要な知識・技能の高まりを実感する題材構想（深い学び）等の授業を展開するための学習指導案と評価計画、情報機器を含む教材の活用などについて、模擬授業を通して実践的に理解する。

体育科教育法

「運動や健康について考え、生涯にわたる心身の健康や豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む」という小学校体育科学習の重点目標や学年のまとまりごとの内容領域について理解し、基礎的な指導力と評価活動を連携的に扱う実践方法を学ぶ。自分の適性に応じて様々な運動やスポーツとの関わり方を考える学習や健康で安全な生活と関連付ける見方・考え方を育成する意義を捉え、各運動形の特色をふまえた学習指導計画と展開、単元構造図の作成、ICT・情報機器を含む教材・教具の活用場面、日頃の生活行動と健康、けが・病気の予防などに関心をもって取り組む学習活動の設定など、実践的な指導力と評価観を模擬授業や協議を通して身に付ける。

外国語科教育法

小学校中学年の「外国語活動」と高学年の「外国語科」に共通する「外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成」を目指す目標を理解し、発達に応じた興味・関心に即した学習活動の内容と指導方法を身に付ける。外国語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う「言語活動」において、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しむ活動を設定したり（英語活動）、音声のやり取りから文字（読むこと・書くこと）を指導したりする（外国語科）の基本事項に準じた活動を検討する。興味深く楽しめる単元の指導計画、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等を明確にした必然性のある体験活動の展開方法、歌やゲームを用いた動機づけ、めあてをもった活動と振り返りを連携的に扱う指導と評価など、実践的な指導力を身に付ける。

初等教育演習

初等教育演習では、小学校・特別支援学校でのボランティアや授業見学を通じて教師とはどのような職業か具体的に理解する。また、小学校・特別支援学校の理想的な教師像を明確に自覚し、自信を持って教育を行うことのできる資質の向上を図る。さらに、自己理解を深め、自己に関するプレゼンテーション能力の向上を図る。

カリキュラム論

カリキュラムとは教育課程であり、子どもの学びの経験の総体である。また、計画のみにとどまらず、実践、評価、改善まで含まれる。つまり、カリキュラム・マネジメント（教育課程経営）のPDCA マネジメントサイクルの視点が重要となる。まず、海外のカリキュラムの理論や実践について学び、わが国のカリキュラムにどのように影響を与えたかという視点から学ぶ。次に、わが国のカリキュラムに関して歴史的な経緯を学ぶとともに、現代の教育・保育へとどのようにつながっているかを学ぶ。これら一連の学びを通して、小学校や幼稚園のカリキュラムについて理解を深めるとともに、今日的な課題に関してアクティブラーニングを通して考察する。

重複障害の理解と支援

重複障害の概念と多様な重複障害の実態について理解する。なかでも、盲ろう及び重症心身障害（知的障害と肢体不自由の重複）に焦点化し、それぞれの生活及び学習上の困難さについて理解する。その上で、指導法及び指導の実際についてビデオ資料等により知る。加えて、重複障害教育における課題と展望について整理する。授業の終盤には、学生個々が仮想事例を基にした学習指導案を作成する。指導案の作成を通して、重複障害の子ども理解の視点に係る気づきと学びを深める。

肢体不自由者の心理・生理・病理

肢体不自由の定義、運動・動作にかかわる器官等の発達、起因疾患、肢体不自由児の心理的特性について学び、具体的な発達の支援について事例を取り上げながら、肢体不自由者の運動・動作の発達、起因疾患の種類や病態、心理的特性、動作の心理学的な考え方、実際に支援を展開する際の基本的な方法等について理解を深める。実際の、具体的な理解を促進するために、肢体不自由がある子どもとの教育的係わり合いに関する映像資料を多用する。

病弱者の心理・生理・病理

病弱児の人体の生理、各種疾患や障害の病理、心理的特性について学び、病弱児への適切な配慮、具体的な発達の支援について事例を取り上げながら理解を図り、小児慢性疾患を抱える病弱児の人体の特徴等の生理、小児慢性疾患等の病理、心理特性等を理解し、必要な配慮や発達支援の方法について基本的な知識の理解を深める。

知的障害者の教育

知的障害児の障害特性や状況等に応じた各教科の段階ごとの目標や内容及び指導法について概説する。知的障害児の障害特性や状況を踏まえた教科別の指導や各教科等を合わせた指導などの指導の形態、実態把握から指導目標の設定、指導内容・方法、学習評価、学習指導案作成、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、教材・教具について学び、知的障害児の障害特性や状況に応じた指導について理解を深める。

肢体不自由者の教育

肢体不自由者の教育における指導について、教育課程や指導の目標と内容について学ぶ。指導における基本的事項のほか、具体的な指導上の工夫や配慮について、実践例や映像資料をもとに理解を深める。さらに、ICT 機器や教材の考案を通して、実際の指導計画について考える。授業の終盤には、学生個々が仮想事例を基にした学習指導案を作成する。指導案の作成を通して、肢体不自由者の子ども理解の視点に係る気づきと学びを深める。

病弱者の教育

病弱者の教育における指導について、教育課程や指導の目標と内容について学ぶ。指導における基本的事項のほか、具体的な指導上の工夫や配慮について、実践例や映像資料をもとに理解を深める。さらに、ICT 機器や教材の考案を通して、実際の指導計画について考える。授業の終盤には、学生個々が仮想事例を基にした学習指導案を作成する。指導案の作成を通して、病弱者の子ども理解の視点に係る気づきと学びを深める。

アドバンストゼミ A

卒業研究を見据えて、こども教育分野を専門とする各研究室で展開されている具体的な研究課題、研究内容、研究方法を学びながら、研究室配属のための準備を行う。こども教育に関する様々な研究領域において解決すべき現代的課題を知り、教員や学生同士の対話や先哲の考え方に触れることを通して、自身が取り組みたい課題を発見することを目的とする。

アドバンストゼミ B

配属となった研究室でゼミを実施する。4 年次に開講される卒業研究 A・B の履修に先立ち、各自が取り組みたいテーマを検討するとともに、研究活動を進めていくための基礎となる資料の収集、講読及び仮説の設定や探究したい点の絞り込み、論文の構成や書き方等について理解を深める。また、教員や学生とのディスカッションを通じて、自己を表現したり、新しい知見を得たりしながら専門性を高め、多様な子どものウェルビーイング向上に寄与する人間性を養うことを目的とする。

卒業研究 A

所属する研究室において、先行研究を踏まえつつ自らの研究課題を設定し、研究方法を吟味し、研究計画に基づいて調査・データ収集等に取り組む。中間報告会では、それまでの研究成果をプレゼンテーションし、卒業研究 B に向けての課題を明らかにする。授業内容の詳細につい

ては各指導教員の指導によるものとする。

卒業研究 B

卒業研究 A において得られた研究データの整理、分析、考察を行い、研究の成果をまとめた論文及び要旨を作成する。卒業研究発表会では、最終的な研究成果を口頭で発表し、質疑応答を行う。

卒業論文・卒業制作

こどもや教育に関する分野で、先行研究を考慮しながら独自の研究課題を設定し、研究計画を立て、調査などを通じてデータを収集し、その成果を論文にまとめる。論文は科学的かつ論理的であると同時に、研究対象への人権的な配慮など倫理的要求にも応えなければならない。このプロセスを通じて、こどもや教育に関する専門知識を深めるだけでなく、データ収集と分析のスキル、論理的思考力、文章と図表を使った表現力、プレゼンテーションスキル、計画遂行能力など、将来のキャリアに備えておくべき資質・能力を向上させることを目指す。

共通教育科目

リテラシー演習

レポート・論文を作成する技術の習得を通して、大学教育に対応できる基礎力を育成することを目指す。演習形式で具体的な作業を経験しながら実践的に学ぶことを通じて、主体的な学びの姿勢を身に付けさせるとともに、高校までとは質の異なる大学での教育へとスムーズに移行させる橋渡しの役目を担うこともはかる。レポートの形式や表現／テーマ設定の方法やアウトラインの作り方／文献検索の方法や文献の利用方法／表・図からの読み取りや表・図の使い方を扱う。

データサイエンス入門

データサイエンス・AI やデータ倫理等の基礎を説明し、また学内の情報ネットワークに接続したパソコンでデータリテラシーを養う演習に取り組む。説明の理解と演習により、データ・AI を活用する上での留意事項や新たなビジネスやサービスを知り、またデータを適切に読み解き扱うことができるようになることを目指す。社会や日常生活が大きく変化していることを理解し、ビッグデータとその活用、活用の結果生まれる新しい価値等についても、事例を通して考える。

デジタル&AI 基礎

学内の情報ネットワークに接続したパソコンで、基礎的なプログラミングの演習に取り組む。演習により、デジタルリテラシーを向上させ、デジタル技術を有効に活用することができるようになることを目指す。アルゴリズムとデータ構造を理解することから始め、自らコーディングすることに取り組む。また、AI を応用する演習にも取り組む。演習により、自らの学修や創作活動のスキルを向上させることができるようになることを目指す。AI の機能を理解することから始め、その利用方法を学ぶ演習に取り組む。

情報リテラシー基礎

学内の情報ネットワークに接続したパソコンで、情報検索の演習に取り組む。演習により、検索結果の評価に関するスキルを向上させることができるようになることを目指す。プライバシーや著作権に関わる情報の取り扱いを理解し、使用する情報を適切に管理することを学ぶ。また、情報社会における脅威を理解し、セキュリティ対策を適切に行う演習にも取り組む。情報検索やセキュリティ対策の演習により、情報倫理に関する理解を深めることを目指す。

コンピュータ演習 a

学内の情報ネットワークに接続したパソコンで、文書やプレゼンテーションを作成する演習に取り組む。演習により、コンピュータを自ら利用して、簡単な文書やプレゼンテーションを正確に作成できるようになることを目指す。タイピングやメールの送受信を練習することから始め、文書作成ソフトウェアで文章を入力して適切に編集することに取り組む。また、図表を処理する技術も演習を通して身に付ける。さらに、プレゼンテーション作成ソフトウェアでスライドを作成し、プレゼンテーション全体を適切に編集することにも取り組む。

コンピュータ演習 b

学内の情報ネットワークに接続したパソコンで、表計算の演習に取り組む。演習により、コンピュータを自ら利用して、表計算による情報処理が正確にできるようになることを目指す。データや関数を入力して数式の基本を理解することから始め、データや数式による計算結果を元にグラフを作成することに取り組む。また、データの整列や抽出、条件判断や検索に基づく処理も演習を通して身に付ける。さらに、簡単なプログラミングも確認する。

哲学入門

ひとは生まれつき「知る」ことを欲する。生活のためでもなく、娯楽のためでもなく、「ただ知るために知る」ところに「知る」ことの真の意味がある、と人は言う。そこで自己自身や、そして自己を取り囲む自然・世界に心の眼を向けるとき、さまざまな疑問や問題が生まれる。この授業では、哲学についての知識を深める中で、「何故?」、「どうして?」、「何のために?」などの問いを自分自身に発する姿勢を養う。ここから「哲学」が始まる。忙しい現代社会の中で、私たちは自らに問い掛けるこ

とを忘れがちである。「知る」ことを恋い求めることこそ、「哲学」であるといえよう。

心理学

心理学の起源は古代ギリシアの哲学にさかのぼる。20 世紀に「行動の科学」として自立した学問となり、科学技術の進歩と密接に関係しながらさらに発展しようとしている。この講義では、行動の生理・生物学的基礎、知覚、認知、情動、学習と記憶、動機づけ、パーソナリティ、社会的行動などのテーマを取り上げ、「心と行動の謎」についてその基礎的知識を学び、現代社会で起こっている様々な話題と心理学との関連を学習することで、豊かに生きるヒントを得ることを目指す。

世界の歴史

多数の国家・地域や民族がどう関係し合いながら人類の歴史をつくってきたかを学ぶ。世界の歴史の大きな枠組みと流れを、日本の歴史とも関連づけながら理解し、文化の多様性と現代世界の特質を広い視野から考察することによって、歴史的思考力を培う。ヨーロッパやアメリカ、中国の歴史に片寄らず、イスラーム、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧諸国にも触れ、横断的な広い視野から世界史が本来もっている面白さを理解できるよう努める。

ジェンダー論

ジェンダーの基礎を学ぶことから、男らしさや女らしさにしばられず、個人の能力を伸ばし生きていくことの大切さを学ぶ。ジェンダーの問題は女性だけの問題ではなく、男性にも大きく関わっている。女性も男性も、またセクシュアル・マイノリティの人々も自分らしく生きることの大切さについて考える。また、ジェンダー問題と深く関わるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖の健康と権利)について歴史的経緯や制度・政策面も含め学ぶ。以上のことから、人は一人ずつ異なる存在であり、尊厳をもって生きることの大切さを考える。

人権と平和

日本国憲法を含む法の意義と機能を明らかにし、憲法を含む法に規定されている人権に関するものの見方や考え方が身に付けられるよう努める。従来の体系にとらわれず、現実の人権問題を直視して、その構造的な特徴を明らかにし、そこから理論を帰納的に形成し、今日の社会に存する「人権と平和」に関する問題を解明する契機を見出したい。主として女性のあらゆるライフステージ(就職、結婚、子育て、離婚、介護、相続など)に関わる「人権と平和」を考察する。

法学入門（日本国憲法）

はじめに、法の基礎を概観し、私たちの生活の中で法をどのように活用すればよいのか、法的作用や役割を考えてみる。次に、日本国憲法の理念から現実の憲法政治の問題状況を分析する。とりわけ、国民主権のもとにおける国会の機能、行政の肥大化現象と地方行政、裁判所の人権保障機関としての役割などについて考察する。後半は、憲法訴訟における人権の憲法判例のリーディング・ケースを考察し、今日の基本権をめぐる問題状況を明らかにする。

法とくらし

私たちが安心してくらせるのは法によって社会の秩序が保たれているからである。法なしにくらしは成り立たず、社会で生きていくためには法に対する理解が不可欠である。授業では、弁護士である法実務家が、憲法、民法、刑法などの法律に加えて、会社などの組織で働く際に知っておくべき労働法など、これからの生活に必要と考えられる法律をとりあげ、それぞれの法律の目的や基本的事項について、判例(実際の裁判例)なども紹介しながら解説を行う。法がくらしにどう関わっているかを理解し、法的な思考の基礎を身に付けることを期待したい。

経済学入門

人間が現代社会で生きている長い年月の間、経済と関わらない一日はない。人が生きていくためには、何らかの経済取引を重ねていかなくてはならない。言い換えれば、経済と生活は、表裏一体で営まれ、社会をつなぎ、命をはぐくんでいくのである。このことを、国の経済・政府の機能・私たちの納める税を通して学んでいく。自分の財布と経済と社会が敏感に関わりあい循環していることを学ぶ。生活理解→人間理解

→社会理解へと、思考が展開し多角的な思考をもつことを狙いとする。

基礎数学

高校までの数学は、どの分野も生きる上で役に立つ重要なものばかりである。授業では、高校までに学習した数学Ⅰ・数学A・数学Ⅱ・数学B・数学Ⅲ・数学Cの中から特に重要な項目を選び出して復習し発展させることで、知識・技術・思考を確実なものとし、それらを自然科学や社会科学のみならず日常の様々な事象に応用することで、数学の大切さを学ぶ。また、この科目を履修することで、公務員試験やSPI試験で出題されるテーマを大まかにフォローすることができる。

基礎統計学

統計の基礎を学び、データを適切に処理でき、かつ得られた結果を正しく理解、解釈するために必要な知識・技術を学ぶ。まずは、記述統計学としての1変量の標本データの要約ができるように平均値、分散、標準偏差に代表される基本統計量を学ぶ。次に、2変量のデータ解析の基本として相関分析、回帰分析を学ぶ。最後に、離散型確率分布や連続型確率分布などにおける確率計算および大数の法則・中心極限定理を理解し、推定、検定の考え方につながる推測統計学の基本的考え方を学ぶ。毎回の講義では、事例を複数提示し、様々な事象への応用に触れる。

基礎化学

化学は、物質を扱う学問であり、自然科学分野における中心的役割を果たしている。また、私たちの生活は化学に支えられているといっても過言ではない。「物質とは何か」、「物質の性質を決めているのは何か」、「なぜ物質は変化するのか」等、物質を分子の目から捉え、物質の変化におけるエネルギーの役割を学ぶ。本講義は、科学的に物質を捉える力を養うとともに、有機化学など化学的素養が必要な専門科目を理解するための入門科目である。

基礎生物学

生命の基本単位は細胞で、細胞自体の基本構造は生物によってほとんど差が見られない。そこで、この授業ではまず細胞について学び、次いで、細胞が集まって作り上げる組織やいろいろな組織が集まって作り上げる器官などの構造や機能を学ぶ。その中で、私たちの生活、生命を支えるしくみについて理解を深める。

環境と資源

毎日のように、新聞記事やニュースで環境や生態系に関する話題が取り上げられている。その多くは地球温暖化やオゾンホール、野生生物の絶滅など好ましくない話題ばかりで、環境問題は日ごとに深刻化している。この授業では、地球環境とそこに生活する生物の関係、生物同士が与え合う関係、人類を含む生物が環境に与える影響などについてわかりやすく解説し、環境・資源の利用・保全の実態と問題点について理解を深めることを目的とする。

自然科学に親しむ

自然科学の教養は、私たちが日常生活を送る上で必要不可欠な知識である。しかしながら、それらが生活の中で当たり前の存在であるがゆえに、私たちはその不思議に目を留めることが少ない。そこで本講義では、学生の皆さんが、身近な自然科学への理解を深め、科学的な思考を促し、より科学的な視点を持つことを目的として展開する。具体的には、科学の基本的な原則や方法論、自然界の理解、科学技術の日常生活への応用や現代社会への影響、科学的な思考などについて、事例を紹介しながら、自然科学の魅力と実用性を伝える。

現代社会と家政学

家政学はすべての人が質の高い生活を維持し、生きがいをもって人生を全うするための方法を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的として発展してきた。授業では、家庭生活や家族関係の変化を学び、生活と社会の関わりについて理解を深める。また、グローバルに生活を捉えるための視点を身に付けてもらいたい。家政学の理念や基本的姿勢を学び、現代社会が直面する問題を解決するために自分には何ができるのかを考え、今後の学習につなげていくことを目標とする。

色彩論

色彩に関する科学的な基礎知識について学ぶとともに、デザインや美術の分野における色彩の扱い方に関して考察を行う。色彩について感覚的に認識するだけでなく、色が見える仕組みや色の知覚についての考察を通じて、色とは何なのかという問題を論理的に分析し、理解することを目的とする。あわせて、インテリアやファッション、食品など、生活の中のさまざまな場面で色彩を効果的に活用する力を養い、色彩に対する感性を磨きあげていくことも目指す。

英語コミュニケーション1

英語を使った教室活動を通して、英語によるコミュニケーション能力を養うことを目的としている。授業では、身近なテーマについて、言語の4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）を総合的に使い、我々が真のコミュニケーションで通常行っているコミュニケーションに近い形で学ぶ。教室活動のタスクを完了するために必要な音声を訓練し、語・文法・表現を学ぶことで、より正確でなめらかな英語の習得を目指していく。また、英語によるコミュニケーションでの応答表現や英語圏の習慣・文化についても学んでいく。

英語コミュニケーション2

英語を使った教室活動を通して、英語によるコミュニケーション能力を高めることを目的としている。授業では、複数のテーマについて「説明する」「比較する」「自分の考えを述べる」「質問する」「質問に答える」などの機能を学び、最終的に自分の選んだテーマで発表（ミニレポート、ポスター、口頭など）する。その過程で必要な音声を訓練し、語・文法・表現を学ぶことで、より正確でなめらかな英語の習得を目指していく。また、英語でよく使われる応答表現や英語圏の習慣・文化についても学んでいく。

英語セミナー

英語を使った教室活動を通して、短期留学や地域・ビジネスの場でも対応できる英語コミュニケーション力を習得することを目的としている。授業では、相手によって使い分けが必要な丁寧さのレベルなども学び、コミュニケーションでよりの確に表現する力を養う。また、「調べる」「まとめる」「自分の考えを述べる」「他者に伝える」というプロセスを行う中で、英語による思考力を高めていく。公的な場での応答表現やプレゼンテーション術も実践的に学び、「日常会話」を超えた英語力を目指す。

韓国語コミュニケーション1

日本と韓国は政治、経済、文化などあらゆる分野できわめて密接な関係にある。そのため人の往来も活発であり、日本国内における韓国語学習の必要性は高まってきている。この科目では、韓国語・ハングルを初めて学習する学生を対象とし、文字、発音、初級文法などを学ぶ。授業では発音や聞き取りの確認テストを繰り返し、韓国語の基礎を一つ一つ確実にマスターすることを目指す。あいさつなどの基礎的な文章を勉強するうちに、日本語と韓国語がよく似ていることに気づき、韓国語に親しみがわくことを期待したい。

韓国語コミュニケーション2

日本と韓国は政治、経済、文化などあらゆる分野できわめて密接な関係にある。そのため人の往来も活発であり、日本国内における韓国語学習の必要性は高まってきている。この科目では、韓国語・ハングルの文字、発音、初級文法を確認し、基礎会話などを学ぶ。授業では発音や聞き取りの確認テストを繰り返し、韓国語の基礎を一つ一つ確実にマスターすることを目指す。あいさつなどの基礎的な文章を勉強するうちに、日本語と韓国語がよく似ていることに気づき、韓国語に親しみがわくことを期待したい。

中国語コミュニケーション1

日本と中国の関わりの歴史は長い。現代では、日本との経済的な結びつきもますます深まってきているため、日本国内における中国語学習の必要性も高まってきている。この科目では中国語を初めて学ぶ学生を対象とし、「現代漢語標準語」を初歩から学ぶ。まずは発音の練習を重点的に行い、正しく発音できるようにすることを目指す。基本文型・文法も確実に身に付くよう反復的に学習し、中国語学習の基礎固めをする。

中国語コミュニケーション2

日本と中国の関わりは長い。現代では、日本との経済的な結びつきもますます深まってきているため、日本国内における中国語学習の必要性も高まってきている。この科目では中国語の発音や基本文型・文法を確認し、より複雑な文法も身に付くよう反復的に学習する。また、中国語の簡単な会話ができるようになることを目指す。

異文化コミュニケーション

グローバル化が進んだ現代において、情報・人・物が国境を越えて交じりあう現象は日常茶飯事の出来事である。文化に対する理解が不足していれば、異文化間における不用意な接触は緊張や摩擦を生み出すきっかけにもなる。では、文化背景の異なる人々と好ましい人間関係を維持するためには、どのようなテクニックが必要だろうか。この授業では異文化の諸現象に直面したとき我々はどのように考え行動すべきか、また文化の違いをどのように調整したらよいか、異文化コミュニケーションの視点から学ぶ。

異文化交流 a

英語圏の大学またはそれに準ずる英語教育機関で短期英語&文化コースを受講する。同時に研修地の名所旧跡の視察、生活様式の体験、現地で出会った人々との交流を通して、異文化理解を深め、英語によるコミュニケーション力を高めていく。研修前には事前授業が行われ、サバイバル・イングリッシュや研修地の文化等を学ぶ。

異文化交流 b

海外の大学生とオンラインで交流する。家庭、大学、社会における暮らしぶりを互いに紹介し合う中で、人間としての共通点および文化の違いによる相違点についての理解を深めていく。また、地球規模の問題をとともに考えることで、よりよい未来を構築するための認識を共有していく。

日本語・日本事情科目

アカデミック・ジャパニーズ 1

留学生が大学で学ぶ上で必要な思考力および技術力を身に付けることを目的としている。授業では、複数のプロジェクトに取り組む中で、テーマについて理解し、自らの考察を加え、他者に論理的に伝えていくという訓練を繰り返していく。また、その過程において、「アイディアの出し方」「アウトラインの作成」「情報収集の方法」「レポート・発表の構成および表現」「資料の作成」等の技術について学ぶ。「日本語で」学ぶプロセスにおいて、大学生として必要な日本語能力の向上を図っていく。

アカデミック・ジャパニーズ 2

留学生が大学で学ぶ上で必要な思考力および技術力を高めることを目的としている。授業では、複数のプロジェクトに取り組む中で、「情報を的確に集め理解する」「理解した情報をもとに自分の考えをまとめる」「他者に分かりやすいように伝える」というプロセスが自分で行えるようになるための訓練を繰り返していく。プロジェクトのテーマには、社会問題や地球規模の問題などを取りあげ、最後は所属学科の学びに関連したテーマを自ら設定する。「考察を深める」ことに重点を置き、よりレベルの高い日本語表現の習得も目指していく。

日本の歴史と文化

日本の歴史や文化についての知識は、大学における様々な勉強を理解するための背景として必要であり、また留学生自身の日本社会への適応にも重要な要素となる。しかし日本文化に育った者が大学入学時までに身に付けているこれらの知識を、留学生は意識的に学ぶことで蓄積していかなければならない。「日本の歴史と文化」では、日本の歴史を学ぶことで、日本の政治的、文化的変遷を学び、更にそこから読み取れる日本文化の特徴および日本人の思考形式について理解を深めていく。

社会人としての日本語

留学生の中には、卒業後日本での就職や進学、母国での日本関連企業等への就職を希望する者が多い。本科目は、卒業後、日本と海外との架け橋として活躍する可能性のある学生に対し、社会人として求められる日本語力を養成することを目的としている。授業では、敬語の文型および用法を理解した上で、実践を意識した練習を多く取り入れていく。また、日本語の言語表現を通して、日本人の思考形式への理解を深め、日本社会における円滑なコミュニケーションの方法を身に付けていく。

キャリア形成概論

生涯キャリア発達の視点に立ち、社会変化の激しい現代を生きる学生が、自律的に自己のキャリア形成を構築するための知識と実践力を学ぶ。本科目は、キャリア形成の基礎として、自己の生涯にわたるキャリア発達プロセスを理解するとともに、社会活動に関する実践的知識を深めることにより、社会における自己の役割と意義を認識し、労働観、職業観を醸成することを目指す。また、本科目学習後に履修する実践演習を行うための基礎的業務知識も修得する。

キャリア実践演習 1

社会参加、社会改革意識を持つシティズンシップ教育の一環として、社会活動に参画しながら、大学における学習や活動を社会に還元し、自己の所属するコミュニティに貢献する方法を実践的に学ぶ。本科目(実践演習 1)は、学生が所属する最も身近なコミュニティである大学内の多様な職場、事業運営に参画し、大学コミュニティに貢献する。職場運営や就業制度等の基礎的理解を体験的に学ぶとともに、学生個々の主体性や行動力、企画力や協調性、リーダーシップなどの能力を育成する。個々の学生の指導育成は、各部署の職員と科目担当教員が連携して行う。

キャリア実践演習 2

社会参加、社会改革意識を持つシティズンシップ教育の一環として、社会活動に参画しながら、大学における学習や活動を社会に還元し、自己の所属するコミュニティに貢献する方法を実践的に学ぶ。本科目(実践演習 2)は、学外の多様な職場、事業運営に参画し、社会コミュニティに貢献する。社会の多様な組織の実践活動を通して、社会活動の現状と課題を体験的に学ぶとともに、学生個々の主体性や行動力、企画力や協調性、リーダーシップなどの能力を育成する。個々の学生の指導育成は、各受入先の担当者と科目担当教員が連携して行う。

キャリアアドバンストゼミ a

大学生のアカデミックスキルとしても重要であり、また社会人としても有用なキャリア実践スキルを修得し、より自律的で高度な実践力を持つ人材の養成を目的とする。本科目(アドバンストゼミ a)では、特に授業内で文章の作成法、発表、討論を繰り返し実施し、論理的思考力、表現力、キャリア構築力、自己管理力の修得を目指す。また、修得過程では実際の就職活動場面を使用する書式や企業研究事例を題材とし、実際の将来の選択肢の探索に役立つように工夫する。

キャリアアドバンストゼミ b

大学生のアカデミックスキルとしても重要であり、また社会人としても有用なキャリア実践スキルを修得し、より自律的で高度な実践力を持つ人材の養成を目的とする。本科目(アドバンストゼミ b)では、特に授業内で企業等に関する調査、発表、討論を繰り返し実施し、学習習慣を育成するとともに、企業や自治体、NPO/NGO等の機能や役割、実際の事業活動の理解を深める。実際に各組織の関係者等を招聘したり業務施設を訪問したりし、社会の現状と課題を実践的に理解する機会を設ける。また、修得過程では多様な社会活動およびそこで働く人々を知ることで、実際の将来の就業先の選択肢の探索に役立つように工夫する。

心と身体は健康

私たちの心と身体は深いところで重なり合い相互に影響し合っている。生涯を通じて心身ともに健康であることは、私たちが自分らしくよりよく生きる(=Well-being)上で重要な意味を持っている。本授業では心と身体それぞれの健康について基本的な知識を学ぶとともに、健康であることの意味や健康であるために必要なことについて理解を深

める。その上で、現代社会において私たちが生涯にわたり健康に生きていくことについて、臨床的な視点を取り入れながら考えていく。

健康スポーツ演習 a

自己の心身の健康を高め、生涯にわたって運動やスポーツに親しみながら自己を成長させる力を身に付けることを目的に、様々なスポーツ種目やレクリエーションスポーツについて、事前事後学習や実際の運動体験を通じ、その知識技術を修得する。同時に、身体活動を通じた他者との関わりや自己との対話を通じ、自己理解を深め、社会性を醸成することを目指す。なお、本科目では春～夏の気候に応じたスポーツの実践と安全管理についても取り上げる。

健康スポーツ演習 b

自己の心身の健康を高め、生涯にわたって運動やスポーツに親しみながら自己を成長させる力を身に付けることを目的に、様々なスポーツ種目やレクリエーションスポーツについて、事前事後学習や実際の運動体験を通じ、その知識技術を修得する。同時に、身体活動を通じた他者との関わりや自己との対話を通じ、自己理解を深め、社会性を醸成することを目指す。なお、本科目では秋～冬の気候に応じたスポーツの実践と安全管理についても取り上げる。

健康スポーツ演習 c

一人ひとりのライフスタイルや年齢、性別、体力、興味などに応じて、誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことのできる生涯スポーツを取り上げる。生涯スポーツの目的、特性、方法を理解し、自ら実践することは、スポーツを通じた幸福で豊かな生活を営む基盤となる。また、生涯スポーツを楽しみ、生涯スポーツを通じて仲間とふれあうことは、生涯を通じた健康の維持増進につながり、人生を豊かにする機会となる。

体育講義

子どものからだと運動能力について理解していく上での基礎的な知識を学ぶ。子どもの発育発達にともなう、遊びからルールをともなったスポーツへの参加がどのように身体的・精神的に影響を及ぼしていくのかについて考えていく。運動の効果や評価の方法についても具体的な事例を取り上げながら学んでいく。また、小さい頃からのエリート教育・才能教育について運動環境、指導者、プログラムやスポーツ障害といった観点から考えていく。

体育実技

幼児と一緒に運動やスポーツを行うためには、自身が運動やスポーツの楽しさを知り実践しなくてはならない。子どもたちは勝ち負けよりも運動そのものを楽しんでいる。運動やスポーツがコミュニケーションの形成や自己効力の向上に大きな効果を上げていることも明らかである。子どもと一緒に遊べる運動やスポーツを実践していく。室内運動や屋外での運動についても取り上げ、環境に応じた運動やスポーツ種目を実施していく。さらに伝承的運動遊びも実施していく。

森の体験活動

都市化やデジタル化が進む現在、豊かな自然環境下での体験活動の機会が減少している。森林などの自然環境での滞在・活動は、人間の心理的、身体的な健康の維持増進に肯定的な影響を与えるとされ、ウェルビーイングを高める方法として近年益々注目が高まっている。本科目では、多様な自然体験活動を実際に体験し、自然体験活動の実施方法に関する知識技術を修得すると同時に、自然を五感で感じ取ること、他者と協働すること、自己と対峙することなどの体験を通じ、そのなかで生じる感情（こころ）・身体（からだ）・認知（あたま）の動きに焦点をあてて省察することで、生涯にわたる心身の健康と自己成長に寄与する力を修得することを目指す。

資格科目

教育・保育制度論

人間としての基礎を培う、幼児期及び児童期の子どもの保育・教育は、幼稚園・小学校で行われている保育・教育がどのような社会背景や制度のもとに営まれているのかを考える。現代的な諸問題を取り上げながら、学校安全、地域との連携、クラス経営等について社会的な枠組みから考える。

特別支援教育論

今日、発達障害等のある幼児児童が幼稚園や小学校に在籍しており、個々に応じた合理的配慮や基礎的環境整備が求められている。全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が重要である。特別支援教育については、各障害特性の理解、各教科で必要な指導と支援、個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、校内支援体制、特別支援教育コーディネーターの役割、センター的機能の活用等について学ぶ。また、子どもの貧困や日本語指導が必要な外国籍の子どもの教育について、社会的情勢と関連して学校教育の状況を学ぶ。

道徳教育論

「特別な教科 道徳（道徳科）」の目標と内容項目をはじめ、道徳科以外に各教科横断的な道徳的場面や児童の家庭・地域と連携する全体的な「道徳教育」の目標づくりや指導計画の重要性など基礎的な教育観について理解を深める。児童のよりよい生き方の基盤となる「道徳的な判断力・心情・実践態度」を基に、多面的・多角的な見方・考え方を育みたい道徳科学習の特色をふまえて、学年ごとに整理された「個性の伸長」、「相互理解や寛容」、「公正・公平・社会正義」、「よりよく生きる喜び」等の内容のまとまりを実践するための題材設定・教材活用の手立てなどを検討し、模擬授業や協議を通して、教師として必要な指導観と評価観を具えた実践力を身に付ける。

特別活動論

小学校における集団活動を通して、調和のとれた発達と個性の伸長を図り、よりよい人間関係を築く実践的態度を育む特別活動の目標と内容について理解する。集団活動の特質とする特別活動の意義や目標、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事等の各内容の特質、指導の方法などについて、具体的な実践事例を取り上げる。児童の発達を考慮した活動の助長や各教科・道徳、外国語活動や総合的な学習の時間などの関連、社会教育施設との連携活用など、地域や学校の特色を基にした指導計画などの工夫や手立てを捉えて、特別活動が教育課程に位置付けられている今日的意味を考察する。

総合的な学習の指導法

小学校における総合的な学習の時間は、学習指導要領で、探究の時間としての位置づけの重要性が増している。変化の激しい社会に対応して、自ら課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとしている。総合的な学習の時間の学習指導の基本的な考え方として、探究的な学習、協同的な学習、体験的な学習、言語活動の充実等の実践事例を広く学ぶ。学習指導案を作成し、プレゼンテーションを行い、アクティブラーニングを通して、改善点を議論する。

教育方法・技術論

学校教育で営まれる「学ぶこと」「教えること」の質を高めるために展開した教育思想、今日求められる授業設計と活動・環境構成などについて考える。教科・領域の特色を踏まえた学習目標の設定とその実現に向けた教育方法、目標に準拠した指導と評価活動の連携を具現化する観点や手立て等について検討し、理解を深める。特に、授業設計については、技術革新と情報処理能力の育成に沿った学習環境デザインや ICT を活用した学習活動の構成、主体的な学びのコミュニティに参加する協働学習など、実践的な教育の方法・技術の成り立ちや意味について理解し、基礎的な事項を学ぶ。

生徒指導論

学校における生徒指導は、問題行動等に対する対応にとどまる場合が少なくない。生徒指導の原点は、まず児童生徒理解であり、予防的指導が重要である。こうした生徒指導の本質を押さえながら、生徒指導の今日的な課題を考える。今日的な課題として、小1プロブレムや中1ギャップ、ジェンダー、命の教育、児童虐待、いじめ、不登校等を取り上げ、理解を深め、実践的な解決能力の向上を図る。

教育相談論

学校における教育相談とは、子ども一人ひとりの教育上・発達上の諸問題について問題解決を目指して、子どもや保護者と教師をはじめとする学校関係者が共に考える方法のひとつである。その結果、子どもの発達が促されたり、子どもが充実した学校生活を送る可能性がひろげられる。本授業は、教育相談がどんなときに必要になるか、その内容は？どのように教育相談を進めていくのか、学校内部での連携と、学校外の教育相談機関との連携なども考慮に入れて、具体的に参加者とともに進めていく。

進路指導論

進路指導は、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活をよりよくおくれる資質を育てる過程であり、教育活動である。それを包含するキャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む。進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

小学校教職実践演習

小学校教員養成課程の科目または学校教育や社会教育等の場を通して修得した知見や技能が、教員として必要な資質・能力として統合的に培われたかについて、履修科目の到達目標や教師像を規準とした自己評価を基に確認する。地域を担う教育職員としての使命感や責任感、学校組織の一員たる協働的な参加意識、教師に期待される児童理解や学級経営のストラテジー、及び教科科学習の指導力や評価観等を中心に不足する課題を整理し、基礎的・基本的な実践力の向上と定着を図る。

幼稚園教育実習指導

本授業は、教育実習に先立って行う事前指導と、教育実習が終了してから行う事後指導が含まれるものである。教育実習の意義や教育実習生としての立場と心構えはもとより、幼児理解に基づく計画作成、保育実践（環境構成や援助の方法）、評価、教材・教具の活用などを学び、教育実習の成果を高めようとするものである。こうした学習を通して、教育実習のための基礎知識を学び、教育実習生としての心構え等を身に付けるものである。

小学校教育実習指導

特色ある教育目標を基に営まれる学校教育に参加することを通して、自らの問題意識を实地で探究する「教育実施研究」について理解を深める。小学校教育実習の意義や目的、今日求められる教育観や目標の設定、教育実習生として具えたい姿勢と教育職員としての社会的態度、教科・領域の指導や生活指導、児童の人権・人命を尊重する危機管理能力などを理解し、基礎的な知識と基本的な技能を身に付ける。実習前には、学習指導計画や評価との一体的扱い、研究授業の設定や教材準備、研究協議会を意識した反省的実践の手立て、組織的な児童理解、学校の教育目標と学級経営との関連等を考察し、事後に実習報告会を実施することで、主体的に教師像や教育観を形成することを目指す。

幼稚園教育実習

実際に教育活動が展開されている幼稚園の中で、園長を始め指導教諭等の指導の下で、観察、保育参加、部分実習、全日実習を3週間にわたって行うものである。この実習を通して、教育として行われる業務に全般的に携わることになる。大学での学習と幼稚園における実践等を関連させて考察しながら、教師としての服務、学級経営、環境の構成や保育者の援助等、総合的な力を身に付けるとともに、教員として相応しい教職観、倫理観、識見を豊かにする。

小学校教育実習

地域に根ざした教育目標を基に営まれる小学校の教育活動に参加することを通して、学校教育に係る問題意識や今日的な課題について実践的に探究する実地研究を目的とする。大学での学びで得た教育的な観点から小学校の教科・領域の指導、生活指導等を実践し、考察する。初等教育実習の意義はもとより、教師としての使命や服務、学級・学年経営、児童理解に基づく個別最適な指導と評価活動等に関する総合的な実践力と社会的態度を身に付ける。時代や地域に求められる教師像や児童の実態に触れる経験から、自己の適性や資質・能力の涵養に向けた成果と課題を整理する機会とする。

特別支援教育実習・実習指導

特別支援学校での教育実習に向けての事前指導、事後指導を行う。指導案の書き方、模擬授業、教材教具の研究、指導技術の習得、学習評価の仕方などを通じて、特別支援教育を専門とする豊かな人間性と専門性の高い指導力を身に付けることを目指す。特別支援教育は、特別支援学校だけでなく、幼稚園、小・中学校等においても推進することが重要である。幼稚園、小学校、中学校等に在籍する特別な教育的ニーズを要する幼児児童生徒も含めて、一人一人の障害の状態や学習特性等への理解を深め確かな知識や指導力を身に付ける。

教師論

教師とはどのような仕事をする職業なのか、を論じる。現代の教師にとってもっとも大切なことは、現代に生きる子ども・若者をどのようにとらえるのか、である。つまり、教師の子ども観をまず第一に取りあげて論じたい。教師は、子どもを理解したうえで、必要な教育的な働きかけを考え、教育的働きかけを通して子ども理解を深める、この点をしっかり講じたい。次に、教師の身分、権限、役割、養成と研修など、教師の現行法制上の地位を論じる。最後に、教師以外の教育職について(たとえば福祉関係職員など)紹介し、教育職に関する選択肢を提供したい。

教育原理

教育とは何か、の基本原理を論じる。たとえば、教育なくして人間の存在はあり得ない。人間の本质と教育との深い関連をまずは論じる。人間は「発達」する存在である点から、教育は「発達すること」を理解せずしては成立しない。教育の本质の難しさを論じたい。次に、学校とは何か、いつ、どのように成立したのか、を論じる。そして、とくに誰もが通う「近代学校」はどのような要因で成立したのか、を論じる。近代学校の成立(19世紀後半)は、まったく近年のことであることを強調したい。つぎに、授業とは何か、教育評価は何か、生活指導とは何か、社会教育・家庭教育の重要性、青年期教育の課題、そして、最後に、教育の自由と教育行政の関係を論じる。

教育心理学

教育心理学は、歴史的には、心理学の教育への応用から始まったが、近年では、「人と環境の相互作用から人間形成を解明しつつ、教育における諸問題の解決に必要な知識や技術を体系化する目的を持つもの」という捉え方をすることが多い。この過程で避けて通れないのは、人間形成はいかにあるべきかという問題である。教育心理学は、自らの教育観や人間観を見つめ直し、教育の目的や内容の妥当性を問い直し、よりよい教育の実現に、教職志望者の立場から貢献できる人材を育むための授業を行い、特に、実践的能力の涵養をはかる。

特別支援教育論(中高)

今日、発達障害等のある幼児児童が中学校や高等学校に在籍しており、個々に応じた合理的配慮や基礎的環境整備が求められている。全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が重要である。特別支援教育については、各障害特性の理解、各教科で必要な指導と支援、個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、校内支援体制、特別支援教育コーディネーターの役割、センター的機能の活用等について学ぶ。また、子どもの貧困や日本語指導が必要な外国籍の子どもの教育について、社会的情勢と関連して学校教育の状況を学ぶ。

教育制度論

近代日本における教育制度の展開過程を中心に講ずる。教育制度は、

教育政策と教育運動のダイナミズムによって、改編をくりかえしてきた。教育政策の本质と機能、教育運動のはたしてきた役割に焦点をあてて論じる。明治以降、近代学校はどのように発展してきたのか、資本主義の発展にとって、あるいは天皇制国家の形成に教育制度はどのように関わってきたのか、さらに、民衆の教育運動は教育制度形成にどのような影響を与えたのか。こうした点を論じたい。現代の教育制度改革にとってなにが重要なのか、どのように展望をもつことができるのか、歴史に学びながら未来の見通しを語りたい。

教育課程論

学校は児童・生徒を教育する公の機関であり、教育の目的や目標を達成するために適切な教育課程を編成し、実施することが求められる。その場合、編成のすべてを各学校に委ねるのではなく、教育の水準の維持のために国がある限度において教育課程の基準を設けている。本講座では、教育課程とは何か、国の教育課程の基準である学習指導要領の変遷等について法制的側面と歴史的側面から学ぶものである。さらに、その学習の基礎の上に、教育課程編成の実際や実施、評価についても学ぶものである。

道徳教育論

道徳は、2018年度より小学校・特別支援学校、2019年度より「特別の時間」から「教科」として位置づけられるようになった。まず、このようになる過程について、近代日本における道徳教育の歴史を学ぶ。近代教育の発展にとって、道徳教育が重要な役割を担ったことを論じたい。近代国家を形成する上で、なにゆえ道徳教育が必要であったのか、とくに、科学技術の展開と道徳教育の関係を論じたい。国民的統合の必要性、さらに帝国日本とアジアとの関係のなかでの道徳教育の役割を考えたい。次に、現代における子ども・若者の現状を見すえながら、子どもの「道徳性」の発達について論じたい。携帯をどうもたせるか、いじめをどう考えるか、若者の「キレや荒れ」等などである。最後に、学習指導要領を紹介し、実際に模擬授業を行い、現代の課題を探りたい。

特別活動論

教育における目的で大切なことの一つは人間関係を豊かにすることであるが、近年、家庭や地域社会における子どもたち同士の人間関係の希薄化が著しいことが指摘されている。そのような背景を踏まえ、本講座では、集団活動の特質とする特別活動の意義や目標、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事等の各内容の特質、指導の方法などについて具体的な事例を取り上げながら学びを進める。これらの学習を通して、特別活動が教育課程に位置付けられている今日的意味を学習する。

総合的な学習の指導法(中高)

中学校・高等学校における総合的な学習の時間は、学習指導要領で、探究の時間としての位置づけの重要性が増している。変化の激しい社会に対応して、自ら課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとしている。総合的な学習の時間の学習指導の基本的な考え方として、探究的な学習、協同的な学習、体験的な学習、言語活動の充実等の実践事例を広く学ぶ。学習指導案を作成し、プレゼンテーションを行い、アクティブラーニングを通して、改善点を議論する。

教育方法・技術論(中高)

教育方法とは、教育の目的である人間形成を図るための道を意味する。教育方法を歴史的な面から学び、現代の教育にどのようにつながっているかを学ぶ。それと同時に、海外の教育方法の理論や実践が、わが国の教育方法にどのように影響を与えたかという視点から学ぶ。いま、学びから逃走する子どもたちが問題視されている。自己肯定感が低い生徒たちが、どうすれば自ら学ぶようになるかという実践的な課題に関してアクティブラーニングを通して考察する。

ICT活用の理論と実践

情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方、児童・生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を学ぶ。児童・生徒に1人1台のタブレットが整備された学校での、①情報通信技術の活用の意義と理論、②

情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進、③児童・生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法などを身に付ける。

生徒指導論

子どもたちの、いじめや不登校等の問題行動を防止し、健全な育成を図るために生徒指導の一層の充実と徹底が今強く求められている。こうした背景を踏まえるとともに生徒指導の本質を押さえながら、本講座では、生徒指導の今日的課題や方法などを身近な事例を取り上げながら、グループディスカッション等を通し、実践的な解決能力を身に付けることを学ぶものである。その学びの過程において、あらゆる教育活動において指導や配慮が必要とされる生徒指導の理論・方法等、知識や考え方の習得を図る。

教育相談論

学校における教育相談とは、子ども一人ひとりの教育上・発達上の諸問題について問題解決を目指して、子どもや保護者と教師をはじめとする学校関係者が共に考える方法のひとつである。その結果、子どもの発達が促されたり、子どもが充実した学校生活を送る可能性がひろげられる。本授業は、教育相談がどんなときに必要になるか、その内容は？どのように教育相談を進めていくのか、学校内部での連携と、学校外の教育相談機関との連携なども考慮に入れて、具体的に参加者とともに進めていく。

進路指導論（中高）

進路指導・キャリア教育の理論を学ぶとともに、カウンセリングのロールプレイなどを通して、実践力を培う。生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活をよりよくおくれる資質を育てる過程であり、教育活動である。それを包含するキャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む。進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

教職実践演習（中等）

教職課程科目や教育課程外での様々な活動を通じて、学生が身につけてきた資質能力が、教員として最小限度必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、最終的に確認する科目である。全学年を通じての学びの軌跡の集大成として位置付く。学生はこの科目を通して、将来、教員になる上で、何が必要（使命感など）で、どんな課題が残されているのかを自覚し、不足している知識や技能や子ども観などを補うことが求められる。

教職実践演習（栄養）

社会環境が大きく変化する中、学校における食教育の役割や重要性が増している。本授業を栄養教諭教育の集大成と位置づけ、教育現場が抱える教育の諸課題について、現状を正しく認識し、問題解決能力を育成し、教育者として自立できることを目的とし、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動とも統合し、栄養教諭として必要な資質の形成がなされたかについて、最終的に演習を通して確認していく。

教育実習指導

本講座は、教育実習校における教育実習に先立って行う事前指導と、教育実習が終了してから行う事後指導が含まれるものである。教育実習の意義や教育実習生としての立場と心得、教育実習生としての勤務、中学生の心理、学習指導要領と教育課程の編成、学習指導の進め方と評価方法、学級経営、生徒指導の方法、教材・教具の精選と利用などについての留意事項を学び、教育実習の成果を高めようとするものである。こうした学習を通して、教育実習のための基礎的な知識や技能を学び、教育実習生としての心構え等を身に付けるものである。

教育実習 A

実際に教育活動が展開されている学校の中で、校長を始め家庭科担当の指導教諭等の指導の下で、授業観察、授業参加、授業の実習を3週間にわたって実習するものである。この実習を通して、授業として行わ

れる業務に全般的に携わることになる。大学での学習、中・高等学校における指導の実践等を対比して考察しながら、教育実習の意義はもとより、教師としての服務、学年・学級経営、学習指導、生徒指導などにおける指導方法や指導技術等について総合的な力を身に付けるとともに、教員として相応しい教職観、倫理、識見を豊かにする。

教育実習 B

実際に教育活動が展開されている学校の中で、校長を始め家庭科担当の指導教諭等の指導の下で、授業観察、授業参加、授業の実習を2週間にわたって実習するものである。この実習を通して、授業として行われる業務に全般的に携わることになる。大学での学習、中・高等学校における指導の実践等を対比して考察しながら、教育実習の意義はもとより、教師としての服務、学年・学級経営、学習指導、生徒指導などにおける指導方法や指導技術等について総合的な力を身に付けるとともに、教員として相応しい教職観、倫理、識見を豊かにする。

栄養教育実習指導

栄養教諭免許取得に関わる教育実習について、事前・事後指導を行う。食に関する専門的事項については、栄養士免許取得必須科目で習得済みであり、また、「学校栄養教育実習」など必須授業は履修済みである。したがって、本授業では、実習校との連絡、実習日誌の記録方法、手続き方法、実習後の実習校への挨拶、事後の報告会についてなど、包括的な内容を学ぶ。

栄養教育実習

教育実習校において実習を行う。「食に関する指導」と「学校給食管理」、および、教諭として、学校で行う全般的な児童生徒への指導、特別活動・学級活動・行事等への取り組みなど他教諭が担っている全ての業務に携わる。すなわち、栄養士実習とは異なり、他教科目の教育実習生と同様の実習を実習校に依頼する。大学ですでに学ぶ学校栄養教育論・その実習と現場での実践とを関連づけつつ学ぶ。短期間ではあるが、栄養教諭になる自覚を高める。

家庭科教育法 A

小学校・中学校・高等学校での家庭科の教科としての位置づけ、学習指導要領における家庭科の目標と指導内容の現状および歴史的経緯を学ぶ。学習指導案の作成方法など、指導計画や指導方法の基本を習得し、先輩の教育実習経験などの話を聞き、多様な教材研究をもとに生活を工夫し創造する態度を育成する家庭科教育の意義を理解する。

家庭科教育法 B

体験的な学習活動を通して「家族・家庭」、「衣食住の生活」、「消費と環境」等の科学的な理解を図り「生活の営みに係る見方・考え方」を養う家庭科教員に必要とされる資質を身につける。教科に関する学びの内容を踏まえ、グループにより、テーマを定め、教材研究を行い、学習指導案を作成し可能な限り全員が模擬授業を行い、評価し合う。

家庭科教育法 C

家庭科の歴史的・学問的背景と現代で求められる社会的視座を理解し、持続可能な社会を創る家庭科教育のあり方を検討する。生徒が生活者の視点で課題発見、解決方法の検討と計画、実践活動、評価・改善プロセスに沿って生活を営む可能性を引き出す。教材研究、学習指導案の作成、教育実習報告会の運営により実践力を養う。

家庭科教育法 D

家庭科教育法 ABC や教科に関する学びを総括し、高等学校家庭クラブやホームプロジェクトなどを含め、教育現場の現況を理解し、教壇に立つうえで不足している知識や技術を身につけ家庭科の授業能力を高めることを目標とする。学生は指導案をつくり、教育実習に向け具体的な目標・内容に即して模擬授業をすることが求められる。

学校栄養教育論 I

食生活の多様化の中、子どもを取りまく食に関する様々な課題・食糧資源や食糧確保の問題などの社会的背景を踏まえ、栄養教諭養成の制度化が実現し、栄養教諭としての使命・職務内容について明確に把握し、

理解を深める必要性は高い。学校での事例を基に担う職務について学ぶ。特に、学校給食を通した食に関する指導と共に、食の歴史や文化的な背景、生産・流通・消費等を理解させる。また、担当関連教科における指導方法を学ぶ。

学校栄養教育論Ⅱ

学校栄養教育論Ⅰに引き続き、食に関する指導の全体計画から、家庭や地域との連携システム作り、総合学習や各教科・特別活動等の指導方法を学ぶとともに栄養教諭としての担当項目を明確にする。また、アレルギーなどの特殊条件下にある生徒児童に対処できるような、個別指導の具体的な実践方法を理解する。問題点抽出、指導案作成、指導の実施、相互評価等指導における一連の実践演習や模擬授業を通して指導の手法を取得する。

学校栄養教育論

次世代を担う児童生徒が生涯に渡り、健康で豊かな生活を送れるように、学校や教育者としての栄養教諭の職責に対する認識を深め、学校給食等を生きた食育の場として活用し、健康についての自己管理能力を養うために必要な基礎知識と技術について学修する。また、栄養教諭の役割及び職務内容について理解するとともに、栄養教諭として必要な基礎的知識と技術を修得する。

生涯学習概論

社会教育と生涯学習の、理念と意義を理解する。これらの概念がどのように展開したか、学校教育・家庭教育・企業内教育とはどのような関係性にあるのかを知る。地域やコミュニティのなかで生涯学習施設が担っている役割を理解し、専門職員の仕事と現状について知る。根拠となる法律、運営状況を表す資料、事業例や評価などから現状と課題とを分析して、あるべき姿と将来的な事業の方向性を考える視点を養う。

博物館概論

博物館とは何か、あるいは学芸員とはどのような職業なのかについて理解することを目的とする。具体的には、博物館の設置目的や機能、博物館及び学芸員が果たすべき社会的な役割や基本的な理念を学ぶ。また、欧米諸国や日本における博物館の発達の歴史を理解し、そのうえで、博物館における展示や文化財の保存・活用、教育活動などについて具体的な事例に即して検討する。さらに博物館や学芸員をめぐる現状を示すとともに、博物館の今後の課題について考える。

博物館経営論

博物館冬の時代といわれて久しい。年々下降する入館者の数がそれを物語っている。博物館には本来もつ使命があるが、かといって利用されない施設では何ものもない。日本の博物館の7割近くが公立博物館である。ここは施設や職員構成に多くの問題を抱えている。また行政の枠の中で新しい試みが出しにくい。これを一新する方法はあるのか。事例を集めて検討するとともに、公立博物館の役割分担にも踏み込んで展望を探る。

博物館資料論

博物館において最も重視される業務のひとつが博物館資料の保存作業にあると言ってよい。この業務が博物館の中で十分に機能しないと、博物館資料の有効な活用を期待することはできないばかりか、次世代への確実な受け渡しもできなくなる。講義に当たっては、具体的に資料の収集から資料の活用に至るまでのプロセスを追って博物館資料の位置づけとその考え方について理解する。

博物館資料保存論

博物館において資料(コレクション)とは、博物館活動を支える重要な役割を果たすと同時に、後世に伝えるべき貴重な遺産である。このような資料は現代社会において、環境や二次適当な要因による物理的な劣化や、喪伝統による喪失といった人為的な理由により、常に滅失の危機にさらされている。本講義では、博物館が行っている資料保存のあり方を、多面的に解説していく。

博物館展示論

博物館の展示は、調査研究の成果を公開する場であり、また展示する

側と見る側のコミュニケーションの場であるという視点にたつて展示の意義について理解する。実際の展示について、展示の分類を概観するとともに、展示室内に備えられるさまざまな装置類、デザイン・照明など展示技術、展示企画作成の実際、さらにギャラリートーク、視聴覚機器、展示図録など解説活動について展示を総合的に理解する。

博物館教育論

博物館教育の意義と理念を語る。生涯学習の場(人材養成の場として機能する博物館)の意義と理念を論じる。そのための博物館リテラシーの基礎を講じる。つぎに、博物館の利用の仕方について語る。利用の実態と利用者の体験を通じて、その学びの特性を語る。最後に、博物館教育活動の企画と実施に関する基本を論じ、博物館と学校教育活動との関連を講じる。

博物館情報・メディア論

この講義では、博物館において情報がどのように取り出され、整理され、社会にどのように発信されていくのかを国内外の事例とともに紹介する。また、博物館において活用されている視聴覚メディアの解説と、博物館展示における解説コンテンツの制作事例の紹介も行う。さらに、情報化社会と言われる今日、博物館の情報発信の抱える課題と将来像についても考える。

博物館実習

「学内実習」・「見学実習」・「館園実習」の面から博物館の実務に対する理解を図る。「学内実習」では、資料の取り扱いと博物館運営の知識や実務についての習得をはかるために、博物館資料の収集、整理、保管、展示に関する理論や技術などを修得する。「博物館見学」では、博物館の構造や施設、バックヤード(研究室、収蔵庫、作業室、燻蒸庫など)、展示技術などを見学して具体的に博物館施設と業務の多様性について理解する。また「館園実習」として、博物館所蔵の実物資料を用いての資料の取り扱い方法、整理方法、各種道具類などの習熟を踏まえたうえで、総括的な実習として博物館展示室において展示実習を行い一般公開する。

保育実習指導Ⅰ(保育所)

保育所の役割や機能を具体的に理解し、子どもとの実際の関わりを通して子どもへの理解を深めるとともに、保育士の業務内容、職務倫理について具体的に学ぶ。ことを目的とした「保育実習Ⅰ(保育所)」に向けて、事前学習として、保育所の概要、子どもの生活、観察の方法、日誌の書き方、指導案の立て方、オリエンテーション等について学び準備する。また、事後学習として実習のふりかえりと自己課題の明確化を行う。

保育実習指導Ⅰ(施設)

保育所以外の児童福祉施設での実習(施設実習)に必要な知識と技術を修得し、実習内容を理解し自らの実習課題を明確にする。事前学習では、子どもをめぐる多様化する課題や問題に関心を持ち、施設の役割と機能について具体的に理解する。実習中は事前学習を踏まえながら実践を通して施設における保育士の専門性や職業倫理について学ぶ。実習後には、実習総括・評価・自己評価・事例研究を行い、次の段階に向けて新たな学習目標を明確化する。

保育実習Ⅰ(保育所)

保育所における保育に参加し、乳幼児の生活・遊び・発達等についての理解を深め、保育所の機能、保育士の職務について学ぶ。具体的には、①園の理解:保育所の環境と子どもの園生活を体験的に理解する、②子ども理解:さまざまな子どもとのかかわりながら子ども理解を深める、③保育職の理解:保育者の子どもへのかかわりや環境構成の工夫、保護者とのかかわり、職員間のチームワークの実際について学ぶ、④自己理解:実習生としての自分のあり方を省察し、自己課題を明確化する、⑤学びの往還:これまで各科目で習得した知識と技能を保育所での実践や子どもとの関係を通して再構築し、実習後の学びへつなげる、ことを目指す。

保育実習Ⅰ(施設)

保育所以外の児童福祉施設の機能や役割を具体的に理解する。観察

や利用者とのかかわりを通して、児童福祉施設で生活する子どもや大人一人ひとりへの理解を深める。児童福祉施設における保育士など職員の役割、職業倫理について理解する。

保育実習指導Ⅱ

保育実習Ⅱの意義や目的を明確化するとともに、指導案作成やもぐ授業などを通して実習を円滑に進めていくための知識・技術を習得する。実習後は、実習総括・自己評価・グループ指導・事例研究等によって実習体験を深化させつつ、新たな自己課題を明確化する。

保育実習Ⅱ

保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して、保育の理解を深める。既習の教科目や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び子育て支援について総合的に理解する。保育の計画・実践・観察及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。保育士の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。実習における自己課題を明確化する。

保育実習指導Ⅲ

実習施設の社会的意義を理解し、児童を健全に育成する環境整備を総合的に考える。実習や既習の教科内容との関連性を洞察、保育技術の開発、実践力を培う。観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について実践や事例を通して学ぶ。保育士としての専門性を身に付ける。

保育実習Ⅲ

保育実習Ⅰで習得した知識や理論を踏まえて、保育所以外の児童福祉施設、その他社会福祉施設の養護を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得する。特に、社会における児童福祉施設の意義や現状、問題点、今後の方向性なども考える必要がある。利用者の生活に直接触れることによって、利用者の福祉的ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、援助のために必要とされる能力を養う。卒業後の進路も含めて学びながら考える。

履修規程等

東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）学則第10条第3項、第11条第2項、第13条及び第14条第2項の規定に基づく教育課程及び履修方法については、この規程の定めるところによる。

第2章 教育課程

(授業科目)

第2条 授業科目名、単位数、授業形態、必修・選択の別及び開設年次は、授業科目の区分別に別表Ⅰのとおり定める。

2 授業科目は、更に科目群、領域及び分野に区分することができる。

3 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、必要に応じて自由科目を設けることができる。

4 授業は講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

5 授業科目については、第1項から前項までの規定に定めるものの他、担当教員、開設学期、授業時間（曜日・時限）、対象クラス、授業科目概要、各週のテーマ及び授業目標、履修条件、学習目標・到達目標、成績評価方法等授業実施に必要な事項を含む授業計画を作成するものとする。

6 授業科目には、必要に応じてサブタイトルを設けることができる。

7 卒業研究に関する必要な事項は、別に定める。

(授業計画等の公示)

第3条 第2条第1項から第6項に定めたものは、これを学年始めに公示する。

(履修単位数)

第4条 各学科は、年間履修登録単位数の上限を定めることができる。

2 各学科は、年間履修登録単位数の下限を定めることができる。

第3章 履修方法

(卒業必要単位数)

第5条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、次の各号の定めるところにより必要な単位数を修得しなければならない。

(1) 現代生活学部、人間栄養学部及び生活共創学部の各学科の卒業必要単位数は、別表Ⅱ

(2) 現代生活学部、人間栄養学部及び生活共創学部の共通教育科目の履修条件は、別表Ⅱの1

なお、学則第59条に定める外国人留学生以外の日本語を第一言語としない学生で、本学の教育に対応する上で「日本語・日本事情科目」領域の受講が特に必要と認められる場合は、共通教育部会の議を経て履修を認めることがある。

(授業時間割等)

第6条 授業時間割及び各授業の授業計画（以下「授業時間割等」という。）については、学年の始めに公示する。

2 授業時間割等に基づき、各学科は履修計画に必要な履修モデルを提示する。

(履修計画及び履修の登録)

第7条 学生は、前条の授業時間割等により履修計画をたて、学年又は学期の始めに履修科目の登録をしなければならない。

2 次の場合には履修することができない。

(1) 同一時限に2つ以上の科目を履修することはできない。

(2) 単位を修得した科目は、再履修することはできない。

(3) 前期に履修した科目を同年度の後期に再履修することはできない。ただし、修業年限を超えて在籍する学生で、再履修が特に必要と認められる場合は、学務部会の議を経て履修を認めることがある。

(履修科目の登録の上限)

第8条 学生の年間履修登録単位数の上限は、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、原則として次のとおりとする。ただし、卒業要件単位に含まない資格科目の履修単位は、これに含めない。

学部・学科	年間履修登録単位数
現代生活学部 現代家政学科	44
人間栄養学部 人間栄養学科	46
生活共創学部 生活共創学科	44
生活共創学部 こども教育学科	44

(年間履修登録単位数に含まれない科目の特例)

第9条 次の学科の授業科目については、年間履修登録単位数に含まれない科目の特例とする。

授業科目の区分	授業科目名
生活共創学部 こども教育学科 専門科目	こどもと健康
	こどもと人間関係
	こどもと環境
	こどもと言葉
	こどもと表現
	健康の指導法
	人間関係の指導法
	環境の指導法
	言葉の指導法
	表現の指導法
	国語科研究 (書写を含む)
	社会科研究
	算数科研究
	理科研究
	生活科研究
	音楽科研究
	図画工作科研究
	家庭科研究
	体育科研究
	外国語科研究
	特別支援教育総論
	知的障害者の心理・生理・病理
	特別支援学校教育課程論
	視覚障害の理解と支援
	聴覚障害の理解と支援
	国語科教育法 (書写を含む)
	社会科教育法
	算数科教育法
	理科教育法
	生活科教育法
	音楽科教育法
	図画工作科教育法
	家庭科教育法
	体育科教育法
	外国語科教育法
	重複障害の理解と支援
	肢体不自由者の心理・生理・病理
	病弱者の心理・生理・病理
	知的障害者の教育
	肢体不自由者の教育
	病弱者の教育

(授業科目の履修)

第10条 履修することができる授業科目は、原則として、その年次に配当されているもの及びそれ以下の年次のものとする。

(単位の計算方法)

第11条 本学学則第14条第2項の規定に基づき、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義、演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う授業科目の場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第4章 試験及び成績

(試験)

第12条 定期試験は、本学が定めた試験期間に行う。

2 追試験は、疾病その他やむを得ない事情により定期試験を受けられなかった科目について、願い出により行う。

3 再試験は、定期試験において不合格となった授業科目のうち必修科目について、願い出により行う。

(不正行為の取扱い)

第13条 試験において不正行為が行われた場合は、監督者及び監督補助者によりその事実を確認し、事務局における所定の手続きを経て、当該学期の履修登録科目をすべてF(不正行為)とする。

(成績評価)

第14条 試験の成績評価の表記、評点、基準及びグレードポイントは、本学学則第17条第4項の規定に基づき、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第3条第1項別表Ⅰの家政学部家政学科家政学専攻の専攻科目中、児童学実習Ⅰ及び児童学実習Ⅱについては、平成10年度以降の入学者から適用し、人文学部工芸文化学科の専攻科目については、平成13年3月31日に在学する者が当該授業科目について、開設年次と異なる年次において履修する場合においては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第3条第1項別表Ⅰ及び第6条第1項別表Ⅱの1から別表Ⅱの9は、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日に在籍する者については、改正後の第6条及び第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年 3 月 31 日に在籍する者については、改正後の第 2 条の 2、第 3 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 及び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 I 専門科目 現代生活学部 現代家政学科の規定については、平成 23 年度入学者から適用する。平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表 I 専門科目 現代生活学部 生活デザイン学科の規定については、平成 24 年度入学者から適用する。平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表 I 専門科目 現代生活学部 児童学科の規定については、平成 25 年度入学者から適用する。平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第 11 条第 2 項については、平成 22 年度入学者から遡及適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条、別表 I 基礎科目「日本語・日本事情」領域に関する規定及び別表 II の 1 については、平成 22 年度入学者から遡及適用する。平成 21 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は平成 27 年 2 月 19 日から施行する。ただし、改正後の第 7 条 2 項については、平成 22 年度入学生から遡及適用する。

附 則

この東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規則は、東京家政学院大学教育課程及び履修に関する規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の別表 I 専門科目 現代生活学部 人間福祉学科の規定については、平成 25 年度入学者から適用する。平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 11 条第 1 項の食物学科専門科目については、平成 30 年度入学者から遡及適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 11 条第 1 項の現代家政学科専門科目「プロシューマー実習」については、令和 3 年度入学者から遡及適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表 1

現代生活学部 現代家政学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
学科共通	現代家政演習	1	演習	○	1	
	基礎ゼミ	1	演習	○	1	
	現代生活論	2	講義	○	2	
	現代家政ゼミA	1	演習	○	3	
	現代家政ゼミB	1	演習	○	3	
	卒業研究A	4	演習	○	4	
	卒業研究B	4	演習	○	4	
生活者 と 社会	生活経済学概論	2	講義		1	
	コミュニティ論	2	講義		1	
	生活文化論	2	講義		1	
	日本語コミュニケーション	2	講義		2	
	ことばと生活	2	講義		2	
	情報伝達と表現	2	講義		2	
	生活文化演習	1	演習		2	
	伝統文化の継承と発信	2	講義		3	
	家族論	2	講義		2	
	家族の文化	2	講義		3	
	ジェンダーと生活	2	講義		2	
	家族の心理学	2	講義		2	
	コミュニケーションの心理学	2	講義		3	
	インターンシップ	2	実習		3	
	社会福祉概論	2	講義		1	
	情報処理演習	2	演習		2	
	企業と会計	2	講義		3	
	ファイナンシャルプランニング入門	2	講義		2	
	消費経済論	2	講義		2	
	消費者教育	2	講義		1	
	消費者政策と法	2	講義		3	
	社会調査法	2	講義		2	
	消費者教育演習	2	演習		2	
	総合家政と地域生活	2	講義		2	
	コミュニティ福祉論	2	講義		3	
	社会福祉方法論	2	講義		3	
	家政学原論	2	講義		3	
	児童学概論	2	講義		1	
	保育学	2	講義		3	
	家族関係論	2	講義		1	
	家族支援論	2	講義		2	
	家庭経営学概論	2	講義		1	
	生活設計論	2	講義		3	
	家族と法	2	講義		3	
	家庭経済学	2	講義		3	
	消費者教育	2	講義		1	
食生活	フードスペシャリスト論	2	講義		1	
	栄養学概論	2	講義		2	
	食品学概論	2	講義		1	
	食品学	2	講義		2	
	調理学	2	講義		2	
	栄養学	2	講義		3	
	食生活論	2	講義		1	
	調理学実習	2	実習		1	
	健康・食発達心理学	2	講義		2	
	食料経済	2	講義		3	
	食品の官能評価・鑑別演習	2	演習		3	
	食品学実験	2	実験		2	
	食品衛生学	2	講義		2	
	フードコーディネーター論	2	講義		3	
	食文化論	2	講義		3	
	食文化演習	2	演習		3	
	食と環境	2	講義		1	

科目群	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
ハウジング	住居学概論	2	講義		1	
	住生活論	2	講義		1	
	住居設備	2	講義		1	
	住居計画	2	講義		2	
	インテリア材料	2	講義		2	
	建築計画	2	講義		2	
	建築設計論	2	講義		2	
	建築CAD演習	2	演習		2	
	福祉住環境	2	講義		2	
	建築環境学A	2	講義		2	
	建築構法	2	講義		1	
	構造力学A	2	講義		1	
	構造力学B	2	講義		3	
	構造計画A	2	講義		1	
	住宅施工	2	講義		2	
	建築法規	2	講義		3	
	建築史A	2	講義		2	
	建築史B	2	講義		3	
	設計製図演習Ⅰ	2	演習		1	
	設計製図演習Ⅱ	2	演習		1	
ファッション	設計製図演習Ⅲ	2	演習		2	
	設計製図演習Ⅳ	2	演習		2	
	設計製図演習Ⅴ	2	演習		3	
	設計製図演習Ⅵ	2	演習		3	
	建築調査	2	演習		3	
	都市計画	2	講義		2	
	エコロジー	2	演習		2	
	環境保護論	2	講義		2	
	衣生活学概論	2	講義		1	
	ファッション造形学	2	講義		1	
	ファッション造形実習A	2	実習		1	
	ファッション造形実習B	2	実習		2	
	現代衣生活論	2	講義		2	
	世界の服飾	2	講義		1	
	日本の服飾	2	講義		2	
	西洋服飾文化史	2	講義		3	
	ファッションテキスタイル	2	講義		2	
	ファッションカラー演習	1	演習		2	
	ファッションコーディネート	1	演習		2	
	美と健康	2	講義		3	
	若者ファッション論	2	講義		2	
	日本の服飾演習	1	演習		3	

人間栄養学部 人間栄養学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
専門導入科目	人間栄養学原論	2	講義	○	1	
	管理栄養士のための基礎演習	1	演習	○	1	
	管理栄養士のための英語A	1	演習		2	
	管理栄養士のための英語B	1	演習		3	
	管理栄養士の早期体験実習	1	実習		1	
	基礎サイエンス実験	1	実験	○	1	
専門基礎科目	栄養情報統計演習	1	演習		2	
	公衆衛生学Ⅰ	2	講義	○	2	
	公衆衛生学Ⅱ	2	講義	○	2	
	公衆衛生学実習	1	実習	○	2	
	疫学・社会調査法	2	講義	○	3	
	有機化学	2	講義	○	1	
	生化学	2	講義	○	1	
	生化学実験	1	実験	○	2	
	分子栄養学	2	講義	○	2	
	解剖生理学Ⅰ	2	講義	○	1	
	解剖生理学Ⅱ	2	講義	○	1	
	解剖生理学実習	1	実習	○	2	
	運動生理学	2	講義	○	2	
	微生物学	2	講義	○	1	
	臨床病態栄養学	2	講義	○	2	
	基礎食品学	2	講義	○	1	
	基礎食品学実験	1	実験	○	2	
	応用食品学	2	講義	○	2	
	応用食品学実験(食品の鑑別を含む)	1	実験	○	2	
	調理学	2	講義	○	1	
	調理学実験(官能評価を含む)	1	実験	○	2	
	基礎調理学実習	1	実習	○	1	
	応用調理学実習	1	実習	○	2	
	食事計画論実習	1	実習	○	1	
	食品衛生学	2	講義	○	2	
	食品衛生学実験	1	実験	○	3	
	基礎栄養学Ⅰ	2	講義	○	1	
	基礎栄養学Ⅱ	2	講義	○	1	
	基礎栄養学実験	1	実験	○	2	
	応用栄養学					
	食事摂取基準論	2	講義	○	2	
	ライフステージ別栄養学Ⅰ	2	講義	○	2	
	ライフステージ別栄養学Ⅱ	2	講義	○	3	
	応用栄養学実習	1	実習	○	3	
	栄養教育総論	2	講義	○	2	
	栄養教育方法論	2	講義	○	2	
	実践栄養教育論	2	講義	○	3	
	栄養教育実習Ⅰ	1	実習	○	3	
	栄養教育実習Ⅱ	1	実習	○	3	
	臨床栄養学基礎	2	講義	○	2	
	臨床栄養学応用	2	講義	○	3	
	臨床栄養アセスメント論	2	講義	○	3	
	臨床栄養ケアマネジメント論	2	講義	○	3	
	臨床栄養アセスメント実習	1	実習	○	3	
	臨床栄養ケアマネジメント実習	1	実習	○	3	
	公衆栄養学	2	講義	○	2	
	地域栄養活動論	2	講義	○	3	
	公衆栄養学実習	1	実習	○	3	
	給食経営管理論	2	講義	○	1	
	給食経営管理実習	1	実習	○	2	
	健康フードマネジメント論	2	講義	○	2	
	健康フードマネジメント実習	1	実習	○	3	
	総合演習Ⅰ	1	演習	○	3	
	総合演習Ⅱ	1	演習	○	4	
	給食運営臨地実習	1	実習	○	3	
	臨床栄養Ⅰ 臨地実習	2	実習	※1	4	
	臨床栄養Ⅱ 臨地実習	1	実習	※2	4	
	公衆栄養臨地実習	1	実習	※2	4	

科目群	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
専門発展科目	栄養臨床系	栄養治療学	2	講義		4
		臨床栄養カンファレンス論	2	講義		4
		カウンセリング論	2	講義		3
	栄養保健系	健康・食発達心理学	2	講義		3
		児童福祉・食育論	2	講義		3
		在宅地域栄養ケア論	2	講義		4
	スポーツ栄養系	スポーツ栄養学	2	講義		3
		スポーツ栄養マネジメント論	2	講義		4
		スポーツ栄養学実習	1	実習		4
	食・食品開発系	食文化論	2	講義		1
		食・空間プロデュース論	2	講義		3
		フードシステム論	2	講義		3
		食品開発論	2	講義		4
	共通科目	インターンシップ	1	実習		2
		実践栄養プロデュース実習A	2	実習		3
		実践栄養プロデュース実習B	2	実習		4
		海外専門研修(栄養学)	1	実習		1
		食物・栄養演習Ⅰ	1	演習	※1	3
		食物・栄養演習Ⅱ	2	演習	※1	4
		食物・栄養演習Ⅲ	1	演習		4

必修欄※1 管理栄養士国家試験受験資格を得るための必修科目

必修欄※2 管理栄養士国家試験受験資格を得るためにはいずれか1単位必修

生活共創学部 生活共創学科 専門科目

科目区分		授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	講義	○	1	
		食科学概論	2	講義		1	
		住環境デザイン概論	2	講義		1	
		被服学概論	2	講義		1	
		こども学概論	2	講義		1	
		生活イノベーション概論	2	講義		1	
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2	講義		1	
		リーダーシップ基礎	2	講義		1	
		マーケティング基礎	2	講義		1	
		データサイエンス基礎(生活とデータ)	2	演習		2	
		ロジカルシンキングとデザイン思考	2	講義		1	
		初年次ゼミA	2	演習	○	1	
	ゼミナール	初年次ゼミB	2	演習	○	1	
		共創プロジェクトゼミA	2	演習	○	2	
	食科学	共創プロジェクトゼミB	2	演習		2	
専門教育科目	食の創造	フードビジネス概論	2	講義		1	
		比較食文化・食生活論	2	講義		1	
		有機化学	2	講義		1	
		こどもの食とアレルギー	2	講義		2	
		解剖生理学Ⅰ(解剖学)	2	講義		1	*
		解剖生理学Ⅱ(生理学)	2	講義		2	*
		解剖生理学実習	1	講義		2	*
		食品学総論	2	講義		1	*
		食品学各論	2	講義		2	*
		食品学実験	1	講義		2	*
	食の科学	基礎栄養学	2	講義		2	*
		基礎調理学実習	2	実習		1	*
		給食の運営	2	講義		1	*
		無化科目	2	講義		1	
		被服学演習	2	講義		2	
		家庭経営学概論	2	講義		1	
		保育学	2	講義		3	
		住居デザイン演習A	2	演習		1	
		住居デザイン演習B	2	演習		1	
		住居デザイン演習C	2	演習		2	
		住居デザイン演習D	2	演習		2	
	食の衛生	建築史A	2	講義		1	
		建築史B	2	講義		2	
		住環境マネジメント論	2	講義		1	
		住居計画	2	講義		2	
		福祉住環境	2	講義		2	
		構造力学A	2	講義		2	
		住宅設計論	2	講義		2	
		構法計画	2	講義		2	
		インテリア材料	2	講義		2	
		ガーデニング概論	2	講義		1	
	食の機能	園芸論	2	講義		2	
		ガーデニング実習Ⅰ	2	実習		2	
		多感覚感受とデジタルデトックス	2	演習		1	
		ダイエット&フィットネス	2	演習		1	
		マネーフローの世界とくらし	2	講義		2	
		生活イノベーション最前線	2	講義		2	
		Society 5.0論	2	講義		1	
		行動経済学	2	講義		2	
		知的財産権を学ぶ	2	講義		1	
		ビジネストレンドキーワードを読み解く	2	演習		2	

* 食科学コースの学生のみ必修

科目区分			授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考	
専門教育科目	食科学	食の創造	食生産体験演習A	1	演習		1		
			食生産体験演習B	1	演習		1		
			応用調理学実習	2	実習		2		
			食品の企画と設計	2	演習		3		
			食空間コーディネート論	2	講義		2		
		食の科学	食品機能学	2	講義		3		
			食科学総合演習	2	演習		4		
		社会生活と健康	公衆衛生学Ⅰ(総論)	2	講義		2	*	
			公衆衛生学Ⅱ(各論)	2	講義		3	*	
			人体の構造と機能	生化学(総論)	2	講義		2	*
		代謝栄養学(生化学各論)		2	講義		3	*	
		栄養学・生化学実験		1	実習		2	*	
		食科学	食品と衛生	食品衛生学	2	講義		3	*
				食品衛生学実験	1	実習		3	*
			栄養と健康	応用栄養学	2	講義		2	*
				栄養学各論実習	1	実習		3	*
				臨床栄養学総論	2	講義		3	*
				臨床栄養学各論	2	講義		3	*
				臨床栄養学実習	1	実習		3	*
				栄養学実習	1	実習		3	*
	栄養の指導		栄養指導論	2	講義		3	*	
			栄養指導実習	1	実習		3	*	
			栄養カウンセリング論	2	講義		3	*	
			栄養カウンセリング実習	1	実習		3	*	
			公衆栄養学	2	講義		3	*	
			公衆栄養学実習	1	実習		3	*	
	給食の運営		給食管理学	2	講義		2	*	
			校内給食管理実習	1	実習		3	*	
			校外給食管理実習	1	実習		3	*	
			調理科学実験	1	実習		2	*	
	強化科目		栄養士総合演習	1	演習		2		
	住環境デザイン		建築設計	建築デザイン演習A	2	演習		3	
		建築デザイン演習B		2	演習		3		
		住居CAD演習		2	演習		2		
		建築CAD演習		2	演習		3		
		建築総合演習		2	演習		4		
		建築計画・環境	建築計画	2	講義		3		
			インテリアデザイン論	2	講義		3		
			地域デザイン論	2	講義		3		
			建築環境学A	2	講義		2		
			建築環境学B	2	講義		3		
			住居設備	2	講義		2		
			建築環境システム	2	講義		3		
			建築法規	2	講義		3		
		建築構造・施工	構造力学B	2	講義		3		
			構造力学C	2	講義		4		
			構造計画	2	講義		3		
			建築材料学	2	講義		3		
			建築施工	2	講義		3		
		園芸	ガーデニング実習Ⅱ	2	実習		2		
			ガーデンマテリアルズ	2	講義		2		
			インテリアグリーン	2	講義		2		
			エクステリア演習	2	演習		3		
			社会園芸	2	講義		3		
		ランドスケープデザイン論	2	講義		3			
		生活イノベーション	ライフウェルネス	社会現象と哲学	2	講義		2	
				ミュージッキング	2	演習		1	
			フューチャライフ	サステナブルファッション	2	演習		2	
				クールジャパン(日本文化とテクノロジーの融合)	2	演習		2	
	ユニバーサルデザインⅠ(生活)			2	講義		2		
	ユニバーサルデザインⅡ(環境)			2	演習		3		
	アシスティブ・テクノロジー			2	講義		3		
	アントレ・イントレプレナーシップ			2	講義		3		
	ビジネスイノベーション		SNSプロモーションとマーケティング	2	演習		2		
			感性デザイン	2	講義		2		
			イノベーションデザイン演習	2	演習		3		
			ドローン活用とビジネス	2	演習		2		
	地域イノベーション		ビジネスイノベーション研究(ケーススタディⅠ)	2	講義		3		
			起業・創業プロジェクト	2	演習		3		
			地域課題を考える	2	講義		2		
			社会起業と非営利組織	2	講義		3		
			地域イノベーション研究(ケーススタディⅡ)	2	講義		3		
			地域イノベーション演習(PBL)	2	演習		4		
			国際貢献活動	2	演習		2		
			卒業研究・卒業論文	アドバンストゼミA	2	演習	○	3	
	アドバンストゼミB	2	演習	○	3				
	卒業研究A	2	演習	○	4				
	卒業研究B	2	演習	○	4				
	卒業論文・卒業制作	4	演習	○	4				

生活共創学部 こども教育学科 専門科目

科目区分		授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	講義	○	1	
		食科学概論	2	講義		1	
		住環境デザイン概論	2	講義		1	
		被服学概論	2	講義		1	
		こども学概論	2	講義		1	
		生活イノベーション概論	2	講義		1	
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2	講義		1	
		リーダーシップ基礎	2	講義		1	
		マーケティング基礎	2	講義		1	
		データサイエンス基礎(生活とデータ)	2	演習		2	
		ロジカルシンキングとデザイン思考	2	講義		1	
		初年次ゼミA	2	演習	○	1	
	ゼミナール	初年次ゼミB	2	演習	○	1	
		共創プロジェクトゼミA	2	演習	○	2	
		共創プロジェクトゼミB	2	演習		2	
専門教育科目	専 門 基 礎	STEAM	2	演習		1	
		森を学ぶ・森から学ぶ	1	演習		1	
		音感受の世界	1	演習		1	
		ヴォーカルレッスン	1	演習		1	
		ものづくりと教育	1	演習		1	
		ヴァジュアルコミュニケーション	1	演習		1	
		数学トピックス	1	演習		1	
		保育の質と目的	2	講義		1	
		児童福祉論	2	講義		2	
		社会福祉	2	講義		1	
	専 門 基 礎	社会的養護 I	2	講義		2	
		発達心理学	2	講義		1	
		子どもの理解と援助	1	演習		1	
		乳児保育 I	2	講義		1	
		乳児保育 II	1	演習		1	
		児童文化	2	講義		1	
		こどもと健康	1	演習		2	
		こどもと人間関係	1	演習		2	
	専 門 基 礎	こどもと環境	1	演習		2	
		こどもと言葉	1	演習		2	
		こどもと表現	1	演習		2	
		国語科研究(書写を含む)	2	講義		1	
		社会科研究	2	講義		2	
		算数科研究	2	講義		2	
		理科研究	2	講義		2	
		生活科学研究	2	講義		1	
	専 門 基 礎	家庭科学研究	2	講義		3	
		外国語科学研究	2	講義		2	
		音楽科学研究	2	講義		1	
		図画工作科学研究	2	講義		2	
		体育科学研究	2	講義		1	
		教育原理	2	講義		2	
		教育心理学	2	講義		1	
		ICT活用の理論と実践	2	講義		2	
	専 門 基 礎	教師・保育者論	2	講義		2	
		障害の基礎的理解	2	講義		1	
		特別支援教育総論	2	講義		1	
		知的障害者の心理・生理・病理	2	講義		1	
		特別支援学校教育課程論	2	講義		1	
		視覚障害の理解と支援	1	講義		1	
		聴覚障害の理解と支援	1	講義		2	
		発達障害の理解と支援	2	講義		2	
	保育・教育実習	こども教育インターンシップ(演習)	1	実習		1	

科目区分		授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
専門教育科目	専 門 発 展	STEAM	2	演習		2	
		ピアノのテクニック	1	演習		2	
		人工知能と教育	1	講義		2	
		科学する心	1	講義		2	
		こども家庭支援論	2	講義		3	
		保育方法論	2	講義		3	
		こころの臨床	2	演習		4	
		こども家庭支援の心理学	2	講義		2	
		こどもの保健	2	講義		2	
		こどもの食と栄養	2	演習		2	
	専 門 発 展	保育の計画と評価	2	講義		3	
		保育内容総論	2	演習		3	
		健康の指導法	2	演習		2	
		人間関係の指導法	2	演習		2	
		環境の指導法	2	演習		2	
		言葉の指導法	2	演習		2	
		表現の指導法	2	演習		2	
		小児保健演習	1	演習		3	
		障害児保育	2	演習		3	
		社会的養護 II	1	演習		2	
		子育て支援	1	演習		3	
		保育・教職実践演習	2	演習		4	
		多文化教育・保育	2	講義		3	
		発達臨床心理学	2	講義		3	
		子育て支援実践演習A	2	実習		3	
		子育て支援実践演習B	2	実習		4	
		自然体験活動実践演習A	2	実習		3	
		自然体験活動実践演習B	2	実習		4	
	専 門 発 展	国語科教育法(書写を含む)	2	講義		2	
		社会科教育法	2	講義		3	
		算数科教育法	2	講義		3	
		理科教育法	2	講義		3	
		生活科教育法	2	講義		2	
		音楽科教育法	2	講義		3	
		図画工作科教育法	2	講義		3	
		家庭科教育法	2	講義		2	
		体育科教育法	2	講義		3	
		外国語科教育法	2	講義		3	
	専 門 発 展	初等教育演習	2	演習		2	
		カリキュラム論	2	講義		3	
		重複障害の理解と支援	2	講義		3	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	講義		2	
		病弱者の心理・生理・病理	2	講義		2	
		知的障害者の教育	2	講義		2	
		肢体不自由者の教育	2	講義		3	
		病弱者の教育	2	講義		3	
		アドバンストゼミA	2	演習	○	3	
		アドバンストゼミB	2	演習	○	3	
	専 門 発 展	卒業研究A	2	演習	○	4	
		卒業研究B	2	演習	○	4	
		卒業論文・卒業制作	4	演習	○	4	

共通教育科目

科目区分		授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
共通教育科目	リテラシー	リテラシー演習	1	演習	○	1	
		データサイエンス入門	2	講義		1	
		デジタル&AI 基礎	2	演習		1	
		情報リテラシー基礎	2	演習		1	
		コンピュータ演習a	1	演習		1	
		コンピュータ演習b	1	演習		1	
	教養教育	哲学入門	2	講義		1	
		心理学	2	講義		1	
		世界の歴史	2	講義		1	
		ジェンダー論	2	講義		1	
		人権と平和	2	講義		1	
		法学入門(日本国憲法)	2	講義		1	
		法と暮らし	2	講義		1	
		経済学入門	2	講義		1	
		基礎数学	2	講義		1	
		基礎統計学	2	講義		1	
		基礎化学	2	講義		1	
		基礎生物学	2	講義		1	
		環境と資源	2	講義		1	
		自然科学に親しむ	2	講義		1	
		現代社会と家政学	2	講義		1	
		色彩論	2	講義		1	
	グローバルスタディズ	英語コミュニケーション1	2	演習		1	
		英語コミュニケーション2	2	演習		1	
		英語セミナー	2	演習		1	
		韓国語コミュニケーション1	2	演習		1	
		韓国語コミュニケーション2	2	演習		1	
		中国語コミュニケーション1	2	演習		1	
		中国語コミュニケーション2	2	演習		1	
		異文化コミュニケーション	2	演習		1	
		異文化交流a	2	実習		1	
		異文化交流b	2	演習		1	
	日本語・日本事情科目 ※留学生科目	アカデミック・ジャパニーズ1	2	演習	○	1	
		アカデミック・ジャパニーズ2	2	演習	○	1	
		日本の歴史と文化	2	講義	○	1	
		社会人としての日本語	2	演習		1	
	キャリア	キャリア形成概論	2	講義		1	
		キャリア実践演習1	2	演習		1	
		キャリア実践演習2	2	演習		1	
		キャリアアドバンストゼミa	2	演習		2	
		キャリアアドバンストゼミb	2	演習		2	
	ウェルネス	心と身体の健康	2	講義		1	
		健康スポーツ演習a	1	演習		1	
		健康スポーツ演習b	1	演習		1	
		健康スポーツ演習c	2	演習		1	
		体育講義	1	講義		1	
		体育実技	1	実技		1	
		森の体験活動	2	実習		1	

※ 日本語・日本事情科目は学則第59条に定める外国人留学生のみ履修できる。

資格科目

この授業科目の単位は、卒業要件単位数には含まれない。
必修選択の別は、当該資格を取得するための必修・選択をあらわす。

教育の基礎的理解に関する科目

(中学校一種、高等学校一種、栄養教諭一種、栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教師論	2	講義	○	1	
	教育原理	2	講義	○	2	
	教育心理学	2	講義	○	1	
	特別支援教育論	1	講義	○	2	
	教育制度論	2	講義	○	2	
	教育課程論	1	講義	○	2	
	道徳教育論	2	講義	○	2	高一種免を除く
	特別活動論	2	講義	○	3	
	総合的な学習の指導法	1	講義	○	3	
	教育方法・技術論	1	講義	○	3	
	ICT活用の理論と実践	1	講義	○	2	栄免を除く
	生徒指導論	1	講義	○	3	
	教育相談論	2	講義	○	2	
	進路指導論	1	講義	○	3	栄免を除く
	教職実践演習(中等)	2	演習	○	4	栄免を除く
	教職実践演習(栄養)	2	演習	※3	4	※3 欄外参照
	教育実習指導	1	講義	○	4	栄免を除く
	教育実習A	4	実習	※1	4	※1 欄外参照
	教育実習B	2	実習	※2	4	※2 欄外参照
	栄養教育実習指導	1	講義	※3	4	※3 欄外参照
	栄養教育実習	1	実習	※3	4	※3 欄外参照

※1 中一種免のみ又は中一種免及び高一種免取得希望者必修

※2 高一種免のみ取得希望者必修

※3 栄免のみ取得希望者必修

特別支援教育に関する科目(特別支援学校一種)

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育実習・実習指導	3	実習	○	4	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭一種)

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論Ⅰ	2	講義	○	3	
	学校栄養教育論Ⅱ	2	講義	○	3	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	2	講義	○	3	

学芸員資格認定に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
学芸員資格認定に必要な科目	生涯学習概論	2	講義	○	1	
	博物館概論	2	講義	○	1	
	博物館経営論	2	講義	○	3	
	博物館資料論	2	講義	○	2	
	博物館資料保存論	2	講義	○	3	
	博物館展示論	2	講義	○	3	
	博物館教育論	2	講義	○	2	
	博物館情報・メディア論	2	講義	○	3	
	博物館実習	3	実習	○	4	

教科及び教科の指導法に関する科目(中学校一種、高等学校一種)

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
教科の指導法	家庭科教育法A	2	講義	○	2	
	家庭科教育法B	2	講義	○	2	
	家庭科教育法C	2	講義	○	3	
	家庭科教育法D	2	講義	○	3	

教育の基礎的理解に関する科目(幼稚園一種、小学校一種)

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
教育の基礎的理解に関する科目等	教育・保育制度論	2	講義	○	2	
	特別支援教育論	1	講義	○	2	
	道徳教育論	2	講義	○	2	小免のみ適用
	特別活動論	2	講義	○	3	小免のみ適用
	総合的な学習の指導法	1	講義	○	3	小免のみ適用
	教育方法・技術論	1	講義	○	3	
	生徒指導論	1	講義	○	3	小免のみ適用
	教育相談論	2	講義	○	2	
	進路指導論	1	講義	○	3	小免のみ適用
	小学校教職実践演習	2	演習	○	4	小免のみ適用
	幼稚園教育実習指導	1	講義	○	3	幼免のみ適用
	小学校教育実習指導	1	講義	○	3	小免のみ適用
	幼稚園教育実習	4	実習	○	4	幼免のみ適用
	小学校教育実習	4	実習	○	4	小免のみ適用

保育士に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	授業形態	必修	開設年次	備考
保育士	保育実習指導ⅠA	1	演習	○	2	
	保育実習指導ⅠB	1	演習	○	3	
	保育実習ⅠA	2	実習	○	3	
	保育実習ⅠB	2	実習	○	3	
	保育実習指導Ⅱ	1	演習	※1	4	※1または※2のいずれか計3単位必修
	保育実習Ⅱ	2	実習		4	
	保育実習指導Ⅲ	1	演習	※2	4	
	保育実習Ⅲ	2	実習		4	

別表Ⅱ

卒業必要単位数

(数字は単位数を表す)

学部・学科		現代生活学部	人間栄養学部
		現代家政学科	人間栄養学科
専門科目	必修	14	88
	選択	50	16
小計		64	104
共通教育科目	必修	1(7)	1(7)
	選択	19(13)	13(7)
小計		20	14
上記2科目区分の中から自由に選択する 単位数【注】		40	6
卒業必要最低単位数合計		124	124

() 学則第59条に定める外国人留学生(編入学、学士入学を除く)の単位数

【注】他学部他学科の専門科目で修得した単位数を含む。

学部・学科			生活共創学部	
			生活共創学科	こども教育学科
共通教育科目	必修		1(7)	1(7)
	選択		13	13
	小計		14	14
学部共通科目	必修		2	2
	選択		6	6
	小計		8	8
専門教育科目	ゼミナール	必修	6	6
	専門基礎	必修	0	0
	専門発展	必修	0	0
	ゼミナール 専門基礎 専門発展	選択	54	54
	卒業研究・ 卒業論文	必修	12	12
		選択	0	0
	小計		72	72
上記3科目区分の中から自由に選択する 単位数【注】			30	30
卒業必要最低単位数合計			124	124

() 学則第59条に定める外国人留学生(編入学、学士入学を除く)の単位数

【注】他学部他学科の専門科目で修得した単位数を含む

別表Ⅱの1

共通教育科目の履修条件

(数字は単位数を表す)

学部・学科		現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
		現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
リテラシー		1 リテラシー演習	1 リテラシー演習	1 リテラシー演習	1 リテラシー演習
教養教育		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
グローバルスタディズ		8	4	4	4
日本語・日本事情		(注4)	(注4)	(注4)	(注4)
キャリア		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
ウェルネス		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)
共通教育科目の全科目区分の中から自由に 選択する単位数		11	9	9	9

(注1) 表中の単位数は、共通教育科目の科目区分から修得しなければならない最低単位数を示す。

(注2) 表中の単位数と共に授業科目名が表示されているものは、必修単位数及び授業科目を示す。

(注3) 表中の単位数が表示されていないものは、共通教育科目の全科目区分の中から自由に選択する単位数

(注4) 学則第59条に定める外国人留学生及び共通教育部会の議を経て履修を認められた日本語を第一言語としない学生が履修し修得した共通教育科目「日本語・日本事情科目」科目区分の単位は、共通教育科目「グローバルスタディズ」科目区分の修得単位とする。ただし、「日本の歴史と文化」については共通教育科目「教養教育」科目区分の修得単位とみなす。

東京家政学院大学 GPA 制度に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程第14条の規定に基づきグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(GP と成績評価基準)

第2条 各授業科目の成績評点に対して付与されるグレードポイント（以下「GP」という。）は、100点を満点とした評点から55を減じ、これを10で除して算出する。ただし、評点が59点以下のGPは0.0とする。なお、成績を素点によらず5段階にて評価する場合は、標準評点に基づきGPを算出するものとする。

2 成績評価に関する基準は、別表のとおりとする。

(GPA の種類と算出方法)

第3条 GPA の種類は、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標となる GPA（以下「学期 GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標となる GPA（以下「累積 GPA」という。）の二種類とする。

2 学期 GPA と累積 GPA は、次の各号に定める計算式によって算出するものとする。なお、算出した値に小数点第二位未満の端数があるときは、小数点第三位の値を四捨五入する。

(1) 学期 GPA の計算式

(当該学期に履修登録した GPA 算出対象授業科目の GP×その科目の単位数) の合計

当該学期に履修登録した GPA 算定対象授業科目の単位数の合計

(2) 累積 GPA の計算式

(在学中に履修登録した GPA 算出対象授業科目の GP×その科目の単位数) の合計

在学中に履修登録した GPA 算定対象授業科目の単位数の合計

3 通年の科目は、成績が確定した学期に含めるものとする。

(GPA 算出の対象授業科目)

第4条 GPA の算出対象となる授業科目は、卒業に必要な単位に算入される科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する授業科目は、GPA 算出の対象外とする。

(1) 評点を示さず、合格、不合格、認定によって表記される授業科目

(2) 本学以外の大学で修得した授業科目

(3) 入学前に大学等において修得した授業科目

(履修登録の手続きにおける取扱い)

第5条 学期 GPA の計算は、当該学期において履修登録したすべての GPA 算定対象授業科目をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、GPA 算出の対象外とする。

(1) 病気、事故等のやむを得ない事由で、履修取り消しの申請が提出された授業科目について、大学がこれをやむを得ないものとして許可した場合

(2) 集中講義等の授業科目であって、日程が重複している等の事由で、履修取り消しの申請が提出された場合

(GPA 算出の期日)

第 6 条 GPA の計算は、学期ごとに定められた期日までに確定した成績評価に基づいて行う。

2 追再試験等のため、定められた期日までに確定していない場合においては、確定後に改めて計算するものとする。

(CAP 制の緩和)

第 7 条 成績が上位の学生は、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程第 8 条の規程に関わらず、年間履修登録の上限を次のとおり緩和することができる。

学部	学科	履修登録単位数の上限
		前年度の GPA が 3.3 以上かつ前年度に修得した単位数が 40 単位以上
現代生活学部	現代家政学科	48
	生活デザイン学科	48
	食物学科	48
	児童学科	48
人間栄養学部	人間栄養学科	50

(再履修等における取扱い)

第 8 条 過去に不合格と評価された授業科目、試験に欠席した授業科目、出席時間数不足により受験資格が得られなかった授業科目及び試験において不正行為を行った場合の授業科目について、後に再履修によって合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格と評価された場合は、過去における当該科目の GP を累積 GPA の計算式から除外する。ただし、それまでの学期 GPA は変更しない。

(成績不振学生への対応)

第 9 条 各学期における GPA が 1.0 未満及び当該年次における修得単位数の合計が標準単位数の 8 割以下の学生については、学習支援室を通して各学科で指導を行う。

(GPA の通知)

第 10 条 学生及び保証人への GPA の通知は、成績通知書に学期 GPA 及び累積 GPA を表示することにより行う。

(GPA の分布状況の公表)

第 11 条 GPA の分布状況は、公表する内容、方法、範囲などについて、教育改善 (FD) 委員会で検討する。

附則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細則は、令和 5 年 4 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

	成績表記	評点（標準評点）	GP	成績評価基準
5段階評価	S（秀）	90～100点（95点）	3.5～4.5	到達目標を大きく上回る成績
	A（優）	80～89点（85点）	2.5～3.4	到達目標を上回る成績
	B（良）	70～79点（75点）	1.5～2.4	到達目標を満たす成績
	C（可）	60～69点（65点）	0.5～1.4	到達目標にやや不足するが、合格と認められる最低の成績
	D（不可）	59点以下（55点）	0.0	到達目標に不足しており、合格と認められない成績
2段階評価	P（合格）	—	算定対象外	実習、実験、演習のうち、特定の科目で合格と認められる成績
	R（不合格）	—	算定対象外	実習、実験、演習のうち、特定の科目で合格と認められない成績
その他	N（認定）	—	算定対象外	他大学等において修得した単位を本学において修得したものとみなす場合等
	K（欠席）	—	0.0	試験に欠席した場合
	X（受験資格なし）	—	0.0	出席時間数不足により受験資格がない場合
	F（不正行為）	—	0.0	試験において不正行為を行った場合

資格取得規程等

東京家政学院大学資格取得規程

(総 則)

第1条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）学則第10条第2項の規定に基づき本学で取得できる資格及びその履修方法については、この規程の定めるところによる。

(教育職員免許状)

第2条 教育職員普通免許状の授与資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第27号）に基づく教職に関する科目及び教科に関する科目を修得しなければならない。

2 小学校教諭普通免許状並びに中学校教諭普通免許状の授与資格を得ようとする者は、前項に定めるもののほか小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に関わる教育職員免許法の特例等に関する法律第2条第1項及び同法施行規則第2条に定める学校又は施設において7日間の介護等の体験を行い、その証明を得なければならない。

3 本学の学部・学科において取得できる教員免許状の種類は、次表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科 等	教 員 免 許 状 の 種 類
現代生活学部	現代家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）
人間栄養学部	人間栄養学科	栄養教諭一種免許状
生活共創学部	生活共創学科 食科学コース	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭二種免許状
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

4 教職に関する科目は、学則第11条に規定された資格科目とし、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程（以下「履修規程」という。）第5条に定められた卒業に必要な単位数のほかに修得しなければならない。

5 教科に関する科目は、履修規程第2条第1項に規定する授業科目のうちから定められた単位数を修得しなければならない。

(学芸員)

第3条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（平成21年文部科学省令第22号）に基づく所定の科目を修得しなければならない。

2 前項の科目は、学則第11条及び履修規程第2条第1項に規定された資格科目のうちから定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

3 前項の資格科目は、履修規程第5条に定められた卒業に必要な単位数のほかに修得しなければならない。

(建築士等試験受験資格)

第4条 一級建築士及び二級・木造建築士の受験資格を得ようとする者は、国土交通大臣の指定する建築に関する科目（令和元年国土交通省告示第751号、令和元年国土交通省告示第753号）を修めて、履修規程第2条に規定する授業科目並びに第5条に規定する卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

2 建築士試験を受けようとする者には、受験に必要な建築実務の経験年数を明記した「卒業証明書・一級／二級・木造建築士試験指定科目修得単位証明書」を申請により発行する。

(栄養士の免許)

第5条 人間栄養学部人間栄養学科及び生活共創学部生活共創学科食科学コースの課程に在籍し、履修規程第2条に規定する授業科目並びに第5条に規定する卒業に必要な単位数を修得した者に対しては、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に基づき、栄養士の免許証が授与される。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員)

第6条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を得ようとする者は、人間栄養学部人間栄養学科及び生活共創学部生活共創学科食科学コースの課程に在籍し、履修規程第2条に規定する授業科目並びに第5条に規定する卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

(保育士の資格)

第7条 保育士の資格を得ようとする者は、生活共創学部こども教育学科の課程に在籍し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく所定の科目を修得しなければならない。

2 前項の科目は、履修規程第2条に規定する授業科目並びに第5条に規定する卒業に必要な単位数を修得し、学則第11条及び履修規程第2条第1項に規定する資格科目のうちから定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

3 前項の資格科目は、履修規程第5条に定められた卒業に必要な単位数のほかに修得しなければならない。

4 前3項のほか保育士の資格取得に必要な事項は、別に定める。

(管理栄養士国家試験受験資格)

第8条 管理栄養士の国家試験の受験資格を得ようとする者は、人間栄養学部人間栄養学科の課程に在籍し、履修規程第2条に規定する授業科目並びに第5条に規定する卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

(その他の資格)

第9条 別表1に定める資格を取得しようとする者は、別に定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、平成10年度に入学する者から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項、第3項及び第11条の規定は平成17年度に入学する者から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成22年度から入学する者に適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 2 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1「専門フードスペシャリスト」の規定は平成 22 年度入学者から遡及適用する。
- 3 改正後の別表 1「フードコーディネーター」の規定は平成 26 年度入学者から遡及適用する。

附 則

この東京家政学院大学資格取得規則は、東京家政学院大学資格取得規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の「精神保健福祉士国家試験受験資格に必要な科目一覧」の規定については、平成 25 年度入学者から適用する。平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

学部	学科	資格の名称	種類	資格取得の条件等
現代生活学部	現代家政学科	フードスペシャリスト 専門フードスペシャリスト	民間資格	所定単位を修得して認定試験に合格後資格が得られる
		インテリアプランナー [登録資格]	民間資格	所定単位を修得、資格試験に合格して、卒業後実務経験2年で登録資格が得られる
		上級情報処理士	民間資格	所定単位を修得することにより資格が得られる
		情報処理士 児童指導員資格	民間資格 任用資格	所定単位を修得することにより資格が得られる 所定単位を修得することにより任用資格が得られる
人間栄養学部	人間栄養学科	フードスペシャリスト 専門フードスペシャリスト	民間資格	所定単位を修得して認定試験に合格後資格が得られる
生活共創学部	生活共創学科	インテリアプランナー [登録資格]	民間資格	所定単位を修得、資格試験に合格して、卒業後実務経験2年で登録資格が得られる
		商業施設士補	民間資格	所定単位を修得して卒業により資格が得られる
		情報処理士	民間資格	所定単位を修得することにより資格が得られる
		生活園芸士	民間資格	所定単位を修得することにより資格が得られる
	生活共創学科 食科学コース	児童指導員資格	任用資格	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
	こども教育学科	児童指導員資格	任用資格	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
全学部共通		社会福祉主事	任用資格	所定単位を修得することにより任用資格が得られる

取得できる資格・受験資格一覧

学部	学科	資格の名称	資格取得の条件等
現代生活学部	現代家政学科	中学校・高等学校教諭一種免許(家庭)	所定単位を修得することにより資格が得られる
		学芸員[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
		児童指導員資格[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
		一級建築士[受験資格]	所定単位を修得することにより受験資格が得られ、合格者は所定修得単位数に応じて卒業後実務経験 3～4 年で免許登録ができる
		二級建築士[受験資格]	所定単位を修得することにより受験資格が得られ、合格者は所定修得単位数に応じて卒業後実務経験 0～2 年で免許登録ができる
		木造建築士[受験資格]	所定単位を修得することにより受験資格が得られ、合格者は所定修得単位数に応じて卒業後実務経験 0～2 年で免許登録ができる
		フードスペシャリスト 専門フードスペシャリスト	所定単位を修得して認定試験に合格後資格が得られる
		インテリアプランナー[登録資格]	所定単位を修得したアソシエイト・インテリアプランナー（学科試験合格後登録が必要）は、設計製図試験に合格して卒業後実務経験なしで登録資格が得られる
		上級情報処理士	所定単位を修得することにより資格が得られる
		情報処理士	所定単位を修得することにより資格が得られる
人間栄養学部	人間栄養学科	管理栄養士免許[受験資格]	所定単位を修得して卒業により受験資格が得られる
		栄養士免許	所定単位を修得して卒業により資格が得られる
		食品衛生管理者[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
		食品衛生監視員[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
		栄養教諭一種免許	所定単位を修得することにより資格が得られる
生活共創学部	生活共創学科	一級建築士[受験資格]	所定単位を修得することにより受験資格が得られ、合格者は所定修得単位数に応じて卒業後実務経験 2～4 年で免許登録ができる
		二級建築士[受験資格]	所定単位を修得することにより受験資格が得られ、合格者は所定修得単位数に応じて卒業後実務経験 0～2 年で免許登録ができる
		木造建築士[受験資格]	所定単位を修得することにより受験資格が得られ、合格者は所定修得単位数に応じて卒業後実務経験 0～2 年で免許登録ができる
		インテリアプランナー[登録資格]	所定単位を修得したアソシエイト・インテリアプランナー（学科試験合格後登録が必要）は、設計製図試験に合格して卒業後実務経験なしで登録資格が得られる
		商業施設士補	所定単位を修得して特別講義受講後資格が得られる
		情報処理士	所定単位を修得することにより資格が得られる
		生活園芸士	所定単位を修得して卒業により資格が得られる
	生活共創学科 (食科学コース)	中学校・高等学校教諭一種免許(家庭)	所定単位を修得することにより資格が得られる
		栄養教諭二種免許	所定単位を修得することにより資格が得られる
		栄養士免許	所定単位を修得して卒業により資格が得られる
		食品衛生管理者[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
		食品衛生監視員[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
		児童指導員資格[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許	所定単位を修得することにより資格が得られる
		小学校教諭一種免許	所定単位を修得することにより資格が得られる
		特別支援学校教諭一種免許	幼稚園または小学校教諭一種免許を基礎免許とした上で、所定単位を修得することにより資格が得られる
		保育士	所定単位を修得して卒業により資格が得られる
		児童指導員資格[任用資格]	所定単位を修得することにより任用資格が得られる

※ 任用資格とは、資格が必要な職に就くことによって取得できる資格

教育職員免許

教育職員免許の資格を得ようとする者は、その希望する免許の種類に応じて、教育職員免許法に定められている資格条件を取得するよう履修計画をたてなければならない。

1. 本学の学部・学科において取得できる教員免許状の種類は、次の表にあげるとおりである。

学 部	学 科	教員免許状の種類
現代生活学部	現代家政学科 生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
人間栄養学部	人間栄養学科	栄養教諭一種免許状
生活共創学部	生活共創学科 食科学コース	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

2. 教員免許状を取得するためには学士の学位を有していなければならない。

また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭の資格を得ようとする者は、免許法施行規則に定められた次の表の最低修得単位数を修得しなければならない。

最低修得単位数 教員免許状の種類	66 条の 6 に 定める科目	領域及び保育内 容の指導法に関 する科目	教科及び教科の 指導法に関する 科目	教育の基礎的理解 に関する科目等	大学が独自に設 定する科目
幼稚園教諭一種免許状	8	16		21	14
小学校教諭一種免許状	8		30	27	2
中学校教諭一種免許状	8		28	27	4
高等学校教諭一種免許状	8		24	24	12

なお、特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、幼稚園教諭または小学校教諭の普通免許状を有し、次の表に示す「特別支援教育に関する科目」の 26 単位を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		免許取得に必要な最低修得単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2
特別支援教育領域に関 する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	16
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	
免許状に定められるこ ととなる特別支援教育 領域以外の領域に関す る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	5
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3
合計修得単位		26

なお、上記の単位を修得すれば、所属学科に関わらず免許状の取得が可能である。

ただし、栄養教諭の資格を得ようとする者は、人間栄養学科または食物学科に在籍し、免許法施行規則に定められた次の表の最低修得単位数を修得しなければならない。

最低修得単位 教員免許状の種類	66 条の 6 に 定める科目	教職に関する科目	栄養に係る教育 に関する科目
栄養教諭一種免許状	8	18	4
栄養教諭二種免許状	8	12	2

3. 当該所要資格を取得するために本学において修得しなければならない科目等は、次のとおりである。

(1)66 条の 6 に定める科目

法規上、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及びデータ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作 2 単位を修得することが要求されており、本学で修得しなければならない科目は次の表のとおりである。

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		備 考
科 目	単位数	授業科目	単位数	
日本国憲法	2	法学入門(日本国憲法)	2	
体育	2	健康スポーツ演習 a 健康スポーツ演習 b 健康スポーツ演習 c 体育講義 体育実技	1 1 2 1 1	これら 5 科目より 2 単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション 1 英語コミュニケーション 2 中国語コミュニケーション 1 中国語コミュニケーション 2 韓国語コミュニケーション 1 韓国語コミュニケーション 2	2 2 2 2 2 2	これら 6 科目より 2 単位選択必修
データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	コンピュータ演習 a コンピュータ演習 b	1 1	2 単位必修

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

法規上、幼稚園教諭一種免許状 21 単位以上、小学校教諭一種免許状 27 単位以上、中学校教諭一種免許状 27 単位以上、高等学校教諭一種免許状 23 単位以上、栄養教諭一種免許状 18 単位以上、栄養教諭二種免許状 12 単位以上を修得することが必要とされており、本学においては次の表のとおり修得しなければならない。ただし、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状については、「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含むことができる。

なお、教育の基礎的理解に関する科目等は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないもので、注意すること。

ただし、幼稚園教諭・小学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、児童学科専門科目として開設する科目は、卒業に必要な単位に算入する。

幼稚園教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理※	2		
		保育原理※	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師・保育者論※	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育・保育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学※	2		
		発達心理学※	2		
		発達臨床心理学※	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	発達障害の理解と支援※	2		
		特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	カリキュラム論※	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	幼児理解の理論及び方法	こどもの理解と援助※	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	幼稚園教育実習指導	1		
		幼稚園教育実習	4		
	学校体験活動				
	教職実践演習	保育・教職実践演習※	2		

※卒業に必要な単位に算入される科目

小学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理※	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師・保育者論※	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育・保育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学※	2		
		発達心理学※		2	
		発達臨床心理学※		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1		
	特別活動の指導法	特別活動論	2		
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用の理論と実践※	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	小学校教育実習指導	1		
		小学校教育実習	4		
	学校体験活動				
	教職実践演習	小学校教職実践演習	2		

※卒業に必要な単位に算入される科目

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1		
	特別活動の指導法	特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用の理論と実践	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導	1		
		教育実習 A		4	中免のみ必修
		教育実習 B		2	高免は、教育実習 A または教育実習 B のいずれか選択必修
	学校体験活動				
	教職実践演習	教職実践演習（中等）	2		

栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育論	2		
		総合的な学習の指導法	1		
		特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	栄養教育実習指導	1		
		栄養教育実習	1		
	教職実践演習	教職実践演習（栄養）	2		

(3)大学が独自に設定する科目

最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に加えて、合計で以下の単位数を修得しなければならない。

小学校教諭一種免許状	2 単位以上
中学校教諭一種免許状	4 単位以上
高等学校教諭一種免許状	12 単位以上

最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位数とあわせて、合計で以下の単位数を修得しなければならない。

幼稚園教諭一種免許状 14 単位以上

(4)教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目

幼稚園教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 6 単位、小学校教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 8 単位、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 20 単位と本学の対応科目は、以下の表のとおりである。

・幼稚園教諭一種免許状

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を合計 16 単位以上修得しなければならない。ただし、16 単位を超えた単位は「大学が独自に設定する科目」の 14 単位の中に含むことができる。

・小学校教諭一種免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」を合計 30 単位以上修得しなければならない。ただし、30 単位を超えた単位は「大学が独自に設定する科目」の 2 単位の中に含むことができる。

・中学校教諭一種免許状

「大学が独自に設定する科目(4 単位)」と「教科及び教科の指導法に関する科目(28 単位)」の合計 32 単位以上修得しなければならない。

ただし、「大学が独自に設定する科目」の 4 単位の中に「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数 27 単位を超えた単位を含むことができる。

・高等学校教諭一種免許状

「大学が独自に設定する科目」(12 単位)」と「教科及び教科の指導法に関する科目(28 単位)」の合計 40 単位以上修得しなければならない。

ただし、「大学が独自に設定する科目」の 12 単位の中に「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数 23 単位を超えた単位を含むことができる。

なお、「教科に関する専門的事項」は、免許取得のための単位であると同時に卒業に必要な単位として数えることができる。

幼稚園教諭一種免許状 ※生活共創学部こども教育学科対応

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
科 目			授業科目	単位数			
				必修	選択		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健 康	こどもと健康※	1			20 単位
		人間関係	こどもと人間関係※	1			
		環 境	こどもと環境※	1			
		言 葉	こどもと言葉※	1			
		表 現	こどもと表現※	1			
			音感受の世界※	1			
			こどもとアート※	1			
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論※	1			
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		健康の指導法※	2			
			人間関係の指導法※	2			
			環境の指導法※	2			
			言葉の指導法※	2			
			表現の指導法※	2			

※卒業に必要な単位に算入される科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	こども学概論	2			

小学校教諭一種免許状 ※生活共創学部こども教育学科対応

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備 考	免許状取得に必要な最低修得単位数
科 目			授業科目	単位数			
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む)	国語科研究※	2			40 単位
		社会	社会科研究※	2			
		算数	算数科研究※	2			
		理科	理科学研究※	2			
		生活	生活科研究※	2			
		音楽	音楽科研究※	2			
		図画工作	音感受の世界※	2			
		家庭	図画工作科研究※	2			
		体育	こどもとアート※	2			
		外国語	家庭科研究※	2			
	教科及び教科の指導法に関する複数の事項を合わせた内容に係る科目						
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国 語 (書写を含む。)	国語科教育法※	2			
		社 会	社会科教育法※	2			
		算 数	算数科教育法※	2			
		理 科	理科教育法※	2			
		生 活	生活科教育法※	2			
		音 楽	音楽科教育法※	2			
		図画工作	図画工作科教育法※	2			
		家 庭	家庭科教育法※	2			
		体 育	体育科教育法※	2			
		外国語	外国語科教育法※	2			

※卒業に必要な単位に算入される科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	免許状取得に必要な最低修得単位数
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	初等教育演習		2		

特別支援学校教諭一種免許状 ※生活共創学部こども教育学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目			備 考	免許取得に必要な最低 修得単位数
科 目	単位数	授業科目	単位数			
			必修	選択		
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育総論※	2		27 単位
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある 幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び 病理に関する科目	16	障害の基礎的理解※	2		
			知的障害者の心理・生理・病理※	2		
			肢体不自由者の心理・生理・病理※	2		
			病弱者の心理・生理・病理※	2		
	心身に障害のある 幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指 導法に関する科目		特別支援学校教育課程論※	2		
			知的障害者の教育※	2		
			肢体不自由者の教育※	2		
			病弱者の教育※	2		
域に関する科目 免許状に定めら れる特別支援教 育領域以外の領 域に関する科目	5	視覚障害の理解と支援※	1			
		聴覚障害の理解と支援※	1			
		重複障害の理解と支援※	2			
		発達障害の理解と支援※	2			
心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習・実習指導	3		

※卒業に必要な単位に算入される科目

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状(家庭) ※現代生活学部現代家政学科対応

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備 考	免許状取得に必要な最低修得単位数
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数				
			必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学概論	2		家族関係学及び家庭経済学を含む	28 単位	
		家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経済学	2			
			家族関係論		2		
			消費者教育		2		
			家政学原論		2		
			生活設計論	2			
		家族支援論		2			
	家族と法		2				
	被服学 (被服実習を含む。)	衣生活学概論	2				
		ファッション造形学		2			
食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食品学概論 食文化論 調理学実習 栄養学概論	2		2			
		2					
		2					
住居学	住生活論 住居学概論	2		2			
保育学	保育学 児童学概論	2		2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		家庭科教育法 A 家庭科教育法 B 家庭科教育法 C 家庭科教育法 D	2 2 2 2				

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状(家庭) ※生活共創学部生活共創学科食科学コース対応

免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目			備 考	免許状取得に必要な最低修得単位数
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数			
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む)	家庭経営学概論	2		家族関係学及び家庭経済学を含む	28 単位
		被服学 (被服実習を含む)	被服学概論 被服学演習	2 2			
		食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む)	基礎栄養学	2			
			基礎調理学実習	2			
			食品学総論		2		
			食品学各論		2		
			応用栄養学		2		
	食科学概論		2				
	調理学		2				
	応用調理学実習		2				
こどもの食とアレルギー		2					
食品衛生学		2					
住居学	住環境デザイン概論	2					
保育学	保育学	2					
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		家庭科教育法 A 家庭科教育法 B 家庭科教育法 C 家庭科教育法 D	2 2 2 2				

(5)栄養に係る教育に関する科目

栄養教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 4 単位と本学の対応科目は、次の表のとおりである。

なお、栄養に係る教育に関する科目は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないので注意すること。

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		免許状取得に必要な最低修得単位数
栄養に係る教育に関する科目に含める必要事項	授業科目名	単位数 (必修)	
・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育論Ⅰ	2	4 単位
・ 食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育論Ⅱ	2	

栄養教諭二種免許状の法規上の最低修得単位数 2 単位と本学の対応科目は、次の表のとおりである。

なお、栄養に係る教育に関する科目は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないので注意すること。

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		免許状取得に必要な最低修得単位数
栄養に係る教育に関する科目に含める必要事項	授業科目名	単位数 (必修)	
・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・ 食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育論	2	2 単位

(6)介護等の体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校及び中学校教諭の免許

状を得ようとする者は、7日を下らない範囲内において、特別支援学校（盲学校、聾学校、もしくは養護学校）または社会福祉施設等で、障害者や高齢者等に対する介護、介助、これらの方々との交流等の体験を行い、その証明を得なければならない。

なお、「教師論」（児童学科は「教育原理」）及び「教育心理学」の単位を修得した学生について派遣を行う。

(7)教育実習参加(派遣)の基準

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

教育実習に参加する者に対しては、次の世代を担って立つ者を教育するという重大な使命を担っている場だということに鑑み、大学では次の基準の一項目以上の項目に該当する者は、教育実習の参加を遠慮願うことになっているので、日頃から努力して自己の研鑽に励むこと。

①判定の時期までの学業成績の GPA（「教育の基礎的理解に関する科目等」を加えたもの）が、次の基準未満の者

取得しようとする免許の種類	判定の時期	GPA
中学校教諭一種免許状	3 年次前期終了時	2.00
高等学校教諭一種免許状		
栄養教諭一種免許状	3 年次後期終了時	
栄養教諭二種免許状		

なお、上記の基準に満たない場合は、担当教員の指導を受けること。

②判定の時期までに以下の科目を修得出来ていない者

学科	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目、栄養に係る教育に関する科目
現代家政	「教育原理」「教師論」「教育制度論」「特別支援教育論」「教育心理学」「教育課程論」	「家庭科教育法 A」「家庭科教育法 B」「家庭科教育法 C」「家庭経営学概論」「家庭経済学」「生活設計論」「衣生活学概論」「ファッション造形実習 A または B」「調理学実習」「食物学概論」「住生活論」
人間栄養		「学校栄養教育論Ⅰ」「学校栄養教育論Ⅱ」
生活共創 食科学コース		「家庭科教育法 A」「家庭科教育法 B」「家庭科教育法 C」「家庭経営学概論」、「基礎栄養学」、「基礎調理学実習」、「食科学概論」（中一・高一免許） 「学校栄養教育論」（栄養教諭）

③教職に不適当の者（生活態度の評価）

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状

○学業修学状況については、教育実習に就く直前の学期までの累積 GPA が、2.2 以上であることとする。なお、基準に満たない場合は、担当教員の指導を受けること。

○教職科目の単位修得については、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「特別支援教育の基礎的理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、教育実習にあたる直前の学期までに、開講されている必修科目の単位を全て修得していることを原則とする。

○幼稚園教育実習における「領域及び保育内容の指導法」、初等教育実習 C（小学校）における「教科及び教科の指導法に関する科目の指導法」、特別支援学校実習における「特別支援教育の基礎的理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、次のとおりとする。

・初等教育実習 A、B については、それぞれ下記の項を原則とする。

初等教育実習 A は、実習の直前学期までの累積 GPA が上記の条件を満たしていること。

初等教育実習 B は、幼稚園教諭一種免許状「領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法）」の保育内容総論 B、健康の指導法、人間関係の指導法、環境の指導法、言葉の指導法、表現の指導法の単位を修得していること。

・小学校教育実習については、小学校教諭一種免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法・情報機器及び教材の活用を含む）」の国語科教育法、社会科教育法、算数科教育法、理科教育法、生活科教育法、音楽科教育法、図画工作科教育法、家庭科教育法、体育科教育法、外国語教育法について、全ての単位を修得していることを原則とする。

・特別支援学校実習については、特別支援学校教諭一種免許状の「特別支援教育の基礎的理論に関する科目（特別支援教育総論）、特別支援教育領域に関する科目（障害の基礎的理解、知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理、特別支援学校教育課程論、知的障害者の教育、肢体不自由者の教育、病弱者の教育）、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（視覚障害の理解と支援、聴覚障害の理解と支援、重複障害の理解と支援、発達障害の理解と支援）」について、全ての単位を修得していることを原則とする。

学芸員

学芸員は「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と定められた博物館の専門職員。博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、一覧に示す科目を修得するよう履修計画を立てなければならない。また、博物館実習は、「学内実習」「見学実習」「館園実習」から構成されており、そのすべてを受講して単位を修得しなくてはならない。

〔学芸員資格取得に必要な科目一覧〕

科目区分	分野	博物館法施行規則の 対応科目名	単位数	開設年次	備考(授業科目区分)	
必修科目	学芸員資格認定に 必要な科目	生涯学習概論	2	1		
		博物館概論	2	1		
		博物館経営論	2	3		
		博物館資料論	2	2		
		博物館資料保存論	2	3		
		博物館展示論	2	3		
		博物館教育論	2	2		
		博物館情報・メディア論	2	3		
		博物館実習	3	4		
選択科目	文化史	世界の歴史	2	1	共通教育科目	4分野のうちから 2分野を選び、 それぞれの分野 から2科目以上、計 4科目以上を 履修する。
		ジェンダーと生活	2	2	現代家政学科専門科目	
		伝統文化の継承と発信	2	3	現代家政学科専門科目	
		食文化論	2	3	現代家政学科専門科目	
		西洋服飾文化史	2	3	現代家政学科専門科目	
	建築史	建築史 A	2	2	現代家政学科専門科目	
		建築史 B	2	3	現代家政学科専門科目	
	民俗学	世界の服飾	2	1	現代家政学科専門科目	
		日本の服飾	2	2	現代家政学科専門科目	
	環境学・ 生物学	環境と資源	2	1	共通教育科目	
		環境保護論	2	2	現代家政学科専門科目	

1. 上記履修科目のうち、必修科目は卒業要件の単位にはならないので注意する必要がある。選択科目は学芸員資格取得に関する単位であると同時に卒業に必要な単位に数えることができる。
2. 所属学科以外の科目を履修する場合は、他学科履修の手続きをとること。

管理栄養士・栄養士【人間栄養学部人間栄養学科】

人間栄養学部人間栄養学科は、栄養士法に基づく管理栄養士養成施設の指定を受けた施設であり、栄養士法及び同法施行規則に基づき、与えられる資格及び資格を得るための要件等は次のとおりである。

- 人間栄養学部人間栄養学科に在籍し、卒業に必要な単位数を修得した者に対しては、管理栄養士国家試験受験資格及び栄養士免許証の授与資格が与えられる。
- 人間栄養学科の学生は、学則に定める休業中でも、補講・実習等を行う場合には参加しなければならない。
- 管理栄養士の受験資格を取得するためには、3年後期に配置された科目「食物・栄養演習Ⅰ」、4年前期に配置された科目「食物・栄養演習Ⅱ」の単位を修得しなくてはならない。なお、「食物・栄養演習Ⅱ」の科目の履修登録にあたっては、「食物・栄養演習Ⅰ」の科目の単位修得ができていないことを条件とする。
- 臨地実習
 - 臨地実習は資格取得のため栄養士法に定められている管理栄養士国家試験受験資格のための必修科目で、一定期間大学で指定した校外の施設において実習を行う。
この臨地実習は、栄養士業務(栄養教育及び給食経営管理等)の実際を現場において実地に修練し、管理栄養士として現場における最低限備えるべき知識と技術の全般を習得するものである。
 - 本学における臨地実習施設には、次の施設が当てられている。

授業科目名	実 習 施 設	期 間	単 位
給食運営臨地実習	事業所、小学校、保育所又はこれに準ずる施設	1 週間	1 単位
臨床栄養Ⅰ 臨地実習	病院	2 週間	2 単位
臨床栄養Ⅱ 臨地実習	病院	1 週間	1 単位
公衆栄養臨地実習	保健所、保健センター		

これらの施設における実習は、栄養士法施行規則により実習単位として設定され、資格単位と同時に卒業要件の単位として大学で認定している。

単位は1週間1単位として計算する。実習は3～4年次に行う。なお、具体的な実習日時等の計画は実習施設との協議により決定し、別に指示する。

- 臨地実習の履修に当たって、科目「基礎栄養学Ⅰ」「基礎栄養学Ⅱ」「調理学」「食事計画論実習」の単位を修得していること、さらに、授業科目により、次の履修条件を設定する。

授業科目名	履修条件
給食運営臨地実習	食品衛生学、給食経営管理論、健康フードマネジメント論、給食経営管理実習の単位を修得していること
臨床栄養Ⅰ 臨地実習	解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、解剖生理学実習、臨床栄養アセスメント論、臨床栄養アセスメント実習の単位を修得していること
臨床栄養Ⅱ 臨地実習	
公衆栄養臨地実習	公衆衛生学Ⅰ、公衆衛生学Ⅱ、公衆衛生学実習、食事摂取基準論、公衆栄養学の単位を修得していること公衆衛生学Ⅰ、公衆栄養学のうち、1科目以上の単位修得していること。

- 管理栄養士国家試験受験資格及び栄養士免許証の授与資格取得に必要な科目及び単位数は次の通りである。

【人間栄養学部人間栄養学科 管理栄養士国家試験受験資格取得に必要な科目一覧】

*選択必修

教育内容		単位数		科 目 名	必修単位数	
管理栄養士学校指定規則別表第 1		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	公衆衛生学Ⅰ 公衆衛生学Ⅱ 公衆衛生学実習 疫学・社会調査法	2 2 2	1
				計	6	1
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ 解剖生理学実習 運動生理学 微生物学 臨床病態栄養学 分子栄養学 生化学 生化学実験	2 2 2 2 2 2 2 2	1
				計	14	2
	食べ物と健康	8		基礎食品学 基礎食品学実験 応用食品学 応用食品学実験（食品の鑑別を含む） 調理学 調理学実験（官能評価を含む） 基礎調理学実習 応用調理学実習 食事計画論実習 食品衛生学 食品衛生学実験	2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 1 1
	小計	28	10	計	8	7
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学Ⅰ 基礎栄養学Ⅱ 基礎栄養学実験	2 2	1
				計	4	1
	応用栄養学	6		食事摂取基準論 ライフステージ別栄養学Ⅰ ライフステージ別栄養学Ⅱ 応用栄養学実習	2 2 2 2	1
				計	6	1
	栄養教育論	6		栄養教育総論 栄養教育方法論 実践栄養教育論 栄養教育実習Ⅰ 栄養教育実習Ⅱ	2 2 2 1 1	1
				計	6	2
	臨床栄養学	8		臨床栄養学基礎 臨床栄養学応用 臨床栄養アセスメント論 臨床栄養ケアマネジメント論 臨床栄養アセスメント実習 臨床栄養ケアマネジメント実習	2 2 2 2 1 1	1
				計	8	2
	公衆栄養学	4	4	公衆栄養学 地域栄養活動論 公衆栄養学実習	2 2 2	1
				計	4	1
	給食経営管理論	4		給食経営管理論 給食経営管理実習 健康フードマネジメント論 健康フードマネジメント実習	2 2 2 2	1
				計	4	2
	総合演習	2	4	総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ	1 1	
				計	2	0
	臨地実習			給食運営臨地実習 臨床栄養Ⅰ臨地実習 臨床栄養Ⅱ臨地実習* 公衆栄養臨地実習*		1 2 1 1
				計	0	4
	小計	32	12	小計	34	13
合計		60	22	合計	62	23
		82				85

〔人間栄養学部人間栄養学科 栄養士免許取得に必要な科目一覧〕

教育内容	単位数		科目名	必修単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
栄養士法施行規則別表第 1					
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学Ⅰ 公衆衛生学Ⅱ	2 2	
			計	4	0
人体の構造と機能	8		解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ 解剖生理学実習 分子栄養学 生化学 生化学実験	2 2 2 2 2	1 1
			計	8	2
食品と衛生	6	10	基礎食品学 応用食品学 基礎食品学実験 応用食品学実験（食品の鑑別を含む） 食品衛生学 食品衛生学実験	2 2 2 2 2	1 1 1
			計	6	3
栄養と健康	8		基礎栄養学Ⅰ ライフステージ別栄養学Ⅰ 応用栄養学実習 臨床栄養アセスメント論 臨床栄養ケアマネジメント論 臨床栄養アセスメント実習 臨床栄養ケアマネジメント実習	2 2 2 2 2	1 1 1
			計	8	3
栄養の指導	6	4	栄養教育総論 栄養教育方法論 栄養教育実習Ⅰ 栄養教育実習Ⅱ 公衆栄養学 公衆栄養学実習	2 2 2 2	1 1 1
			計	6	3
給食の運営	4		給食経営管理論 給食経営管理実習 調理学 基礎調理学実習 調理学実験（官能評価を含む） 給食運営臨地実習	2 2 2	1 1 1
			計	4	4
合計	36	14	合計	36	15
	50			51	

栄養士【生活共創学部生活共創学科食科学コース】

生活共創学部生活共創学科食科学コースは、栄養士法に基づく栄養士養成施設の指定を受けた施設であり、栄養士法及び同法施行規則に基づき、与えられる資格及び資格を得るための要件等は次のとおりである。

- 現代生活学部食物学科に在籍し、卒業に必要な単位数を修得した者に対しては、栄養士免許証の授与資格が与えられる。
- 食物学科の学生は、学則に定める休業中でも、補講・実習等を行う場合には参加しなければならない、
- 校外実習
 - 校外実習は資格取得のため栄養士法に定められている。校外実習は必修科目で、一定期間大学で指定した校外の施設において実習を行う。この校外実習は、栄養士業務(栄養教育及び給食経営管理等)の実際を現場において実地に修練し、栄養士として現場における最低備えるべき知識と技術の全般を習得するものである。
 - 校外給食管理実習の履修条件は次の1.～3.とする。
 - 校内給食管理実習を修得済みであること
校内給食管理実習の履修条件は基礎調理学実習、調理学、調理科学実験、給食管理学を修得済みであること
 - 食品衛生学が修得済みであること
 - 食品衛生学実験は履修中であること
 - 本学における校外実習施設には、次の施設が当てられている。

授業科目名	実 習 施 設	期 間	単 位
校外給食管理実習	事業所、小学校、保育所又はこれに準ずる施設	1 週間	1 単位

これらの施設における実習は、栄養士法施行規則により実習単位として設定され、資格単位と同時に卒業要件の単位として大学で認定している。単位は1週間1単位として計算する。実習は3年次に行う。なお、具体的な実習日時等の計画は実習施設との協議により決定し、別に指示する。

- 栄養士免許証の授与資格取得に必要な科目及び単位数は次の通りである。

【現代生活学部食物学科 栄養士免許証取得に必要な科目一覧】

教育内容	単位数		科目名	必修単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
栄養士法施行規則別表第1					
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学Ⅰ（総論） 公衆衛生学Ⅱ（各論） 計	2 2 4	 0
人体の構造と機能	8		解剖生理学Ⅰ（解剖学） 解剖生理学Ⅱ（生理学） 解剖生理学実習 生化学（総論） 代謝栄養学（生化学各論） 栄養学・生化学実験 計	2 2 2 2 1 8	 1 1 2
食品と衛生	6		食品学総論 食品学各論 食品学実験 食品衛生学 食品衛生学実験 計	2 2 2 1 6	 1 1 2
栄養と健康	8		基礎栄養学 応用栄養学 栄養学各論実習 臨床栄養学総論 臨床栄養学各論 臨床栄養学実習 栄養学実習 計	2 2 2 2 1 1 8	 1 1 1 3
栄養の指導	6	10	栄養指導論 栄養指導実習 栄養カウンセリング論 栄養カウンセリング実習 公衆栄養学 公衆栄養学実習 計	2 2 2 2 2 1 6	 1 1 1 3
給食の運営	4		給食管理学 校内給食管理実習 校外給食管理実習 基礎調理学実習 調理学 調理科学実験 計	2 2 2 1 4	 1 1 2 1 5
合計	36	14	合計	36	15
	50			51	

食品衛生管理者、食品衛生監視員

人間栄養学部人間栄養学科及び生活共創学部生活共創学科食科学コースは、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設として登録を受けた施設であり、その課程を修めて卒業した者は、食品衛生法及び同法施行令に基づき、食品衛生管理者・食品衛生監視員となる資格を得ることができる。

ただし、未登録施設から編入・転入した場合は、食品衛生法及び同法施行令の規定により、既修得単位を認定することはできないので、別表の資格取得に必要な履修科目は、本学で修得する必要がある。

〔食品衛生管理者及び食品衛生監視員に関する履修科目表 ※人間栄養学部人間栄養学科対応〕

区分	左記科目に該当する科目名	選択別		単位数	備考
		必修	選択		
A 群化学関係	化学入門		2	2	
	有機化学	2		2	
	基礎サイエンス実験	1		1	
	小計	3	2	5	
B 群生物化学関係	分子栄養学	2		2	
	生化学	2		2	
	生化学実験	1		1	
	基礎食品学	2		2	
	解剖生理学Ⅰ	2		2	
	解剖生理学Ⅱ	2		2	
	基礎食品学実験	1		1	
	小計	12	0	12	
C 群微生物学関係	微生物学	2		2	
	応用食品学	2		2	
	応用食品学実験（食品の鑑別含む）	1		1	
	小計	5	0	5	
D 群公衆衛生学関係	公衆衛生学Ⅰ	2		2	
	公衆衛生学Ⅱ	2		2	
	公衆衛生学実習	1		1	
	食品衛生学	2		2	
	食品衛生学実験	1		1	
	疫学・社会調査法		2	2	
	小計	8	2	10	
A 群から D 群の合計で 22 単位以上を履修	合計(A+B+C+D)	28	4	32	
E 群その他の関連科目	調理学	2		2	
	調理学実験（官能評価を含む）	1		1	
	基礎栄養学Ⅰ	2		2	
	基礎栄養学実験	1		1	
	臨床病態栄養学	2		2	
	公衆栄養学	2		2	
	公衆栄養学実習	1		1	
	給食経営管理論	2		2	
	健康フードマネジメント論	2		2	
	給食経営管理実習	1		1	
	健康フードマネジメント実習	1		1	
	環境と資源		2	2	
	小計	17	2	19	
A 群から E 群を含め 40 単位以上を履修	総計(A+B+C+D+E)	45	6	51	

〔食品衛生管理者及び食品衛生監視員に関する履修科目表 ※生活共創学部生活共創学科食科学コース対応〕

区分	左記科目に該当する科目名	選択別		単位数	備考
		必修	選択		
A 群化学関係	基礎化学	2		2	
	有機化学	2		2	
	小計	4			
B 群生物化学関係	生化学(総論)	2		2	
	代謝栄養学 (生化学各論)	2		2	
	栄養学・生化学実験	1		1	
	食品学総論	2		2	
	解剖生理学Ⅰ (解剖学)	2		2	
	解剖生理学Ⅱ (生理学)	2		2	
	食品学実験	1		1	
	小計	12		12	
C 群微生物学関係	食品学各論 (食品加工学内容を含む)	2		2	
	食品衛生学	2		2	
	食品衛生学実験	1		1	
	小計	5		5	
D 群公衆衛生学関係	公衆衛生学Ⅰ (総論)	2		2	
	公衆衛生学Ⅱ (各論)	2		2	
	公衆栄養学	2		2	
	小計	6		6	
A 群から D 群の合計で 22 単位以上を履修	合計(A+B+C+D)	27		27	
E 群その他の関連科目	基礎栄養学	2		2	
	応用栄養学	2		2	
	給食管理学	2		2	
	校内給食管理実習	1		1	
	校外給食管理実習	1		1	
	環境と資源		2	2	
	基礎調理学実習	2		2	
	調理学実験	1		1	
	解剖生理学実習	1		1	
	栄養学各論実習	1		1	
	食品機能学	2		2	
	基礎生物学		2	2	
	小計	15	4	19	
A 群から E 群を含め 40 単位以上を履修	総計(A+B+C+D+E)	42	4	46	

建築士

一級建築士及び二級・木造建築士の受験資格を得ようとする者は、国土交通大臣の指定する建築に関する科目(令和元年国土交通省告示第 751 号、令和元年国土交通省告示第 753 号)を修めて、履修規程第 2 条に規定する授業科目並びに第 5 条第 1 号から第 2 号に規定する卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

建築士試験を受けようとする者には、建築士免許登録に必要な建築実務の経験年数を明記した「卒業証明書・一級／二級・木造建築士試験指定科目修得単位証明書」を申請により発行する。

〔建築士試験指定科目※現代生活学部現代家政学科対応〕

指定科目として開講する授業科目		指定科目の分類(単位数)	
授業科目名	単位数	一級	二級・木造
設計製図演習Ⅰ	2	① 建築設計製図(7 単位以上)	① 建築設計製図(3 単位以上)
設計製図演習Ⅱ	2		
設計製図演習Ⅲ	2		
設計製図演習Ⅳ	2		
設計製図演習Ⅴ	2		
設計製図演習Ⅵ	2		
建築C A D演習	2		
住生活論	2	② 建築計画(7 単位以上)	②～④建築計画、建築環境工学又は建築設備(2 単位以上)
住居計画	2		
建築史 A	2		
建築史 B	2		
建築計画	2		
都市計画	2		
建築環境学 A	2	③建築環境工学(2 単位以上)	
住居設備	2	④建築設備(2 単位以上)	
構造力学 A	2	⑤構造力学(4 単位以上)	⑤～⑦構造力学、建築一般構造又は建築材料(3 単位以上)
構造力学 B	2		
建築構法	2	⑥建築一般構造(3 単位以上)	
構造計画 A	2		
インテリア材料	2	⑦建築材料(2 単位以上)	
住宅施工	2	⑧建築生産(2 単位以上)	
建築法規	2	⑨建築法規(1 単位以上)	⑨建築法規(1 単位以上)
住居学概論	2	⑩その他(適宜)	⑩その他(適宜)
福祉住環境	2		
建築設計論	2		
建築調査	2		

【建築士試験指定科目※生活共創学部生活共創学科対応】

指定科目として開講する授業科目		指定科目の分類(単位数)		
授業科目名	単位数	一級	二級・木造	
住居デザイン演習 A	2	①建築設計製図(7 単位以上)	①建築設計製図(3 単位以上)	
住居デザイン演習 B	2			
住居デザイン演習 C	2			
住居デザイン演習 D	2			
住居 CAD 演習	2			
建築デザイン演習 A	2			
建築デザイン演習 B	2			
建築 CAD 演習	2			
建築総合演習	2			
住環境マネジメント論	2	②建築計画(7 単位以上)	②～④建築計画、建築環境工学又は建築設備(2 単位以上)	
住居計画	2			
建築史 A	2			
建築史 B	2			
建築計画	2			
インテリアデザイン論	2	③建築環境工学(2 単位以上)		
建築環境学 A	2			
建築環境学 B	2			
住居設備	2	④建築設備(2 単位以上)		
建築環境システム	2			
構造力学 A	2	⑤構造力学(4 単位以上)	⑤～⑦構造力学、建築一般構造又は建築材料(3 単位以上)	
構造力学 B	2			
構造力学 C	2			
構法計画	2	⑥建築一般構造(3 単位以上)		
住宅設計論	2			
構造計画	2			
インテリア材料	2	⑦建築材料(2 単位以上)		
建築材料学	2			
建築施工	2	⑧建築生産(2 単位以上)	⑧建築生産(1 単位以上)	
建築法規	2	⑨建築法規(1 単位以上)	⑨建築法規(1 単位以上)	
住環境デザイン概論	2	⑩その他(適宜)	⑩その他(適宜)	
福祉住環境	2			
地域デザイン論	2			
ランドスケープデザイン論	2			

〔建築士試験受験に必要な指定科目の修得単位数及び建築士免許登録に必要な建築実務の経験年数〕

指定科目	一級建築士試験			二級・木造建築士試験		
①建築設計製図	7 単位以上			3 単位以上		
②建築計画	7 単位以上			2 単位以上		
③建築環境工学	2 単位以上					
④建築設備	2 単位以上					
⑤構造力学	4 単位以上			3 単位以上		
⑥建築一般構造	3 単位以上					
⑦建築材料	2 単位以上					
⑧建築生産	2 単位以上			1 単位以上		
⑨建築法規	1 単位以上			1 単位以上		
①～⑨の合計	30 単位以上			10 単位以上		
⑩その他	適宜			適宜		
①～⑩の合計	60 単位	50 単位	40 単位	40 単位	30 単位	20 単位
建築士免許登録に必要な 建築実務の経験年数	2 年	3 年	4 年	0 年	1 年	2 年

商業施設士(補)

商業施設士(Commercial Spaces Designer)は、人々が日常利用しているあらゆる商業施設の運営・管理システムや店舗の構成・デザインなどを総合的に計画して、監理までを行う優れた専門家である。

生活共創学部生活共創学科は、「商業施設士(補)」資格制度に係る商業施設関連課程の認定制度において、課程認定を受けており、別表の単位を修得することによって、在学中に「商業施設士(補)」の資格が取得できる。

「商業施設士(補)」は一次試験(学科)が免除され、二次試験(製図)を受験することによって「商業施設士」の資格を取得できる。

〔商業施設士(補)資格取得に必要な科目一覧〕

【A 群】(学科試験に準拠)

区分	授業科目名	授業形態	単位数	資格取得に必要な単位数 ※注
A-1 商業一般	住環境デザイン概論	講義	2	2 区分以上にわたり 計 30 単位以上
	住環境マネジメント論	講義	2	
	経済学入門	講義	2	
	マーケティング基礎	講義	2	
A-2 業態計画	地域デザイン論	講義	2	
	社会園芸	講義	2	
	ランドスケープデザイン論	講義	2	
A-3 計画一般	福祉住環境	講義	2	
	構法計画	講義	2	
	住宅設計論	講義	2	
	構造計画	講義	2	
	住居設備	講義	2	
	建築環境システム	講義	2	
	建築環境学 A	講義	2	
	建築環境学 B	講義	2	
	インテリアデザイン論	講義	2	
	ガーデニング実習 I	実習	2	
	ガーデニング実習 II	実習	2	
A-4 施設計画	住居計画	講義	2	
	建築計画	講義	2	
	建築史 A	講義	2	
	建築史 B	講義	2	
	建築法規	講義	2	
A-5 監理・施工	構造力学 A	講義	2	
	構造力学 B	講義	2	
	構造力学 C	講義	2	
	インテリア材料	講義	2	
	建築材料学	講義	2	
	建築施工	講義	2	
	ガーデンマテリアルズ	講義	2	
	インテリアグリーン	講義	2	

【B 群】(構想表現(実技)試験に準拠)

区分	授業科目名	授業形態	単位数	資格取得に必要な単位数 ※注
B-1 図案表現	住居デザイン演習 A	演習	2	4 単位以上
	住居デザイン演習 B	演習	2	
	住居デザイン演習 C	演習	2	
	住居デザイン演習 D	演習	2	
	住居 CAD 演習	演習	2	
	建築 CAD 演習	演習	2	
	建築デザイン演習 A	演習	2	
	建築デザイン演習 B	演習	2	
	エクステリア演習	演習	2	
	建築総合演習	演習	2	

(※注)「商業施設士(補)資格・認定校(課程)」の基準であり「商業施設士補 講習会」の受講資格となる。

A 群：計 30 単位+B 群：4 単位

インテリアプランナー

現代生活学部現代家政学科及び生活共創学部生活共創学科は、(公益財団法人) 建築技術教育普及センターが付与する「インテリアプランナー」の登録資格個別認定課程に認定されている。

「インテリアプランナー」の登録には、「アソシエイト・インテリアプランナー (学科試験の合格者)」に登録し、設計製図試験に合格するとともに、次の表に示す単位を修得して卒業することで、インテリアに関する必要実務経験年数が不要となる。

〔インテリアに関する科目※現代生活学部現代家政学科対応〕

授業科目	単位	授業形態	開設年次	必要単位数
建築史A	2	講義	2	A (36 - B - C) 単位以上
建築史B	2	講義	3	
住生活論	2	講義	1	
住居学概論	2	講義	1	
福祉住環境	2	講義	2	
都市計画	2	講義	2	
建築調査	2	演習	3	
建築設計論	2	講義	2	B (24 - C) 単位以上
建築計画	2	講義	2	
住居計画	2	講義	2	
建築環境学A	2	講義	2	
住居設備	2	講義	1	
インテリア材料	2	講義	2	
建築構法	2	講義	1	
構造力学A	2	講義	1	
構造力学B	2	講義	3	
構造計画A	2	講義	1	
住宅施工	2	講義	2	
建築法規	2	講義	3	
建築 CAD 演習	2	演習	2	
設計製図演習Ⅰ	2	演習	1	C 2 単位以上
設計製図演習Ⅱ	2	演習	1	
設計製図演習Ⅲ	2	演習	2	
設計製図演習Ⅳ	2	演習	2	
設計製図演習Ⅴ	2	演習	3	
設計製図演習Ⅵ	2	演習	3	

【インテリアに関する科目※生活共創学部生活共創学科対応】

授業科目	単位	授業形態	開設年次	必要単位数
建築史A	2	講義	1	A (36 - B - C) 単位以上
建築史B	2	講義	2	
住環境マネジメント論	2	講義	1	
住環境デザイン概論	2	講義	1	
福祉住環境	2	講義	2	
インテリアデザイン論	2	講義	3	B (24 - C) 単位以上
建築環境学A	2	講義	2	
建築環境学B	2	講義	3	
住居設備	2	講義	2	
建築環境システム	2	講義	3	
インテリア材料	2	講義	2	
建築材料学	2	講義	3	
構造力学A	2	講義	2	
構造力学B	2	講義	3	
構造力学C	2	講義	4	
構法計画	2	講義	4	
住宅設計論	2	講義	2	
構造計画※	2	講義	3	
建築施工	2	講義	3	
建築法規	2	講義	3	
住居CAD演習	2	演習	2	
建築CAD演習	2	演習	3	
住居デザイン演習A	2	演習	1	
住居計画	2	講義	2	
建築計画	2	講義	3	
住居デザイン演習B	2	演習	1	C 2単位以上
住居デザイン演習C	2	演習	2	
住居デザイン演習D	2	演習	2	
建築デザイン演習A	2	演習	3	
建築デザイン演習B	2	演習	3	
建築総合演習	2	演習	4	

保育士資格(保育士資格取得に係る履修方法等に関する細則に基づく内容)

生活共創学部こども教育学科は、指定保育士養成施設としての指定を受けており、保育士資格を得るためには、東京家政学院大学資格取得規程第8条各項に定める以下の要件を満たす必要がある。

- 生活共創学部こども教育学科に在籍し、保育士資格取得に必要な単位を修得し卒業したのに対しては、保育士の資格が与えられる。
- 生活共創学部こども教育学科は、50人を1クラスに編成し、教員が基幹クラス担任として配置されるので、その指導を受けるものとする。
- 生活共創学部こども教育学科は、学生が在学中に他の指定保育士養成施設に於いて修得した単位又は入学前に他の指定保育士養成施設で修得した単位を、当該科目に相当する科目の履修により修得したものとみなすことができる。
また、指定保育士養成施設以外の大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修をし、指定保育士養成施設として設定する教養科目に相当する科目について本学での履修とみなし、単位を与えることができる。ただし、学則第19条から第21条の規定にかかわらず、本学で修得したとみなし、又は与えることが出来る単位数は合わせて30単位を超えないものとする。
- 本学における保育実習は次表(表1)の通り実施する。
学外で実習を実施する場合の期日等については、実習施設との協議により決定されるものであり、休業期間中に実施する場合もある。

(表1)

実習種別	単位数	実習施設とおおむねの日数		備考
保育実習ⅠA	2	保育所	90 時間	6 単位必修
保育実習ⅠB	2	入所型児童福祉施設・障害児通園施設	90 時間	
保育実習指導ⅠA	1	(事前・事後指導)		
保育実習指導ⅠB	1			
保育実習Ⅱ	2	保育所	90 時間	3 単位選択必修
保育実習指導Ⅱ	1	(事前・事後指導)		
保育実習Ⅲ	2	入所型児童福祉施設・通所型児童福祉施設	90 時間	
保育実習指導Ⅲ	1	(事前・事後指導)		

- 保育実習参加には次の基準を満たしていることが必要である。
 - ①1、2年次開講の保育士資格取得に必要な必修科目の内、未修得科目が3科目以下であること。
 - ②学業成績の総合評価の平均(GPA計算式による)が2.2以上であること。
 - ③「保育実習指導」(ⅠA、ⅠB、Ⅱ、Ⅲ各1単位)を履修していること。

その他の注意事項

生活態度等の理由により児童学科会議で不適当と認めた場合は保育実習を許可しない場合がある。
- 保育士資格取得に必要な科目及び単位数は次の通りである。
 - ①次表(表2)に掲げる本学共通教育科目より保育士資格取得に必要な教養科目(外国語2単位、体育2単位、その他6単位以上)合計10単位以上を修得しなければならない。

(表2)

告示による科目				本学における開設科目等				
系列	教科目	授業形態	単位数	科目		授業形態	単位数	時間数
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	共通教育科目	外国語、体育講義・体育実技を除く教養科目	講義 演習 実習	6以上	180以上
	外国語	演習	2		外国語	演習	2以上	60以上
	体育	講義	1		体育講義	講義	1	15
		実技	1		体育実技	実技	1	45

②次表（表 3）に掲げる保育士資格取得に必要な必修科目を 57 単位修得しなければならない。

（表 3）

告示別表第 1 による教科目				本学における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	開設年次	授業形態	単位数	時間数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	1	講義	※2	30
	教育原理	講義	2	教育原理	1	講義	※2	30
	子ども家庭福祉	講義	2	児童福祉論	2	講義	2	30
	社会福祉	講義	2	社会福祉	1	講義	2	30
	子ども家庭支援論	講義	2	こども家庭支援論	3	講義	2	30
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	2	講義	2	30
	保育者論	講義	2	教師・保育者論	2	講義	2	30
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	1	講義	※2	30
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	こども家庭支援の心理学	2	講義	2	30
	子どもの理解と援助	演習	1	こどもの理解と援助	1	演習	1	30
	子どもの保健	講義	2	こどもの保健	2	講義	※2	30
	子どもの食と栄養	演習	2	こどもの食と栄養	2	演習	2	60
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	3	講義	2	30
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論 A	2	演習	1	30
	保育内容演習	演習	5	健康の指導法	2	演習	2	30
				言葉の指導法	2	演習	2	30
				人間関係の指導法	2	演習	2	30
				環境の指導法	2	演習	2	30
				表現の指導法	2	演習	2	30
	保育内容の理解と方法	演習	4	こどもと健康	2	演習	1	30
				こどもと言葉	2	演習	1	30
				こどもと人間関係	2	演習	1	30
				こどもと環境	2	演習	1	30
				こどもと表現	2	演習	1	30
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	1	講義	2	30
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	1	演習	1	30
	子どもの健康と安全	演習	1	小児保健演習	3	演習	1	30
	障害児保育	演習	2	障がい児保育 A	3	演習	1	30
				障がい児保育 B	3	演習	1	30
	社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	2	演習	1	30
	子育て支援	演習	1	子育て支援	3	演習	1	30
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I A	3	実習	2	90
				保育実習 I B	3	実習	2	90
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I A	1	演習	2	30
				保育実習指導 I B	1	演習	2	30
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	4	演習	2	60
合計 51 単位		51 単位		合計 58 単位修得				

※印は本学必修科目

③次表（表 4）に掲げる保育士資格取得に必要な選択科目の中から保育実習Ⅱ及び保育実習指導Ⅱ又は保育実習Ⅲ及び保育実習指導Ⅲを必ず3単位修得し、その他の科目の中から6単位以上、合計9単位以上を修得しなければならない。
（表 4）

告示別表第 2 による教科目				本学における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	開設年次	授業形態	単位数	時間数
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		15 単位以上	保育方法論※	3	講義	2	30
保育の対象の理解に関する科目				発達臨床心理学※	3	講義	2	30
				こころの臨床	4	演習	2	30
				子育て支援実践演習 A	4	実習	2	60
				自然体験活動実践演習 A	4	実習	2	60
				子育て支援実践演習 B	4	実習	2	60
				自然体験活動実践演習 B	4	実習	2	60
保育の内容・方法に関する科目				こころの臨床	2	講義	2	60
				児童文化※	1	講義	2	30
				多文化教育・保育	3	講義	2	30
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	4	実習	2	90
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	4	演習	1	30
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	4	実習	2	90
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	4	演習	1	30
合計		18 単位以上		合計 9 単位以上修得				

保育実習Ⅱ及び保育実習指導Ⅱ又は保育実習Ⅲ及び保育実習指導Ⅲは選択必修

※卒業に必要な単位に算入される科目

フードスペシャリスト・専門フードスペシャリスト

現代生活学部現代家政学科、食物学科及び人間栄養学部人間栄養学科に在学する者で、日本フードスペシャリスト協会が認定するフードスペシャリストの資格を取得しようとする者は、協会の定める資格条件を取得するよう履修計画を立てなければならない。

フードスペシャリストの資格は、フードスペシャリスト養成課程の認定を受けている本学において、日本フードスペシャリスト協会の認定する必修科目・選択科目に対応する科目を修得し、3年次あるいは卒業年次の12月に本学で実施されるフードスペシャリスト資格認定試験を受験し、これに合格すれば、卒業の日に資格を取得することができる。

さらに、専門性・実用性の高い専門フードスペシャリストの資格があり、これには、専門フードスペシャリスト（食品開発）、専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）の2種ある。専門フードスペシャリストの資格は、3年次あるいは卒業年次の12月に本学で実施される専門フードスペシャリスト資格認定試験を受験し、これに合格すれば、卒業の日に資格を取得することができる。なお、専門フードスペシャリスト資格を取得するには、フードスペシャリスト資格認定試験に合格することが条件である。また、専門フードスペシャリスト受験条件として、その年度に食品開発、食品流通・サービスのいずれか1種のみしか受験できない。

〔フードスペシャリスト必修科目一覧※現代生活学部現代家政学科対応〕

日本フードスペシャリスト協会の指定科目	単位数	左記の対応授業科目	単位数	開設年次	備考
フードスペシャリスト論 (講義 2 単位以上)	2	フードスペシャリスト論	2	1	
食品の官能評価・識別論 (演習 2 単位以上)	2	食品の官能評価・鑑別演習	2	3	
食品学に関する科目 (講義 4 単位以上・実験 1 単位以上)	5	食品学概論	2	1	
		食品学	2	2	
		食品学実験	2	2	
食品の安全性に関する科目 (講義 2 単位以上)	2	食品衛生学	2	2	
調理学又は調理科学に関する科目 (講義 2 単位以上・実習 2 単位以上)	4	調理学	2	2	
		調理学実習	2	1	
栄養と健康に関する科目 (講義 2 単位以上)	2	栄養学	2	3	
食品流通・消費に関する科目 (講義又は演習 2 単位以上)	2	食料経済	2	3	
フードコーディネート論 (講義又は演習 2 単位以上)	2	フードコーディネート論	2	3	
フードスペシャリスト資格に 必要適当とされる科目 (自由設定単位)					
計	21	計	22		

〔フーズスペシャリスト必修科目一覧※人間栄養学部人間栄養学科対応〕

日本フーズスペシャリスト協会の指定科目	単位数	左記の対応授業科目	単位数	開設 年次	備考
フーズスペシャリスト論 (講義 2 単位以上)	2	人間栄養学原論	2	1	
食品の官能評価・識別論 (演習 2 単位以上)	2	調理学実験 (官能評価を含む)	1	2	
		応用食品学実験 (食品の鑑別を含む)	1	2	
食品学に関する科目 (講義 4 単位以上・実験 1 単位以上)	5	基礎食品学	2	1	
		応用食品学	2	2	
		基礎食品学実験	1	2	
食品の安全性に関する科目 (講義 2 単位以上)	2	食品衛生学	2	2	
調理学又は調理科学に関する科目 (講義 2 単位以上・実習 2 単位以上)	4	調理学	2	1	
		基礎調理学実習	1	1	
		応用調理学実習	1	2	
栄養と健康に関する科目 (講義 2 単位以上)	2	基礎栄養学 I	2	1	
食品流通・消費に関する科目 (講義又は演習 2 単位以上)	2	フードシステム論	2	3	
フードコーディネート論 (講義又は演習 2 単位以上)	2	食・空間プロデュース論	2	3	
フーズスペシャリスト資格に 必要適当とされる科目 (自由設定単位)		給食経営管理実習	1	2	
		食品衛生学実験	1	3	
		給食経営管理論	2	1	
計	21	計	25		

情報処理士・上級情報処理士

全国大学実務教育協会が認定する情報処理士・上級情報処理士の資格を取得しようとする者は、協会の定める次の表に示す必修科目及び選択科目の単位を修得するよう履修計画を立てなければならない。

〔情報処理士・上級情報処理士資格取得に必要な科目一覧〕

本学対応授業科目名		単位数	上級情報処理士 ◎必修 8 単位 ○選択 16 単位以上	情報処理士 ◎必修 6 単位以上 ○選択 10 単位以上
コンピュータ演習 a		1	◎	◎
コンピュータ演習 b		1	◎	◎
情報処理演習		2	◎	○
消費者教育演習		2	◎	○
卒業研究 A	現代家政学科	4	○	◎
卒業研究 B	現代家政学科	4	○	○
情報伝達と表現		2	○	○
リテラシー演習		1	○	○
社会調査法		2	○	○
異文化コミュニケーション		2	○	○
哲学入門		2	○	○
心理学		2	○	○
経済学入門		2	○	○
消費経済論		2	○	○
食料経済		2	○	○
家庭経営学概論		2	○	○
消費者情報論		2	○	○
社会福祉概論		2	○	○
現代家政ゼミ A		1	○	○
現代家政ゼミ B		1	○	○
インターンシップ		2	○	○
データサイエンス入門		2	◎	◎
キャリア形成概論		2	○	○

生活園芸士

生活共創学部生活共創学科に在学する者で、一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する生活園芸士の資格を取得しようとする者は、協会が定める領域ごとに、開発する能力の主たるものを含め、資格到達目標を達成しなければならない。達成には、大学が定める資格教育課程を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

〔生活園芸士資格取得に必要な科目一覧〕

協会認定基準			本学の開講科目		
領域	領域・資格到達目標区分	開発する能力	対応科目	授業形態	単位数
領域 1	生活および地域における園芸活動の意義を理解し、生活園芸の基礎となる園芸および 生活園芸に関わる植物・資材の知識を体系的に広く身につけ、実践学修ができる基礎能力を修得している。	・園芸学基礎知識 ・植物・資材の知識	ガーデニング概論	講義	2
			園芸論	講義	2
			ガーデンマテリアルズ	講義	2
			インテリアグリーン	講義	2
領域 2	生活園芸の専門知識・技術を修得している。	・生活・社会に関わる園芸の専門知識 ・装飾・活用手法	社会園芸	講義	2
			地域デザイン論	講義	2
			ランドスケープデザイン論	講義	2
			ガーデニング実習Ⅰ	実習	2
領域 3	生活園芸に関わる幅広い演習やゼミ活動を通して、知識と技術を総合的に活かす実践力を備え、スペシャリストとして学びを継続する重要性を理解している。	・実践活動における学びの継続力	ガーデニング実習Ⅱ	実習	2
			エクステリア演習	演習	2
総修得単位数合計 20 単位以上			単位数合計 20 単位		

* 本学においては上記科目を全て修得すること

学内諸規程

東京家政学院大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、東京家政学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、東京家政学院大学学則第25条第2項及び東京家政学院大学大学院学則第22条第2項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の学部を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、本学大学院研究科が指定する期日までに研究科長に提出するものとする。

2 指定する論文は、主論文一編とする。ただし、参考として他の補助論文を添付することができる。

3 学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(学位論文の審査付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理したときは、東京家政学院大学大学院人間生活学研究科代議員会(以下「大学院代議員会」という。)にその論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第6条 大学院代議員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査として学位論文を提出した学生の主指導教員1名、副査として、当該関連授業科目担当の教員2名以上をもって構成する。

3 大学院代議員会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、前項以外の者を副査として加えることができる。

(学位論文の審査の協力)

第7条 学位授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、修士の学位については、その学年度末までに、それぞれの論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に行うものとする。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否の意見を添え、研究科長に報告しなければならない。

(研究科会議の審議)

第11条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科会議構成員（海外渡航中又は休職中の者は除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を得なければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科長は、研究科会議が前条の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

(学部長の報告)

第13条 学部長は、当該学部教授会の議に基づき、卒業認定及び学位の授与について、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の規定による報告に基づいて卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、第12条に規定する報告に基づいて修士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第15条 学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

I 学部

学 部	学 科	学位（専攻分野の名称）
現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）
生活共創学部	生活共創学科	学士（生活共創学）
	こども教育学科	学士（こども教育学）

II 大学院

研究科	専 攻	学位（専攻分野の名称）
人間生活学研究科	家政学専攻	修士（家政学）
	栄養学専攻	修士（栄養学）

(学位の名称の使用)

第16条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「東京家政学院大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決については、第11条第2項を適用する。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、当該教授会又は研究科会議において審議し、学長が決定する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この東京家政学院大学学位規則は、東京家政学院大学学位規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に本学に在学するものについては、なお従前の例による。

3 改正後の第15条に掲げる表の第3年次編入学者については、同条の規定にかかわらず、平成32年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

様式第1号（修士課程修了者）

修 第 号	
学 位 記	
大学印	本 籍（都道府県名） 氏 名 年 月 日生
本学大学院 研究科 専攻の修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した ので修士（ ）の学位を授与する	
年 月 日	
東京家政学院大学大学院人間生活学研究科長	氏 名 印
東京家政学院大学学長	氏 名 印

様式第2号（学部卒業者）

現家 第 号	
人人 第 号	
生生 第 号	
生こ 第 号	
学 位 記	
大学印	本 籍（都道府県名） 氏 名 年 月 日生
本学 学部 学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（ ）の学位を授与する	
年 月 日	
東京家政学院大学 学部長	氏 名 印
東京家政学院大学学長	氏 名 印

東京家政学院大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第56条第2項に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第32条に規定する大学入学資格を有する者
- (2) 東京家政学院高等学校の生徒のうち、高等学校長の許可を受けた者

(科目等履修の範囲)

第4条 科目等履修生として履修できる授業科目は、各学部学務部会で審議し、担当教員の同意を得たものとする。

(入学の出願)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、指定の期間内に、次の書類を提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号に該当する者については、第2号から第5号までの書類を要しないものとする。

- (1) 入学願書(本学所定の様式) 1通
- (2) 履歴書(本学所定の様式) 1通
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 在職中の者は、その所属長の承諾書1通
- (5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書(写) 各1通

(入学の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式) 1通
- (2) 調査書(本学所定の様式) 1通
- (3) 学籍カード(本学所定の様式) 1通

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第8条 在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

(履修単位数)

第9条 科目等履修生として履修できる科目の総単位数は30単位以内とする。

(科目等履修生の修了)

第10条 科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

(単位認定)

第11条 履修した科目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出て試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない。

(授業料等の額)

第13条 科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・実技科目を履修する場合は、経費を別途徴収することがある。

- (1) 検定料 10,000 円
- (2) 入学金 15,000 円
- (3) 授業料 15,000 円 (1 単位毎に)

2 前項の授業料は、指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

4 第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者及び本学卒業生の授業料等については、別に定める。

(他の規則等の準用)

第 14 条 科目等履修生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京家政学院大学聴講生規則 (昭和 62 年 7 月 9 日施行) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学科目等履修生規則は、東京家政学院大学科目等履修生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 17 日から施行し、令和元年 9 月 21 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学研究生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第55条第2項に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受ようとする教員の承諾を得て、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

- | | |
|--|-------|
| (1) 入学願書(本学所定の様式) | 1 通 |
| (2) 履歴書(本学所定の様式) | 1 通 |
| (3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 | 各 1 通 |
| (4) 在職中の者は、その所属長の承諾書及び本人の確約書 | 各 1 通 |
| (5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書(写) | 各 1 通 |

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 誓約書(本学所定の様式) | 1 通 |
| (2) 調査書(本学所定の様式) | 1 通 |
| (3) 学籍カード(本学所定の様式) | 1 通 |

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、学科会議の議を経て学長が決定する。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年を限度として許可を得て研究期間の延長を願い出ることができる。

(講義への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認め、かつ、当該学科科目担当教員の承認がある場合に限り、4科目を限度として、講義に出席することができる。

2 研究生として聴講した授業科目の単位認定及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第20条による単位の認定は、行わない。

(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究期間の途中で退学しようとする者は、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

(検定料等の額)

第12条 研究生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 検定料 | 15,000 円 |
| (2) 入学金 | 50,000 円 |

(3) 授業料 300,000 円

2 前項の授業料は、年 2 期に分けそれぞれ指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

(他の規則の準用)

第 13 条 研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、学則及び学生通則等を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

2 東京家政学院大学研究員規則（昭和 56 年 4 月 20 日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学研究生規則は、東京家政学院大学研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学転学部・転学科に関する規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学の学生の転学部・転学科（以下「転学部等」という。）については、この規程により必要事項を定める。

(時期)

第2条 転学部等の時期は学年の始めとする。

(募集)

第3条 募集は、学科に欠員があった場合年2回を限度として行い、詳細については要項に定める。

(出願)

第4条 転学部等を志望する者（以下「出願者」という。）は、指定された期日までに、次の書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 転学部・転学科願（本学所定の様式） | 1通 |
| (2) 志望理由書（本学所定の様式） | 1通 |
| (3) 成績証明書 | 1通 |

(選考)

第5条 出願者に対して、小論文、面接（口頭試問を含む。）により選考を行う。

2 小論文の作問及び前項が定める方法による選考は、転学部等を募集する学科が行う。

(判定)

第6条 判定は出願者の志望する学科による判定案を基に、学務委員会が行う。

(許可)

第7条 前条の判定に基づき、教授会の議を経て学長が許可する。

(既修得単位の認定)

第8条 前条により転学部等を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の全部又は一部については、学務委員会で審議後教授会の議を経て認定する。

(在学期間及び休学期間)

第9条 転学部等前の在学期間及び休学期間は、転学部等後の期間と通算する。

(納入金の額)

第10条 検定料、授業料、施設設備資金及び実習料の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 検定料 | 10,000円 |
| (2) 授業料 | 当該年次の在学者に係る額と同額 |
| (3) 施設設備資金 | 当該年次の在学者に係る額と同額 |
| (4) 実習料 | 当該年次の在学者に係る額と同額 |

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、学務室が担当する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学務委員会及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

1 この内規は、平成7年11月16日から施行する。

2 東京家政学院大学家政学部家政学科転専攻に関する取扱い内規（昭和60年2月14日施行）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在籍する者については、なお、従前の例による。

2 東京家政学院大学転学部・転学科・転専攻に関する取扱い内規（平成17年4月1日施行）は、家政学部及び人文学部に在籍する者がいなくなったときに廃止する。

附 則

1 この東京家政学院大学転学科に関する取扱い内規は、東京家政学院大学転学部・転学科に関する取扱い内規に改正する。

2 この内規は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 改正後の内規は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度から平成31年度の編入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この東京家政学院大学転学部・転学科に関する取扱い内規は、東京家政学院大学転学部・転学科に関する規程に改正する。

2 この規程は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。附 則

この規程は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

東京家政学院大学休学期間中の授業料等の取扱い内規

(目的)

第 1 条 この内規は、東京家政学院大学学則及び東京家政学院大学大学院学則に規定する休学期間中の授業料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休学期間中の授業料等)

第 2 条 休学期間中の授業料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）については免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学する場合は、休学する日の属する期分の授業料等を納入しなければならない。

(休学在籍料)

第 3 条 休学を許可された者は、休学在籍料を指定した期日までに納入しなければならない。

1 休学在籍料は、1 年の休学を許可された者は施設設備資金の 2 分の 1、前期又は後期の休学を許可された者は施設設備資金の 4 分の 1 とする。

内規の改廃)

第 4 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 1 月 20 日から施行し、令和 3 年 9 月 21 日から適用する。

東京家政学院大学再入学取扱い内規

東京家政学院大学学則第 38 条第 2 項の規定に基づき、東京家政学院大学（以下「本学」という。）を中途退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、次のように取扱う。

- 1 再入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 2 再入学願出の資格は、本学を退学した者又は除籍（学則第 40 条第 1 号の場合に限る。以下同じ。）された者で、再入学の理由が正当である者とする。
- 3 再入学の出願をする者は、次の書類に所定の検定料を添えて、指定の期間内に提出しなければならない。

(1) 再入学願書（本学所定の様式）	1 通
(2) 履歴書（本学所定の様式）	1 通
(3) 再入学理由書	1 通
- 4 出願者に対して提出書類及び面接による選考を行う。
- 5 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の納入金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1) 誓約書（本学所定の様式）	1 通
(2) 調査書（本学所定の様式）	1 通
(3) 学籍カード（本学所定の様式）	1 通
- 6 入学手続を完了した者は、学長が相当年次に入学を許可する。
- 7 再入学者の在学年数は、退学又は除籍前の在学年数と再入学後の在学年数とを通算する。ただし、再入学後の在学年数が 1 年に満たない場合は、1 年とする。
- 8 本学を退学又は除籍前に本学で修得した授業科目及び単位数の全部又は一部を教授会の議を経て認定することができる。
- 9 検定料、入学金、授業料・施設設備資金及び実習料は、次のとおりとする。

(1) 検定料 30,000 円	
(2) 入学金は、当該年度に入学する者に係る額の 2 分の 1 とする。	
(3) 授業料は、再入学した該当年次の在学者に係る額と同額とする。	
(4) 施設設備資金は、当該年次の在学者に係る額と同額とする。	
(5) 実習料は、実習料を徴収する学科・専攻に再入学した者に限り、当該年次の在学者に係る額と同額とする。	

附 則

この内規は、平成 6 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 3 月 31 日以前に入学した者で、平成 10 年 3 月 31 日までに除籍された者については、改正後の内規にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日以前に入学した者については、改正後の内規にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 13 年 7 月 5 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学入学前の既修得単位の認定に関する内規

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第20条に規定する単位認定に関しては、この内規の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 既修得単位の認定を願い出ることのできる者は、大学若しくは短期大学等を卒業又は中途退学し、本学に入学した者とする。

(出願時期)

第3条 既修得単位の認定の出願時期は、入学時とする。

(出願手続)

第4条 既修得単位の認定を願い出る者は、次の書類を所定の期日までに学務室へ提出しなければならない。

(1) 単位認定願書

(2) 既修得単位の成績証明書及び修得科目の授業概要が記載された学生便覧等

(単位の認定)

第5条 単位の認定は、学務委員会において審議し、教育上有益と認められた場合は、教授会の議を経て認定するものとする。

(認定単位数)

第6条 単位の認定は、学則第18条及び第19条に規定する本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(認定単位の評価)

第7条 認定した単位の評価は、「認定」として表示するものとする。

附 則

この内規は、平成7年5月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

東京家政学院大学学生交流規程

(趣旨)

第1条 本学の学生で、東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第18条及び第42条の規定により、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び他大学等の学生で学則第57条の規定により本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(他大学等との協議)

第2条 学則第18条及び第57条の規定による本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項について教授会の議を経て学長が行うものとする。

- (1) 履修する授業科目の範囲
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他必要な事項

2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

(派遣学生の出願手続)

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定により出願できる者は、第3年次以上（ただし外国の大学又は短期大学の場合は第2年次以上）に在学する学生とする。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部長は教授会の議を経て他大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

(外国の大学等における履修期間)

第5条 外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で履修する派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、更に1年以内に限りその延長を許可することができる。

(派遣学生の在学期間の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間は、本学の在学年数に算入する。

(派遣学生の履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、履修が終了したときは直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあつては帰国の日から1月以内に）学部長に履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(派遣学生の単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書により教授会の議に基づき60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなす。

(派遣学生の授業料)

第9条 派遣学生の本学の学生としての授業料の取扱いについては、別に定める。

(派遣許可の取消し)

- (1) 第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、履修の許可を取消す。
- (2) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (3) 派遣学生として当該他大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき。
- (4) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(特別聴講学生の受入れ許可)

第11条 特別聴講学生の受入れの許可は、他大学等からの依頼に基づき教授会の議を経て学長が行う。

(特別聴講学生の学業成績証明書)

第12条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学部長は学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生の検定料等)

第 13 条 特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料の取扱いについては当該他大学等との協議により定める。

(他の規程の準用)

第 14 条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 15 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則

この東京家政学院大学学生交流規則は、東京家政学院大学学生交流規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学学生懲戒規程

（目的）

第1条 この規程は、東京家政学院大学学則第54条及び東京家政学院大学大学院学則第38条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定める。

2 懲戒は、本学における教育研究の秩序を維持すると共に、学生の本分を全うさせるために行うものであり、懲戒の対象となる行為の様態、結果等については総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行うものとする。

3 懲戒により学生に課す不利益は、前項の懲戒目的を達成するため、必要な限度にとどめなければならない。

（懲戒の対象者）

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、学部及び大学院に所属する学生（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生を含む。以下同じ。）とする。

（懲戒の対象行為）

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

(1) 法令に違反する行為

(2) 本学の学則、学生通則等諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為

(3) 前2号のほか本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

2 具体的な行為は別に定める学生の懲戒標準例（以下「標準例」という。）のとおりにする。

3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない行為については、標準例に照らして慎重に判断し、懲戒の対象行為とみなすことができる。

（懲戒の種類及び内容）

第4条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 学生の行った行為について、書面をもって厳重な注意を与えて戒め、反省を求めること

(2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修、課外活動及び大学施設等の利用を禁止すること

(3) 退学 学生の身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。

2 停学の期間は、6ヶ月以内とする。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

（厳重注意）

第5条 前条に定める懲戒のほか、教育的措置として、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、部局長会議の議を経て、当該学生の所属する学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）が口頭により行い、当該学生が所属する学部教授会又は研究科会議（以下「教授会等」という。）に報告する。

（出校停止）

第6条 懲戒処分を行うまでの間、出校を停止することができる。その期間については、部局長会議で決定する。

2 出校を停止した学生が、停学の処分を受けた場合、出校停止の期間は停学の期間に加えることができる。

（懲戒の量定）

第7条 懲戒処分の量定は、標準例に準拠する。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分とすることができる。

（通報等）

第8条 本規程第3条に該当する行為を発見し、又はその情報を得た教職員は、速やかに学務室長に通報する。

2 前項の通報を受けた学務室長は、直ちに副学長に報告するものとし、副学長は、これを直ちに当該学生の所属する学部あるいは研究科の学部長等に報告する。

（手続開始の決定）

第9条 前条第2項の報告を受けた副学長は、学部長等と協議の上、相当の理由があると認めたときは、懲

戒事案として手続の開始を決定し、学長に報告する。

（調査委員会の設置等）

第10条 教授会等は前条の決定があった場合、事実を調査し、懲戒処分案を調査させるため、その都度、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 学長が指名する副学長（以下「担当副学長」という。）

(2) 学部長等

(3) 学生指導委員会委員長

(4) 担当副学長が指名する教職員

3 委員会には、委員長を置き、担当副学長がこれに当たる。

4 学部長等は、前条の決定（懲戒事案の概要を含む。）及び調査委員会の発足について、理由を付して直近の教授会等に報告し、教授会等は、これを確認する。

5 教授会等は、前項の報告を確認する場合において、特に必要があると認めたときは、これを修正することができる。

（事実の調査等）

第11条 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 調査委員会は、当該学生に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、調査の終了後、調査内容及び懲戒処分案を明記した報告書を作成し、学長に提出する。

（懲戒処分の決定）

第12条 学長は、前条第3項の報告書を受理したときは、教授会に諮りその議を経て、懲戒処分を決定する。

（懲戒処分の通知・告示）

第13条 学長は、学生を懲戒に付すときには、懲戒の種類、内容及びその理由を学生本人及び保証人に書面をもって通知するとともに学内に告示する。

（不服申し立て）

第14条 懲戒処分を受けた学生は、処分理由に事実誤認、新事実の発見及びその他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、学長に対して不服申し立てを行うことができる。

2 不服申し立てを行う学生は、処分の通知を受け取った日から1週間以内に不服申し立て書を学長に提出しなければならない。

（再調査の実施）

第15条 学長は、学生からの不服申し立てを受け再調査の必要があると認めたときは、調査委員会に対して再調査を指示する。

2 学長は、再調査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を書面にて当該学生に通知する。

3 学長は、再調査に必要と認める者を調査委員会に加えることができる。

4 再調査の処理については、第11条、第12条及び第13条の規定に準ずる。

5 再調査の結果により懲戒処分の内容を変更したときは、学長は既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

（懲戒処分に関する記録）

第16条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍カード及び学生調査書に記録する。

（学生異動）

第17条 学長は、懲戒に関する事実調査が開始された場合は、懲戒処分が決定するまで、当該学生の休学及び退学の願い出は受理しない。

2 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、停学の決定後に退学の願い出があった場合は、この願い出を受理し、教授会等の議を経て、退学を許可することができる。

3 休学中の学生が停学処分となった場合は、休学許可を取り消す。

4 停学期間は、在学期間を含め修業年限には含めない。ただし、停学期間が1か月以内の場合には修業年限に含めることができる。

（事務）

第18条 この規程に関する事務は、学務室が取扱う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、部局長会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この規則は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学学生懲戒手続規則は、東京家政学院大学学生懲戒手続規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学学生懲戒手続規程は、東京家政学院大学学生懲戒規程に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）学生の懲戒標準例

区 分	内 容	退学	停学	訓告
法令違反（犯罪） 行為	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為	○		
	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為の未遂行為	○		
	傷害行為	○	○	
	薬物犯罪行為	○	○	
	窃盗、万引き、詐欺等	○	○	○
	ストーカー行為、盗撮行為、迷惑行為の犯罪行為	○	○	○
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	○	○	○
交通事故	死亡又は、高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が、無免許運転、飲酒運転、暴走運転など悪質な交通法規違反の場合	○		
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が、無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	○	○	
	無免許運転、飲酒運転、暴走行為等の交通法規違反	○	○	○
	死亡又は、高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が、重大な過失の場合	○	○	○
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	○	○	
	飲酒を強要した場合		○	○
試験・論文等 不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	○	○	○
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		○	○
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の悪質な行為	○	○	○
研究活動中 不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等の研究倫理に反する行為を行った場合	○	○	○
その他の 非違行為例	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	○	○	○
	ハラスメントその他の人権侵害等に当たる行為	○	○	○
	資格外活動違反等、入管法の違反行為を繰り返した場合	○	○	
その他	正当の理由がなくて出席常でない場合	○		

東京家政学院大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政学院大学学則第53条に規定する学生の表彰に関し必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(実施)

第2条 学生の表彰は、この規程の定めるところにより、学長が行う。

(表彰)

第3条 学生の表彰は、表彰状を授与して行うものとし、併せて記念品を贈呈するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、学生指導委員会において被表彰候補者を選出し、教授会の審議を経て学長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、原則として卒業式の日とし、随時行うことができる。

(表彰基準)

第6条 学生の表彰の基準は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学業、人物ともに優れ本学学生として表彰に価する事由のある者
- (2) 本学における課外活動の成果が特に顕著であり、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前3号と同等の表彰に価する行為等があったと認められる者

(事務)

第7条 学生の表彰に関する事務は、大学事務局が行う。

附 則

この規則は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学学生表彰規則は、東京家政学院大学学生表彰規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

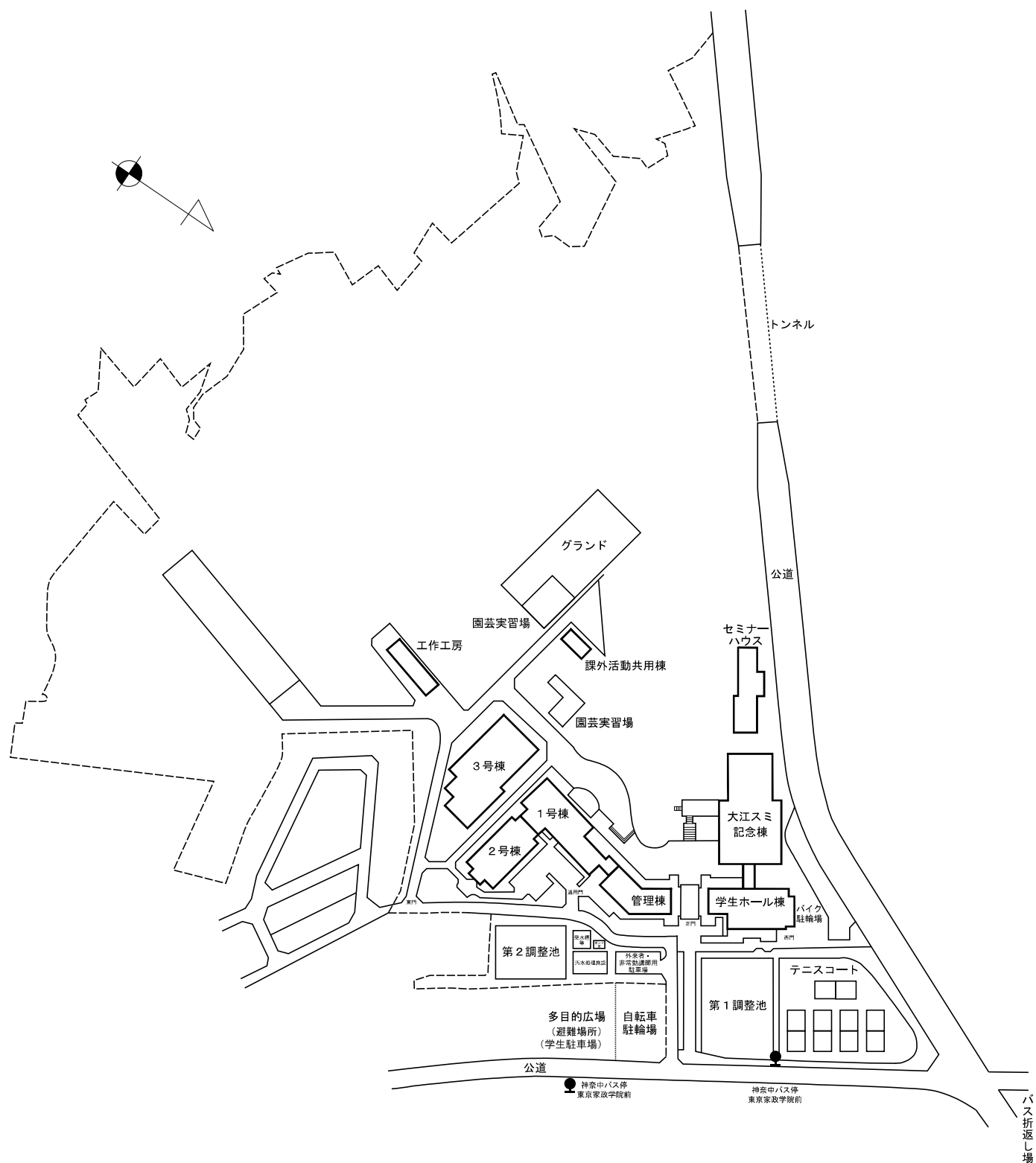
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

キャンパス案内

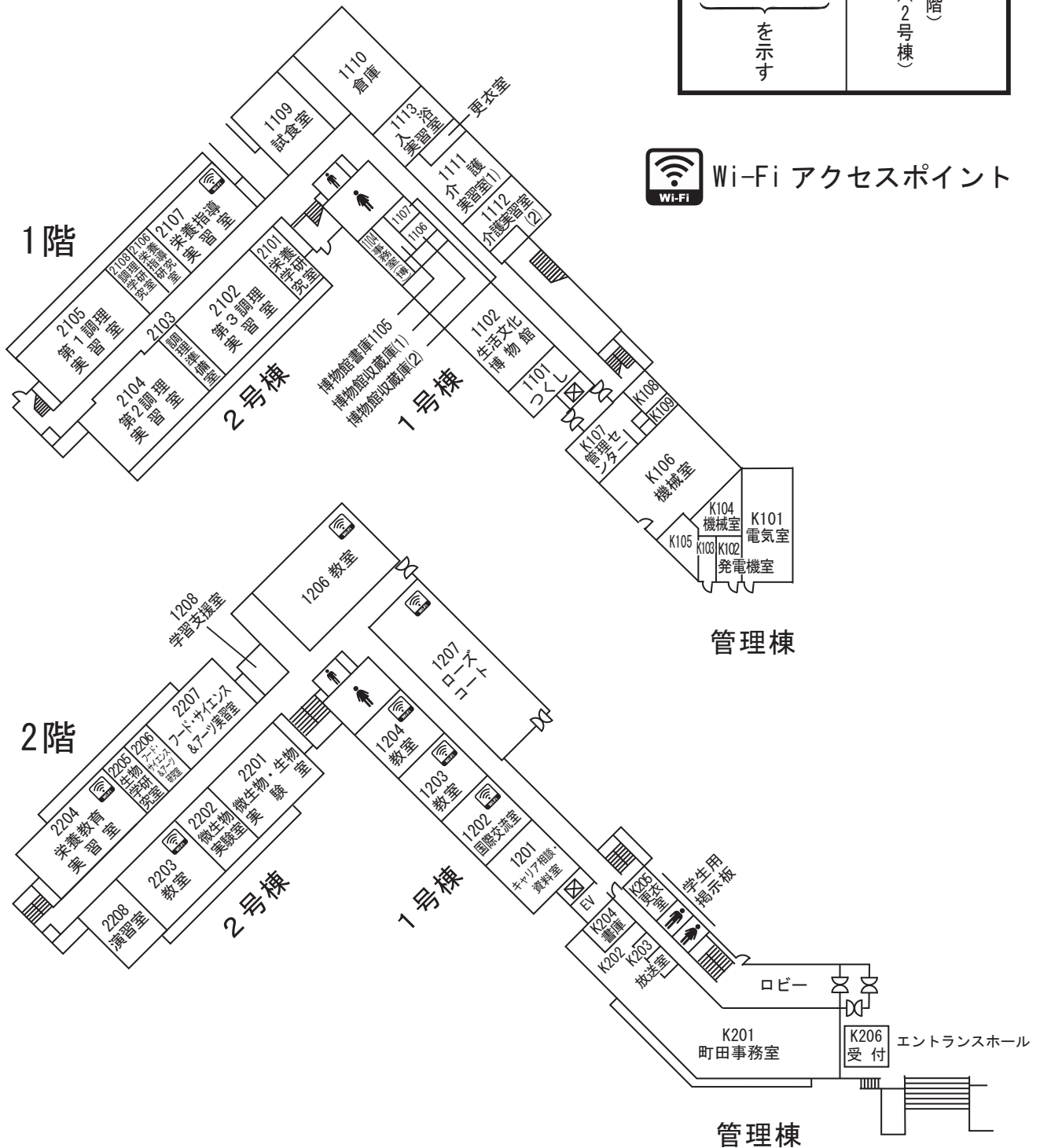
町田キャンパス建物配置図

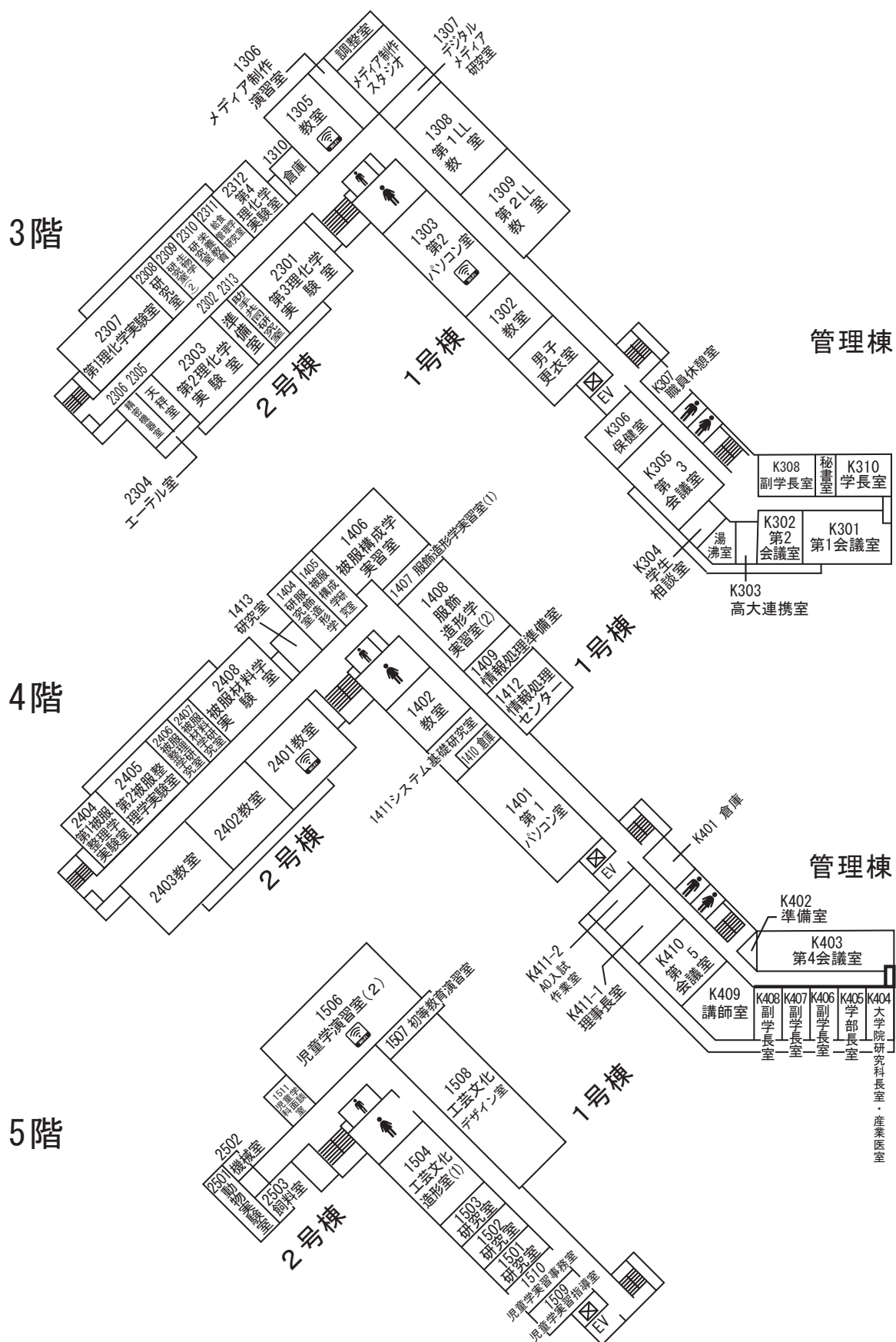


町田キャンパス案内図

管理棟
1号棟
2号棟

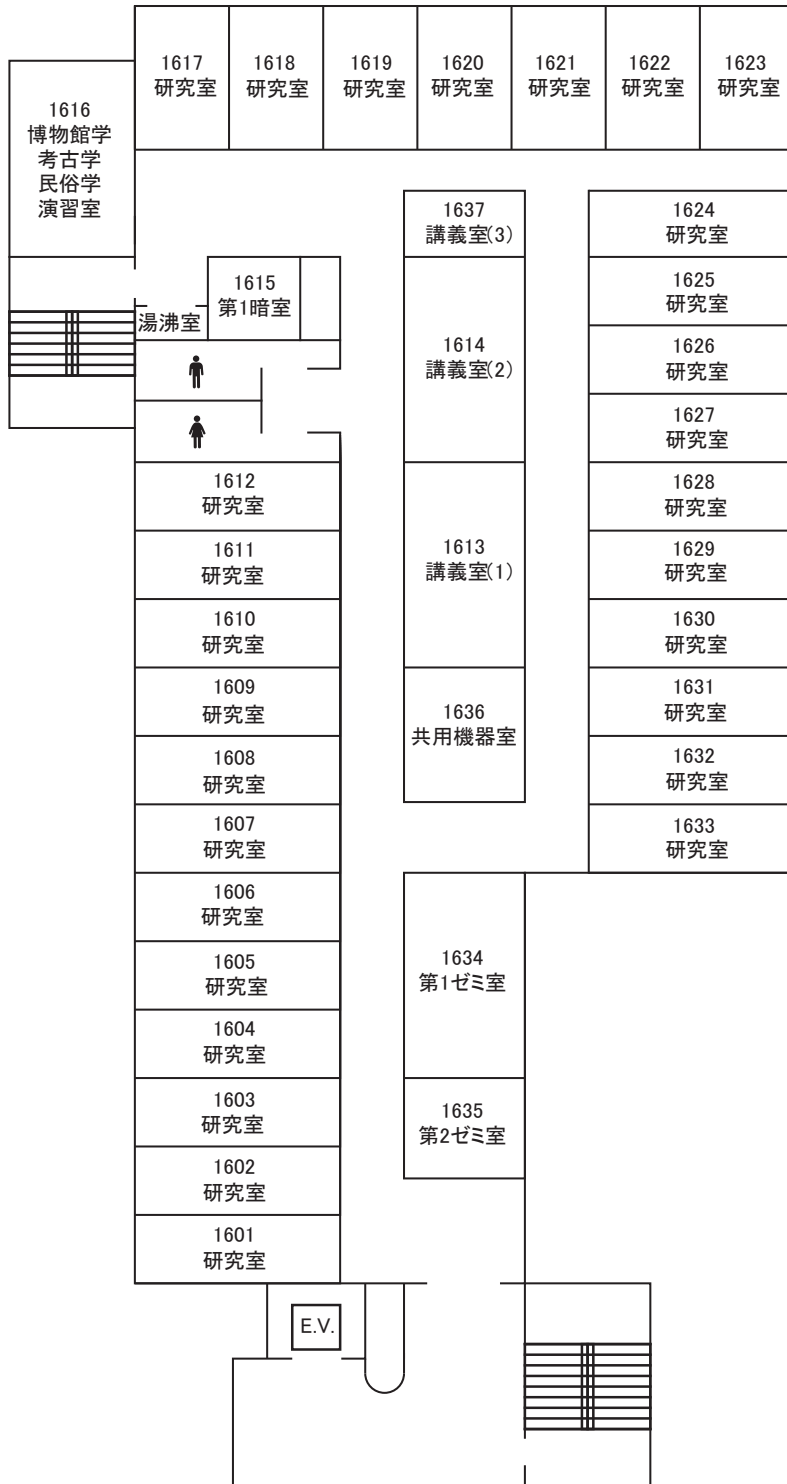
建物記号呼称	部屋記号呼称
Oは大江スミ記念棟 Tは工作工房 Gは学生ホール棟 Sはセミナーハウス Kは管理棟	例 2 4 0 3 (K・S・G) 建物別 (2号棟) 階数 (4階) 教室番号





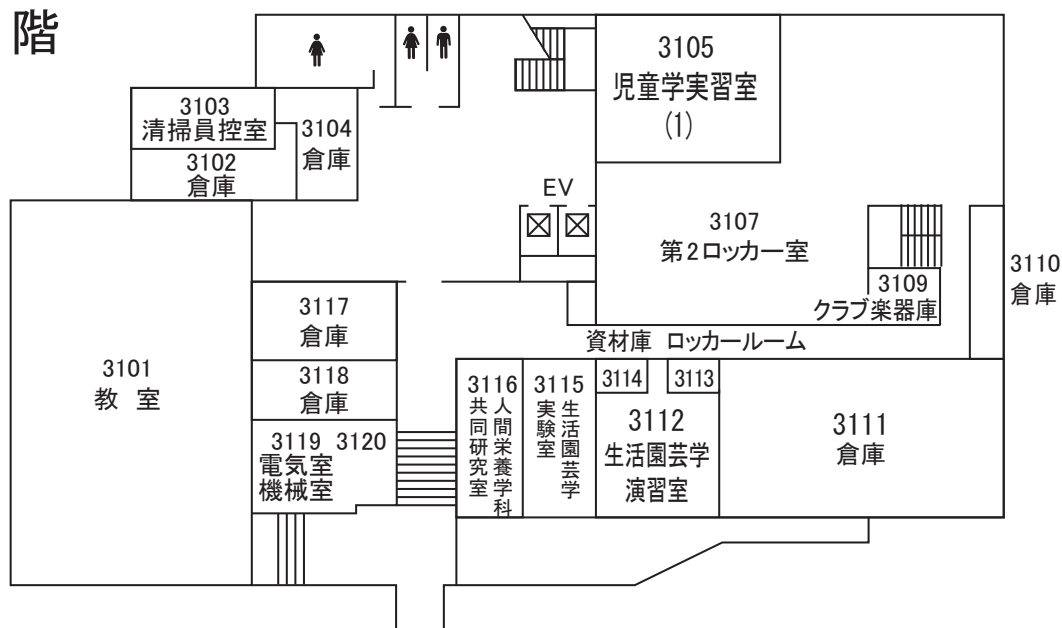
6階

研究室一覽表

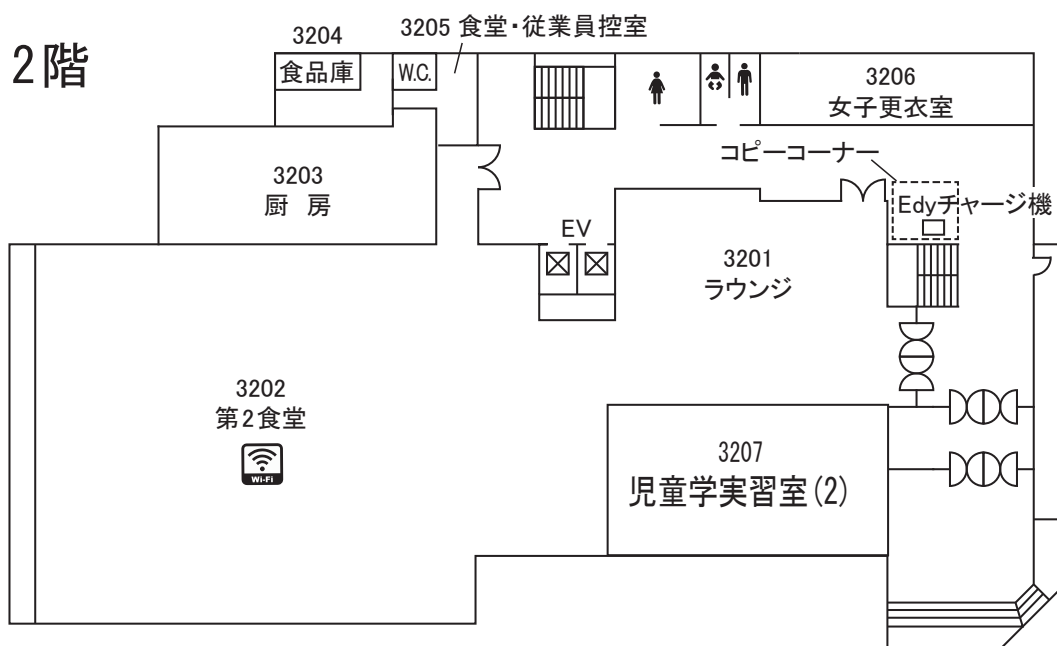


3号棟

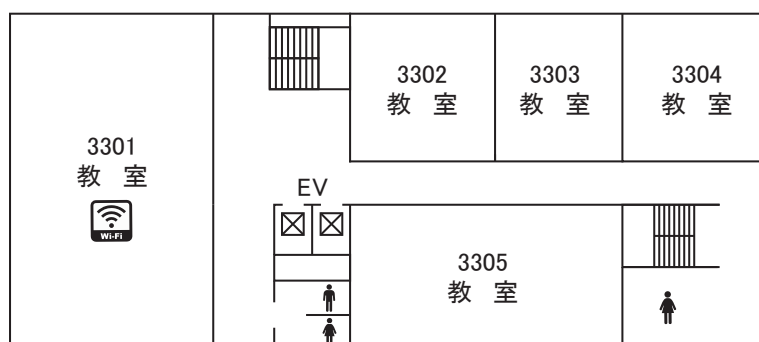
1階



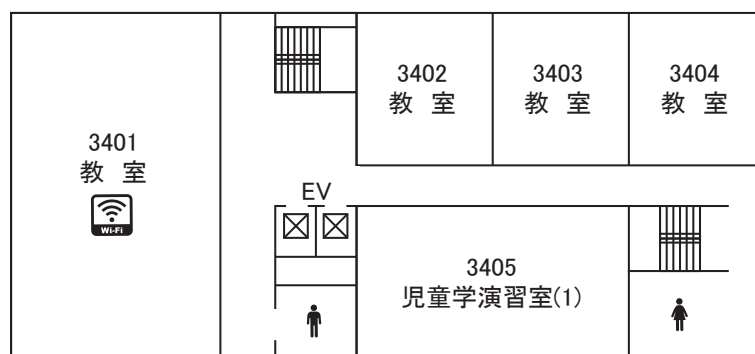
2階



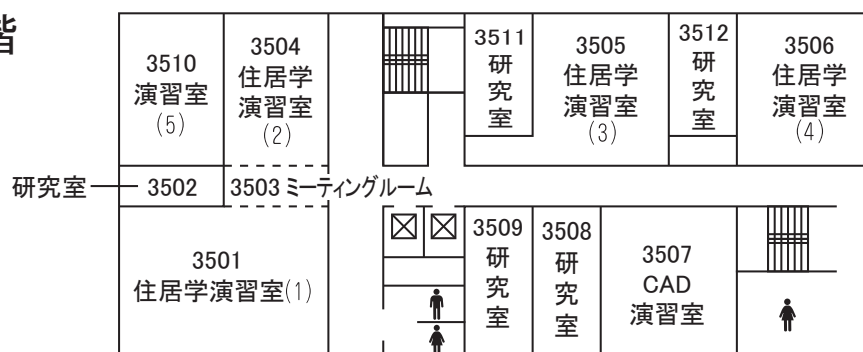
3階



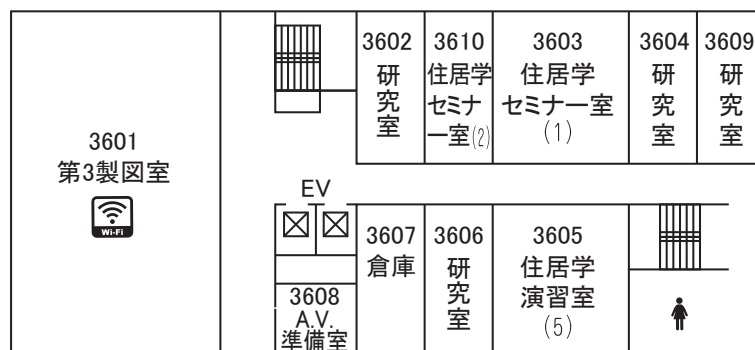
4 階



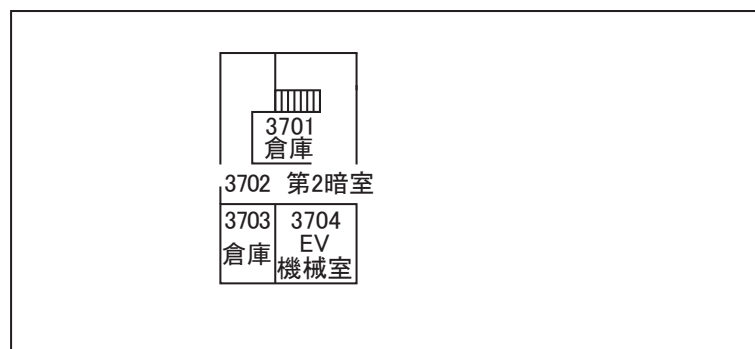
5 階



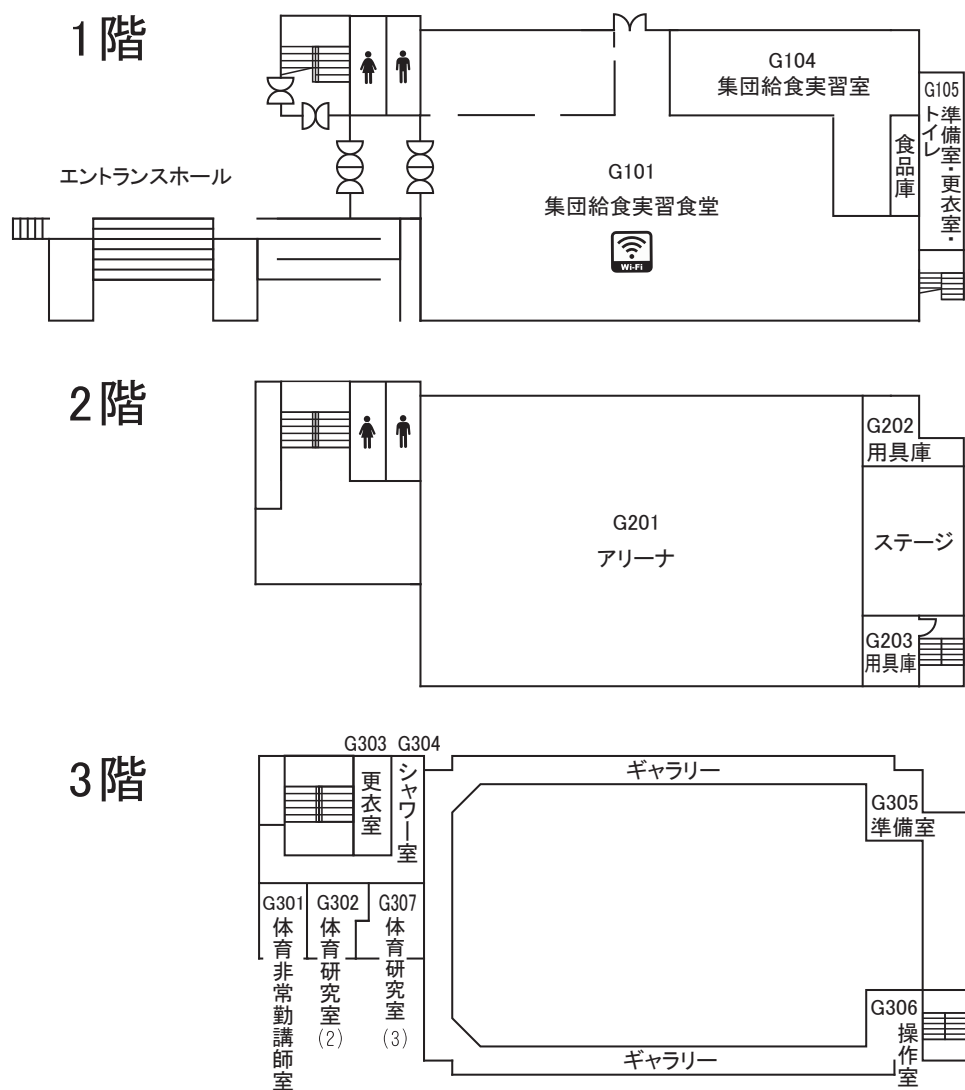
6 階



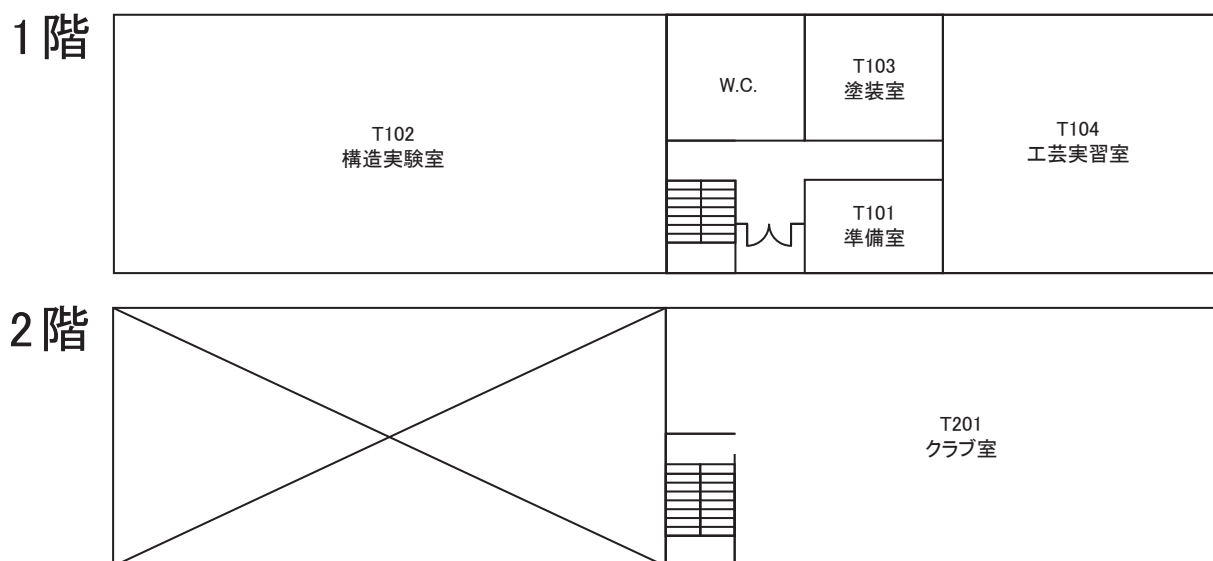
7 階



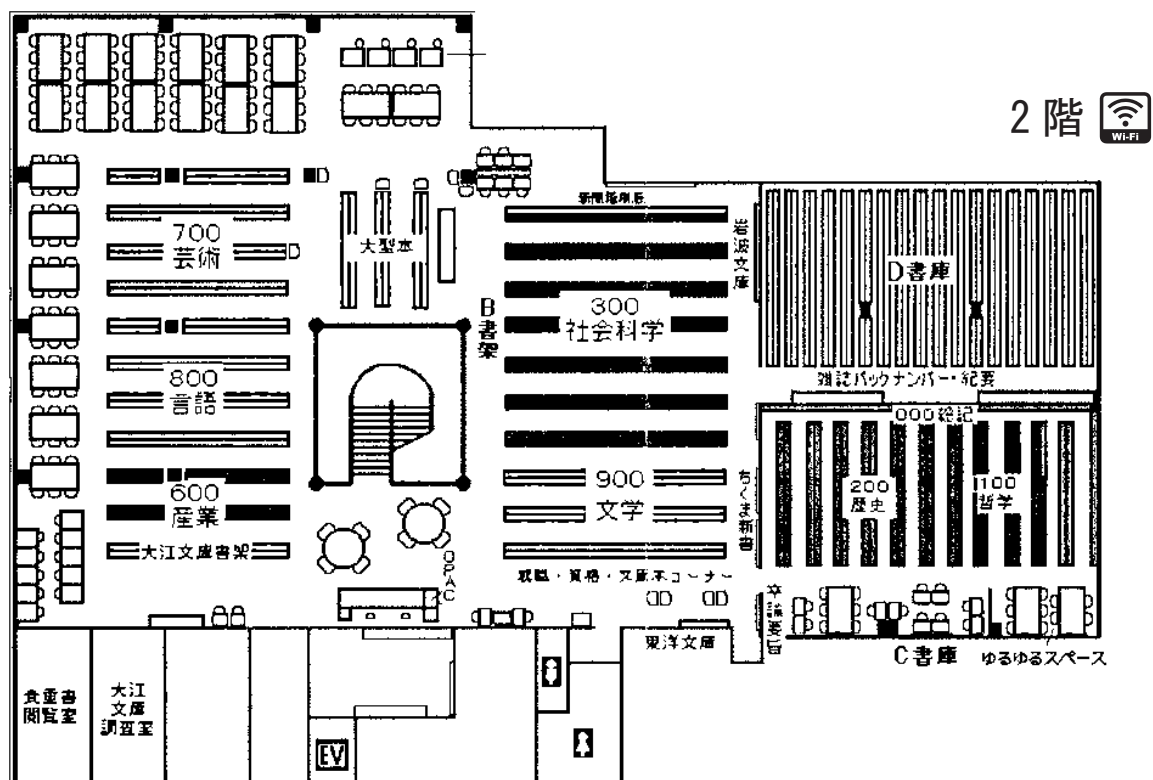
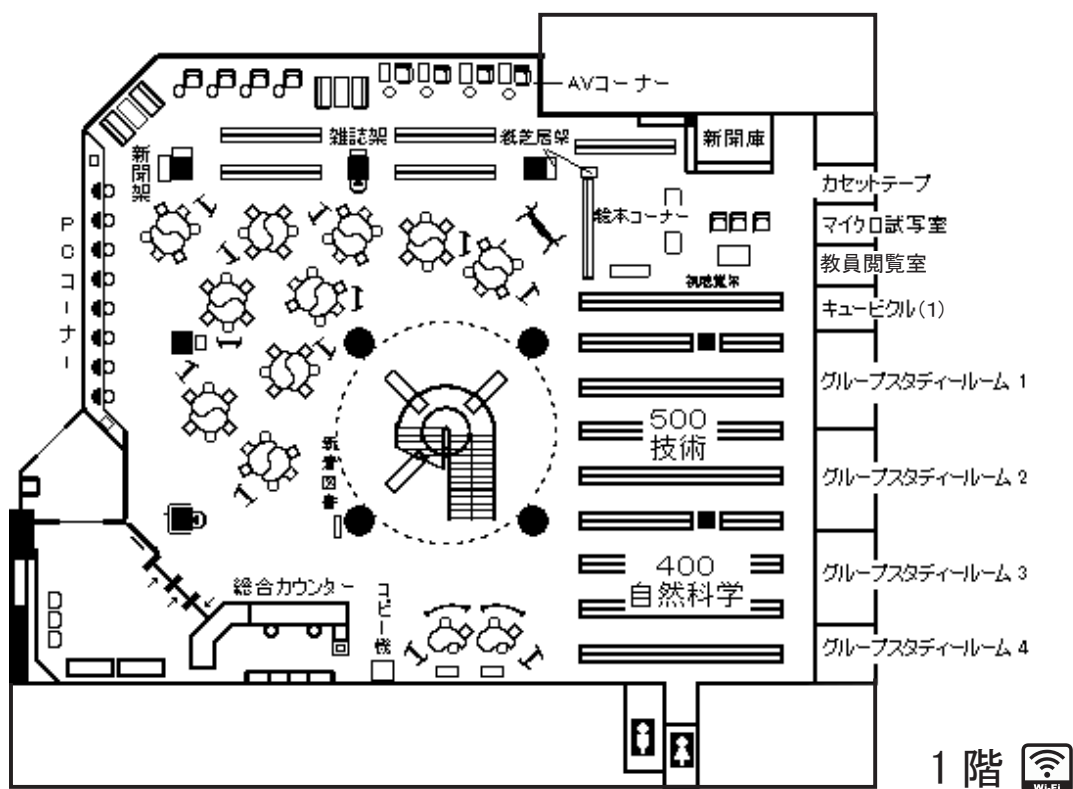
学生ホール棟

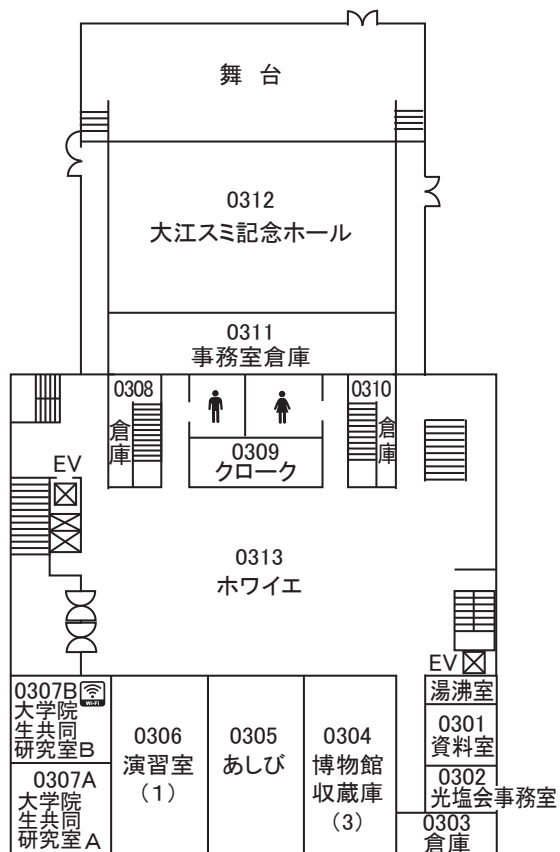


工作工房

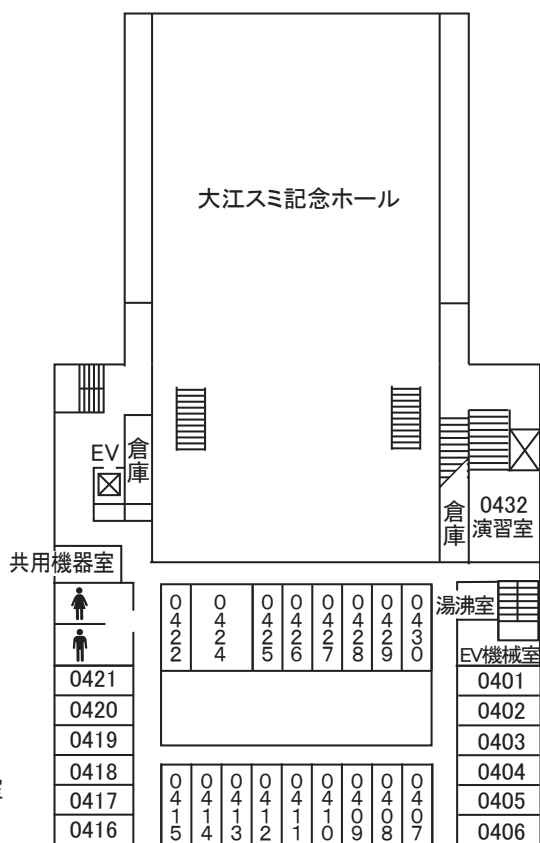


大江スミ記念棟

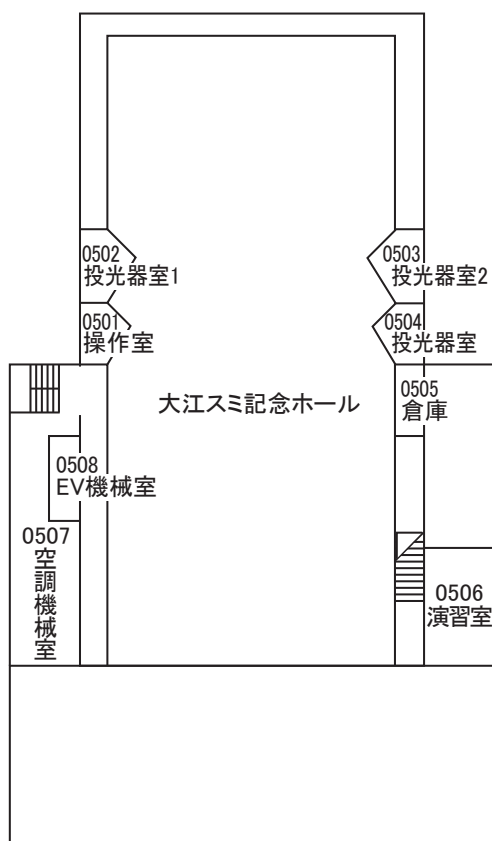




3階



4階



5階

4 階拡大図

研究室一覧表

0432 演習室					0431 E.V. 機械室	0401 研究室	0402 研究室	0403 研究室	0404 研究室	0405 研究室	0406 研究室							
	湯沸室																	
	0430 研究室																0407 研究室	
	0429 研究室																0408 キャリア支援倉庫	
	0428 研究室																0409 研究室	
	0427 研究室																0410 博物館等資料保管室	
	0426 演習室(2)																0411 研究室	
	0425 演習室(1)																0412 図書保管室	
	0424 国際交流室																0413 国際交流センター倉庫	
	0422 学務倉庫																0414 現代生活学研究所 (アドミッションセンター倉庫)	
												0415 現代生活学研究所 (アドミッションセンター倉庫)						

共 用 機器室			0421 キャリア 支援 倉庫	0420 組合 事務室	0419 資料庫	0418 アドミッション オフィス 倉庫	0417 学務 倉庫	0416 研究室
------------	---	---	--------------------------	-------------------	-------------	-------------------------------	------------------	-------------

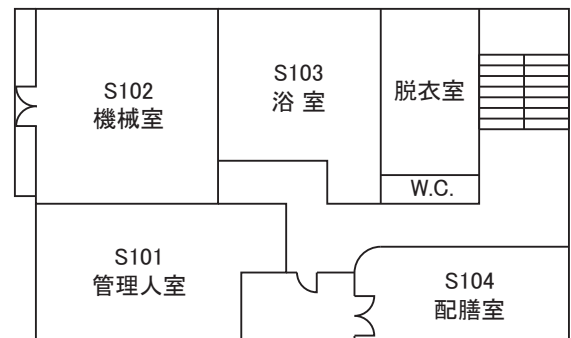
課外活動共用棟

1階

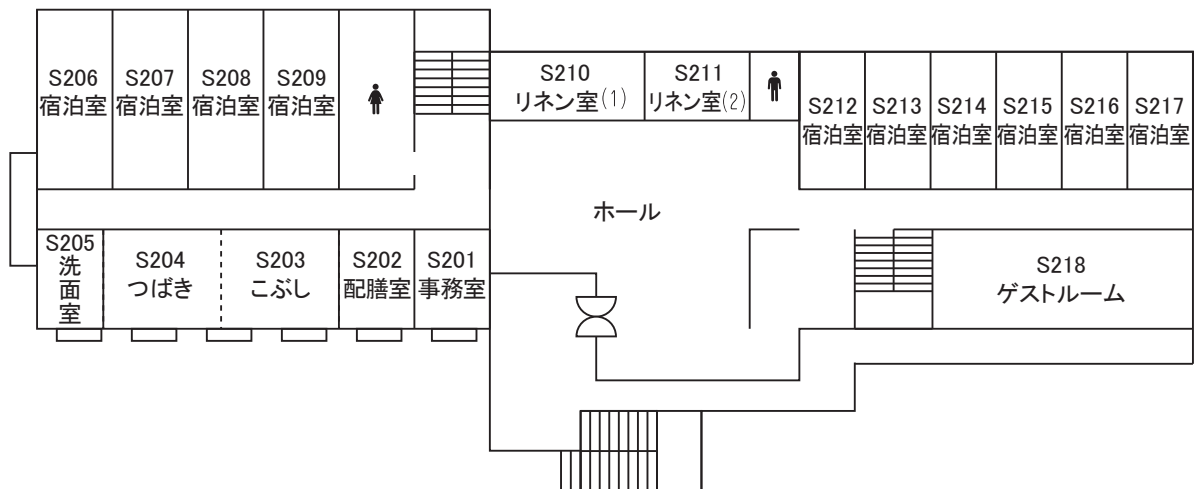


セミナーハウス

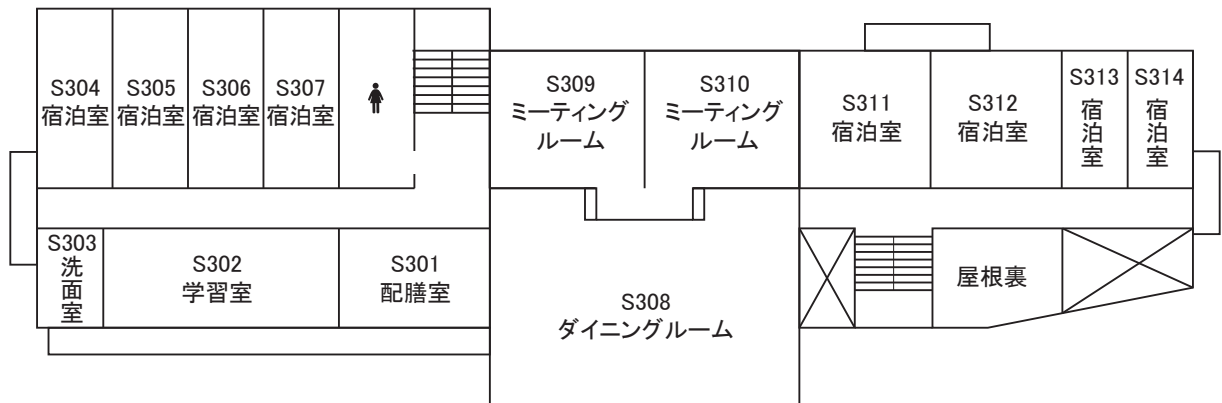
1階



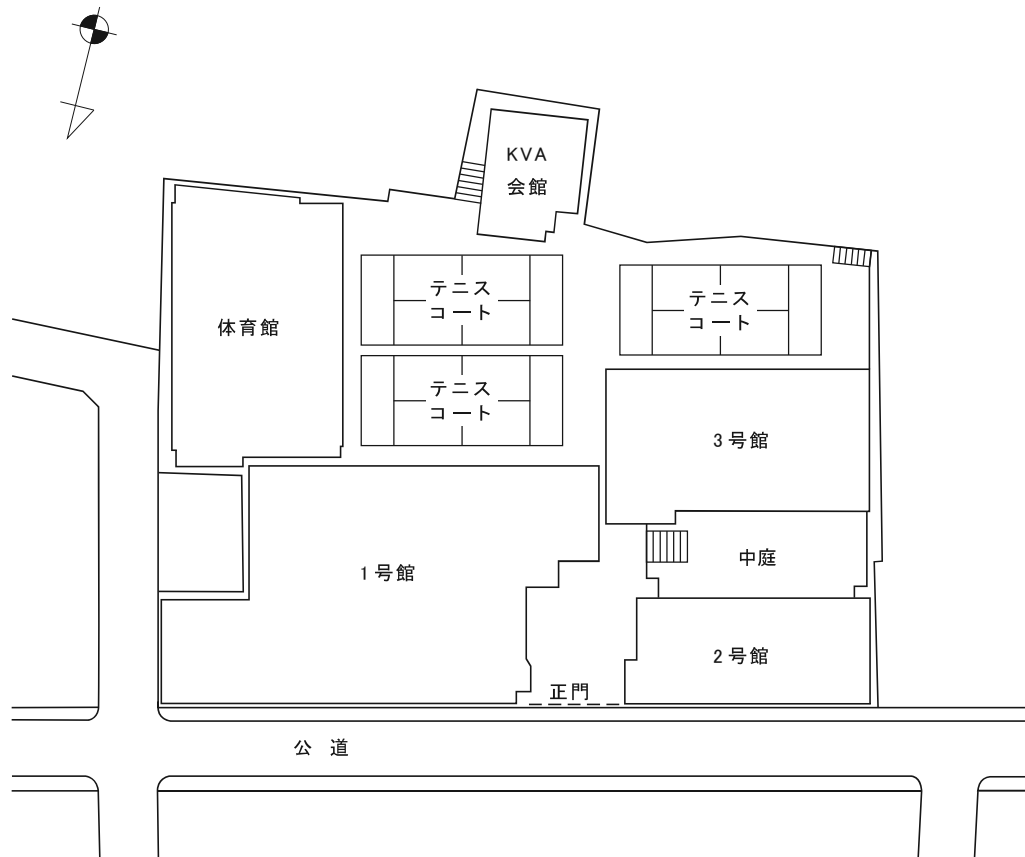
2階



3階



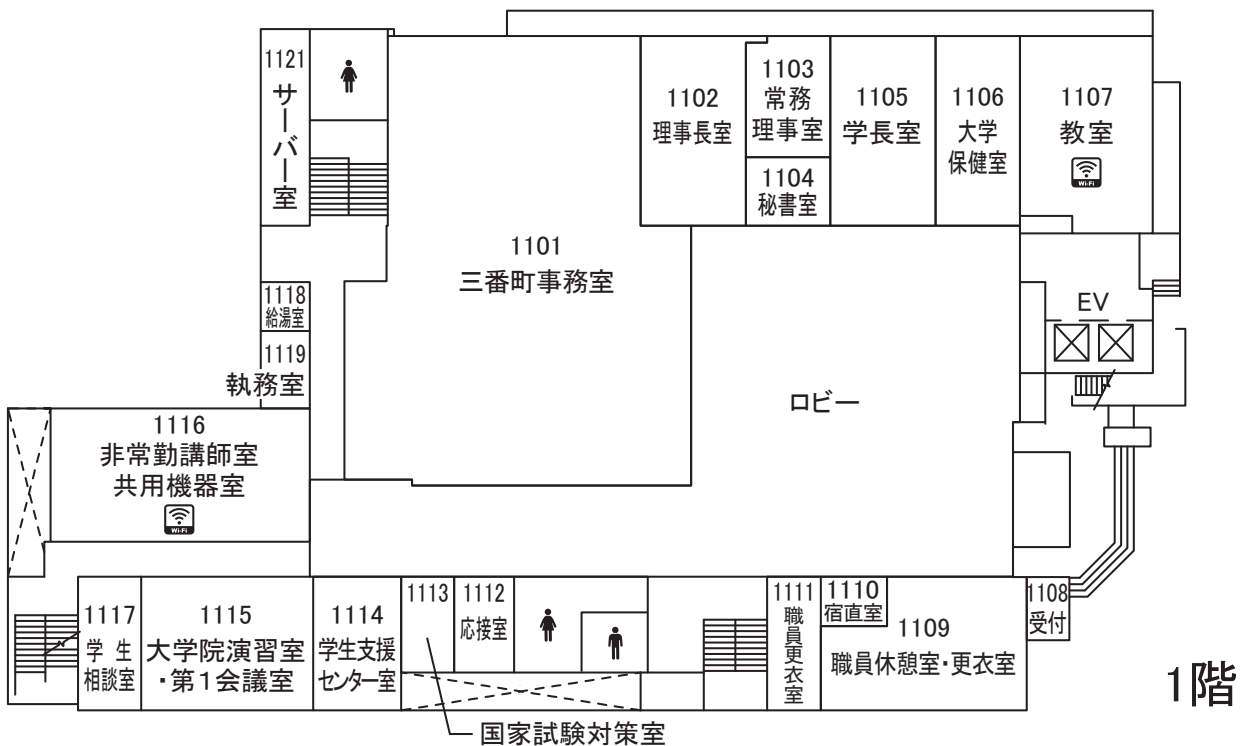
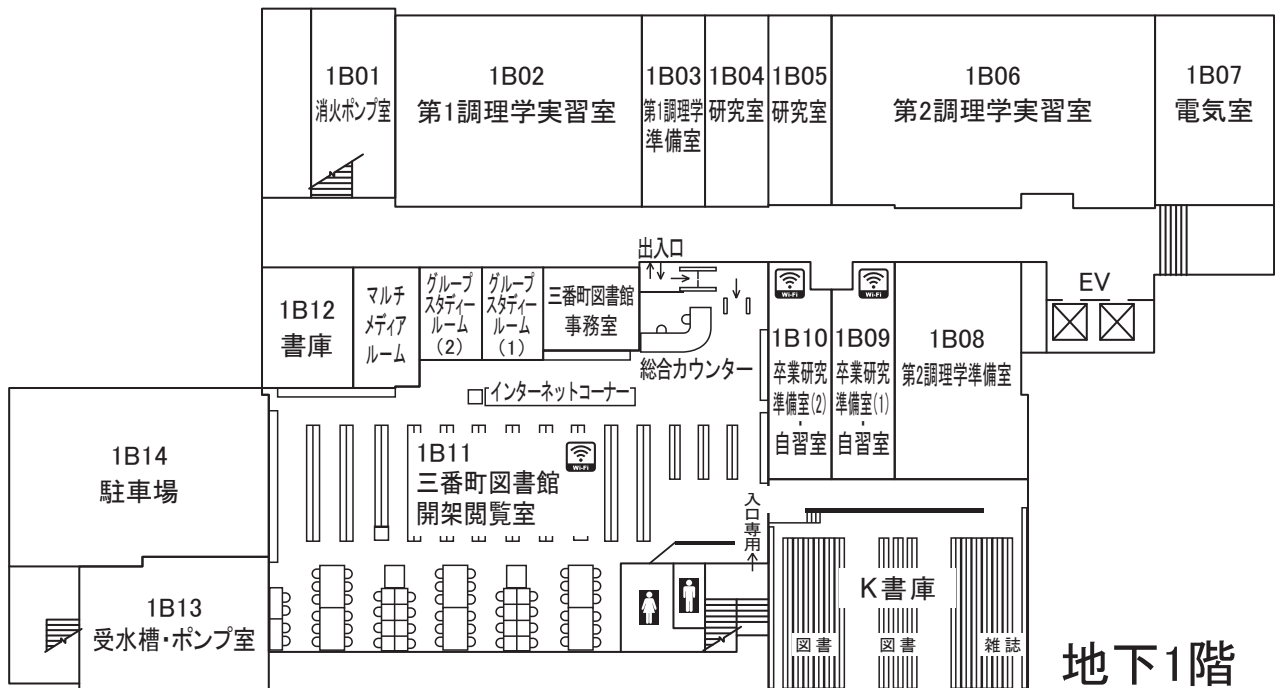
千代田三番町キャンパス建物配置図

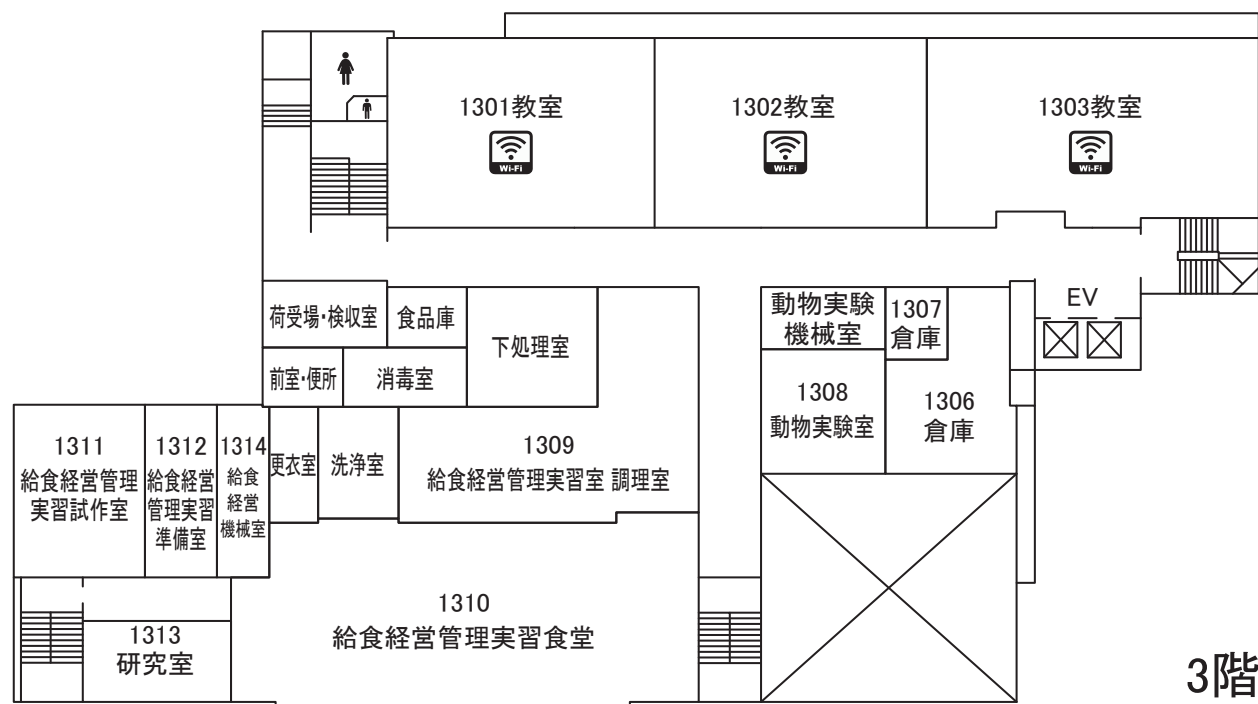
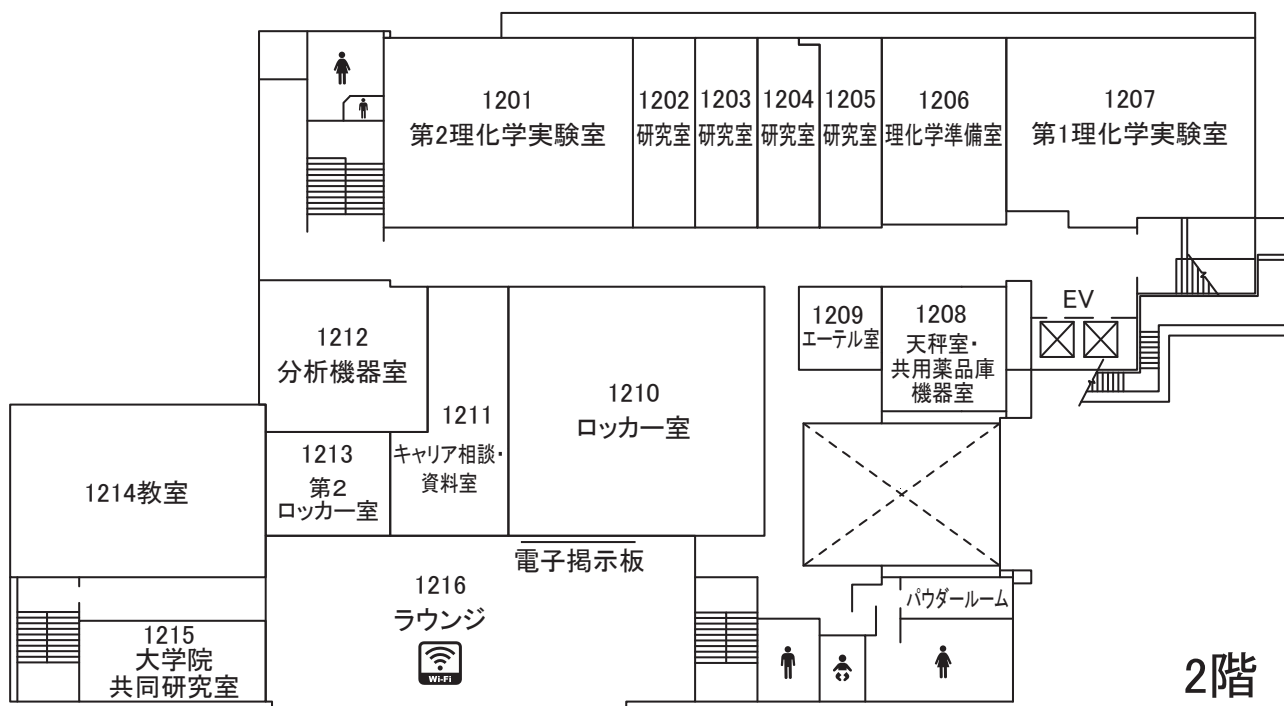


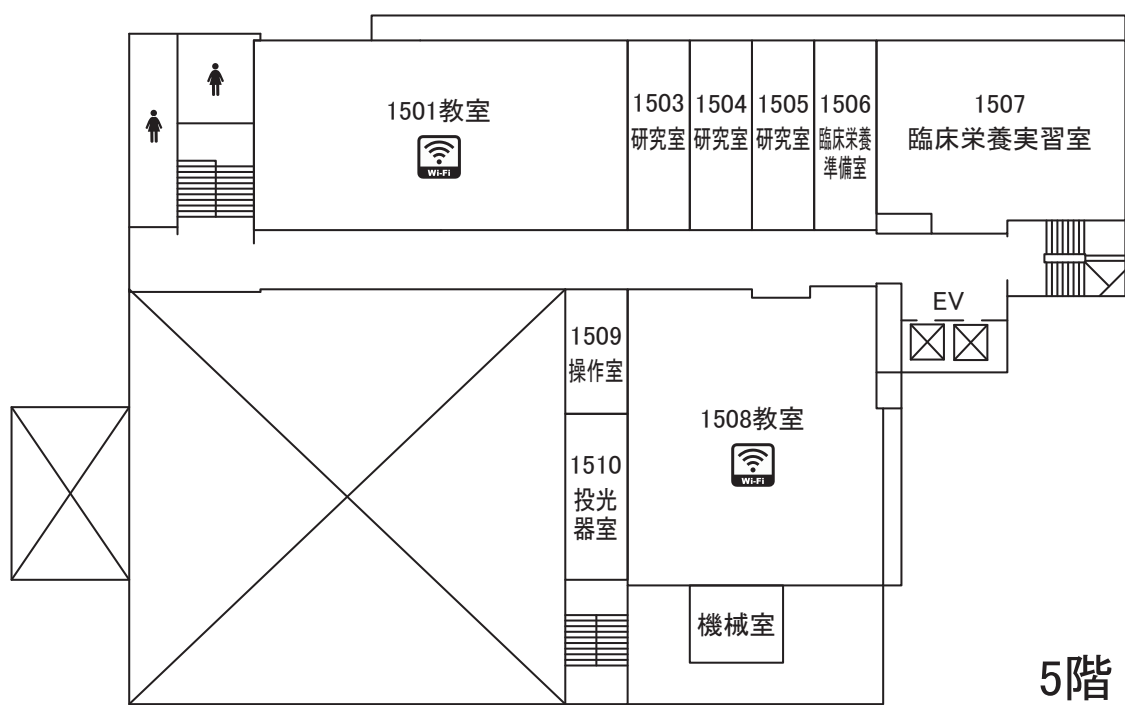
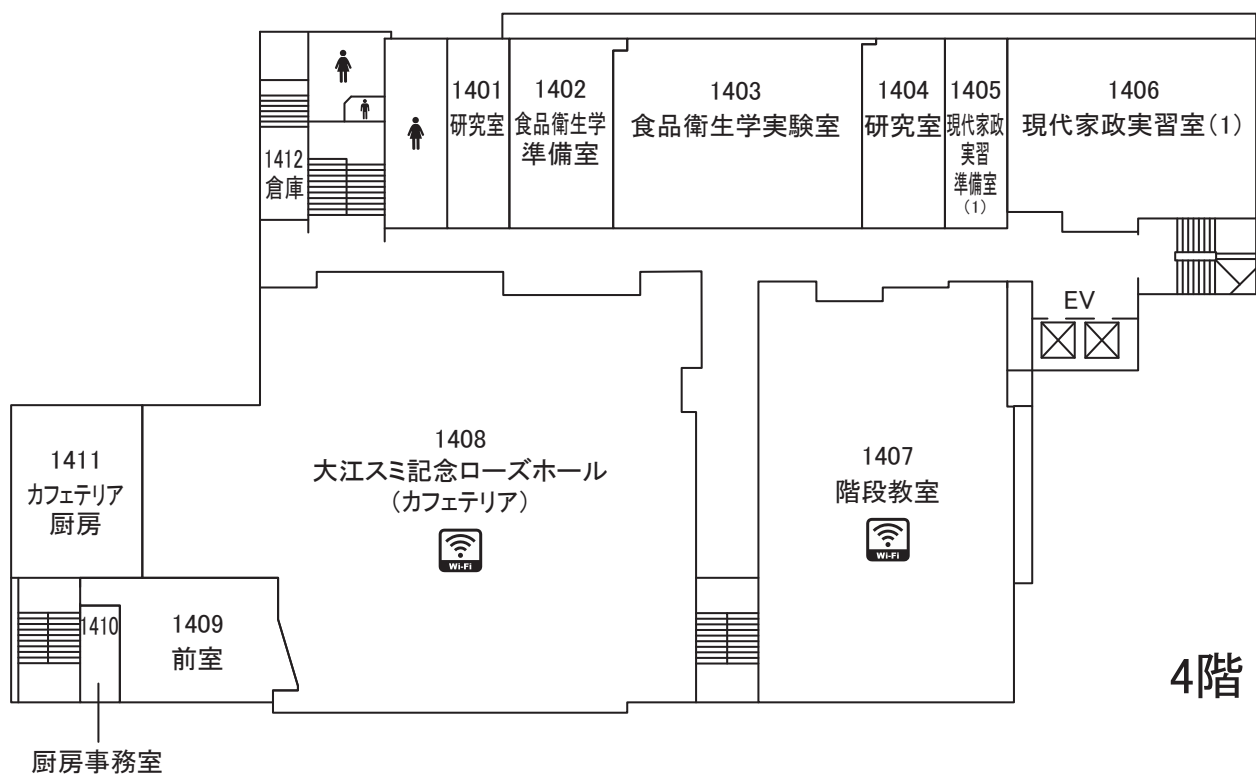
千代田三番町キャンパス案内図

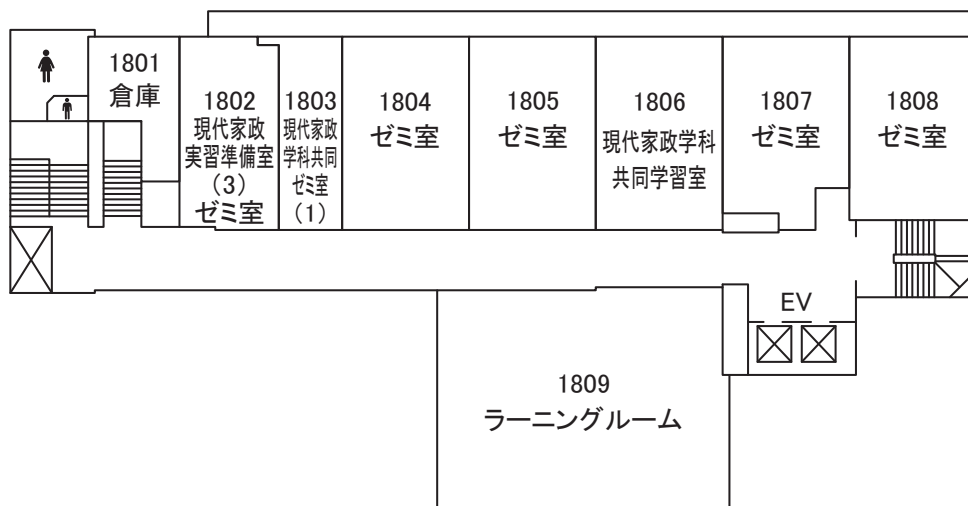
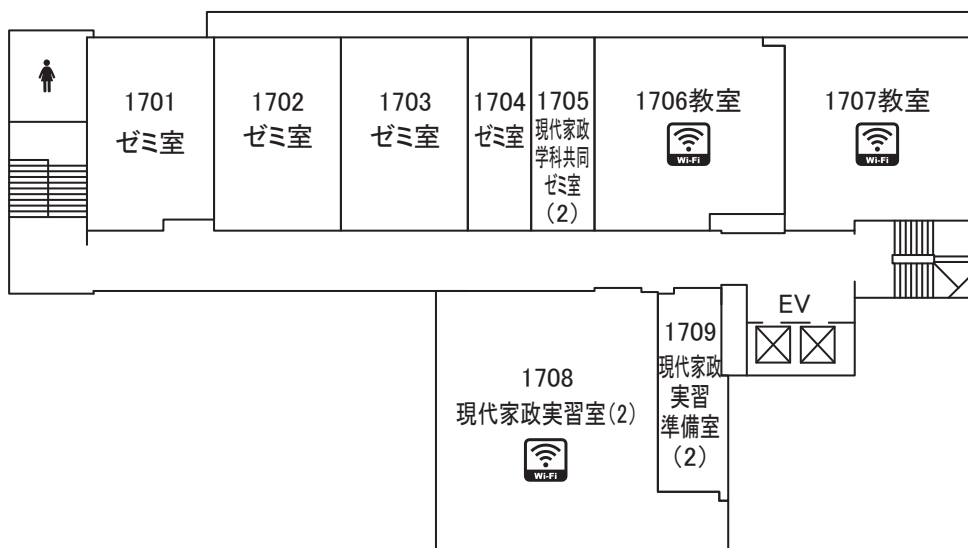
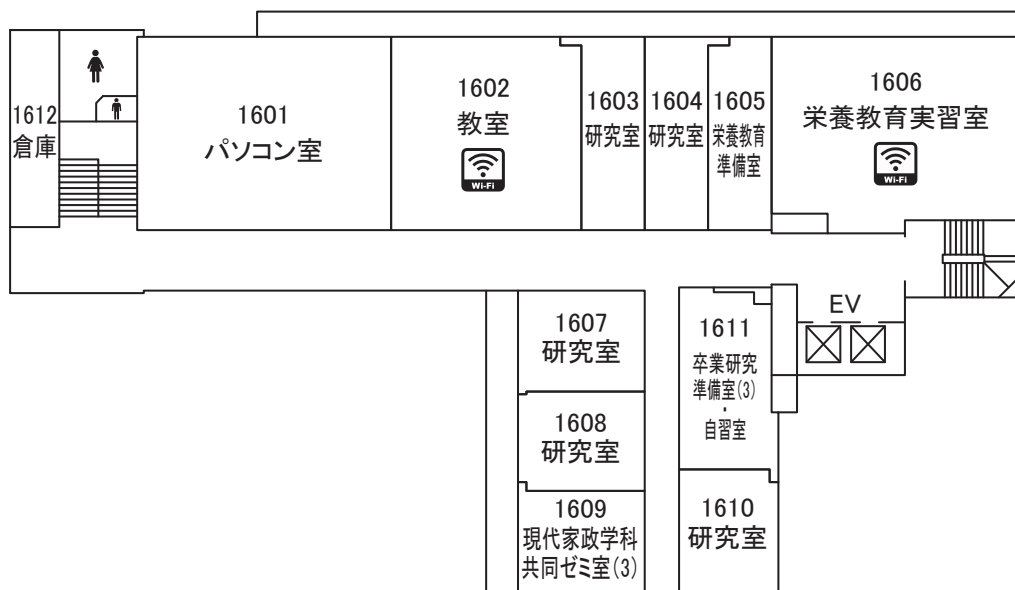


Wi-Fi アクセスポイント

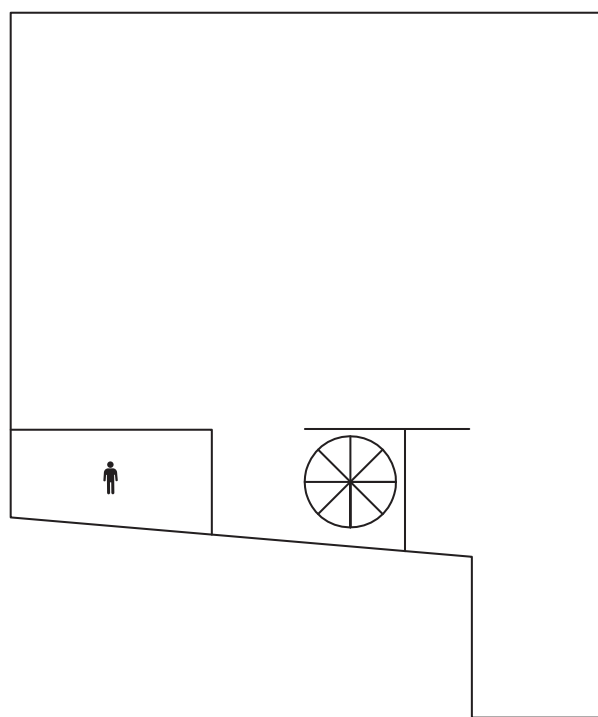




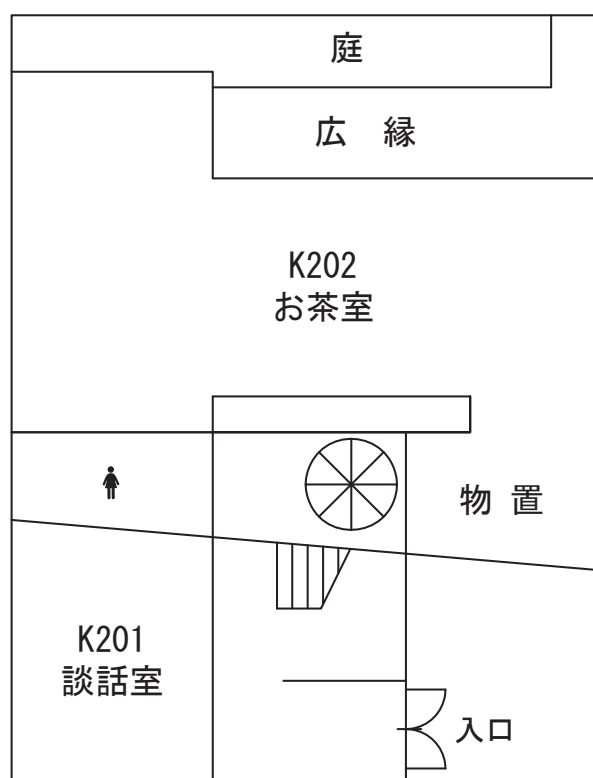




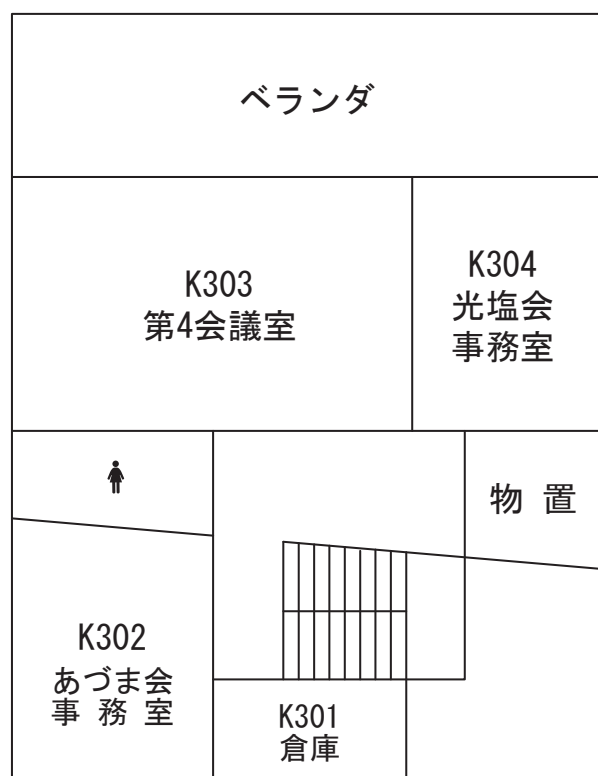
KVA会館



1階

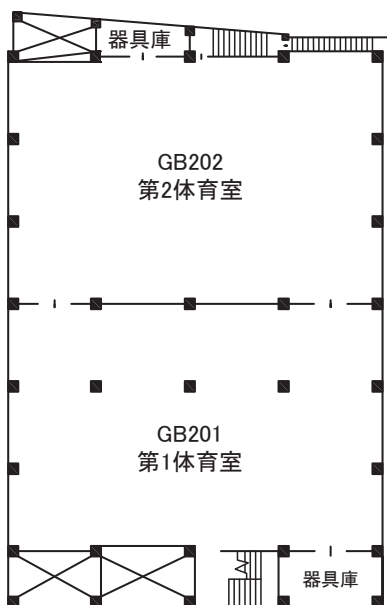


2階

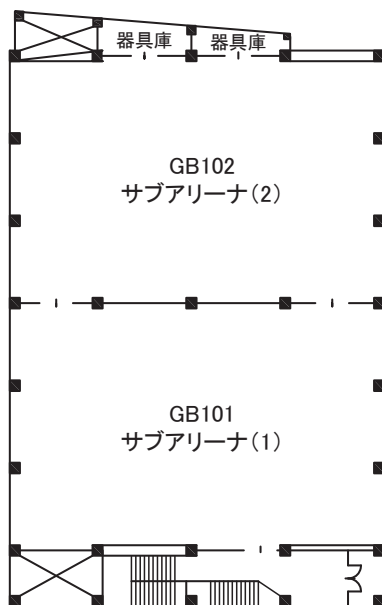


3階

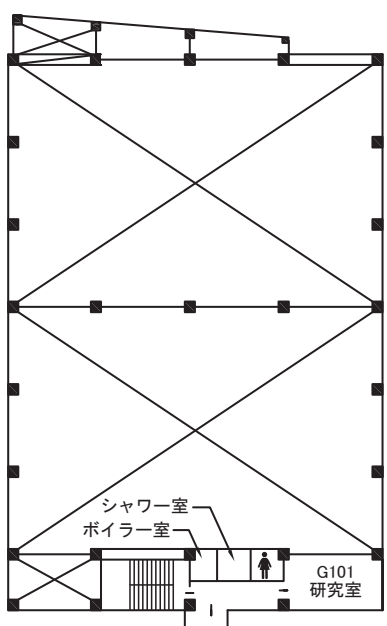
体育館



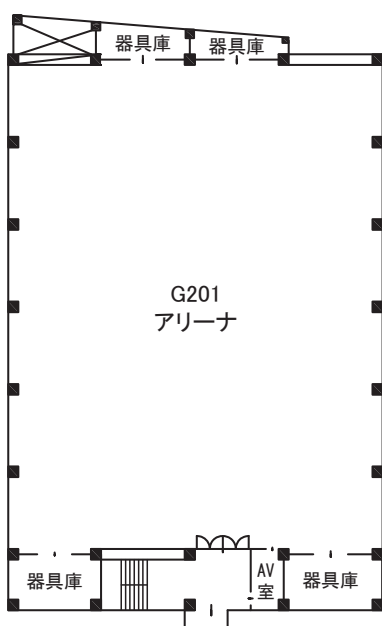
地下2階



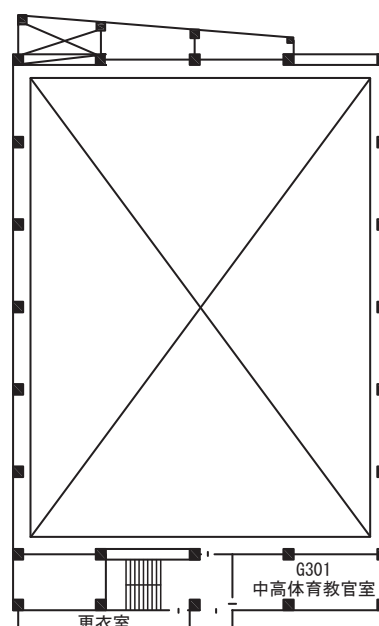
地下1階



1階



2階



3階

所在地

東京家政学院大学

【町田キャンパス】

〒194-0292 東京都町田市相原町2600番地

電話 042(782)9811

【千代田三番町キャンパス】

〒102-8341 東京都千代田区三番町22番地

電話 03(3262)2257

学 生 便 覧 令和7年度

令和7年4月1日 発行

発行 東京家政学院大学

電話 03(3262)2257

<https://www.kasei-gakuin.ac.jp/>

学籍番号 _____

氏 名 _____